養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、 子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への 養成校の協力の在り方に関する調査研究

厚 生 労 働 省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

〈報告書〉

2023年3月



報告書本文等の表記について

記述例・正式名称等	本報告書内での記載
・子ども	子ども
・こども	
・児童福祉	子ども家庭福祉
・子ども家庭福祉	
・こども家庭福祉	
・子ども家庭	
・子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修	資格検討会
等に関する検討会	
・子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修	資格検討会とりまとめ
等に関する検討会とりまとめ	
・ワーキンググループ	資格 WG
• WG	
・子ども家庭福祉における新たな資格の養成課	認定資格養成に係る教育課程
程	
・福祉系大学等における子ども家庭福祉ソーシ	
ャルワーカー(仮称)養成にかかる教育課程	
・新課程	
・新たな教育課程	
・子ども家庭福祉ソーシャルワーカー	認定資格
・子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)	
・こども家庭ソーシャルワーカー	
・スクールソーシャルワーク	過去の経緯や通知等の名称については『スクー
・スクール (学校) ソーシャルワーク	ル(学校)ソーシャルワーク』、それ以外の記載
	は「スクールソーシャルワーク」
・こども家庭福祉に係る指定研修	指定研修
ソーシャルワーク研修	SW 研修
・SW 研修	
・指定研修について、こども家庭福祉の相談援	追加研修
助業務を一定程度まで行っていない者が受講	
する追加研修	

※ただし、法律や制度、省令、省庁が作成・公開している資料に準ずる記載、並びに固有名詞については、基とした資料・固有名詞を優先し記載

「養成校におけるモデル的なカリキュラムの検討と、子ども家庭福祉の新たな資格 における指定研修等への養成校の協力の在り方に関する調査研究」 報告書

目 次

はじめに

【第1部】

第1章	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	ソーシャルワーク専門職と子ども家庭福祉の新たな資格について・・・・・・・	9
第3章	モデル的カリキュラムの検討および指定研修等への養成校の協力の在り方の検討に	
	向けたアンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
第4章	養成校ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
第5章	社会福祉士・精神保健福祉士養成課程と「子ども家庭福祉に関する新課程」の設置	
	にかかる検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
第6章	指定研修への福祉系大学等養成校の協力方法に関する検討・・・・・・・・・	151
第7章	今後の課題と提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
【第2音	邶】	
第1章	アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
1 - 1	児童相談所調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
1 - 2	2 自治体(市町村)調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
1 - 3	3 現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査・・・・・・・・・・・・・・・	216
1 - 4	! 現任者(保育士)調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	230
1 - 5	社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査・・・・・・・・	244
1 - 6	現役学生(社会福祉士・精神保健福祉士養成課程)調査・・・・・・・・・	271
1 - 7	社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査・・・・・・・・・・・・・・・・	283
1 - 8	3 アンケート調査結果に基づく現任者ルート資格取得見込み者数の推計・・・・	296
第2章	ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	301
2 - 1	養成校ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	303
2 - 2	2 有識者ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	335
2 - 3	B 職能団体ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	351

第2部 第1章

アンケート調査

1

児童相談所調査

1-1 児童相談所調査

1-1-1 調査の対象及び方法

(1)調查対象

全国の児童相談所 229 ヵ所を対象とした。なお、回答者として児童相談所所長、またはより適した 管理業務に従事している方を指定した。

(2) 調査方法

web 調査及び調査票データを電子メール、fax で回収する方法にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- ・ 調査対象者である全国の児童相談所を管轄している自治体の部門へ、厚生労働省より調査票の データ及びweb サイトのURL、二次元コードを記載したメールを送付した。
- ・ 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。また、セキュリティの関係上 web サイトに接続できない児童相談所からは、fax や電子データいて回収した。

1-1-2 調査内容

調査内容は以下である。

- ・ 回答者の性別、年齢
- 回答者の役職
- 回答者の児童相談所における通算経験年数
- 児童相談所における所長(若しくは管理職)としての経験年数
- ・ 回答者の保有している資格
- 回答者の採用区分
- 児童相談所が設置されている都道府県
- 児童相談所の運営主体
- 児童相談所の管轄人口(全人口・18歳未満人口)および面積
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの人数、またそのうち社会福祉士もしくは精神保健福祉士を所持 している職員の人数
- ・ 児童福祉司 (スーパーバイザーを除く) の人数、またそのうち社会福祉士もしくは精神保健福祉士を所持している職員の人数
- 傷病による休職している児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司の有無
- 令和3年度に新規受理した件数(再受理した件数を含む)
- ・ 相談種別毎の児童福祉司 (スーパーバイザー含む) のが感じる困難感の程度
- ・ 児童相談所において児童福祉司スーパーバイザーおよび児童福祉司として必要な資質を備えた人員を確保することに対する困難感の程度
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上することに対する困難感の程度、また資質向上において困難を感じている場合はその理由

- 児童福祉司(スーパーバイザー除く)を専門職として育成することに困難さを感じているか、 困難を感じている場合、その理由
- ・ 今回児童福祉法改正によって検討されている「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」の導入は、上記の児童福祉司スーパーバイザーの資質向上および児童福祉司(スーパーバイザー除く)の育成における困難の解消につながると思うか
- ・ 今後、児童相談所における児童福祉司として、新たな認定資格を取得する者を採用する際の意 向(養成ルートごと)
- ・ 児童福祉司に就く職員を雇用する際に重視する事項とその程度
- ・ 社会福祉士養成に向けた実習(相談援助実習)を受け入れることについての意向
- ・ 2020 年度から 2022 年度にかけて社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)の実習指導者 要件を満たす職員の在籍状況
- ・ 2020 年度から 2022 年度において社会福祉士になるための実習(相談援助実習)を受け入れた 実績
- ・ 2020 年度から 2022 年度までの社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)の受け入れ人数 (合計)
- ・ 社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)を受け入れたことのねらい
- ・ 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由
- ・ 新たな認定資格に福祉系大学ルートを設けることとした場合、「子ども家庭福祉専門科目」に 実習(時間数未定)を位置づけることも考えられるが、この実習を受け入れることに対する現 時点での意向
- ・ 実習を受け入れる場合の心配なこと、または実習を受け入れることが難しい理由
- ・ ソーシャルワークの様々な技術について、児童福祉司 (スーパーバイザー含む) の役割を遂行 する上でどの程度重要か

1-1-3 調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間: 2022 年 10 月 11 日~11 月 30 日

回収数:142件(回収率62.0%)

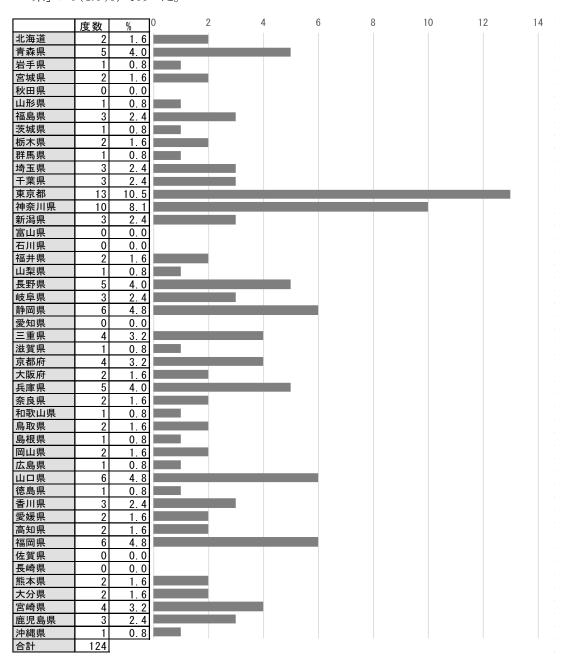
1-1-4 調査結果

Q1. 現在児童相談所の所長もしくは管理的業務に就いているか (N=124) 回答者の 99.2%が「所長もしくは管理的業務に就いている」と回答した。

	度数	%	0	25	50	75	100	125
はい	123	99. 2						
いいえ	1	0. 8						
合計	124							

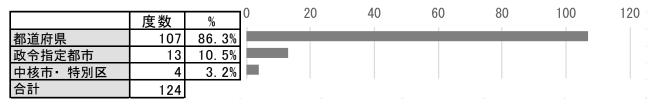
Q2. 児童相談所が所在する都道府県(N=124)

最も多いのが「東京都」で 13(10.5%)、次に「神奈川県」の 10(8.1%)、そして「静岡県」「山口県」「福岡県」の 6(4.8%)であった。



Q3. 児童相談所の運営主体(N=124)

児童相談所の運営主体は「都道府県」が86.3%で最も多かった。



Q4. 児童相談所の管轄区の人口と管轄区面積

児童相談所の管轄区の人口では「25万人以上50万人未満」(26.6%)が最も多く、次いで「25万人未満」(25.8%)であった。管轄区の18歳未満人口では「25,000人以上50,000人未満」(24.2%)が最も多く、次いで「100,000人以上150,000人未満」(23.4%)であった。自治体の18歳未満人口の割合では「14%以上15%未満」(29.8%)が最も多かった。管轄区の面積では「500km²以上1,000km²未満」(21.4%)が最も多かった。

Q4-1. 管轄区の全人口(N=124)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35
25万人未満	32	25. 8%								
25万人以上50万人未満	33	26. 6%								
50万人以上75万人未満	23	18. 5%								
75万人以上100万人未満	19	15. 3%								
100万人以上250万人未	17	13. 7%								
合計	124		-							

Q4-2. 管轄区の18歳未満人口(N=124)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30
25,000人未満	17	13. 7%							
25,000人以上50,000人未満	30	24. 2%							
50,000人以上75,000人未満	20	16. 1%							
75,000人以上100,000人未満	13	10. 5%							
100,000人以上150,000人未満	29	23. 4%							
150,000人以上300,000人未満	15	12. 1%							
合計	124		•						

Q4-add. 自治体の18歳未満人口の割合(%)(N=124)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35	40
13%未満	21	16. 9%									
13%以上14%未満	27	21. 8%									
14%以上15%未満	37	29. 8%									
15%以上16%未満	25	20. 2%									
16%以上25%未満	14	11. 3%									
合計	124		·								

Q4-3. 管轄区の面積(N=124)

			• ^	г	10	4.5	00	٥٦
	度数	%	0	5	10	15	20	25
100Km2未満	12	10. 3%						
100Km2以上500Km2未満	19	16. 2%						
500Km2以上1,000Km2未満	25	21. 4%						
1,000Km2以上1,500Km2未満	21	17. 9%						
1,500Km2以上2,000Km2未満	13	11. 1%				I		
2,000Km2以上5,000Km2未満	21	17. 9%						
5, 000Km2以上9, 000Km2未満	6	5. 1%						
合計	117		-					
入力ミス(35000㎞2以上)	7							

Q5. 児童福祉司スーパーバイザーの人数

児童福祉司スーパーバイザーの人数では「4人」(21.3%)が最も多く、次いで「6人~10人」(19.7%)、「2人」(18.9%)の順で多かった。また児童福祉司スーパーバイザーのうち、社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者数は「0人」「1人」がともに 28.1%と最も多かった。

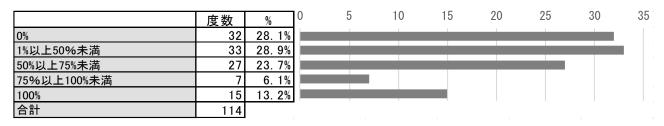
Q5-1. 児童福祉司スーパーバイザーの人数(N=122)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30
1 人	14	11. 5%							
2 人	23	18. 9%							
3 人	15	12. 3%							
4 人	26	21. 3%							
5 人	14	11. 5%							
6 人~10人	24	19. 7%							
11人~20人	6	4. 9%							
合計	122		="						

Q5-2. 児童福祉司スーパーバイザーのうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数(N=114)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35
0 人	32	28. 1%								
1 人	32	28. 1%								
2 人	26	22. 8%								
3 人~5 人	20	17. 5%								
6 人~15人	4	3. 5%								
合計	114		•'							

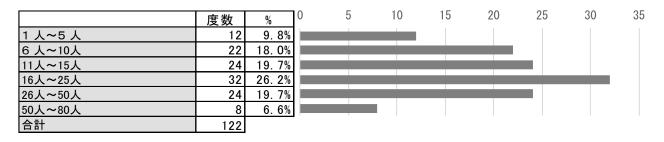
Q5-add. 児童福祉司スーパーバイザーのうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数の割合(N=124)



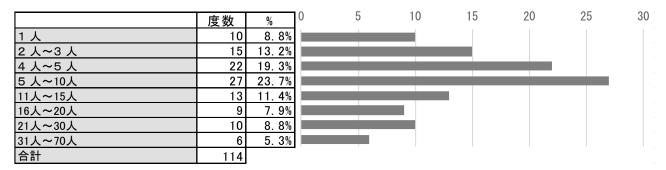
Q6. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)の人数

スーパーバイザーを除く児童福祉司の人数では「16 人~25 人」(26.2%)が最も多く、次いで「11 人~15 人」「26 人~50 人」がともに 19.7%であった。スーパーバイザー以外の児童福祉司のうち社会福祉士・精神保健福祉士の保有資格者は「5 人~10 人」(23.7%)が最も多く、次いで「4 人~5 人」(19.3%)であった。

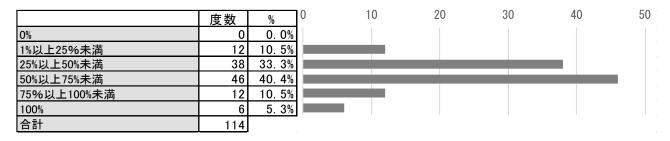
Q6-1. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)の人数(N=122)



Q6-2. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)のうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数(N=114)

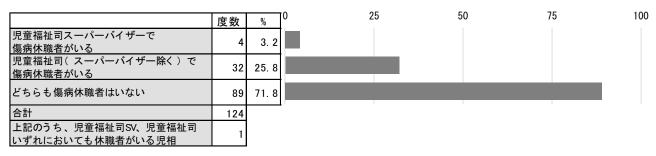


Q6-add. 児童福祉司(スーパーバイザー以外)のうち社会福祉士・精神保健福祉士保有者数の割合(N=114)



Q7. 児童福祉司 SV,児童福祉司のうち傷病による休職者の有無(N=124, MA)

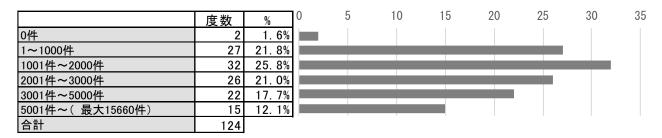
「どちらも傷病休職者はいない」(71.8%)が最も多く、次いで「児童福祉司(スーパーバイザー除く)で傷病休職者がいる」(25.8%)であった。また、「児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司いずれにおいても傷病休職者がいる」と回答した児童相談所は1か所であった。



Q8. 令和3年度の新規受理相談件数(再受理した件数を含む)

※令和3年度福祉行政報告例に提出した数値

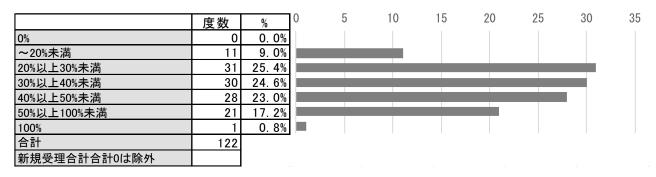
令和3年度の福祉行政報告例に提出した数値において、新規受理相談件数の合計では「1001件~2000件」(25.8%)が最も多く、次いで「1件~1000件」(21.8%)、「2001件~3000件」(21.0%)の順で多かった。 新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の件数では「101件~500件」(28.2%)が最も多く、次いで「501件~1000件」(25.0%)、「1001件~2000件」(24.2%)の順で多かった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の割合では「20%以上30%未満」が25.4%と最も多く、次いで「30%以上40%未満」(24.6%)、「40%以上50%未満」(23.0%)の順で多かった。 Q8-1. 令和 3 年度 新規受理相談件数 合計(養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他の相談の計)((N=124)



Q8-2. 令和3年度 新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち))件数(N=124)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35
0件	2	1. 6%								
1~100件	11	8. 9%								
101件~500件	35	28. 2%								
501件~1000件	31	25. 0%								
1001件~2000件	30	24. 2%								
2001件~(最大4,422件)	15	12. 1%								
合計	124		-							

Q8-2add. 令和3年度 新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち)の割合)(N=122)



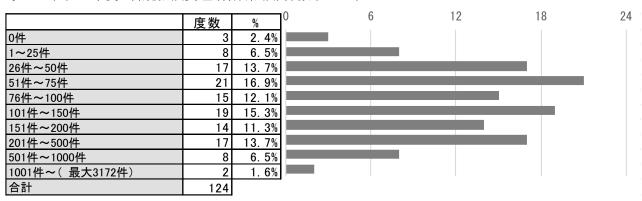
Q8-3. 令和3年度 新規相談受理(障害相談)件数(N=123)

			10	5	10	15	20	25	30	35
	度数	%	U	5	10	10	20	20	30	33
0件	3	2. 4%								
1~100件	4	3. 3%								
101件~250件	16	13.0%								
251件~500件	24	19. 5%								
501件~750件	28	22. 8%								
751件~1000件	12	9.8%								
1001件~2000件	19	15. 4%								
2001件~(最大5098件)	17	13. 8%								
合計	123		-							

Q8-3add. 令和3年度 新規相談受理(障害相談の割合)(N=121)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30
0%	1	0. 8%							
~20%未満	19	15. 7%							
20%以上30%未満	24	19. 8%							
30%以上40%未満	28	23. 1%							
40%以上50%未満	25	20. 7%							
50%以上100%未満(最大60.4%)	24	19. 8%							
100%	0	0. 0%							
合計	121		-						
新規受理合計合計0は除外									

Q8-4. 令和 3 年度 新規相談受理(育成相談)件数(N=124)



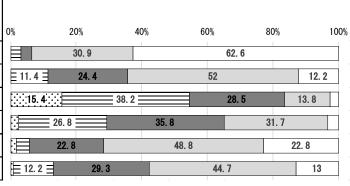
Q8-4add. 令和3年度 新規相談受理(育成相談の割合)(N=561)(N=122)

				_	10	4.5	0.0	٥٦	0.0	0.5
	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35
0%	0	0. 0%								
~3%未満	22	18.0%								
3%以上5%未満	33	27. 0%								
5%以上10%未満	42	34. 4%								
10%以上20%未満	15	12. 3%								
20%以上100%未満(最大39.9%)	9	7. 4%								
100%	0	0.0%								
合計	122		•							
新規受理合計合計0は除外										

Q9. 各種類の相談対応における児童福祉司(スーパーバイザー含む)の困難感(N=123)

養護相談に含まれる児童虐待相談では「とても困難を感じている」が 77(62.6%)で最も多く、「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると 119(96.8%) が「困難を感じている」と回答した。

	まったく 困難は 感じて いない	あまり 困難は 感じない	少し 困難を 感じて いる	まあまあ 困難を 感じて いる	とても 困難を 感じて いる
養護相談(児童虐待相談)	0	4	4	38	77
養護相談(その他の相談)	0	14	30	64	15
保健相談	19	47	35	17	3
障害相談	3	33	44	39	4
非行相談	2	5	28	60	28
育成相談	1	15	36	55	16



Q10. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)に必要な資質を備えた人員確保における困難感(N=123) 児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司(スーパーバイザー除く)ともに「とても困難を感じている」が最も多く、全体の90%以上が「困難を感じている」と回答した。

	まったく 困難は 感じて いない	あまり 困難じ いない	少し 困難を 感じて いる	まあまあ 困難を 感じて いる	困難を感じて	0%	20%	40%	60%	80	0% 100%
児童福祉司スーパーバイザー	0	3	16	36	68	13	29. 3			55. 3	
児童福祉司(SV除く)	0	1	11	45	66	8. 9	36. 6			53. 7	

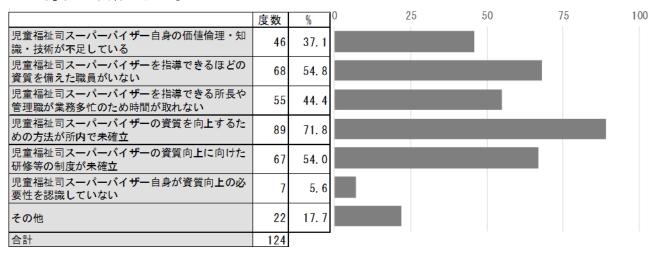
Q11. 児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上することの困難感(N=123)

「まあまあ困難を感じている」が最も多く、全体の90%以上が「困難を感じている」と回答した。

	まったく 困難は 感じて いない	あまり 困難じて いない	少し 困難を 感じて いる	まあまあ 困難を 感じて いる	と 困難を 感じ いる	0%	20%	40%	60%	80%	100%
困難感	0	10	25	48	40	8. 1	20. 3	39		32. 5	

Q12. 児童福祉司スーパーバイザーの資質向上における困難感の理由(N=123,MA)

「児童福祉司スーパーバイザーの資質を向上するための方法が所内で未確立」が 89(71.8%)で最も多く、次いで「児童福祉司スーパーバイザーを指導できるほどの資質を備えた職員がいない」が 68(54.8%)、「児童福祉司スーパーバイザーの資質向上に向けた研修等の制度が未確立」が 67(54.0%)の順で多かった。その他の自由記述には、「事務職を中心としたジョブローテーションであったため、中堅職員がほとんどいない」「スーパーバイザーが業務多忙」「国のスーパーバイザー任用基準が実践現場の実態とあわず苦労している」などの回答があった。



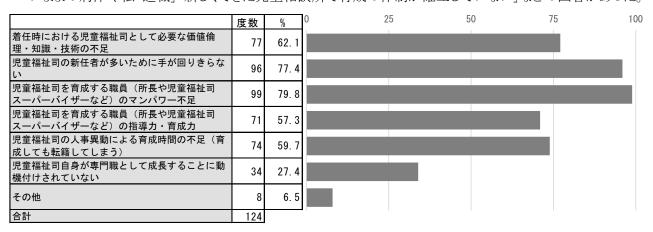
Q13. 児童福祉司を専門職として育成することの困難感(N=123)

「まあまあ困難を感じている」が最も多く、全体の90%以上が「困難を感じている」と回答した。

	困難は 感じて いない	困難は 感じて いない	困難を 感じて いる	困難を 感じて いる	困難を 感じて いる	0%	20%	40%	60%	80%	100%
困難感	0	4	19	54	46		15. 4	43. 9		37. 4	

Q14. 児童福祉司の育成における困難感の理由(N=124,MA)

「児童福祉司を育成する職員(所長や児童福祉司スーパーバイザーなど)のマンパワー不足」が 99 (79.8%)で最も多く、次いで「児童福祉司の新任者が多いために手が回りきらない」が 96 (77.4%)であった。 その他の自由記述には、「児童福祉司業務の負担の大きさから、異動希望者が多い」「職務に適応できないままの病休や転・退職」「新しくできた児童相談所で育成の体制が確立していない」などの回答があった。



Q15. 新たな認定資格の導入による児童福祉司(スーパーバイザー含む)の資質向上・育成の困難感解消への期待(N=123)

児童福祉司スーパーバイザー、児童福祉司(スーパーバイザー除く)ともに「資格の概要がまだ見通せないためわからない」が最も多かった。

	困難の 解消は 期待 できない	困 解 期 消 ま 待 で さ い た い た い た い た い た い た い た い た い た い	困難消し が 少期 で	困難の 解消が 期待 できる	資格の 概要だ 見通せ ないため わからない	D% 20%	40%	60%	80%	100%
児童福祉司スーパーバイザー	17	36	29	4	37	::13.8::	29. 3	23. 6	3. 3	30. 1
児童福祉司(SV除く)	15	32	34	5	37	12. 2 :	26	27. 6	4. 1 3	30. 1

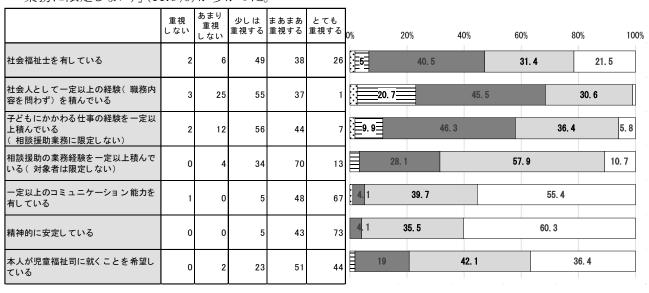
Q16.新資格取得の各ルートにおける資格取得者の児童福祉司としての採用意向(N=121)

どのルートでも「資格について未確定であるため現時点では判断できない」が最も多かった。「積極的である」「どちらかというと積極的である」の合計では、「現任者ルートのうち保育士の実務経験4年から資格を取得する者(中途採用)」よりも「既存の社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルートから資格を取得する者(中途採用)」の方が多かった。

		採用につい て消極的で ある	採用につい てどちらか というと消 極的である	いえない	採用につい てどちらか というと積 極的である	採用につい て積極的で ある	0%	21	0%	40%	60%	809	6	100%
既存の社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルートから資格を取得する者(中途採用)	37	1	0	35	37	11		30.6		28. 9		30. 6		9. 1
子ども家庭福祉分野における現 任者ルートのうち保育士の実務 経験4年から資格を取得する者 (中途採用)		3	8	41	19	6		36.		6. 6	33. 9		15. 7	5
福祉系大学ルート から資格を取得する者(新卒採用)	38	3	0	31	36	13		31.4		25. 6		29. 8	1	0. 7

Q17. 児童福祉司に就く職員を雇用する際に重視する保有資格等(N=121)

「とても重視する」では「精神的に安定している」(60.3%)、「一定以上のコミュニケーション能力を有している」(55.4%)が最も多く、「重視しない」「あまり重視しない」の合計では「社会人として一定以上の経験(職務内容を問わず)を積んでいる」(23.2%)、「子どもにかかわる仕事の経験を一定以上積んでいる(相談援助業務に限定しない)」(11.6%)が多かった。

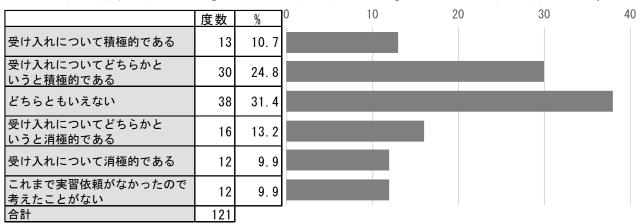


Q18. 児童福祉司を雇用する際に重視すること(Q17以外)

自由記述の回答では「児童福祉司を採用、雇用するのは人事課で、児童相談所長に一切権限はない」 「児童福祉司として採用する形を採っていない」「児童相談所が直接雇用していないため、県が採用試験の際に何を重視しているのか不明」「採用については本庁で一括して行うため、各児童相談所には権限がない」「職員の採用は人事委員会において行われ、児童相談所が望む人材が採用されるとは言えない」「福祉職としての採用のため児童福祉司として特化していない」などの採用に関して重視したいが、組織の問題で難しいという回答がみられた。また、「子どもを含めた対人援助(ケースワーク)、関係機関との連携・協働などに抵抗がないこと」「他の専門職の意見を理解し協力できる。ケース支援を念頭に置いたケースの見立てができる」など、多職種・多機関と連携・協調する能力についても回答がみられた。

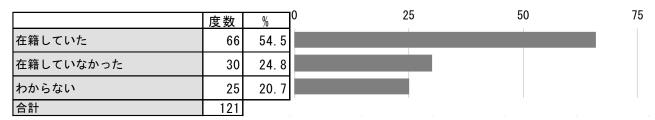
Q19. 社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れることについての意向(N=121)

「どちらともいえない」が 38(31.4%)で最も多く、「積極的である」「どちらかというと積極的である」をあわせると 43(35.5%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」をあわせると 28(23.2%)であった。



Q20. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習(相談援助実習)の実習指導者要件を満たす職員の在籍状況(N=121)

「在籍していた」が54.5%、「在籍していなかった」が24.8%であった。

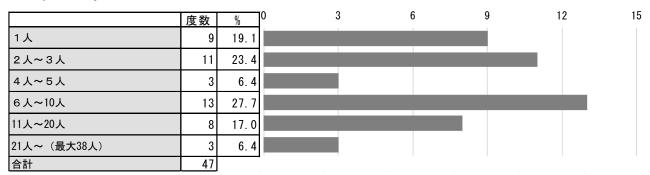


Q21. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れた実績(N=121) 「ある」が 38.8%、「ない」が 61.2%であった。

	度数	%	0 25	5	75
ある	47	38.8			
ない	74	61. 2			
合計	121		•		

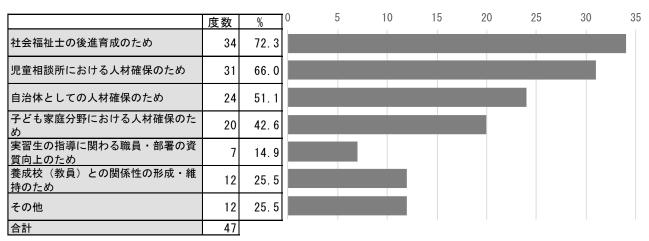
Q22. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習(相談援助実習)受け入れ人数(N=47)

「6 人~10 人」が 13(27.7%)で最も多く、次いで、「2 人~3 人」が 11(23.4%)、「1 人」が 9(19.1%)の順で多かった。



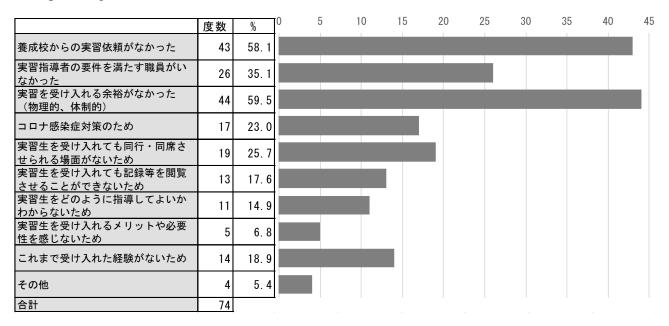
Q23. 社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)を受け入れたねらい(N=47,MA)

「社会福祉士の後進育成のため」が 34(72.3%)で最も多く、次いで「児童相談所における人材確保のため」が 31(66.0%)、「自治体としての人材確保のため」が 24(51.1%)の順で多かった。



Q24. 社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)を受け入れていない理由(N=74,MA)

「実習を受け入れる余裕がなかった(物理的、体制的)」が 44(59.5%)で最も多く、次いで「養成校からの 実習依頼がなかった」が 43(58.1%)、「実習指導者の要件を満たす職員がいなかった」が 26(35.1%)の順 で多かった。



Q25. 福祉系大学ルートにおける「子ども家庭新資格にかかる実習」を受け入れる意向(N=121)

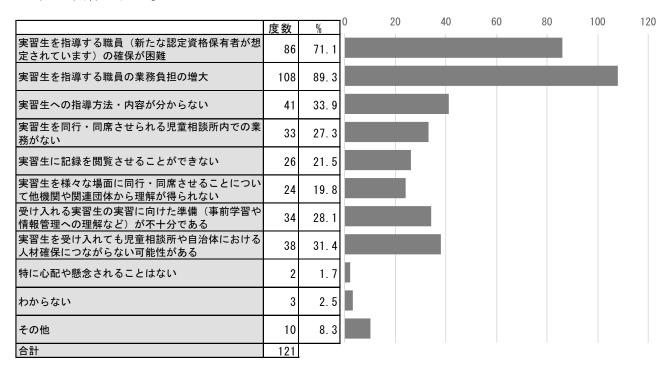
「どちらともいえない」39(32.2%)が最も多く、「積極的である」「どちらかというと積極的である」をあわせると23(19.0%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」をあわせると29(24.0%)であった。

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35	40
受け入れについて積極的である	8	6. 6									
受け入れについてどちらかと いうと積極的である	15	12. 4									
どちらともいえない	39	32. 2									
受け入れについてどちらかと いうと消極的である	19	15. 7					ı				
受け入れについて消極的である	10	8. 3									
資格や実習の概要が未確定のため 判断できない	30	24. 8									
合計	121										

Q26. 子ども家庭新資格の実習を受け入れる場合の心配なこと・難しい理由(N=121, MA)

「実習生を指導する職員の業務負担の増大」が 108(89.3%)で最も多く、次いで「実習生を指導する職員 (新たな認定資格保有者が想定されています)の確保が困難」が 86(71.1%)で多かった。

その他の自由記述には、「同行・同席させた場合に保護者からの反発が予想される」「実習生を受け入れる物理的執務スペースがない」「地理的に不便で、日中のみの実習でも宿泊施設を確保する必要が出てくる」などの回答があった。



Q27·28. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)の役割を遂行する上での重要度

どの項目においても「とても重要である」が最も多かったが、なかでも「支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント」と「緊急性を踏まえた支援が必要な人への相談援助(ソーシャルワーク)(危機介入含む)」は全体の90%以上が「とても重要である」と回答した。

		重要 ではない	あまり 重要 ではない	まあまあ 重要で ある	とても 重要で ある	0%	10%	20%	30	0%	40%	50%	60%	70	%	80%	90%	100%
1.	支援が必要な人々の 早期発見・早期介入	0	2	24	95		19. 8						78.	5				
2 .	支援が必要な人がいる 世帯全体のアセスメント	0	2	10	109	8. 3						9(D. 1					
3 .	各世帯員の特性を踏まえた 世帯全体に対する相談援助 (ソーシャルワーク)	0	0	23	98		19						81					
4 .	経済的状況(困窮・貧困)を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	0	3	46	72			38	}					59.	. 5			
5 .	地域の特性や近隣住民との関係性を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	0	10	51	60	8. 3			42.	. 1					49.	6		
	緊急性を踏まえた支援が必要な 人への相談援助 (ソーシャルワーク)(危機介入含む)	0	1	10	110	8. 3						90). 9					
7.	フォーマル・インフォーマルな 社会資源の機能・役割および それらの関係性の把握	0	1	44	76			36. 4						62. 8	3			
8 .	フォーマル・インフォーマルな 社会資源の活用および調整 (コーディネート)	0	2	37	82		30	D. 6						67. 8				
9 .	多機関・多職種の連携・協働 体制の構築(ネットワーキング)	0	1	23	97		19						80. 2					
10.	自組織のアセスメント と課題把握 および改善に向けた取り組み	0	3	45	73			37.	2					60.	3			
11.	社会において弱い立場にある者の 権利擁護(アドボカシー)	0	2	44	75			36. 4						62				

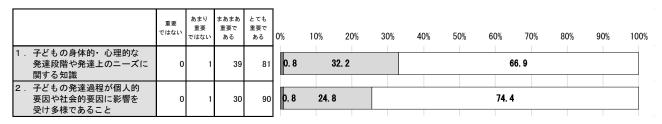
Q29. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)の役割を遂行する上での重要度

どの項目においても「とても重視である」が最も多く、「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせる と全体の 90%以上が「重要である」と回答した。

	重要ではない	あまり 重要 ではない	まあまあ 重要で ある	重要で	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1. 人権や社会正義、多様性の 尊重等の価値等のソーシャル ワークの基本的理念	0	3	44	74			36. 4					61. 2			
2. 社会的に弱い立場にある者の 最善の利益	0	6	38	77	5		31. 4					63. 6			
3. スーパービジョンの理解と 自らの実践の批判的振り返り	0	1	32	88		26. 4					72.	7			
4. 理論および実践から学ぶ 継続的な専門性の向上	0	1	28	92		23. 1					76				

Q30. 児童福祉司(スーパーバイザー含む)の役割を遂行する上での重要度

どちらの項目においても「とても重視である」が最も多く、「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の90%以上が「重要である」と回答した。



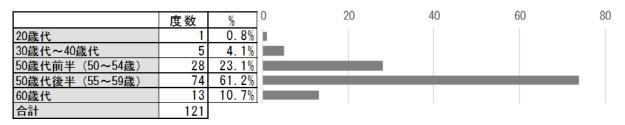
Q31. 回答者の性別(N=121)

「男」が 79(65.3%)、「女」が 41(33.9%)と男性が多かった。

	度数	%	0	20)	40	6	0	80
男	79	65.3%							
女	41	33.9%							
その他	0	0.0%							
答えたくない	1	0.8%							
<u>答えたくない</u> 合計	121								

Q32-1. 回答者の年齢(N=121)

「50歳代後半(55~59歳)」が74(61.2%)と最も多く、「50歳代前半(50~54歳)」とあわせると102(84.3%)であった。



Q32-2. 回答者の児童相談所の実務経験年数(N=119)

「15 年以上 20 年未満」(23.5%)、「10 年以上 15 年未満」(22.7%)、「5 年以上 10 年未満」(21.8%)の順で多かった。

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30
1 年未満	3	2. 5%							
1 年以上5 年未満	17	14. 3%							
5 年以上10年未満	26	21.8%							
10年以上15年未満	27	22. 7%							
15年以上20年未満	28	23. 5%							
20年以上(最大33年)	18	15. 1%							
合計	119		•						

Q32-3. 回答者の児童相談所における所長(管理職)の経験年数(N=119)

「1年未満」(31.9%)、「1年以上2年未満」(25.2%)の順で多かった。

	度数	%	0	10	20	30	40
1 年未満	38	31. 9%					
1 年以上2 年未満	30	25. 2%					
2 年以上3 年未満	19	16.0%					
4 年以上5 年未満	18	15. 1%					
5 年以上10年未満	11	9. 2%					
10年以上	3	2. 5%					
合計	119		•				

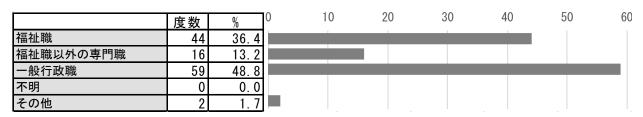
Q33. 回答者が保有する資格 (N=121, MA)

「社会福祉主事」が 58(47.9%)で最も多く、次いで「社会福祉士」が 32(26.4%)、「教育職員免許」が 26(21.5%)で多かった。

	立 */-	0/	IO	10	20	30	40	50	60
	度数	%	,	10	20	00	10		00
医師	2	1. 7							
社会福祉士	32	26.4							
精神保健福祉士	11	9. 1							
社会福祉主事	58	47. 9							
保健師	3	2. 5							
助産師	0	0.0							
看護師	2	1.7							
保育士	5	4. 1							
児童指導員	9	7. 4							
教育職員免許	26	21.5							
臨床心理士	12	9. 9							
公認心理士	12	9. 9							
介護福祉士	0	0.0							
いずれも保有していない	26	21.5							
その他	8	6.6							

Q34. 回答者の採用区分(N=121)

「一般行政職」が59(48.8%)で最も多く、次いで「福祉職」が44(36.4%)で多かった。





原生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 児童相談所 調査

調査の目的と確認

<調査の位置づけと目的> 本均度は「厚生労働者 今日4年度 子ども・子育て支援維生派登研炎事業」による「養成税におけるモデル的なカリキュラス 株対と、子ども家庭特社の新たな資格における特定性格等への考慮校の協力の在り方に関する課金研究(実施団体:一般社団 法人 日本ノーシャルワーク教育学校連盟)」として実施されるものです。

◆和4年6月に児童機能法が改正され(維行期日:◆和6年4月1日)、子ども家庭機能の実際者の専門性の向上が鳴げられました。これに向けて、子ど北京産協能の変換経過過化の新たな設定財務を導入すること、認定資格の取得状実等を観念 しつつ、銀行後9年日間として、子ども家庭機能に関する専門的な知識おより技術を必要とする支援を行う者について検討を加えることとされました。

また、今回の児童特別法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この前たな認定資格の取得ルートに到する1つの案として、報酬系がポルート(前)が設定されています。 未調査では、この新たな記述目外を取得した本の実施を思める前差や、上記の福祉系大学ルートの特別に向けた基礎資料を得ることを目断に実施されるものです。なお、本調金の結果は年度末に存成される未測金研究中業報告書(他)にて公表される予定です。

《海賓部ルへの確認》 本訓書の回答者は、児童相談所長です。 ※別看家の内容をご確認いただき、高等するうえでより達した何理業期に執かれている方がおられる場合には、その方にご何楽いただくことも差し支えございません。

本期費への協力は任金によるものであり、開答者による自由金原に基づいて協力の明希を決めていただきます。開発しない 場合にも不開格を受けることはありません、開発は歴史で行われます。開発観度は統計的に処理され、調査研究の目的のみに 用いられます。低力が得違されるデータや総務が必然もれることはありません。 これらその認みいただき、値力に開意いただける場合には「次へ」を押して開答にお進みください。 (消費への開答をもっ で施力に同意したものとさせていただきます) 調理回答に要する時間におよて10分を返って、

本調査に関するお問い合わせ>
 本件調査に関するお問い合わせは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。
 ※できましたか、メールまたは専用のフォームでの声間い合わせをお願いいたします。
 (2) 電話でのお問い合わせを、03-5495-7242
 (3) 調査専用の対所に合わせで、40-4URL https://pro.form-mailer.jp/fms/6832062(65485)



原生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 児童相談所 調査

調査対象者 (回答者) の確認

- * 1. あなたは現在児童相談所における所長の職に就かれていますか。
- もしくは、所長様より回答者として確認された管理的業務に就かれている方ですか。
- はい
- いいえ

(y)	日本ソーナルワーク教育学校連盟
	JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>児童相談所 調査</u>

本語なの対象を「回答者」は児童組織所で現在所長の側に関かれている方(A.L.くは回答者とL.て適在と影響された管理的展 題に動われている方。です。中し訳こさいませんが、回答者について自覚して解しく行さいますよう分割い中し上げます。 同意は対けば、ダン、タンリフン、選定の公司を入るじまかください。

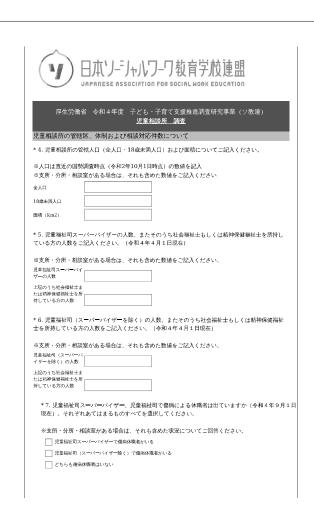


日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

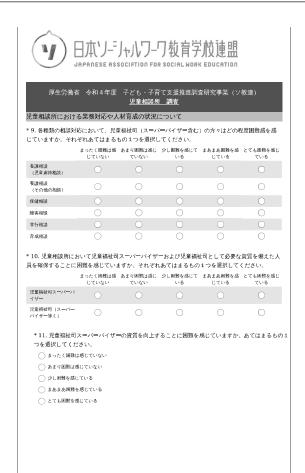
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>児童相談所 調査</u>

児童相談所について

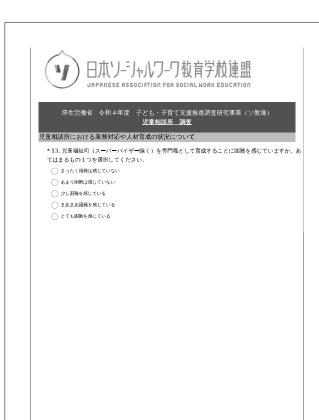
- *2. 児童相談所が設置されている都道府票について、以下のうちあてはまるもの1つを選択してくだ
- *3. 児童相談所の運営主体についてあてはまるもの1つを選択してください。
- 都道府県 政令指定都市
- 中核市・特別区



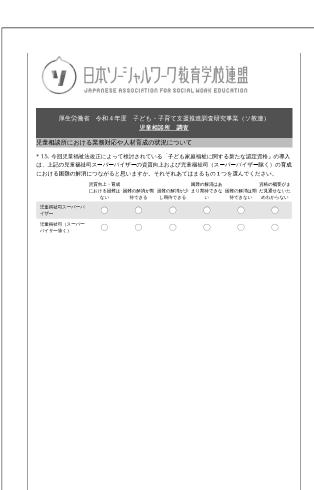
			W. Lee, 1, 1977	
※それぞれ令和3年!! い。	麦福祉行政報告例「児童相	目談種類別対応件数」に提出した	に数値を参照してくださ	
	gがある場合は、それもご	含めた数値をご記入ください。		
合計件数(養護相談・保				
建相談・障害相談・非行 相談・育成相談・その他 。				
max · n Acmax · -(0 / 18 / n の相談の計)				
児童虐待相談(養護相談 _[
かうち)				
章害相談の計				
育成相談の計				
				1

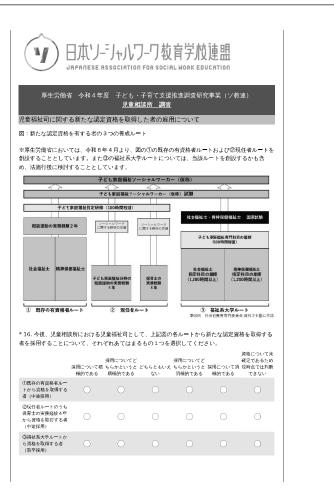


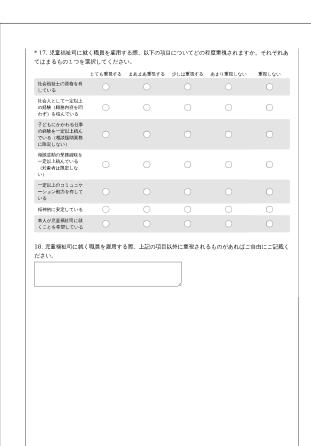
	日本ソーシャルワーク教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL HORK EDUCATION
	助省 今和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>児童組隊所</u> 調査
	ける業務対応や人材育成の状況について 計画スーパーパイザーの資質向上において困難を感じている場合、その理由について以下
	まるものすべてを選択してください。
児童福祉司]スーパーパイザー自身の価値倫理・知識・技術が不足している
児童福祉市]スーパーバイザーを指導できるほどの資質を備えた職員がいない
児童福祉司	リスーパーバイザーを指導できる所長や管理職が業務多忙のため時間が取れない
	リスーパーバイザーの資質を向上するための方法が所内で未確立
]スーパーパイザーの資質向上に向けた研修等の制度が未確立
]スーパーパイザー自身が資質向上の必要性を認識していない
□ その他 (具	(体的に)



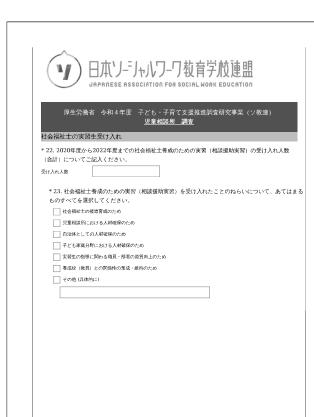




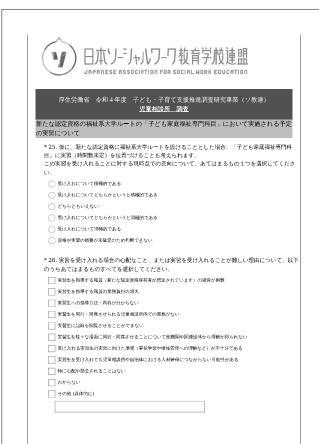












登車相談所の児童福祉 27. 以下の項目は、児 、 それぞれあてはまる	童福祉司 (スー/	ペーバイザー含む) の		どの程度重要です
支援が必要な人々の早	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない
期発見・早期介入 支援が必要な人がいる 世帯全体のアセスメン ト	0	0	0	0
r 各世帯員の特性を踏ま えた世帯全体への相談 援助 (ソーシャルワー ク)		0	0	0
経済的状況 (困窮・貧 困) を踏まえた世帯全 体への相談援助 (ソー シャルワーク)	0	0	0	0
地域の特性や近隣住民 との関係性を踏まえた 世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)		0	0	0
薬剤性を削まえた支援 動が必要な人への対象が受する人の対象が 助(ソーシャルフー ク)(危機介入会む)	0	0	0	0

	とても重要である	まあまあ重要である	あまり重要ではない	重要ではない
フォーマル・インフォ ーマルな社会資源の機 能・役割およびそれら の関係性の把握				0
フォーマル・インフォ ーマルな社会資源の活 用および調整 (コーディネート)	0	0	0	0
多機関・多職種の連 携・協働体制の構築 (ネットワーキング)		0		0
自組織のアセスメント と課題把握および改善 に向けた取り組み	0	0	0	0
社会において弱い立場 にある者の権利擁護 (アドボカシー)				0
	とても重要である	さのさの無対 (のの	あまり重要ではない	重要ではない
LIEPHATE GE				
人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念		0		0
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基	0	0	0	0
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ る者の最善の利益の追		0	0	0
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ る者の最善の利益の追求 スーパービジョンの理 解と自らの実践の批判	0000	0 0	0 0	0 0
性の問題等の個価等の ソーシャルワークの基本的理念 本的理念 社会的に別い立場にあ る者の最善の村置の追 求 スーパービジョンの理 競と自らの支援の批判 的策い選り 理論および実践から学 、消極統約な専門性の向上 *30.【続き】以下の			合む)の役割を遂行す	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
性の数重等の価値等の ソーシャルワークの基本的理念 社会的に別い立場にある者の現首の科益の追求 スーペービジョンの理解と自らの実践の批判 的話り返り 理論および実践から学 3、場際がかな専門性の向上	みてはまるもの1つ	を選択してください	,	
性の複単体の配体の ソーシャルワークの基 村会的に別、立項にあ る者の混合のが指向的 求 ユーバービジョンの理 制と自らの実現の批判 の振り返り 理論わよび実践から手 、運動がなず円性の向 上 * 30. 【続き】以下の 要ですか、それぞれが			,	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
性の問題等の個価等の ソーシャルワークの基本的理念 本的理念 社会的に別い立場にあ る者の最善の村置の追 求 スーパービジョンの理 競と自らの支援の批判 的策い選り 理論および実践から学 、消極統約な専門性の向上 *30.【続き】以下の	みてはまるもの1つ	を選択してください	,	

日本ソー・フャルワーク教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL HORK EDUCATION
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>児童相談所</u> 調査
回答者(児童相談所 所長もしくは管理的業務に就かれている方)ご自身について
* 31. 性別についてあてはまるもの1つを選択してください
○ 男
○ ★
○その他
○答えたくない
*32. 年齢、児童相談所における通算経験年数、児童相談所における所長(もしくは管理順)としての 経験年数をでれぞれご記入ください。
なお、経験年数では年数を小数点以上、月数を小数点以下にご入力ください。
例: 3年6か月=3.6 10年11か月=10.11
年龄
児童相談所における通算 総験年数
児童和談所における所長 (もしくは部門領)とし での接続年数

* 33. 以下の	ち、保有している資格についてあて	はまるものすべてを選択してくださ	stv.
医師			
社会福祉	:		
精神保健	維士		
□ 社会福祉:	*		
- 保健師			
助産師			
看護師			
□ 保育士			
児童指導	l.		
数育職員:	åff		
■ 臨床心理:			
	i		
介護福祉			
Ung'th 6	有していない		
その他 (J	体的(二)		
福祉職 福祉職以 一般行政 不明 その他 U	i		
(0.00	PPLIA-/		

日本ソージャルワーク教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL MORK EDUCATION	
厚生労働省 令和 4 年度 子とも・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 児童相談所 調査 アンケート調査ご協力のお礼	
質問は以上です。 このたびは二多忙のところご協力いたたき城にありがとうございました。	
このたりはこかにのところに強ルバンにき越心ありかとうこといました。	

2

自治体(市区町村)調査

1-2 自治体(市町村)調査

1-2-1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

全国の自治体 1,741 ヵ所 (1718 市町村+23 特別区) を調査対象とした。なお、回答者については『自 治体において主たる児童虐待担当窓口を設置している部署において管理的業務に就いている方』を指定 した。

(2)調査方法

web 調査及び調査票データを電子メール、fax で回収する方法にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- ・ 調査対象者である全国の自治体へ、厚生労働省より調査票のデータ及び web サイトの URL、二次元コードを記載したメールを送付した。
- ・ 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答 を入力した。また、セキュリティの関係上 web サイトに接続できない自治体からは、fax や電 子データにて回収した。

1-2-2 調査内容

調査内容は以下である。

- 自治体が所在する都道府県名
- 自治体の種別(指定都市、特別区、中核区等)
- 人口および 18 歳未満人口
- 職員数(定数)
- 福祉専門職(「福祉」、「行政職(福祉)」等としての区分)の採用の有無
- 福祉専門職の資格要件等
- ・ 主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署
- 子ども家庭福祉の相談支援を担当している部署
- ・ 主たる児童約体対応担当窓口を設置している部署、並びに子ども家庭福祉の相談支援を担当 している全ての部署(部、課、係、担当者) の職員数(定数:合計)、また当該部署におけ る現在の在職者のうち福祉専門職採用の人数
- 子ども家庭総合支援拠点および子育て世代包括支援センターの設置状況
- 子ども家庭センター(児童福祉および母子保健の相談支援等を行う機関:令和6年4月施行 予定)を設置する予定(意向)
- ・ 令和3年度に貴自治体で新規受理した件数(再受理した件数を含む)
- スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置状況
- · SSWを配置している部署
- SSWを採用する際に重視する事項(資格や経験等)
- ・ SSWの実習生を受け入れた経験(教育委員会等含む)

- 相談種別毎の職員が感じる困難感の程度
- ・ 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援に対応する職員の確保(採用)および育成に困難 を感じるか、感じる場合はその理由
- ・ 児童福祉法改正によって「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」が導入されることと なったが、当該資格保有者を採用・配置することで上記の職員育成における困難は解消され ると思うか
- ・ 今後、児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援を担当する職員として新たな認定資格 を取得する者を採用する際の意向(養成ルートごと)
- ・ 職員を児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援の部署に配属する際に重視する事項 とその程度
- ・ 社会福祉士養成に向けた実習(相談援助実習)を受け入れることについての意向
- ・ 2020 年度から 2022 年度にかけて社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)の実習指導者 要件を満たす職員の在籍状況
- ・ 2020 年度から 2022 年度において社会福祉士になるための実習(相談援助実習)を受け入れた 実績
- ・ 2020 年度から 2022 年度までの社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)の受け入れ人数 (合計)
- ・ 社会福祉士養成のための実習(相談援助実習)を受け入れたことのねらい
- ・ 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由
- ・ 新たな認定資格に福祉系大学ルートを設けることとした場合、「子ども家庭福祉専門科目」に 実習 (時間数未定)を位置づけることも考えられるが、この実習を受け入れることに対する現 時点での意向
- ・ 実習を受け入れる場合の心配なこと、または実習を受け入れることが難しい理由
- ・ ソーシャルワークの様々な技術について、児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援を遂 行する上でどの程度重要か
- 回答者の年齢
- ・ 回答者の現在所属する自治体における児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援に関す る業務の通算経験年数
- ・ 回答者の保有している資格
- 回答者の採用区分

1-2-3 調査期間・回収状況

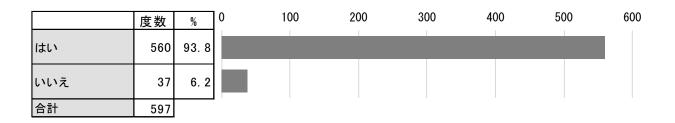
本調査の実施状況は以下である。

調査期間: 2022年10月11日~12月5日

回収数:698件(回収率40.1%)

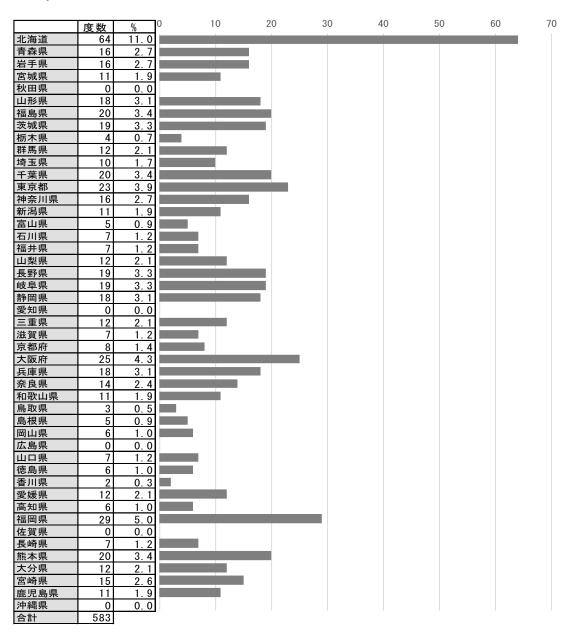
1-2-4 調査結果

Q1. 現在児童虐待担当窓口の設置部署において管理的業務に就いているか (N=597) 93.8%が「現在児童虐待担当窓口の設置部署において管理的業務に就いている」と回答した。



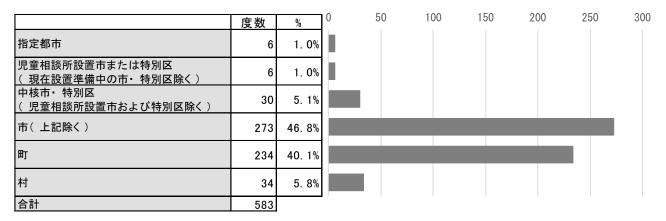
Q2. 市区町村が所在する都道府県(N=583)

最も多いのが「北海道」で 64(11.0%)、次に「福岡県」の 29(5.0%)、そして「大阪府」の 25(4.3%)であった。



Q3. 自治体の種別(N=583)

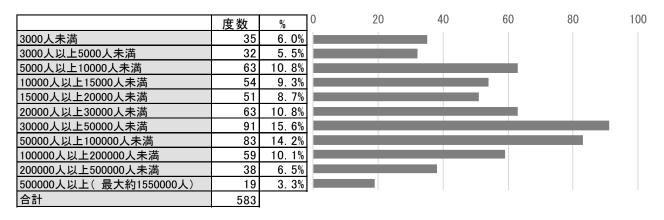
「市」が273(46.8%)で最も多く、次いで「町」が234(40.1%)で多かった。



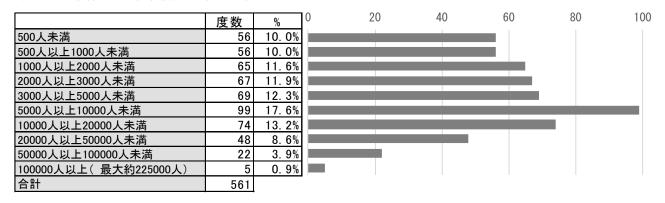
Q4. 自治体の人口

「30,000 人以上 50,000 人未満」が 91(15.6%)で最も多く、次いで「50,000 人以上 100,000 人未満」が 83(14.2%)で多かった。自治体の 18歳未満人口では「5,000 人以上 10,000 人未満」(17.6%)が最も多く、次いで「10,000 人以上 20,000 人未満」(13.2%)であった。自治体の 18歳未満人口の割合では「13%以上 14%未満」(16.2%)が最も多かった。

Q4-1. 自治体の全人口(N=583)



Q4-2. 自治体の18歳未満人口(N=561)

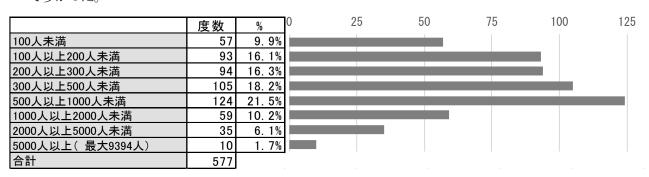


Q4-add. 自治体の18歳未満人口の割合(%)(N=561)

	度数	%	0	20	40	60	80	100
10%未満	44	7. 8%						
10%以上12%未満	81	14. 4%						
12%以上13%未満	74	13. 2%						
13%以上14%未満	91	16. 2%						
14%以上15%未満	87	15. 5%						
15%以上16%未満	83	14. 8%						
16%以上17%未満	51	9. 1%				I		
17%以上25%未満	50	8. 9%						
合計	561							

Q5. 首長部局全体の職員数(会計年度任用職員含む)(N=577)

「500 人以上 1,000 人未満」が 124(21.5%)で最も多く、次いで「300 人以上 500 人未満」が 105(18.2%) で多かった。



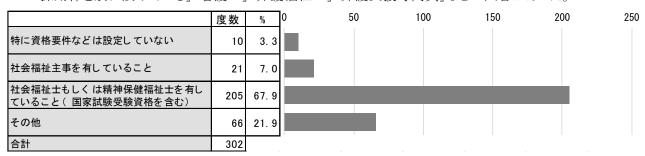
Q6. 福祉専門職(「福祉」、「行政職(福祉)」等としての区分)の採用の有無(N=583)

「行っている」が297(50.9%)、「行っていない」が286(49.1%)で、やや「行っている」が多かった。

	度数	%	0	100	200	300
行っている	297	50. 9				
行っていない	286	49. 1				
合計	583					

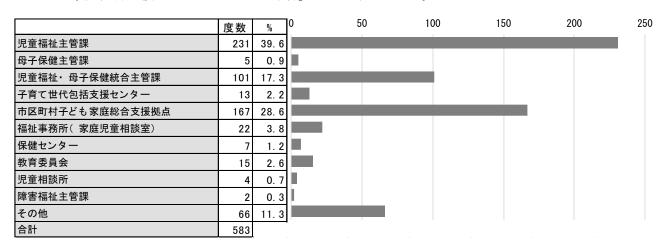
Q7. 福祉専門職の資格要件(N=302)

「社会福祉士もしくは精神保健福祉士を有していること(国家試験受験資格を含む)」が 205(67.9%)で最も多かった。その他の自由記述には、「一般事務職のうち、社会福祉士(有資格者)と心理士(有資格者)等の採用枠を別に設けている」「看護士」「介護福祉士」「介護支援専門員」などの回答があった。



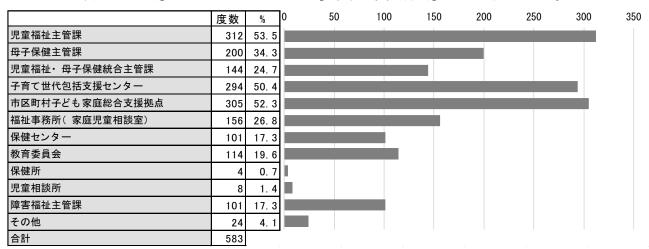
Q8. 主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署(N=583)

「児童福祉主管課」が 231(39.6%)で最も多く、次いで「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が 167(28.6%)、「児童福祉・母子保健統合主管課」が 101(17.3%)の順で多かった。その他の自由記述には、「市立子育て総合支援センター」「福祉総合相談室: 高齢者・障がい者・子ども家庭の総合相談窓口であり、子ども家庭総合支援拠点も実施している部署」などの回答があった。



Q9. 子ども家庭福祉の相談支援を担当している部署(N=583, MA)

「児童福祉主管課」が 312(53.5%)で最も多く、次いで、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が 305 (52.3%)、「子育て世代包括支援センター」が 294(50.4%)の順で多かった。その他の自由記述には、「ダイバーシティ推進担当課」「よりそいサポートセンター」「教育委員会部局」などの回答があった。



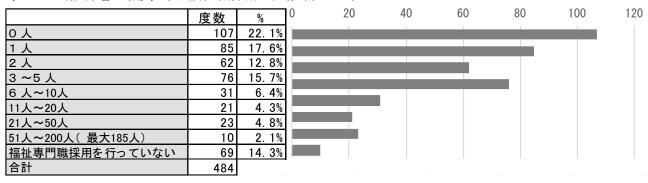
Q10. Q8 と Q9 で選択した全ての部署(部、課、係、担当)の職員数(実数:合計)、およびそのうち福祉専門職 採用の人数

全職員数では「10 人以上 20 人未満」が 165(30.0%)で最も多く、「1 人以上 10 人未満」とあわせると 50.5%となった。その内、福祉職採用の人数は「0 人」が 107(22.1%)と最も多く、次いで「1 人」(17.6%)、「3 ~5 人」(15.7%)、「2 人」(12.8%)の順であった。また「福祉専門職採用を行っていない」と回答したのは 69 (14.3%)であった。

Q10-1. 当該部署の全職員数((N=550)

	度数	%	0	25	50	75	100	125	150	175
1人以上10人未満	113	20. 5%						1		
10人以上20人未満	165	30. 0%								
20人以上30人未満	81	14. 7%								
30人以上50人未満	80	14. 5%								
50人以上100人未満	63	11. 5%				ı				
100人以上300人未満	34	6. 2%								
300人以上1000人未満	11	2. 0%								
1000人以上(最大2329人)	3	0. 5%								
合計	550									

Q10-2. 当該部署の職員のうち福祉職採用の人数((N=484)



Q10-add. 当該部署の職員のうち福祉職採用の職員の割合((N=411)

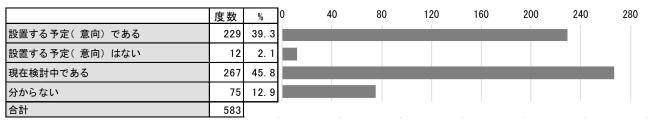
	度数	%	0	20	40	60	80	100	120
0%	105	25. 5%							
5 %未満(0%除く)	49	11. 9%							
5 %以上10%未満	60	14. 6%							
10%以上20%未満	58	14. 1%							
20%以上30%未満	52	12. 7%							
30%以上50%未満	48	11. 7%							
50%以上75%未満	24	5. 8%							
75%以上100%未満	8	1. 9%							
100%	7	1. 7%							
合計	411								

Q11. 自治体における子ども家庭総合支援拠点および子育て世代包括支援センターの設置状況(N=582) 「子ども家庭総合支援拠点」および「子育て世代包括支援センター」ともに「設置している」が多かった。

	設置 している	設置 していない	0%	25%	50%	75%	
子ども家庭総合支援拠点	406	176					
子育て世代包括支援センター	553	29					
合計	582		•				

Q12. 子ども家庭センター(令和6年施行予定)を設置する予定(意向)(N=583)

「現在検討中である」が 267(45.8%)で最も多いが、「設置する予定(意向)である」も 229(39.3%)で多かった。

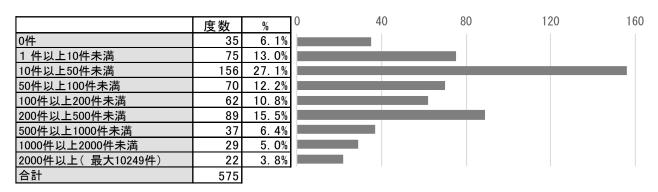


Q13. 令和3年度の新規受理相談件数(再受理した件数を含む)

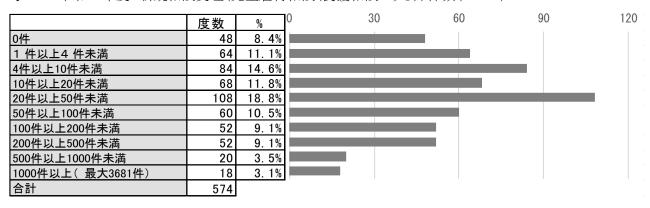
※令和3年度福祉行政報告例に提出した数値

令和3年度の福祉行政報告例に提出した数値において、新規受理相談件数の合計では「10 件以上 50 件未満」(27.1%)が最も多く、次いで「200 件以上 500 件未満」(15.5%)であった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の件数では「20 件以上 50 件未満」(18.8%)が最も多く、次いで「4 件以上 10 件未満」(14.6%)が多かった。新規受理相談のうち養護相談に含まれる児童虐待相談の割合では「50%以上 75%未満」が 26.5%と最も多く、次いで「0%以上 20%未満」(17.1%)が多かった。

Q13-1. 令和3年度 新規受理相談件数 合計(養護相談・保健相談・障害相談・非行相談・育成相談・その他の相談の計)((N=575)



Q13-2. 令和3年度 新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち))件数(N=574)



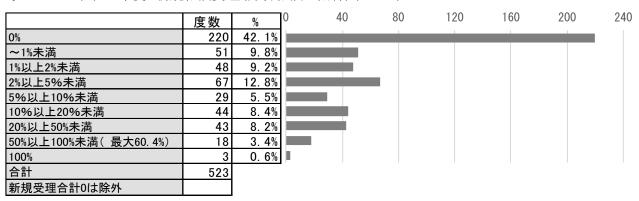
Q13-2add. 令和3年度 新規相談受理(児童虐待相談(養護相談のうち)の割合)(N=539)

			• ^	20	00	00	100	150
	度数	%	U	30	60	90	120	150
0%	16	3. 0%						
~20%未満	92	17. 1%						
20%以上30%未満	63	11. 7%						
30%以上40%未満	53	9. 8%						
40%以上50%未満	57	10. 6%						
50%以上75%未満	143	26. 5%						
75%以上100%未満	50	9. 3%						
100%	65	12. 1%						
合計	539		-					
新規受理合計0は除外								

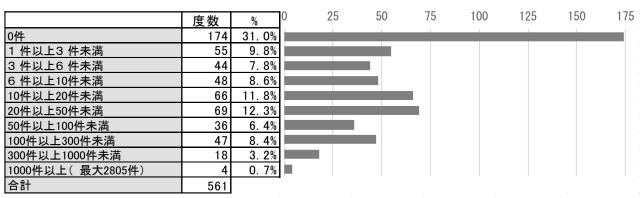
Q13-3. 令和3年度 新規相談受理(障害相談)件数(N=558)

	度数	%	0	40	80	120	160	200	240	280
0件	253	45. 3%								
1 件	51	9. 1%								
1 件以上4 件未満	71	12. 7%								
4件以上10件未満	47	8. 4%								
10件以上20件未満	54	9. 7%								
20件以上50件未満	36	6. 5%								
50件以上100件未満	20	3. 6%								
100件以上1000件未満	23		-	l						
1000件以上(最大3681件)	3	0. 5%								
合計	558									

Q13-3add. 令和3年度 新規相談受理(障害相談の割合)(N=523)



Q13-4. 令和3年度 新規相談受理(育成相談)件数(N=561)

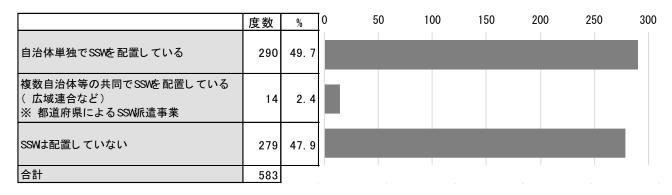


Q13-4add. 令和3年度 新規相談受理(育成相談の割合)(N=561)(N=526)

	度数	%	0	30	60	90	120	1
0%	141	26. 8%						
~5%未満	60	11. 4%						
5%以上10%未満	93	17. 7%						
10%以上20%未満	96	18. 3%						
20%以上50%未満	100	19.0%						
20%以上100%未満	34	6. 5%						
100%	2	0. 4%	II					
合計	526		•					
新規受理合計0は除外								

Q14. スクールソーシャルワーカーの配置状況(N=583)

「自治体単独で SSW を設置している」が 290(49.7%)で最も多いが、「SSW は設置していない」も 279 (47.9%)で多かった。



Q15. スクールソーシャルワーカーの配置部署(N=305)

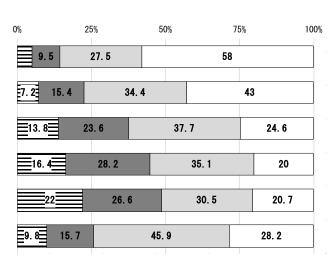
スクールソーシャルワーカーの配置部署としては「教育委員会」が299(98.0%)であった。

	度数	%]0	50) 10	00 1	50 2	200	250	300
教育委員会	299	98. 0								
児童福祉主管などの 子ども家庭福祉に関する部署	2	0. 7								
その他	4	1. 3								
合計	305							1		

Q16. スクールソーシャルワーカーを採用する際に重視すること

「重視している」では「社会福祉士を有している」(58.0%)、「精神保健福祉士を有している」(43.0%)が最も多く、「重視していない」「どちらかというと重視していない」の合計では「心理士の資格(臨床心理士・公認心理師)を有している」(44.6%)、「教員としての経験を有している」(48.6%)が多かった。

	重視して いない	どちらか というと 重視して いない		重視して いる	合計
社会福祉士を有している	15	29	84	177	305
精神保健福祉士を有している	22	47	105	131	305
スクールソーシャルワーカー認 定資格を有している	42	72	115	75	304
心理士の資格(臨床心理士・公 認心理士)を有している	50	86	107	61	304
教員としての経験を有している	67	81	93	63	304
子どもに関わる仕事の経験を有 している	30	48	140	86	304



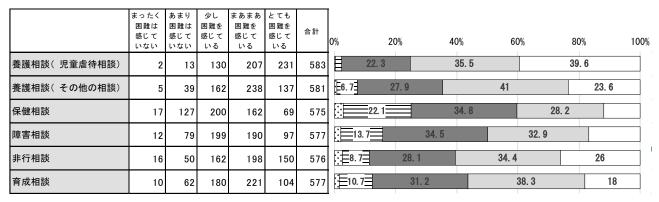
Q17. 自治体(教育委員会等含む)でスクールソーシャルワーカーの実習生を受け入れた経験(N=329)

「ある」が46(14.0%)、「ない」が228(69.3%)で、自治体(教育委員会等含む)で「スクールソーシャルワーカーの実習生を受け入れた経験はない」と回答した自治体が多かった。

	度数	%	0 50	100	150	200	250
ある	46	14.0					
ない	228	69.3					
わからない	55	16. 7					
合計	329						

Q18. 各種類の相談対応における担当職員の困難感

養護相談に含まれる児童虐待相談では「とても困難を感じている」が 231(39.6%)で最も多く、「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると 568(97.4%)が「困難を感じている」と回答した。



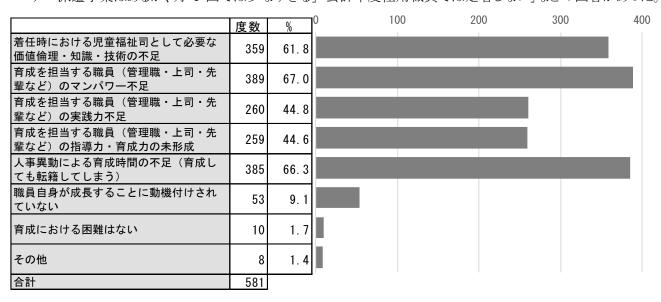
Q19. 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援担当職員の確保·育成における困難感

「担当職員の確保(採用)」では、「とても困難を感じている」が279(47.9%)で最も多く、「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると552(94.8%)が「困難を感じている」と回答した。また「担当職員の育成(着任後)」では、「とても困難を感じている」「まあまあ困難を感じている」「少し困難を感じている」をあわせると536(92.3%)が「困難を感じている」と回答した。

		あまり 困難は 感じて いない	困難を	まあまあ 困難を 感じて いる	とても 困難を 感じて いる	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%
担当職員の確保(採用)	7	23	119	154	279	582		20. 4	26. 5		47. 9	
担当職員の育成(着任後)	13	32	147	202	187	581		25. 3	34.	8	32. 2	

Q20. 児童虐待対応や子ども家庭福祉の相談支援を担当する職員育成が困難な理由(N=581,MA)

「育成を担当する職員(管理職・上司・先輩など)のマンパワー不足」「人事異動による育成時間の不足 (育成しても転籍してしまう)」「着任時に業務に必要な価値倫理・知識・技術の不足」の順で多かった。その 他の自由記述には、「育成プログラムが確立されておらず、職員の知識と経験に頼ることが多い」「アドバイ ザー派遣事業はあるが、月 1 回では少なすぎる」「会計年度任用職員では定着しない」などの回答があった。



Q21. 「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」保有者を採用・配置することによる職員育成困難感の解消への期待(N=583)

「資格の概要がまだ見通せないためわからない」が235(40.3%)で最も多かった。

	困難の 解消は 期待 できない	困難の 解消 あ 期 き で き な い で き れ い で き れ い た い た い た い た い た い た い た い た い た い	困難の 解消が 少し 期待 できる	困難の 解消が 期待 できる	資格の 概要だ 見が 見いため わからない	現状で 育成に おける 困難 ない	0%	20%	40%	60%	80%	100%
育成困難感解消への期待	55	119	157	13	235	4	9.4	20.4	26. 9		40. 3	

Q22. 新たな認定資格取得者を採用する際の意向(ルート別)(N=583)

どのルートにおいても「資格について未確定であるため現時点では判断できない」が最も多かったが、いずれのルートも「積極的である」「どちらかというと積極的である」の方が「消極的である」「どちらかというと消極的である」よりも多かった。

		採用につい て消極的で ある	採用につい てどちらか というと消 極的である		採用につい てどちらか というと積 極的である	採用につい て積極的で ある	0%	20	0%	40	%	60%	80	0%	1	00%
既存の社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート から資格を取得する者(中途採用)		14	2	201	69	55			1.5			34. 5		11. 8	9. 4	
子ども家庭福祉分野における現 任者ルートのうち保育士の実務 経験4年から資格を取得する者 (中途採用)		19	14	216	57	37			1.2/				37	9. 8	6. 3	3
福祉系大学ルート から 資格を取得する者(新卒採用)	259	18	8	209	58	31			44. 4 %			;	35. 8	9.	9 5.	3

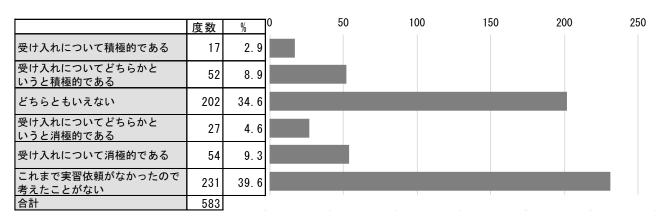
Q23・24. 児童虐待対応・子ども家庭福祉相談支援担当部署に職員を配属する際に重視すること(N=583)

「とても重視する」では「精神的に安定している」(48.9%)、「一定以上のコミュニケーション能力を有している」(50.6%)が最も多く、「重視しない」「あまり重視しない」の合計では「保育士の資格を有している」(21.9%)、「社会人として一定以上の経験(職務内容を問わず)を積んでいる」(19.2%)が多かった。

	重視 しない	あまり 重視 しない	少しは 重視する	まあまあ 重視する	とても 重視する	0% 20)% 40)% 60	0% 80	0% 100%
社会福祉士を有している	43	39	107	199	195	7. 4. 6. 7	18. 4	34. 1		33. 4
精神保健福祉士の資格を有している	58	50	136	194	144	9. 9 8. 6	23. 3	33.	3	24. 7
保育士の資格を有している	56	72	164	194	96	9. 6: 12. 3	28. 1		33. 3	16. 5
一定以上のコミュニケーション 能力を有している	31	18	77	162	295	5. 3 13. 2	27. 8		50. 6	
精神的に安定している	29	20	74	174	285	5 12.7	29. 8		48. 9	
本人がそれらの部署への配属を 希望している	40	39	181	213	110	6. 9 6. 7	31		36. 5	18. 9
社会人として一定以上の経験 (職務内容を問わず)を積んでいる	38	74	181	213	77	6. 5 12. 7	31		36. 5	13. 2
(相談援助業務に限定せず)子 供に関わる仕事や業務の経験を 一定以上積んでいる	35	47	160	244	97	6 8.1	27. 4		41. 9	16. 6
(対象を限定せず)相談援助に 関する業務の経験を一定以上積 んでいる	35	41	145	217	143	6: 7	24. 9	37. 2		24. 5

Q25. 社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れることについての意向(N=583)

「積極的である」「どちらかというと積極的である」の合計が 69(11.8%)、「消極的である」「どちらかというと 消極的である」の合計が 81(13.9%)と、やや消極的である回答が多かった。



Q26. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習(相談援助実習)の実習指導者要件を満たす職員の在籍状況(N=583)

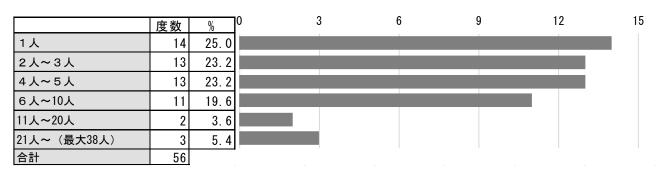
「在籍していた」が15.3%、「在籍していなかった」が47.2%であった。

	度数	%	0 5	0	100	150	200	250	300
在籍していた	89	15. 3							
在籍していなかった	275	47. 2							
わからない	219	37. 6							
合計	583		1 -						

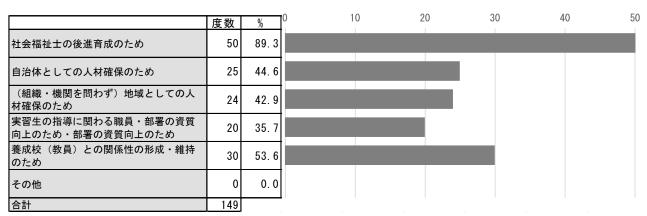
Q27. 2020 年度から 2022 年度に社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れた実績(N=583) 「ある」が 9.6%、「ない」が 90.4%であった。

	度数	%	0	150	300	450	600
ある	56	9.6					
ない	527	90. 4					
合計	583	•					

Q28. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習(相談援助実習)の受け入れ人数(N=56) 「1 人」が 14(25.0%)で最も多く、「1 人~10 人」を合計すると 90%以上であった。

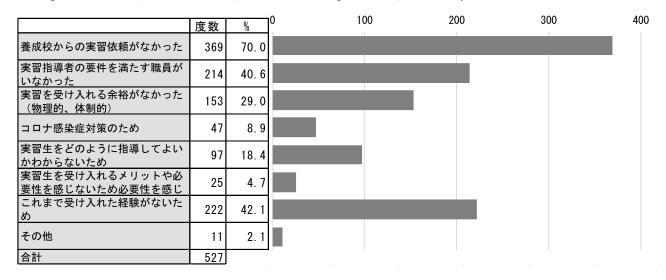


Q29. 2020 年度から 2022 年度の社会福祉士実習(相談援助実習)を受け入れたねらい(N=149, MA) 「社会福祉士の後進育成のため」が 50(89.3%)で最も多く、次いで「養成校(教員)との関係の形成・維持のため」が 30(53.6%)、「自治体としての人材確保のため」が 25(44.6%)の順で多かった。



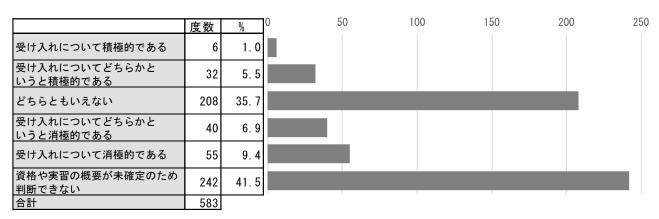
Q30. 社会福祉士養成のための実習を受け入れていない理由(N=527, MA)

「養成校からの実習依頼がなかった」が 369(70.0%)で最も多く、次いで、「これまで受け入れた経験がないため」が 222(42.1%)、「実習指導者の要件を満たす職員がいなかった」が 214(40.6%)の順で多かった。 その他の自由記述には、「業務内容上、実習生を受け入れていない」「取り扱う個人情報が多岐にわたるため」「上司から必要性を感じないと言われているため」などの回答があった。



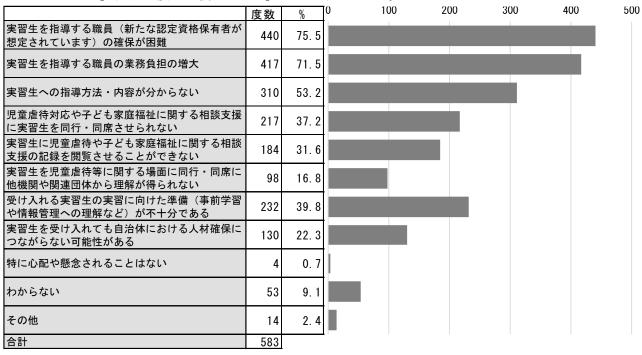
Q31. 福祉系大学ルートにおける「子ども家庭新資格にかかる実習」を受け入れる意向(N=583)

「積極的である」「どちらかというと積極的である」の合計が38(6.5%)、「消極的である」「どちらかというと消極的である」の合計が95(16.3)と、「消極的である」という回答がやや多かった。



Q32. 子ども家庭新資格の実習を受け入れる場合の心配なこと・難しい理由(N=583, MA)

「実習生を指導する職員(新認定資格保有者を想定)の確保が困難」が440(75.5%)で最も多く、次いで、「実習生を指導する職員の業務負担の増大」が417(71.5%)、「実習生への指導方法・内容が分からない」が310(53.2%)の順で多かった。その他の自由記述には、「個人情報の取り扱い、守秘義務」「実習の内容がわからない」「相談支援の実績が少ない」などの回答があった。



Q33・34. 児童虐待・子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上での重要度

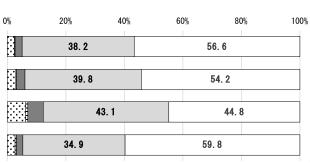
「地域の特性や近隣住民との関係性を踏まえた世帯全体への相談援助(ソーシャルワーク)」は「まあまあ重要である」が最も多かったが、それ以外の項目では「とても重要である」が最も多かった。

	分から ない	重要 ではない	あまり 重要 ではない	まあまあ 重要で ある	とても 重要で ある	合計	0	% 2	0% 40	D% 60	9% 80	0% 100%
1 . 支援が必要な人々の 早期発見・早期介入	3	0	3	81	493	580		14		85		
2. 支援が必要な人がいる 世帯全体のアセスメント	3	0	4	128	444	579		22. 1		7	6. 7	,
3. 各世帯員の特性を踏まえた 世帯全体に対する相談援助 (ソーシャルワーク)	4	0	6	147	421	578		25. 4			72. 8	1
4. 経済的状況(困窮・貧困)を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	2	0	10	193	374	579		33.	. 3		64. 6	
5. 地域の特性や近隣住民との関係性を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	9	1	50	271	248	579			46. 8		42.	8
6. 緊急性を踏まえた支援が必要な 人への相談援助 (ソーシャルワーク)(危機介入含む)	13	0	7	86	473	579		14. 8		81.	6	
7. フォーマル・インフォーマルな 社会資源の機能・役割および それらの関係性の把握	29	2	20	234	294	579			40. 3		50. 7	
8. フォーマル・インフォーマルな 社会資源の活用および調整 (コーディネート)	22	2	19	238	298	579			41		51.4	
9. 多機関・多職種の連携・協働 体制の構築(ネットワーキング)	7	1	9	160	401	578		27. 7	7		69. 4	,
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	16	1	18	233	310	578		8	40. 3		53. 6	
11. 社会において弱い立場にある者の 権利擁護(アドボカシー)	23	5	21	248	278	578			42. 9		48. 1	

Q35. 児童虐待・子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上での重要度

いずれの項目においても「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の80%が回答した。

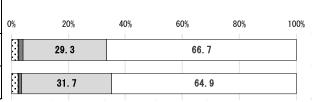
	分から ない	重要ではない	あまり 重要 ではない	まあまあ 重要で ある	とても 重要で ある	合計
1. 人権や社会正義、多様性の 尊重等の価値等のソーシャル ワークの基本的理念	14	2	14	221	327	578
2. 社会的に弱い立場にある者の 最善の利益	17	2	16	230	313	578
3. スーパービジョンの理解と 自らの実践の批判的振り返り	37	4	30	249	259	579
4. 理論および実践から学ぶ 継続的な専門性の向上	16	2	13	202	346	579



Q36. 児童虐待・子ども家庭福祉の相談支援を遂行する上での重要度

いずれの項目においても「とても重要である」「まあまあ重要である」をあわせると全体の 90%以上が回答した。

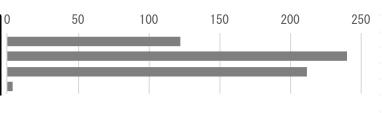
	分から ない	重要ではない	あまり 重要 ではない	まあまあ 重要で ある	とても 重要で ある	合計
1. 子どもの身体的・心理的な 発達段階や発達上のニーズに 関する知識	14	1	8	170	387	580
2. 子どもの発達過程が個人的 要因や社会的要因に影響を 受け多様であること	14	1	5	183	375	578



Q37. 回答者の年齢(N=578)

「40歳代」が240(41.5%)と最も多く、次いで「50歳代以上」、「20歳代~30歳代」の順であった。

	度数	%
20歳代~30歳代	122	21. 1%
40歳代	240	41. 5%
50歳代以上	212	36. 7%
答えたくない	4	0. 7%
合計	578	



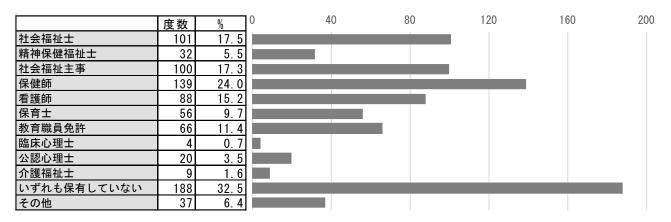
Q38. 回答者の児童虐待・子ども家庭相談の経験年数(N=576)

「1 年以上 2 年未満」が 135(23.4%)と最も多く、次いで「1 年未満」、「2 年以上 3 年未満」の順で多かった。

	度数	%	0 50	100	150
1 年未満	132	22. 9%			
1 年以上2 年未満	135	23. 4%			
2 年以上3 年未満	83	14. 4%			
3 年以上4 年未満	68	11. 8%			
4 年以上5 年未満	35	6. 1%			
5 年以上10年未満	84	14. 6%			
10年以上(最大33年)	39	6. 8%			
合計	576				

Q39. 回答者が保有する資格 (N=578, MA)

「保健師」が139(24.0%)と最も多く、次いで「社会福祉士」、「社会福祉主事」の順で多かった。「いずれも保有していない」が188(32.5%)であった。その他の自由記述には、「介護支援専門員」「作業療法士」「子ども家庭支援員」などの回答があった。



Q40. 回答者の採用区分(N=578)

「一般行政職」が392(67.8%)で最も多く、「福祉職以外の専門職」、「福祉職」の順で多かった。

	度数	%	0	100	200	300	400
福祉職	57	9. 9					
福祉職以外の専門職	116	20. 1					
一般行政職	392	67.8					
不明	0	0.0					
その他	13	2. 2					
合計	578						



原生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>市区町村 調査</u>

調査の目的と確認

<調査の位置づけと目的> 来均度は「厚生労働者を移44度 子ども・子育で支援性急回な研究事業」による「衰退処におけるモデル的なカリキュラム 検討と、子ども原料組の話れた資格における地定所係等への看象板の協力の在り方に関する調査研究(実施団体 : 一般社団 法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟)」として実施されるものです。

◆和4年6月に児童機能法が確正され(維行期日: ◆和6年4月1日)、子ども来還機能の実態者の専門性の向上が掲げられました。これに向けて、子と1店車泊は6万里接接者向は70割上が設定資格を添入することなどの必要な需要を得することとされました。 とされました。これに基づいて看成されるソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材の挙出先として、児童機能熱に加えて何期付か歴史されています。

また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する1つの案として、福祉系大学ルート(※)が想定されています。

本調査では、この無たな認定資格を取得した者の採用意向の網査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告責(仮)にで公表される予定です。

(※)例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目(500時間程度)を履修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

<調査協力への確認>

本調査の回答は貴自治体において主たる児童虐待担当窓口を設置している部署において 管理的業務に就いている方にお願いいたします。

<u>本明書への窓内は任意</u>によるものであり、同答者による自由京原に基づいて協力の可否を決めていただきます。同答しない 場合にも不相極を受けることはありません。<u>固然に握るで</u>行われます。同等結果は統計的に処理され、調理研究の目的のみに 用いられます(機力が受害とれるデータや総務が必念されることはありません) これらをお添みいただき、権力に回<u>返いたける場合には「沈へ」を押して回答にお達みください。</u>

(調査への回答<u>をもって協力に同意</u>したものとさせていただきます)

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

< 回答期日 > 令和4年11月8日 (火) までにご回答ください。

<本調査に関するお削い合わせ>
本件調査に関するお問い合わせは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。 並できましたら、メールをは専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。 (1) メールでの時間い合わせた。 clossa2022@jasswelp (2) 混乱での方間い合わせ光。 0 3 - 5 4 9 5 - 7 2 4 2 (3) 測率専用の方間い合わせアームURL https://prof.form-mailer.jp/fms/66312f06f265485

日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟 4

原生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>市区町村 調査</u>

調査対象者 (回答者) の確認

ニおいて主たる児童虐待対応担当窓口を設置している部署で管理的業務に就 本調査の回答は、貴自治体におし いている方にお願いしています。

※各質問の内容に応じて回答の記入を他部署と分担いただくことは問題ありません。

*1. あなたは現在児童虐待対応担当窓口の設置部署において管理的業務に就かれていますか。

○ はい

○ いいえ

(y)	日本ソーチャルワーク教育学校連盟
	JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>市区町村 調査</u>

本調査の回答者は、児童<u>虐待対応担当窓口を設置している部署において管理的業務に難いている方</u>です。 申し訳ございませんが、回答者について再度ご確認くださいますようお願い申し上げます。

同風なければ「次へ」をクリックし、調査への回答へとお進みください。

Ŷ	日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟
	JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

貴自治体の概要および概況について

*2. 貴自治体がある都道府県について、以下のうちあてはまるもの1つを選択してください。

‡

*3. 貴自治体についてあてはまるもの1つを選択してください。

○ 指定都市

○ 中核市・特別区 (児童相談所設置市および特別区除く) ○ 市 (上記除く)

○ HJ

〇 村

*4. 貴自治体の人口および18歳未満人口について2020年度国勢調査の結果をもとに記入してください

全人口

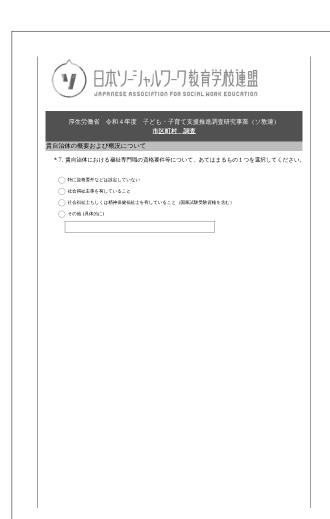
*5. 貴自治体における職員数 (定数) について記入してください (令和4年4月現在)。

首長部局全体(会計年度 任用職員数含む)

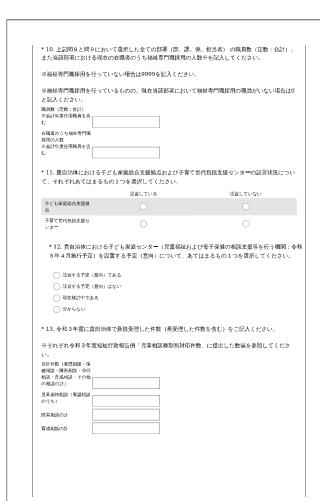
*6. 貴自洽体では福祉専門職 (「福祉」、「行政職 (福祉)」等としての区分) の採用を行っていますか。あてはまるもの1つを選択してください。

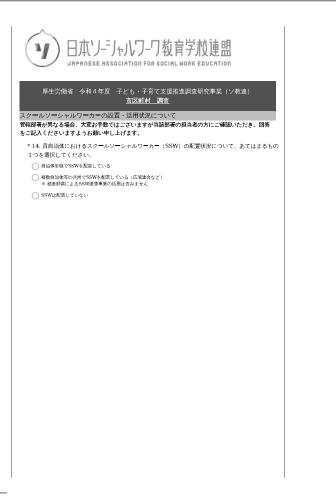
○ 行っている

○ 行っていない





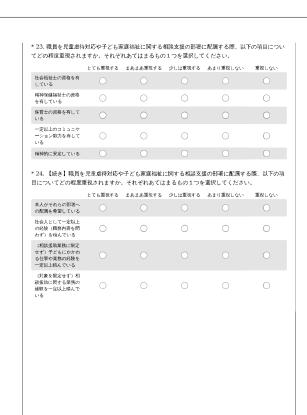




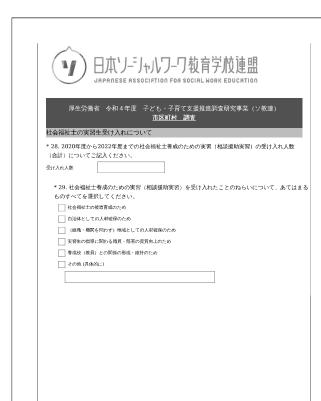
		IATION FOR SOCIAL	MORK EDUCHII	• 11
	▲和 4 左座 フ	ソノ マタマナ原状	· # 100 - # 7 11	() (#C)#()
序生为侧相	令和4年度 丁	ども・子育て支援推 <u>市区町村 調査</u>	进 洞宜切九争未	(フ敦建)
スクールソーシャル	ワーカーの配置	・活用状況について	_	_
* 15. SSWを配置し	ている部署につい	てあてはまるもの1つ	を選択してくださ	ı٠.
○ 教育委員会	2 a 7 12 s Medical (= 00	+ 7 OF T		
○ 児童福祉主管など ○ その他(具体的に	(の子ども家庭福祉に関)	する部署		
* 16. SSWを採用する 1 つを選択してくださ		ついてどの程度重視しつ	ていますか。それも	どれあてはまるも
	25 km	どちらかというと重視 と している	ごちらかというと重視 していない	重視していない
社会福祉士を有してい る	重視している	0	0	0
る 精神保健福祉士を有し		0		0
る 精神保健福祉士を有している スクールソーシャルワーカー認定資格を有し	0	0		0
る 精神保健福祉士を有し ている スクールソーシャルワーカー認定資格を有し ている 心理士の資格(臨床心 理士・公泌心理師)を	0 0	0	0	0
る 結神保健福祉士を有している スクールソーシャルワーカー認定資格を有している 心理士の資格 (臨床心・理士・公認心理師)を有している 教具としての経験を有	0 0	0 0	0 0	0
る	0 0 0	0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0
る	合体(教育委員会等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0 0 0 0 0 0	0 0 0
る 結神保健福祉士を有している スクールソーシャルワーカー 一カー銀定資格を有している 心理士の資格(臨床心・ 世生・公認心理師)を有している 教見としての経験を有している 子どもに関わる仕事の 経数を有している *17、これまで賞自	合体(教育委員会等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0 0 0 0 0 0	0 0 0

= 1 × 2 ×	b 4 70 : 1-7-	Z Z#			
厚生分間1	省 令和4年度	ナとも・ナ育 <u>市区町村</u>		1.研究事業(ソ	教理)
自治体における こついて	児童虐待対応お、	よび子ども家庭	き福祉の相談支	援等や人材確保	マ・育成の状況
18. 各種類の相談 はよるもの1つを選		当職員の方々はと	ごの程度困難感を	感じていますか	。それぞれあて
	まったく困難は感 . じていない	あまり困難は感じ ていない	少し困難を感じて いる	まあまあ困難を感 じている	とても困難を感じ ている
養護相談 (児童虐待相談)		0			0
養護相談 (その他の相談)	0	0	0	0	0
保健相談	0	0	0	0	0
ESTRICALIZA	0				
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
非行相談 育成相談 19. 児童虐待対応へ	○○○>子ども家庭福祉な	の相談支援に対所	○	(採用) および	0
非行相談 育成相談 19. 児童虐待対応へ	○○○>子ども家庭福祉な	の相談支援に対別の1つを選択し	○ ○ ○ 「する職員の確保 てください。		育成に困難を感
非行相談 育成相談 19. 児童虐待対応へ ごていますか。 それ 確保 (採用)	シ子ども家庭福祉な ぞれあてはまるも まったく困難は感	の相談支援に対い の1つを選択し あまり困難は感じ	○ Sする職員の確保 てください。 少し困難を感じて	まあまあ困難を感	育成に困難を感とても困難を感じ
非行相談 育成相談 19. 児童虐待対応* こていますか。それ	シ子ども家庭福祉な ぞれあてはまるも まったく困難は感	の相談支援に対い の1つを選択し あまり困難は感じ	○ Sする職員の確保 てください。 少し困難を感じて	まあまあ困難を感	育成に困難を越 とでも困難を感じ ている
車行駆談 育成相談 19. 児童虐待対応 でしいますか。それ 確保(採用) 育成(担当看任後) *20. 児童虐待対 理由について以下	シチども家庭福祉の ぞれあてはまるも まったく団物は感 していない	の相談支援に対別の1つを選択し あまり開始は既じていない	でする職員の確保 てください。 少し困難を感じて いる	まあまあ困難を感じている	育成に困難を越 とでも困難を感じ ている
#F不認 育成相談 19. 児童 #待対応 でし、ますか、それ 確保 (採用) 育成 (担当看任後) *20. 児童 虐待対 理由について以下 一 着任時に業務(P子ども家庭福祉の ぞれあてはまるも まったく困難は感 していない	の相談支援に対所の1つを選択し あまり開始は感じていない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	をする隣員の確保 てください。 少し困難を感じて いる	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とでも困難を感じ でいる
非介極 育成相談 19. 児童虐待対応 でいますか。それ 確候 (採用) 育成 (担当看任後) * 20. 児童虐待対 理由について以下 「着任時に業格」 「育成を担当する	⇒子ども家庭福祉・ ぞれあてはまるもまったく団幣は感 じていない 応や子ども家庭福 のうちあてはまる	の相談支援に対別の1つを選択しあまり国料は機じていない はの相談支援をもらのすべてを遺は、技術の不足、先輩など)のマン	かする職員の確保 てください。 少し困性を感じて いる	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とでも困難を感じ でいる
非介植談 育成相談 19. 児童 虐待対応へ ていますか。それ 確保 (採用) 育成 (担当看任後) * 20. 児童 虐待対 理由について以下 一 育成を担当する	ペラード も家庭福祉との それあてはまるもまったく 旧幣は感じていない	の和議支援に対収の1つを選択していない。 もあまり周報に感じていない 位の相談支援をきものすべてを選集、技術の不足 先輩など)のマン 先輩など)のマン 先輩など)の実践	をする職員の確保でください。 少し困難を感じている 担当する職員の登録にしてください パワー不足	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とでも困難を感じ でいる
非介閣 育成相談 19. 児童 虐待対応 でいますか。それ 確保 (採用) 育成 (担当名任後) * 20. 児童 虐待以 理由について民様 一 育成を担当する 一 育成を担当する	マ子ども家庭福祉の それあてはまるも まったく 旧物は感じていない	の相談支援に対所の1つを選択し、あまり周性は感じていない。 ・ はの利談支援をきものすべてを選集と、失策など、のマン・先輩など、の実践	でする職員の確保 でする職員の対象 のシル関性を感じて いる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とでも困難を感じ でいる
非介閣 育成相談 19. 児童虐待対応 でいますか。それ では異用) 育成(担当名任後) *20. 児童虐待対 理由について以称 育成を担当する 自成を担当する 人事実別による	アチども家庭福祉と ぞれあてはまるも まったく用性は感 していない アやチども家庭福 る多変な俗海峡・知 ら様見(管理権・上司 ら様見(管理権・上司	の相談支援に対別の1つを選択し の1つを選択し あまり周性近後じていない。 はの相談支援をもものすべてを選集・失業などのマン、 失業などのマン、 失業などのである。	でする職員の確保 のシル関性を感じて いる がりまする職員の引 担当する職員の引 バワー不足 カホ育成の未形成	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とでも困難を感じ でいる
非万福隆 育成相談 19. 児童 虐待対応 でしますか。それ 確保 (採用) 育成 (担当名任使) * 20. 児童 虐待対 理由について以称 育成を担当する 自成を担当する 人事実駅による	ペチども家庭福祉を ぞれあてはまるも まったく田畑は感 じていない 「のうちあてはまる 必要な你海塘・姉 は限員(管理職・上司 ら自成時間の不足(育た を表することに明機付け、	の相談支援に対別の1つを選択し の1つを選択し あまり周性近後じていない。 はの相談支援をもものすべてを選集・失業などのマン、 失業などのマン、 失業などのである。	でする職員の確保 のシル関性を感じて いる がりまする職員の引 担当する職員の引 バワー不足 カホ育成の未形成	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とでも困難を感じ でいる
# 1 有報談 音点相談 音点相談 音点相談 19. 児童 虐待対応 19. 児童 虐待対応 17. ていますか、それ (採用) 音級 (担当名在後) ** 20. 児童 虐待対 理由について以下 「音成を担当す・」 「音成を担当す・」 「内表を担当す・」 「 株員自身が成れ 戦員自身が成れ 戦員自身が成れ 株員自身が成れ 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株	○ → 子ども家庭福祉の で	の相談支援に対別の1つを選択し の1つを選択し あまり周性近後じていない。 はの相談支援をもものすべてを選集・失業などのマン、 失業などのマン、 失業などのである。	でする職員の確保 のシル関性を感じて いる がりまする職員の引 担当する職員の引 バワー不足 カホ育成の未形成	まあまあ困難を感じている	育成に困難を感 とても困難を感じ ている

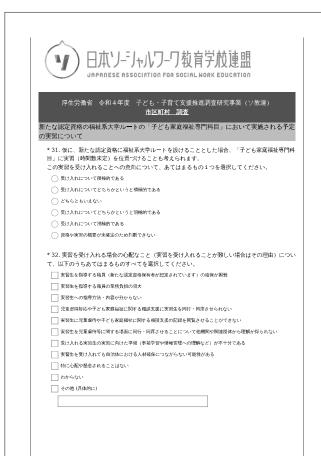
*21、今回児雇福祉法政正によって「子ども家庭福祉に関する新たな認定資格」が導入されることとなりました。当該教権保有者を実用・配置することで上記の機員育成における困難は解消されると思いますか。あてはまるもの1つを選んでください。 国際の解析の場所できる 国際の解析の対象は判断できない。 国際の解析は期所できない。 関係が概要がまた見速せないためわからない。 現状で育成における固御はない。	日本リー・リャルフーク 有字が連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL MORK EDUCATION 原生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援推進調査研究事業(ソ教連) 市区制計 製作 児童度特対応や子ども家庭福祉に関する相談支援を担当する職員の採用等について 図:新たな認定資格を有する者の3つの表成ルート ※原生労働省においては、令和6年4月より、図の①の既存の有資格者ルートおよび②現任者ルートを 創設することとしています。また③の福祉系大学ルートについては、当該ルートを創設するから合 め、法施行後に検討することとしています。 子どの家庭職対フーシャルワーカー(優勝) 子ども家庭職対プログロの時間を創 ・・ディが中の方面・「優勝」 ・・ディが中の方面・「優勝」 ・・ディが中の方面・「原形」 ・・ディが中の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一
	社会福祉士 精神保祉福祉士 ・
	接受料の 保育中の 保育中の (全資中の) (全会の関係) (大会の関係) (大会の関係
	# 22. 今後、児童虐待対応や子ども家庭福祉に関する相談支援を担当する親員を採用することを想定した際、上記図の各ルートから新たな認定資格を取得する者を採用する意のについて、それぞれあては
	② 原存の有責格者ルート ② 現任者ルート ② 現在者ルート ② 現在者の時間以上 ② 現在表大学ルート ② 現在表大学ルート ② 現在表大学ルート ② 現在表大学ルート ② 現在をルート ② 現在表大学ルート ② 現在表大学ルート ② 現在表大学ルート ② 現在をルート ② 現在の時間以上 ② はままでは、 ② はままでは、 ② はないてきまるもの1つを選択してください。 ② ほので表からか ② 現用についてど ② 現用についてど ② 現用についてど ③ 現用についてど ② 現用についてど ② 現用についてど ③ 現用についてど ② 現用についてど ③ 現用についてど ③ 現用についてど ② 現用についてど ③ 現日についてど ③ 現日についてど ② 現日については ② はたままままた。 ② はたまままた。 ② はたまままた。 ② はたまままた。 ② はたまままた。 ② はたままた。 ② はたまままた。 ② はたままた。 ② はたまままた。 ② はたまままた。 ② はたままた。 ② はたままたまた。 ② はたままたまた。 ② はたままたまた。 ② はたままたまた。 ② はたままたまたまたまた。 ② はたままたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた
	東大の東部競技の野の情報を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を

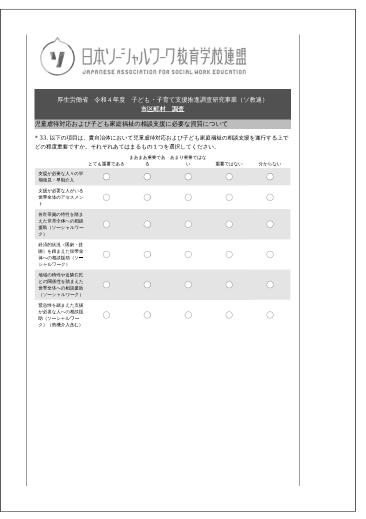






日本リー・フィースクラー
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION 原生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援指進調査研究事業(ソ教連) <u>前区町井</u> 遊査 <u>社会福祉士の実習生受け入れについて</u> *30. 社会福祉士者成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。 「母感効からの実習教師がなかった 」 実習を受け入れる場がなかった 」 コロチ級定剤気のため 」 実習を受け入れるメリットや必要性を感じないため 」 これまで受け入れるメリットや必要性を感じないため 」 これまで受け入れた避難がないため
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION 原生労働省 令和 4年度 子ども・子育で支援指進調査研究事業 (ソ黎連) 加区TH 語音 社会福祉士の実習生受け入れについて * 30. 社会福祉士者成のための実質を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。 「
JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION 原生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援指進調査研究事業(ソ教連) <u>前区町井</u> 遊査 <u>社会福祉士の実習生受け入れについて</u> *30. 社会福祉士者成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。 「母感効からの実習教師がなかった 」 実習を受け入れる場がなかった 」 コロチ級定剤気のため 」 実習を受け入れるメリットや必要性を感じないため 」 これまで受け入れるメリットや必要性を感じないため 」 これまで受け入れた避難がないため
原生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業(ソ教連) 前区副村・調査 社会福祉士の実習生受け入れについて * 30. 社会福祉士書成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべ で選択してください。 「
社会福祉士の実習生受け入れについて *30. 社会福祉士育成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。 「看成からの実習集物がなかった。 」 実際を受け入れる条約がなかった 「 コロナ 退失症対策のため 「 実際を を受け入れる条約がなかった 「 実際を受け入れる条約がなかった 「 コロナ 退失症対策のため 「 実際を を受け入れる条約がなかった 「 コロナ 退失症対策のため 「 実際生を受け入れるメリットや必要性を続けないため 「 これまで受け入れた延続がないため
*30. 社会福祉士者成のための実習を受け入れていない理由について、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。
てを選択してください。
□ 有成校からの実習依頼がなかった □ 実習を受け入れる希前がなかった □ 実習を受け入れる希前がなかった □ コロナ感染症対策のため □ 実習をそびように指導してよいかわからないため □ 実習を受け入れるメリットや必要性を感じないため □ これまで受け入れた経験がないため
□ 実務指導者の要件を強たす環境がいなかった □ 実習を受け入れる余格がなかった □ コロナ磁染度対策のため □ 実習生をどのように指導してよいかわからないため □ 実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため □ これまで受け入れた経験がないため
□ 実習を受け入れる条格がなかった □ コロナ返処原対策のため □ 実習生をどのように指導してよいかわからないため □ 実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため □ これまで受け入れた経験がないため
□ コロナ級集度対策のため □ 実習生をどのように指導してよいかわからないため □ 実習生を受け入れるメリットや必要性を感じないため □ これまで受け入れた経験がないため
□ 実俗性をどのように指導してよいかわからないため □ 実俗性を受け入れるメリットや必要性を感じないため □ これまで受け入れた経験がないため
── 実習性を受け入れるメリットや必要性を感じないため── これまで受け入れた経験がないため
□ これまで受け入れた経験がないため
その他 (具体的に)





9 る上 ("との程度里:	要ですか。それぞれ	いめていまるもん)1つを選択し	. (1/200%	
	ま とても重要である	:あまあ重要であ	あまり重要ではな い	重要ではない	分からた
フォーマル・インフォ ーマルな社会資源の機 能・役割およびそれら の関係性の把握		0	0		0
フォーマル・インフォ ーマルな社会資源の活 用および調整 (コーディネート)	0	0	0	0	0
多機関・多端種の連 携・協働体制の構築 (ネットワーキング)		0	0		С
自組織のアセスメント と課題把握および改善 に向けた取り組み	0	0	0	0	С
社会において弱い立場 にある者の権利擁護 (アドボカシー)					С
人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の	とても重要である	まあまあ重要であ まる	あまり重要ではない	重要ではない	
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念					
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ る者の最善の利益の追求					C
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ る者の最善の利益の追	とても重要である	0		重要ではない	C
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基本的理念 社会的に弱い立場にある者の最善の組造の追求 スーパービジョンの理 解と自らの実践の批判	とても重要である	0		重要ではない	C
性の募重等の価値等の ソーシャルワークの基本的理念 社会的に弱い立場にある者の最善の利益の追 スーパービジョンの理 解と自らの実践の批判 的族り返り 理論および実践から学 忠美統的な専門性の向	とても重要である	る	待対応および	事要ではない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	分から
性の尊重等の価値等の 小から、 小から、 小から、 かり埋念 ・ いった。 ・ いた	とても重要である	る にはおいて児童店 れあてはまるもの	特対応およびごうな環状にあまり重要ではなかまり重要ではな	事要ではない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C C 相談支援
性の尊重等の価値等の 小から、 小から、 小から、 かり埋念 ・ いった。 ・ いた	とても重要である	いたおいて児童虐いあてはまるもの	待対応および り1つを選択し	事要ではない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C

厚生労働省
市区■FH - 過去 * 37. 年齢について、あてはまるもの1つを選択してください。 ② 20 - 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代以上 ⑥ ちえたくない * 38. 黄自治体における災免患特対応および子ども家庭福祉の相談支援に関する業務の通算経験年数 (年・カ月) をこ記入ください。 □ 1 * 39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。 □ 社会福祉士 □ 計研保報福祉士 □ 社会福祉士 □ 計会福祉主事 □ 保健師 ■ 報節 ■ 報告 ■ 常門戦 風を計 ■ 歌門戦 風を計 ■ 歌呼の理士 □ 公志心理師
* 37. 年齢について、あてはまるもの1つを選択してください。
40歳代 50歳代以上 50歳代以上
・ 含えたくない 18. 責自治体における児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援に関する業務の通算経験年数 (年・カ月)をご記入ください。 ・ 2月 * 39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。 日 社会福祉士 日 計・日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
8. 貴自治体における児童虐待対応および子ども家庭福祉の相談支援に関する業務の通算経験年数 (年・カ月)をこ記入ください。 * 39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。 社会福祉士
(年・カ月) をご記入ください。 * 39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。
39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。
* 39. 以下のうち、保有している資格についてあてはまるものすべてを選択してください。
社会福祉士
社会福祉士
抗神保健福祉士
社会福祉主事
□ 保健師■ 若透師□ 保育士■ 教育報員免許□ 知來心理士□ 公必心理師
保育士
一 教育報具を対す一 教育報具を対す一 気体の理士□ 公添か理的
□ 鉱床心理士□ 公添心理師
公認心理師
介護福祉士
- A state of the second
□ いずれも有していない
一 その他(具体的に)

(40. 採用IX分についてあてはまるもの1つを選択してください。 (福祉職 (補祉職以外の専門職	日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟
○ 一般行政職	JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION
○ 不明	
(美の他(具体的に)	厚生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>市区町村 調査</u>
	アンケート調査に協力のお礼
	質問は比上です。
	このたびはご多忙のところご協力いただき絨にありがとうございました。

現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査

1-3 現任者(社会福祉士·精神保健福祉士)調査

1-3-1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

本調査は、経験年数満2年以上の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者を対象として実施した。

なお、本調査の実施に際し、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会福祉協議会より、会員向けメールマガジンでの広報の協力を得た。また、全国社会福祉法人経営者協議会会員法人、並びに児童自立支援施設については、郵送でも調査の案内と協力依頼を実施した。

(2)調查方法

Web (ウェブ) 調査にて実施した。詳細な手続きは以下である。

- ・ 職能団体、及び事業者団体等の会員へ、調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載した メールまたは文書を送付した。調査対象者が所属していると考えられる団体・法人については、 送付先が明らかな場合郵送でも同様の内容を送付した。
- ・ 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。

1-3-2 調査内容

調査内容は以下である。

- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士としての経験年数
- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士としての児童福祉分野における相談援助に関わる実務経験の有無
- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士として相談援助業務を行う中で、その対象に子どもや家庭など も含めた支援(主たる支援対象を子どもや家庭に限定しない)を行ってきた実務経験の有無
- ・ 回答者の年齢
- 回答者の年齢・性別
- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数(通算・合計)
- 有している資格の種別
- ・ 現在回答者が勤務している事業所・施設・機関の種別
- ・ 現在勤務している組織・団体・機関の種別
- これまで勤務した経験のある分野
- 現在の雇用形態とその雇用形態と自身の希望とのマッチング
- ・ 現在職場において管理職に就いているか
- 現在の年収と満足の度合い
- 勤務先の所在する都道府県
- 認定資格の取得の意向
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか

-216-

- ・ 子ども家庭福祉に関する相談援助 (ソーシャルワーク) の業務に携わることに対する関心の 程度
- ・ 今後認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別
- ・ ソーシャルワークの様々な技術について、現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度 関連しているか
- 子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解しているか

1-3-3 調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

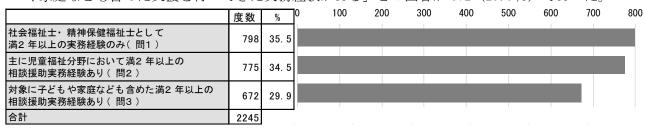
調査期間: 2022年10月11日~2023年1月31日

回収数: 2,377 件(回答用 web ページの情報を周知した人数が不明であるため、回答率は記載しない)

1-3-4 調査結果

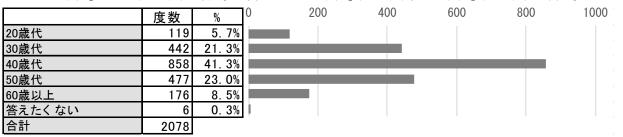
Q1-Q3. 社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数(N=2245)

「満2年以上の実務経験がある」との回答が798(35.5%)、「主に児童福祉分野において満2年以上の相談援助実務経験がある」との回答が775(34.5%)、「相談援助業務を行う中で、対象に子どもや家庭なども含めた支援を行ってきた実務経験がある」との回答が672(29.9%)であった。



Q4. 回答者の年齢(N=2078)

「40歳代」が858(41.3%)と最も多く、次いで「50歳代」(23.0%)、「30歳代」(21.3%)の順で多かった。



Q5. 回答者の性別(N=2078)

「男」が 978 (47.1%)、「女」が 1077 (51.8%)と、やや女性が多かった。

	1		n	200	400	600	800	1000	1200
	度数	%	U	200	400	000	800	1000	1200
男	978	47. 1%							
女	1077	51.8%							
その他	4	0. 2%	1						
答えたくない	19	0. 9%							
合計	2078								

Q6. 社会福祉士・精神保健福祉士としての実務経験年数(通算・合計)(N=2078)

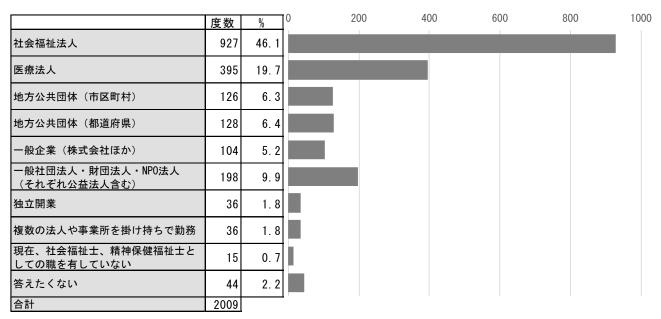
	度数	%	0	100	200	300	400	500
2 年以上5 年未満	354	17. 0%					ı	
5 年以上10年未満	462	22. 2%						
10年以上15年未満	440	21. 2%						
15年以上20年未満	434	20. 9%						
20年以上	379	18. 2%						
答えたくない	9	0. 4%						
合計	2078							

Q7. 回答者の保有する資格 (N=2078, MA)

	度数	%	0 2	00	400	600	800	1000	1200	1400	1600
社会福祉士	1562	75. 2									
精神保健福祉士	1528	73. 5									
スクールソーシャルワーカー課程修了	33	1.6									
保育士	158	7. 6									

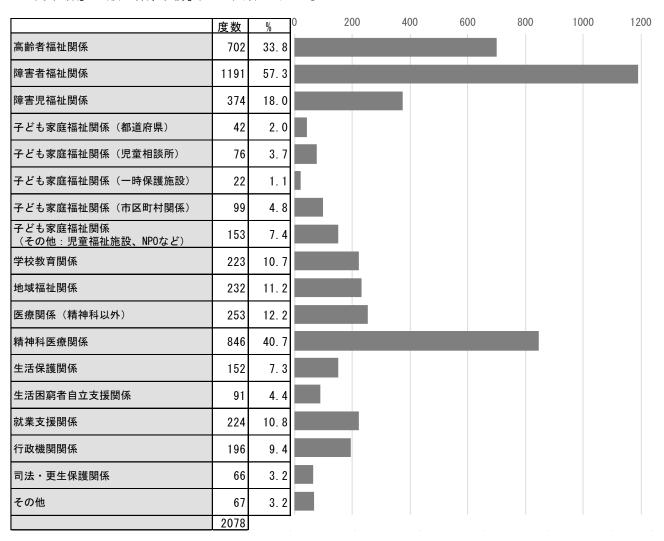
Q9. 現在勤務している組織・団体・機関の種別(N=2009)

「社会福祉法人」が927(46.1%)と最も多く、次いで「医療法人」(19.7%)であった。



Q10. これまで勤務した経験のある分野 (N=2078, MA)

「障害者福祉関係」が 1191(57.3%)と最も多く、次いで「精神科医療関係」(40.7%)、「高齢者福祉関係」 (33.8%)の順で多かった。その他の自由記述には、「EAP(従業員援助プログラム)」「ひきこもり支援をおこなう組織」「一般企業、事務」などの回答があった。



Q11. 現在の雇用形態(N=2078)

「正規雇用」が 1787 (86.0%) で最も多く、「非正規雇用(任期付き・アルバイト・パートタイム・複数掛け持ち含)」が 255 (12.3%) であった。

	度数	%	0	500	1000	1500	2000
正規雇用	1787	86. 0%					
非正規雇用(任期付き・アルバイト・ パートタイム・複数掛け持ち含)	255	12. 3%					
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	36	1. 7%					
合計	2078						

Q12. 現在の雇用形態は希望にかなったものか(N=2078)

「はい」が 1829(88.0%)、「いいえ」が 73(3.5%)、「どちらともいえない」が 129(6.2%) であった。

	度数	%	0	500	1000	1500	2000
はい	1829	88. 0%					
いいえ	73	3. 5%					
どちらともいえない	129	6. 2%					
答えたくない	10	0. 5%					
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	37	1. 8%					
合計	2078						

Q13. 現在の職場において管理職に就いているか(N=2078)

「はい」が 779(37.5%)、「いいえ」が 1234(59.4%) であった。

	度数	%	0	300	60	00	900	1200
はい	779	37. 5%						
いいえ	1234	59. 4%						
分からない	10	0. 5%						
組織に属していない	27	1. 3%						
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	28	1. 3%						
合計	2078						'	

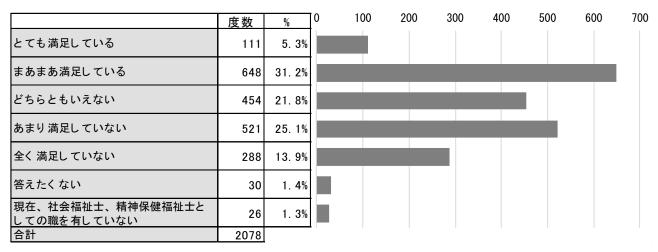
Q14. 年収(N=2078)

「300 万以上 400 万未満」が 503(24.2%)で最も多く、次いで「400 万以上 500 万未満」が 446(21.5%)、「600 万以上」が 315(15.2%)の順で多かった。

	度数	%	0	100	200	300	400	500	600
130万円未満 (社会保険の被扶養者収入要件以内)	41	2. 0%							
130万円以上200万円未満	58	2. 8%							
200万円以上300万円未満	269	12. 9%							
300万円以上400万円未満	503	24. 2%							
400万円以上500万円未満	446	21. 5%							
500万円以上600万円未満	306	14. 7%							
600万円以上	315	15. 2%							
答えたくない	110	5. 3%							
現在、社会福祉士、精神保健福祉士としての職を有していない	30	1. 4%							
合計	2078		• 1						

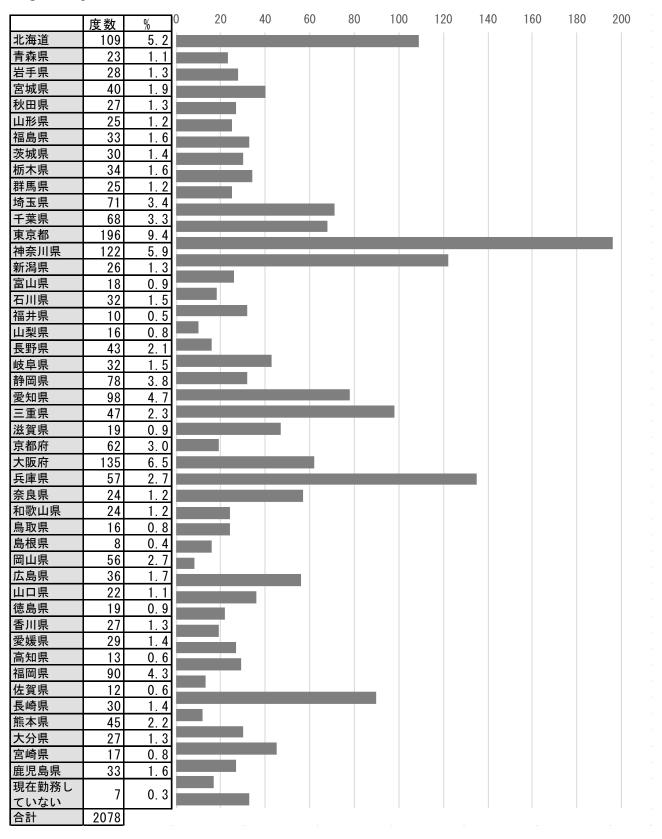
Q15. 現在の収入への満足度(N=2078)

「まあまあ満足している」が 648(31.2%)で最も多く、「あまり満足していない」が 521(25.1%)、「どちらともいえない」が 454(21.8%)の順で多かった。



Q16. 勤務先が所在する都道府県(N=2078)

最も多いのが「東京都」で 196(9.4%)、次に「大阪府」が 135(6.5%)、「神奈川県」が 122(5.9%)の順で 多かった。



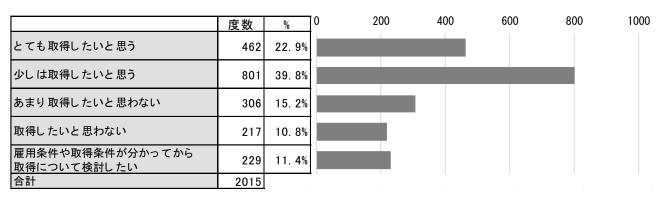
Q17. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー: 仮称)への認知 (N=2078)

「知っていた」が 790(38.0%)、「聞いたことはあった」が 679(32.7%)、「まったく知らなかった」が 546(26.3%)であった。

	度数	%	T ⁰	200	400	600	800	1000
知っていた	790	38. 0%						
聞いたことはあった	679	32. 7%						
まったく 知らなかった	546	26. 3%						
合計	2078		_					

Q18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の取得意向(N=2015)

「少しは取得したいと思う」が801(39.8%)で最も多く、「とても取得したいと思う」(22.9%)とあわせると全体の60%以上が回答した。



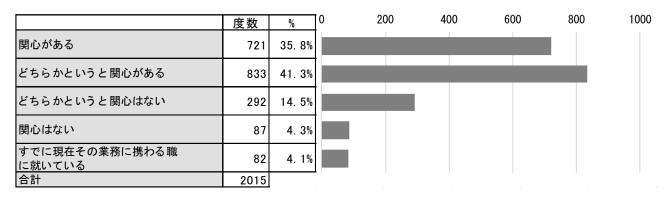
Q19. 新たな認定資格を取得する動機となる条件

いずれの項目も「とても重要」が最も多く、「すこしは重要」とあわせると、すべての項目で 85%以上が「重要である」との回答であった。

					-					
	重要で はない	すこし は重要	とても 重要	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%
子ども家庭福祉に関する正規雇用の 職が得られる	273	555	1179	2007	13.6	27. 7		58. 7		
認定資格を有していなければ就くこと ができない職務を担当できる	235	683	1082	2000	11.7	34		53.	9	
資格手当が付く・ 昇給するなど、 より高い給与が得られる	215	583	1208	2006	10.7	29		60. 2		
組織内において子ども家庭福祉に 関する業務への裁量権が得られる	238	738	1030	2006	11.9	36.	3	51	. 3	
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	124	556	1327	2007	6. 2	27. 7		66. 1		
子ども家庭福祉に関する専門的な 知識・技術・実践力が得られる	78	409	1520	2007	3.9 20). 4		75. 7		

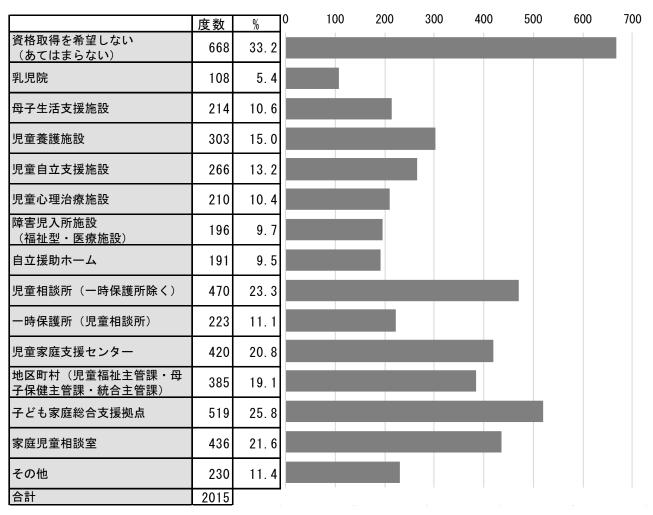
Q20. 今後の仕事において子ども家庭福祉関係の業務に携わることへの関心(N=2015)

「どちらかというと関心がある」が 833(41.3%)で最も多く、「関心がある」(35.8%)とあわせると 77.1%の回答であった。



Q21. 今後新たな認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別(N=2015, MA)

「資格取得を希望しない」が 668(33.2%)で最も多かった。認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別としては、「子ども家庭総合支援拠点」(25.8%)、「児童相談所(一時保護所除く)」(23.3%)、「家庭児童相談室」(21.6%)の順で多かった。その他の自由記述には、「スクールソーシャルワーカー」「フリースクール」「医療機関」などの回答があった。



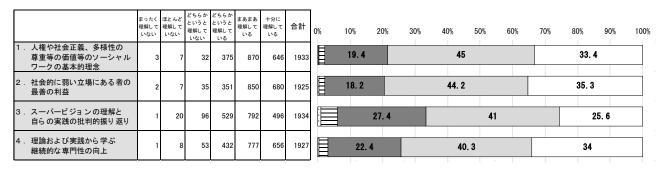
Q22·23. 現在およびこれまで経験した業務との関連性(N=1937)

いずれの項目においても「とても関連している」が最も多く、「まあまあ関連している」「どちらかというと関連している」とあわせると、すべての項目で80%以上が「関連している」との回答であった。

	まったく 関連して いない		どちらか というと 関連して いない	というと	まあまあ 関連して いる	とても 関連して いる	0%	10%	20%	30%	40	0%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1. 支援が必要な人々の 早期発見・早期介入	21	62	132	308	519	895		6.8	15. 9		26	. 8				46. 2		
 支援が必要な人がいる 世帯全体のアセスメント 	19	59	95	260	508	996	3		13. 4		26. 2				51	. 4		
3. 各世帯員の特性を踏まえた 世帯全体に対する相談援助 (ソーシャルワーク)	35	64	131	286	508	913		6.8	14. 8		26.	. 2			,	47. 1		
4. 経済的状況(困窮・貧困)を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	42	82	141	304	497	871	8	7. 3	15. 7		2	25. 7				45		
5. 地域の特性や近隣住民との関係性を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	53	95	189	407	538	655	8	9.	8	21			27. 8	3		33.	8	
6. 緊急性を踏まえた支援が必要な 人への相談援助 (ソーシャルワーク)(危機介入含む)	41	76	134	294	546	846	8	6. 9	15. 2		2	28. 2				43. 7		
7. フォーマル・インフォーマルな 社会資源の機能・役割および それらの関係性の把握	11	35	69	286	566	970		14	. 8		29. 2				50	0. 1		
8. フォーマル・インフォーマルな 社会資源の活用および調整 (コーディネート)	18	42	108	308	544	917	5	i. 6	15. 9		28.	1				4 7. 3		
9. 多機関・多職種の連携・協働 体制の構築(ネットワーキング)	12	24	61	256	459	1125		13.	2	23.	7				58. 1			
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	20	53	124	376	638	726	3	6. 4	19. 4			32.	9			37. 5		
11. 社会において弱い立場にある者の 権利擁護(アドボカシー)	14	49	84	364	570	856			18. 8			9. 4				44. 2		

Q24. 専門職としての価値や姿勢への理解度

いずれの項目においても「まあまあ理解している」が最も多く、「十分に理解している」「どちらかというと理解している」とあわせると、すべての項目で90%以上が「理解している」との回答であった。



Q25. 子どもの支援に必要な発達段階等に関する知識への理解度

子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識では「どちらかというと理解している」 (32.5%)、「まあまあ理解している」 (30.8%)、「どちらかというと理解していない」 (18.9%) の順で多かった。子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であることでは「まあまあ理解している」 (35.6%)、「どちらかというと理解している」 (27.7%)、「十分に理解している」 (23.8%)の順で多かった。

		ほとんど 理解して いない	どちらか というと 理解して いない	というと	まあまあ 理解して いる	十分に 理解して いる	合計	0% 10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1. 子どもの身体的・心理的な 発達段階や発達上のニーズに 関する知識	18	100	365	629	595	226	1933	11	B. 9 <u> </u>		32. 5			30. 8		11.7	
2. 子どもの発達過程が個人的 要因や社会的要因に影響を 受け多様であること	16	57	175	533	685	459	1925	9.1	2	7. 7		3	35. 6			23. 8	



厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現任者 (社会福祉士・精神保健福祉士) 調査

調査の目的と確認

<調査の位置でける目的> 本間面は「男生売物者 今和4年度 子ども・子育て支援推進制度最好事業」による「需要契におけるモデル的なカリキュラム 格別と、子と6度開始の形式と資格における地定情格を小の乗取款の協力の在り方に関する調査研究(実施団体:一般社団 法人 日本ソーシャルワークを育字を連記)」として実施されるものです。 今和4年6月に「生産機法が安正され、(他有7周1、中4年4年月1日)、子ども家庭解析の実施者の上が開けられました。これに向けて、子どら家庭開始の変数経験推動に1の指って返定宣称を導入すること、認定資格の取得状況今を勘案 しつつ、銀行後 2年を日常として、子ども家庭物社で整合技能推動に1の指って認定宣称を導入すること、認定資格の取得状況今を勘案 しつつ、銀行後 2年を日常として、子ども家庭物社に関する専門的な知識かよび技術を必要とする支援を行うものについて検 から加まっているとかまました。

しつつ、銀行後2年を目前として、子ども家庭神経に関する専門的な知識および技術を必要とする支援を行うものについて検 おを知えることとされました。 また、今回の児童福祉法改正には帰り込まれていませんが、等来的には、この際たな起定資格の取得ルートに関する1つの 素として、縁起系グラルーにも)が思定されています。 本程度では、この形かな途足潜水を限防した者の発展型的の調査や、上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得 ることを目的に実施されるものです。なお、年間者の結果は年度末に市成される本調査研究年業得音書(仮)にて公表される 予定です。

(※) 例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の各成課程を有する大学において、これらの国家資格の各成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目(500時間程度)を駆修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

<調査協力への確認>

<a p><a p><a p><a p><a p><a p><a p><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><

(調査への<u>回答をもって協力に同意</u>したものとさせていただきます)

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

<回答期日> <u>◆和4年10月25日(火)</u>までほご回答ください。

<本項責に関するお問い合わせ> 専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。 お手数ですが、FiZURLからおPIN」合わせフォームを開いてください。 https://hrv.form-maller.ip/fms/6832406f265485



厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現任者 (社会福祉士・精神保健福祉士) 調査

調査対象者としての確認 本調査では、社会福祉士・精神保健福祉士として満2年以上(通算・合計)の実務終験を有する方を対 象としています。

*1. あなたはこれまで社会福祉士・精神保健福祉士として満2年以上の実務経験(通算・合計)を有し

○ wwż

 JJャルフ-ワ教育学校連盟 FASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現任者 (社会福祉士・精神保健福祉士) 調査

* 2. あなたは社会福祉士・精神保健福祉士として、主に児童福祉分野において満2年以上の相談援助に 関わる実務経験 (通算・合計) を有していますか

○ いいえ



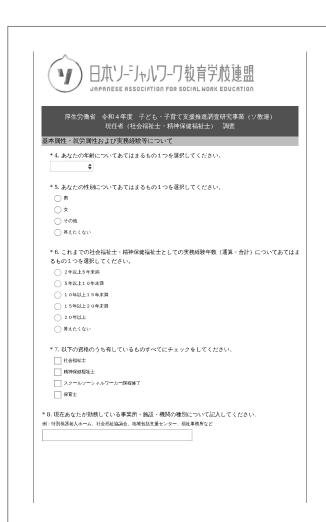
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現任者 (社会福祉士・精神保健福祉士) 調査

* 3. あなたは社会福祉士・精神保健福祉士として相談援助業務を行う中で、その対象に子どもや家庭なども含めた支援(主たる支援対象を子どもや家庭に限定しない)を行ってきた実務経験を満2年以

※質問文中の「子ども」は続柄ではなく年齢区分 (18歳未満) を意味します

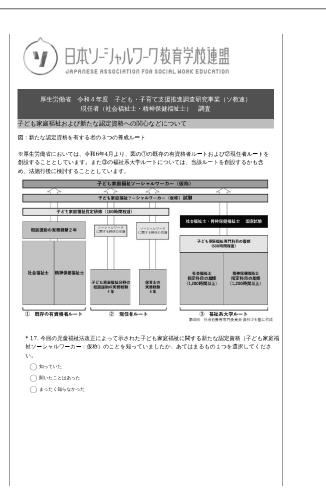
○ はい

○ いいえ



ださい。	
社会福祉法人	
医療法人	
地方公共団体 (市区町村)	
(都道府景)	
○ 一般企業 (株式会社ほか)	
● 服社団法人・財団法人・NPO法人(それぞれ公益法人含む)	
独立開業	
─ 複数の法人や事業所を掛け持ちで勤務	
○答えたくない	
その他 (具体的に)	
10. 以下のうち、これまで勧務した経験のある分野についてあてはまるものすべて	(選択してくださ
∧。 ※単一の事業所であっても複数の項目に該当する場合はあてはまるものすべてを選払	RI アイださい
VIFALII CO D COMMINANTINA I SIMILA SI CINCA SI CONTINUE COMMINANTINA CONTINUE CON	
高齢者福祉関係	
章 本福祉関係	
摩害児福祉関係	
子ども家庭福祉関係(都道府県)	
子ども家庭福祉関係 (児童相談所)	
子ども家庭福祉関係 (一時保護施設)	
子ども家庭福祉関係(市区町村関係)	
子ども家庭福祉関係(その他:児童福祉施設、NPOなど)	
学校教育民任	
地域福祉风係	
医療関係 (精神科以外)	
精神科医療関係	
生活保護関係	
生活困窮者自立支援関係	
就業支援関係	
行政機関映係	
司法・更生榮簡関係	
その他(具体的に)	
k 11 租在の原田形態(こつ)、アキア/+まスもの1つも際 4 で / がさい	
* 11. 現在の雇用形態についてあてはまるもの1つを選んでください。	

0	ttv.
0	いいえ
0	どちらともいえない
0	答えたくない
* 13.	あなたは現在機場において管理機に就いていますか。あてはまるもの1つを選択してくた
0	t‡tv
0	いいえ
0	分からない
0	組織に属していない
	あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合算:課税・控除前)について、あてはま を選択してください。
0	130万円未満(社会保険の被扶養者収入要件以内)
Ō	130万円以上200万円未満
0	200万円以上300万円未満
0	300万円以上400万円未満
0	400万円以上500万円未満
0	500万円以上600万円未満
0	600万円以上
0	答えたくない
* 15.	あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してくださ
0	とても満足している
0	まあまる満足している
0	どちらともいえない
0	あまり満足していない
0	全く満足していない
0	答えたくない
* 16.	あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。
	‡



る研修を受講したうえで試験に合札 とても取得したいと思う 少しは取得したいと思う あまり取得したいと思わない 取得したいと思わない	各することが想定されてい.	ます。	
少しは取得したいと思うあまり取得したいと思わない			
○ あまり取得したいと思わない			
~			
O			
雇用条件や取得条件が分かってから	取得について検討したい		
19. 子ども家庭福祉に関する新たならことでどのようなことにつながれば は択してください。	『資格を取得したいと思い』	ますか。以下に示す各項目	の重要
とても重要	要 すこしは1	重要 重要で	はない
子ども家庭福祉に関す る正規雇用の戦が得ら れる	0		
認定資格を有していな ければ就くことができ ない職務を担当できる	0		
資格手当が付く・昇給 するなど、より高い給 与が得られる			
組織内において子ども 家庭福祉に関する業務 への裁量権が得られる	0		
組織内外の支援者など から専門性が認められ ることで業務を行いや すくなる	0		
子ども家庭福祉に関す る専門的な知識・技 術・実践力が得られる	0		

	務してみたい事業所や施設種別についてあてはまるものすべて選択してください。	
-	資格取得を希望しない (または分からない) ためあではまらない 乳児院	
	母子生活支援施設	
	サーエルスの地域 現職 着領 施設	
	2.5年 1961年 1962年 児童自立支援施設	
	児愈心理治療施設	
	等患兒入所施設(福祉型·医療施設)	
	自立援助水一厶	
	児童相談所(一种保護所除く)	
	一時保護所 (児童相談所)	
	児童家庭支援センター	
-	市区町村(児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課)	
	市区町村 (子ども家庭総合支援拠点)	
	福祉事務所 (家庭児童相談室)	
	その他(具体的に)	

		社会福祉士	・精神保健社			連)
社会福祉士・精神 * 22. 以下の項目(ま、あなた σ	現在の業務	stおよびこれ		た業務とど	の程度関
していますか。ま	うてはまるも とでも関連して いる	_		と だちらかという と関連していな	ほとんど関連し ていない	まったく関i ていない
1 · 支援が必要な人々 の早期発見・早期介入	0	0	0	0	0	0
2 . 支援が必要な人が いる世帯全体のアセス メント	0	0	0	0	0	0
3.各世帯員の特性を 踏まえた世帯全体に対 する相談援助(ソーシャルワーク)	0			0		
4 . 経済的状況 (困 窮・貧困) を踏まえた 世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	0	0	0	0	0	0
5.地域の特性や近隣 住民との関係性を踏ま えた世帯全体への相談 援助 (ソーシャルワー ク)						
6.緊急性を踏まえた 支援が必要な人への相 談援助 (ソーシャルワ ーク) (危機介入含 む)	0	0	0	0	0	0

				どちらかという		
	とても関連して いる		どちらかという と関連している	と関連していな い	ほとんど関連し ていない	まったく関連し ていない
7 . フォーマル・イン フォーマルな社会資源 の機能・役割およびそ ぃらの関係性の把握						0
8.フォーマル・イン フォーマルな社会資源 の活用および調整 (コ ーディネート)	0	0	0	0	0	0
9 . 多機関・多端種の 連携・協働体制の精築 (ネットワーキング)						0
10 自組織のアセスメ ントと課題把握および 改善に向けた取り組み	0	0	0	0	0	0
11 : 社会において弱い 立場にある者の権利権 護 (アドボカシー)	0	0	0	0	0	0
4. 以下の項目に示 はまるもの1つを選			,,		- 07,30 (
	十分に理解して いる		どちらかという と理解している	どちらかという と理解していな い	ほとんど理解し ていない	まったく理解し ていない
人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の	いる	ている	と理解している	と理解していない	ていない	ていない
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基				と理解していな		
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ	いる	ている	と理解している	と理解していない	ていない	ていない
性の尊重等の価値等の	0	ている	と理解している	と理解していない	ていない	()
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ る者の最善の利益 スーパービジョンの理 鮮と自らの実致の批判	0	C	を理解している	と理解していない	тижи О	()
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基本 が理念 社会的に弱い立場にあ る者の最善の利益 スーパービジョンの理 解と自らの実践の批判 筋振 胎 り返 り 理論 および実践から学 3: 建統的な専門性の向	いる	でいる	と理解している・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<th>と理解していない。</th><th>C</th><th>0 0</th>	と理解していない。	C	0 0
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基本的側念 社会的に別、立所にある者の最善の対位 スーパービジョンの理 野と目らの実践の批判 即論および実践から守ら より経済がある。 まり、手がしたので、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり	いる	でいる	と理解している	と理解していない。	ていない	**************************************
性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基本的側念 社会的に別、立所にある者の最善の対位 スーパービジョンの理 野と目らの実践の批判 即論および実践から守ら より経済がある。 まり、手がしたので、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり、 まり	いる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	でいる	と理解している	と理解していない	ていない	ていない



4

現任者(保育士)調査

1-4 現任者(保育士)調査

1-4-1 調査の対象及び方法

(1)調査対象

実務経験年数満4年以上の保育士の有資格者を対象とし実施した。

なお、本調査の実施に際し、全国社会福祉法人経営者協議会、全国保育協議会、全国保育士会より、会員向けメールマガジンでの広報の協力を得た。また、全国社会福祉法人経営者協議会会員法人、並びに児童自立支援施設については、郵送でも調査の案内と協力依頼を実施した。

(2)調査方法

Web (ウェブ) 調査にて実施した。詳細な手続きは以下である。

- ・ 職能団体、及び事業者団体等の会員様に調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載した メールまたは文書を送付した。調査対象者が所属していると考えられる団体・法人については、 送付先が明らかな場合郵送でも同様の内容を送付した。
- ・ 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力した。

1-4-2 調査内容

調査内容は以下である。

- 保育士としての実務経験年数
- 回答者の年齢・性別
- ・ 保育所(幼保連携型認定こども園含む)における保育士としての実務経験において、保護者への相談・助言・指導やその援助のための関係者との連絡・調整等の業務に従事していた程度
- 保育所(幼保連携型認定こども園含む)において役職に従事した経験の有無と経験した役職
- 現在勤務している事業所・施設の種別
- ・ 現在勤務されている事業所・施設等の運営主体
- ・ これまで勤務した経験のある事業所や施設種別
- ・ 現在の雇用形態とその雇用形態と自身の希望とのマッチング
- ・ 現在職場において管理職に就いているか
- 現在の年収と満足の度合い
- 勤務先の所在する都道府県
- 認定資格の取得の意向
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか
- ・ 子ども家庭福祉に関する相談援助 (ソーシャルワーク) の業務に携わることに対する関心の 程度
- 認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別
- ・ ソーシャルワークの様々な技術について、現在の業務およびこれまで経験した業務とどの程度 関連しているか
- 子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理解しているか

1-4-3 調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間: 2022年10月12日~11月30日

回収数:814 件(回答用 web ページの情報を周知した人数が不明であるため、回答率は記載しない)

1-4-4 調査結果

Q1. 保育士として満4年以上の実務経験(通算・合計)の有無(N=677)

「実務経験あり」が609 (90.0%)、「実務経験なし」が68 (10.0%) であった。

	度数	%	0	100	200	300	400	500	600	700
保育士として満4年以上の実務経験あり	609	90. 0								
保育士として満4年以上の実務経験なし	68	10. 0								
合計	677									

Q2. 回答者の年齢(N=608)

「30歳代」が184(30.3%)と最も多く、次いで「40歳代」(26.2%)、「50歳代」(18.9%)の順で多かった。

	度数	%	0	50	100	1	50	200
20歳代	110	18. 1%						
30歳代	184	30. 3%						
40歳代	159	26. 2%						
50歳代	115	18. 9%						
60歳以上	35	5. 8%						
答えたくない	5	0. 8%						
合計	608							

Q3. 回答者の性別(N=608)

「男」が69(11.3%)、「女」が533(87.7%)と女性が多かった。

	度数	%	0	100	200	300	400	500	600
男	69	11. 3%							
女	533	87. 7%							
その他	0	0. 0%							
答えたくない	6	1. 0%	ji .						
合計	608								

Q4. 保育士としての実務経験年数

保育士としての実務経験年数(通算・合計)では「7年~10年」(23.1%)が最も多く、次いで「21年~30年」(17.8%)、「11年~15年」(17.5%)の順で多かった。

保育所(幼保連携型認定こども園含む)保育士としての実務経験年数(通算・合計)では「6 年~10 年」 (22.4%)が最も多く、次いで「0 年」「11 年~20 年」(19.9%)、「1 年~5 年」(19.5%)の順で多かった。

Q4-1. 保育士としての実務経験年数(通算・合計)(N=607)

	度数	%	0	50	100	150
4 年未満	14	2. 3%				
4 年~6 年	105	17. 3%				
7 年~10年	140	23. 1%				
11年~15年	106	17. 5%				
16年~20年	93	15. 3%				
21年~30年	108	17. 8%				
31年~	41	6. 8%		I		
合計	607	•				

Q4-2. 保育所(幼保連携型認定こども園含む)保育士としての実務経験年数(通算・合計)(N=532)

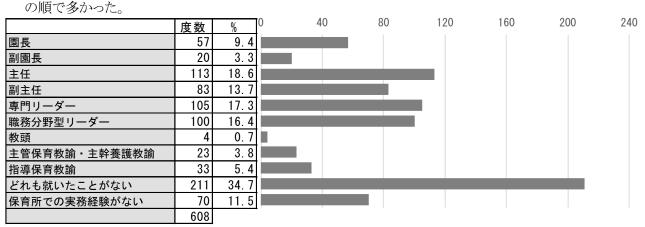
	度数	%	0	30	60	90	120
0 年	106	19. 9%					
1 年~5 年	104	19. 5%					
6 年~10年	119	22. 4%					
11年~20年	106	19. 9%					
21年~	97	18. 2%					
合計	532						

Q5. 保育所(幼保連携型認定こども園含む)における保育士としての実務経験における保護者への相談・助言・指導やその援助のための関係者との連絡・調整等の業務に従事していた割合

Q4 の回答結果との整合性が取られない回答が多く、回答の信頼性に大きな疑義が生じたため集計しないこととした。

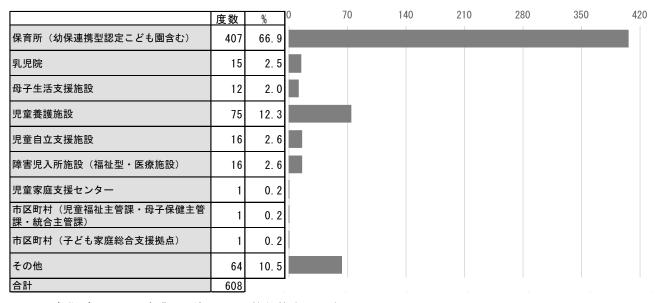
Q6. 保育所(幼保連携型認定こども園含む)で就いたことのある役職(N=608, MA)

「どれも就いたことがない」が 211(34.7%)で最も多く、次いで「主任」(18.6%)、「専門リーダー」(17.3%)



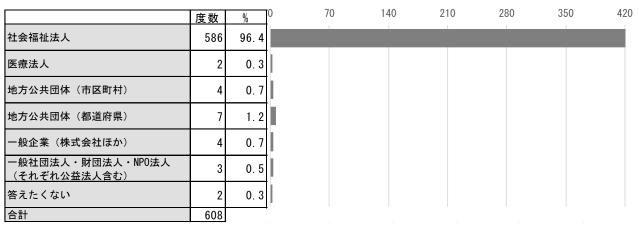
Q7. 現在勤務している事業所・施設の種別(N=608)

「保育所(幼保連携型認定こども園含む)」が 407(66.9%)で最も多く、次いで「児童養護施設」が 75 (12.3%)で多かった。その他の自由記述には、「子ども発達支援センター」「介護施設」「施設内保育所(託児所)」などの回答があった。



Q8. 現在勤務している事業所・施設の運営主体(N=608)

「社会福祉法人」が 586 (96.4%) で最も多かった。



Q9. これまで勤務した経験のある事業所や施設種別(N=608, MA)

「保育所」が 485(79.8%)で最も多く、次いで「児童養護施設」が 87(14.3%)で多かった。その他の自由記述には「子ども発達支援センター」「託児所」「医療機関」などの回答があった。

	度数	%	0 100	200	200 300	200 300 400	200 300 400	200 300 400
保育所 (幼保連携型認定こども園含む)	485	79. 8						
乳児院	23	3.8						
母子生活支援施設	14	2. 3						
児童養護施設	87	14. 3						
児童自立支援施設	14	2. 3						
児童心理治療施設	0	0.0						
障害児入所施設 (福祉型・医療施設)	37	6. 1						
児童相談所(一時保護所除く)	2	0. 3						
一時保護所(児童相談所)	11	1.8						
児童家庭支援センター	3	0. 5						
市区町村(児童福祉主管課・母子 保健主管課・統合主管課)	3	0. 5						
市区町村 (子ども家庭総合支援拠点)	0	0.0						
子育て世代包括支援センター	5	0.8						
福祉事務所(家庭児童相談室)	2	0. 3						
その他	74	12. 2						
	608							

Q10. 保有する資格(N=608, MA)

「保育士」が608(100.0%)で最も多く、次いで「社会福祉士」が26(4.3%)で多かった。

	度数	%	0	10	0 200	0 30	0 40	500	600
保育士	608	100.0							
社会福祉士	26	4. 3							
精神保健福祉士	3	0.5	į.						
スクールソーシャルワーカー課程修了	2	0.3							

Q11. 現在の雇用形態(N=608)

「正規雇用」が550(90.5%)で最も多く、次いで「非正規雇用」が58(9.5%)で多かった。

	度数	%	[0	100	2	00	300	400	500	600
正規雇用	550	90. 5%								
非正規雇用(任期付き・アルバイト・パートタイム・複数掛け持ち含)	58	9. 5%								
合計	608		-							

Q12. 現在の雇用形態は希望にかなったものか(N=608)

「はい」が 544(89.5%)、「いいえ」が 18(3.0%)、「どちらともいえない」が 41(6.7%) であった。

	度数	%	0	100	20	0 3	00	400	500	600
はい	544	89. 5%								
いいえ	18	3. 0%								
どちらともいえない	41	6. 7%								
答えたくない	5	0. 8%	[]							
合計	608									

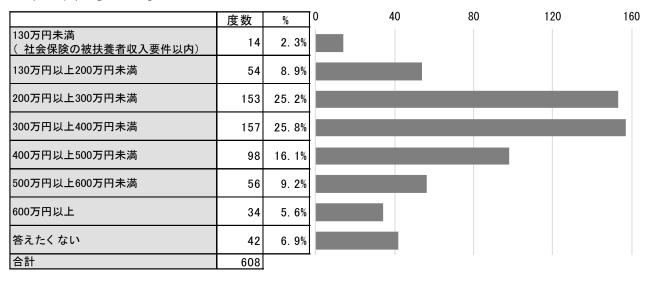
Q13. 現在の職場において管理職に就いているか(N=608)

「はい」が 180(29.6%)、「いいえ」が 428(70.4%)であった。

			-0	100	000	000	400	F00
	度数	%	0	100	200	300	400	500
はい	180	29.6%						
いいえ	428	70. 4%						
合計	608	•	_					

Q14. 年収(N=608)

「300 万円以上 400 万円未満」が 157(25.8%)で最も多く、次いで「200 万円以上 300 万円未満」が 153(25.2%)で多かった。



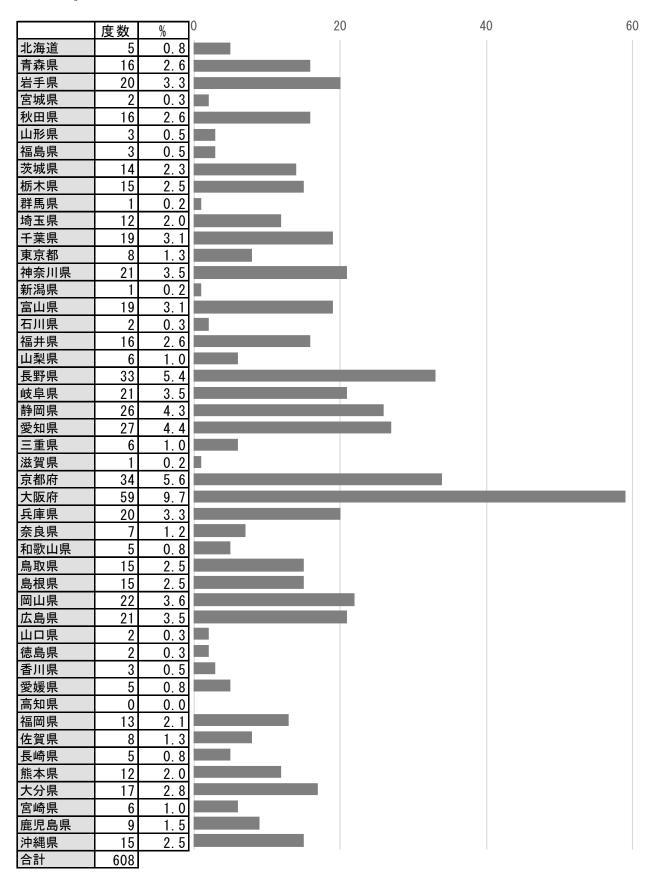
Q15. 現在の収入への満足度(N=608)

「あまり満足していない」が 165(27.1%)で最も多く、「全く満足していない」とあわせると 46.3%が「満足していない」と回答した。

	度数	%	0	50	100	150	200
とても満足している	34	5. 6%					
まあまあ満足している	146	24. 0%					
どちらともいえない	136	22. 4%					
あまり満足していない	165	27. 1%					
全く満足していない	117	19. 2%					
答えたくない	10	1. 6%					
合計	608		-				

Q16. 勤務先が所在する都道府県(N=608)

最も多いのが「大阪府」の 59(9.7%)、次いで「京都府」が 34(5.6%)、「長野県」が 33(5.4%)の順で多かった。

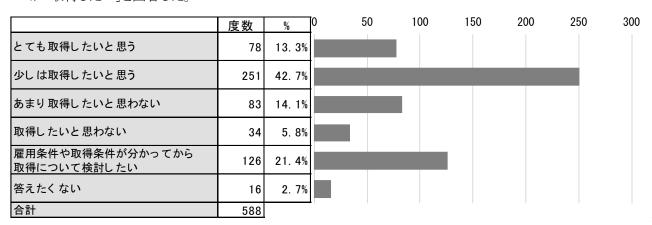


Q17. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー: 仮称)への認知(N=588) 「まったく知らなかった」が 275(46.8%)で最も多く、次いで「聞いたことはあった」が 236(40.1%)、「知っていた」が 77(13.1%)であった。

	度数	%	JO 5	i 0 1	100	150	200	250	300
知っていた	77	13. 1%							
聞いたことはあった	236	40. 1%							
まったく知らなかった	275	46.8%							
合計	588		•						

Q18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の取得意向(N=588)

「少しは取得したいと思う」が 251(42.7%)で最も多く、「とても取得したいと思う」とあわせると全体の 56% が「取得したい」と回答した。



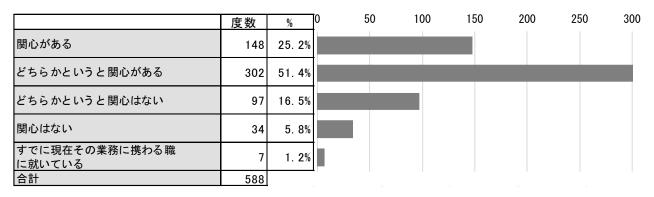
Q19. 新たな認定資格を取得する動機となる条件

「子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる」(50.8%)と「資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる」(75.6%)、「組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる」(56.1%)、「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる」(71.3%)の項目で「とても重要」の回答が最も多かった。またすべての項目において80%以上が「重要である」と回答した。

	重要ではない	すこし は重要	とても 重要	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%
子ども家庭福祉に関する正規雇用の 職が得られる	48	241	298	587	8.2	41. 1			50. 8	
認定資格を有していなければ就くこと ができない職務を担当できる	59	287	242	588	10	4	8.8		41. 2	
資格手当が付く・昇給するなど、 より高い給与が得られる	14	129	444	587	2.4 2	2		75. 6		
組織内において子ども家庭福祉に 関する業務への裁量権が得られる	72	295	219	586	12.3		50. 3		37. 4	
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	21	236	328	585	3.6	40. 3		5	6. 1	
子ども家庭福祉に関する専門的な 知識・技術・実践力が得られる	16	152	417	585	2.7	26		71. 3		

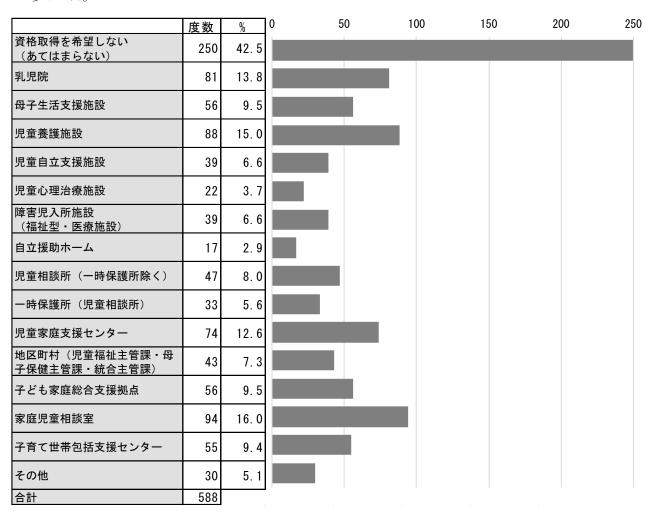
Q20. 今後の仕事において子ども家庭福祉関係の業務に携わることへの関心(N=588)

「どちらかというと関心がある」が 302(51.4%) で最も多く、「関心がある」(25.2%) とあわせると 76.6% が「関心がある」と回答した。



Q21. 今後新たな認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所や施設種別(N=588, MA)

「資格取得を希望しない」が 250(42.5%)で最も多く、認定資格を取得したうえで勤務してみたい事業所 や施設種別としては、「家庭児童相談室」(16.0%)、「児童養護施設」(15.0%)、「乳児院」(13.8%)の順で 多かった。



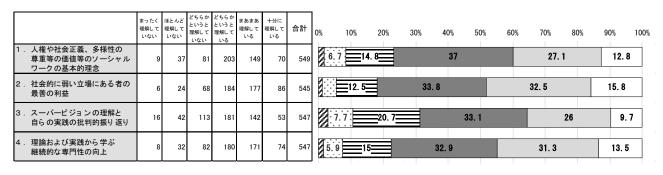
Q22·23. 現在およびこれまで経験した業務との関連性(N=550)

いずれの項目においても 50%以上が「関連している」と回答した。なかでも「支援が必要な人々の早期発見・早期介入」と「支援が必要な人がいる世帯全体のアセスメント」の項目において 30%以上が「とても関連している」と回答した。

	まったく 関連して いない	ほとんど 関連して いない	どちらか というと 関連して いない	というと	まあまあ 関連して いる	とても 関連して いる	0%	10%	i :	20%	30%	4	10%	50%	60%	70%	80%	90%	1009
1. 支援が必要な人々の 早期発見・早期介入	9	22	32	109	142	236		5. 8		19. 8			25. 8	В			42. 9		
2. 支援が必要な人がいる 世帯全体のアセスメント	11	26	57	119	169	168		10	.4		21. 6			30.	. 7		3(0. 5	
3. 各世帯員の特性を踏まえた 世帯全体に対する相談援助 (ソーシャルワーク)	25	44	71	131	147	132		8	<u></u> =12	2. 9		23.	8		26.	7		24	
4. 経済的状況(困窮・貧困)を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	47	62	103	111	108	119	8.	5	11.3.		18. 7		2	20. 2		19. 6		21. 6	
5. 地域の特性や近隣住民との関係性を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	42	63	90	112	142	101	7.	6 1	1. 5	=1	6.4		20.	. 4		25. 8		18. 4	i
6. 緊急性を踏まえた支援が必要な 人への相談援助 (ソーシャルワーク)(危機介入含む)	44	61	74	113	116	142	28	1	1.1	13	. 5		20. 5		21	. 1		25. 8	
7. フォーマル・インフォーマルな 社会資源の機能・役割および それらの関係性の把握	42	71	81	136	132	88	7.	6	12. 9	E	14. 7		2	4. 7		24		16	,
8. フォーマル・インフォーマルな 社会資源の活用および調整 (コーディネート)	47	72	109	122	121	79	8.	5	13. 1		<u>=</u> 19.	8 =		22.	2		22	14	. 4
9. 多機関・多職種の連携・協働 体制の構築(ネットワーキング)	41	55	73	123	125	133	7.	5	10: :	13.	3		22. 4		22	2. 7		24. 2	
10. 自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	30	52	65	146	146	111	5. 5	9.	E	11.8		20	6. 5			26. 5		20. 2	
11. 社会において弱い立場にある者の 権利擁護(アドボカシー)	44	61	42	124	128	121	Z.	2	11. 1	7.6	3 -		2. 5		23	3. 3		22	

Q24. 専門職としての価値や姿勢への理解度

いずれの項目においても「どちらかというと理解している」が最も多く、「十分に理解している」「まあまあ理解している」とあわせると、すべての項目で60%以上が「理解している」と回答した。



Q25. 子どもの支援に必要な発達段階等に関する知識への理解度

いずれの項目においても「まあまあ理解している」が最も多く、「十分に理解している」「どちらかというと理解している」とあわせると、すべての項目で90%以上が「理解している」と回答した。

	理解して	ほとんど	というと	どちらか というと 理解して いる	まあまあ 理解して いる	十分に 理解して いる	合計	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1. 子どもの身体的・心理的な 発達段階や発達上のニーズに 関する知識	1	6	28	143	260	112	550	5. 1		26			4	7. 3			20. 4	
2. 子どもの発達過程が個人的 要因や社会的要因に影響を 受け多様であること	0	5	18	124	233	163	543		22.	. 8		-	42. 9			3	80	



厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現任者(保育士) 調査

調査の目的と確認

(※) 例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目(500時間程度)を駆像することで認定資格を取得すること等が考えられます。

<調査協力への結認> <u>本期度への貼力は任意</u>によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない 環合こも不信を受けることはありません。回<u>窓は重名</u>で行われます。回窓結果は統計的に処理され、研究研究の目的のみに 用いられます (個人が特定されるアータや結果が公舎されることはありません)。

これらをお読みいただき、協力に開意いただける場合には「次へ」を押して回答にお達みください。 (調査への回答をもって協力に同意したものとさせていただきます)

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

<回答期日 > < 回答期日 > < 和4年10月25日 (火) までにご回答ください。

<本調査に関するお問い合わせ> 界形のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。 分手数ですが、下記URLからおPIN」合わせフォームを開いてください。 https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06f265485

日本ソーリャルワーク教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ 現任者(保育士) 調査

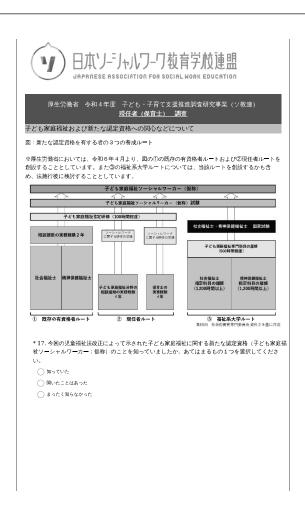
調査対象者としての確認 本調査では、保育士として満4年以上(通算・合計)の実務経験を有する方を対象としています。 *1. あなたはこれまで保育士として満4年以上の実務経験(通算・合計)を有していますか。 ○ はい ○ いいえ

日本ソージャルワーク教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION
厚生労働省
基本属性・就労属性および実務経験等について
* 2. あなたの年齢についてあてはまるもの1つを選択してください。
*3. あなたの性別についてあてはまるもの1つを選択してください。
○ ★
○ その他
○ 答えたくない
*4. これまでの保育士としての実務経験年数(通算、保育所(幼保連携型認定こども圏含む))をこ記入ください。
※満年数を入力してください(カ月は切り捨て)。 ※実務経験が保育所のみの場合、2つ目の粋には1つ目と同じ数値を入力してください。 ※保育所における実務経験がない場合は、2つ目の枠には0を入力してください。
保育士としての実務経験
体育所(幼児連携型節定 こども制造む)における 実験部様年数

ましたか。	i談・助言・指導やその援助のための関係者との連絡・調整等の	業務に従事してい
当該業務が占める割合	<u>ごとの実務経験年数をそれぞれご記入ください。</u>	
※合計が保育所(幼保連携	型認定こども周含む)における実務経験と一致するように入力してください。	
※保育所(幼保連携型認定	こども国合む)における実務経験がない場合は、すべてに「0」をご入力くた	fさい。
IDMMI DAKE	A THE PROPERTY OF THE PARTY OF	
1四各例』1株育所にお 0割(行っていない)	ける実務経験が合計9年の場合 4 (年)	
概ね1~2割程度	2 (年)	
既ね3~4割程度	2 (年)	
戦ね5割以上	1 (年)	
0割 (行っていない)		
載ね1~2割程度		
数ね3~4割程度		
版ね5割以上		
制主任 専門リーダー 戦務分野別リー 数級 主幹保育教論・ 上特保育教論・ どれも就いたこ 保育所(幼保連門	於梅德物論	
	見在勤務している事業所・施設の種別について、あてはまるもの	カ1つを選択してく
ださい。	•	
	‡	
•		

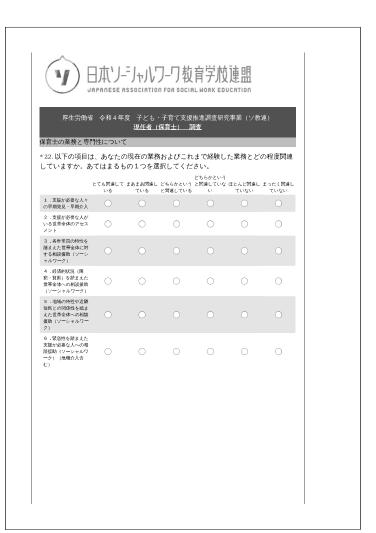


 申正泉集用 (年期付き・アルレイト・バートタイム・複数助付持ち食) *12. 上記問10で回答いただいた雇用形態(はあなたの希望にかなったものですか、) はい いいえ どちらともいえない 答えたくない *13. あなたは現在職場において管理職に就いていますか。あてはまるもの1つを選択してください。 はい いいえ *14. あなたの年収 (複数の収入源がある場合は全て合算:課税・控除前)について、あてはまるもの1つを選択してください。 130万円未満 (社会解析の確決券者収入要件以内) 130万円以上200万円未満 300万円以上300万円未満 400万円以上500万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 500万円以上600万円未満 500万円以上500万円以上 600万円以上 600万円 400万円 40	○ 正规定用	
(はい) (いいえ) (とちらともいえない) (およくない) *1.3. あなたは現在職場において管理職に就いていますか。あてはまるもの1つを選択してください。 (はい) (はい) (はい) (はい) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、) (は、	単正規雇用(任期付き・アルバイト・バートタイム・複数掛け持ち含)	
 いいえ どちらともいえない 参えたくない *13. あなたは現在環帯において管理職に執いていますか。あてはまるもの1つを選択してください。 はい いいえ *14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合算:課税・控除前)について、あてはまるもの1つを選択してください。 1 30 万円以上 (社会保険の被扶券有収入費件以内) 1 30 万円以上 20 0 万円未満 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満 3 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 6 0 万円未満 6 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 9 0 万円未満 5 0 万円以上 6 0 万円以上 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 6 0 万円未満 5 0 万円以上 6 0 万円 以上 6 0 万円以上 6 0 万円以上 6 0 0 万円以上 7 0 0 0 0 0 万円以上 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12. 上記問10で回答いただいた雇用形態はあなたの希望にかなったものですか。	
 どちらともいえない * 13. あなたは現在環場において管理職に繋いていますか。あてはまるもの1つを選択してください。 * 14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合算: 課税・控除前)について、あてはまるもの1つを選択してください。 * 14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合算: 課税・控除前)について、あてはまるもの1つを選択してください。 * 13 0万円以上20 0万円共満 * 20 0万円以上40 0万円未満 * 30 0万円以上50 0万円未満 * 60 0万円以上60 0万円未満 * 60 0万円以上60 0万円未満 * 60 0万円以上7 00 万円大満 * 60 0万円以上60 0万円未満 * 60 0万円以上7 00 万円以上60 0万円未満 * 60 0万円以上7 00 万円以上60 0万円以上60 0万円以上7 0万円以上7 0万円以上7 0万円以上7 0万円以上7 0万円以上7 0万円以上7 0万円未満 * 60 0万円以上7 0万円以	○ l‡tv	
 ※ 8 太たくない ※ 13. あなたは現在職場において管理職に就いていますか。あてはまるもの1つを選択してください。 はい いいえ ※ 14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合算:課税・控除前)について、あてはまるもの1つを選択してください。 1 3 0 万円以上 2 0 0 万円未満 2 0 0 万円以上 2 0 0 万円未満 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満 5 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満 6 0 0 万円以上 7 たない。 ※ 5 太たくない ※ 15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 ※ 15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 ※ 16. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 	○ wi	
* 13. あなたは現在環場において管理職に就いていますか。あてはまるもの1つを選択してください。	○ どちらともいえない	
はい いいえ *14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合第:課税・控除前)について、あてはまるもの 1つを選択してください。 130万円末満(社会保険の被扶券有収入費件以内) 130万円以上200万円未満 200万円以上300万円未満 400万円以上500万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円は 8を大とない *16. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか、あてはまるもの1つを選択してください。 *250ともいえない まあまあ満足している *250ともいえない ままたく遠足していない *350との勤務先が所在する都道府駅を選択してください。 *16. あなたの勤務先が所在する都道府駅を選択してください。 *100の動務先が所在する都道府駅を選択してください。 *100の動務先が所在する都道府駅を選択してください。 *100の動務先が所在する都道府駅を選択してください。 *100の動務先が所在する都道府駅を選択してください。 *1000の動務先が所在する都道府駅を選択してください。 *1000の動務生が所在する都道府駅を選択してください。 *1000の動物を見からないの動務生が所在する都道府駅を選択してください。 *1000の動物を見からないの動物を見が存在する都道府駅を選択してください。 *1000の動物を見からないの動物を見からないの動物を見からないの動物を見がしている。 *1000の動物を見がしていますないの動物を見がしているいの動物を見がしているいのものものものものものものものものものものものものものものものものものもの	○答えたくない	
 いいえ *14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合第:課税・控除前)について、あてはまるもの1つを選択してください。 130万円未満(社会解除の複技券者収入度件以内) 130万円以上200万円未満 200万円以上300万円未満 300万円以上500万円未満 400万円以上500万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上600万円未満 600万円以上 ※おたくない *15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 とても満足している まおまお表現している まおまお表現している よおまお表現している まままれ戻していない まおより満足していない まおよれ戻していない まおよれ戻していない まおよれ戻していない まおよれ戻していない まおたくない 	13. あなたは現在職場において管理職に就いていますか。あてはまるもの1つを選択してくださ	Li.
14. あなたの年収(複数の収入源がある場合は全て合算:課税・控除前)について、あてはまるもの 1つを選択してください。	○ itu	
1 つを選択してください。	○ mž	
○ 130万円以上200万円未満 ○ 200万円以上300万円未満 ○ 300万円以上500万円未満 ○ 400万円以上500万円未満 ○ 500万円以上600万円未満 ○ 600万円以上600万円未満 ○ 600万円以上600万円未満 ○ 200万円以上600万円未満 ○ 200万円以上600万円は ○ 200万円以上600万円は ○ 200万円以上600万円は ○ 200万円以上600万円は ○ 200万円以上600万円は ○ 200万円以上600万円は ○ 200万円以上600万円未満 ○ 200万円未満 ○ 200万円以上600万円未満 ○ 200万円は700万円に700		もの
② 200万円以上300万円未満 ③ 300万円以上300万円未満 ④ 400万円以上500万円未満 ⑤ 500万円以上600万円未満 ⑥ 600万円以上600万円未満 ⑥ 600万円以上600万円未満 ⑥ 600万円以上600万円よ ※ 15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか、あてはまるもの1つを選択してください。 ② とても満足している ② まあま為規足している ② よるまる満足していない ③ まったく選足していない ③ まったく選足していない ⑤ 考えたくない ※ 16. あなたの勤務先が所在する都道府駅を選択してください。	○ 130万円未満 (社会保険の被扶養者収入要件以内)	
	○ 130万円以上200万円未満	
 400万円以上500万円未満 500万円以上600万円未満 600万円以上 答えたくない *15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 とても満足している よきまあ帰足している どちらともいえない あまり満足していない まった(満足していない 答えたくない *16. あなたの勤務先が所在する都進府県を選択してください。 	○ 200万円以上300万円未満	
 ○ 500万円以上600万円未対 ○ 600万円以上 ○ 答えたくない * 15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 ○ とても満足している ○ まあまあ無足している ○ どちらともいえない ○ あまり満足していない ○ まったく満足していない ○ 答えたくない * 16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。 	○ 300万円以上400万円未満	
 600万円以上 件名たくない *15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか、あてはまるもの1つを選択してください。 とても測足している さあまめ測足している どちらともいえない あまり測足していない ぎったく満足していない 替えたくない *16. あなたの勤務先が所在する都進府県を選択してください。 	400万円以上500万円未満	
 ※ 答えたくない * 15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 ○ とても満足している ○ とちらともいえない ○ よったく満足していない ※ まったく満足していない ※ 考えたくない * 16. あなたの勤務先が所在する都進府県を選択してください。 	○ 500万円以上600万円未満	
* 15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください。 ○ とても満足している ○ よあまあ満足している ○ とちらともいえない ○ まったく満足していない ○ 考えたくない * 16. あなたの勤務先が所在する都進府県を選択してください。	○ 600万円以上	
とても異定している ままよあ規定している どちらともいえない あまり測定していない 等えたくない **16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。	○答えたくない	
 (まあまみ無足している (どちらともいえない (ままり測定していない (まったく満足していない (香木たくない *16. あなたの勤務先が併在する都道府県を選択してください。	15. あなたは現在のご自身の収入に満足していますか。あてはまるもの1つを選択してください	'a
 どちらともいえない あまり測足していない まったく満足していない 替えたくない *16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。 	○ とても満足している	
○ あまり類足していない○ まったく類足していない○ 替えたくない*16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。	○ まあまあ満足している	
○ まったく規定していない○ 答えたくない*16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。	○ どちらともいえない	
○ 答えたくない*16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。	○ あまり満足していない	
* 16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。	○ まったく満足していない	
	○ 答えたくない	
	16. あなたの勤務先が所在する都道府県を選択してください。	
†	\$	

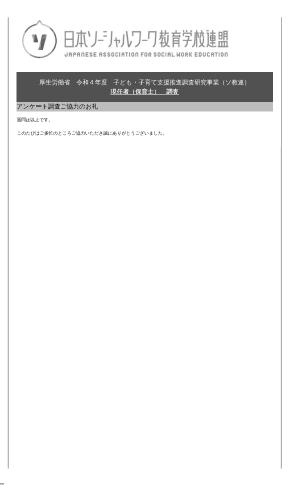


* 18. 今後子ども家庭社 得したいと思いますか			シャルワーカー: 仮称) を取	
クに関する研修 (時間	数未定) および子ども 想定されています。な	いお、対象となる保育士につい)時間程度) を受講したうえで	
○ とても取得したいと!		1000 470		
○ 少しは取得したいと	B)			
○ あまり取得したいと見	思わない			
○ 取得したいと思わない	х.			
○ 雇用条件や取得条件が	が分かってから取得につい	て検討したい		
○ 答えたくない				
	こつながれば資格を取	(子ども家庭福祉ソーシャル ⁾ (得したいと思いますか。以下	に示す各項目の重要度を	
Z L/ L do do Amilia - Billion	とても重要	すこしは重要	重要ではない	
子ども家庭福祉に関す る正規雇用の職が得ら れる	0		0	
認定資格を有していな ければ就くことができ ない機務を担当できる	0	0	0	
資格手当が付く・昇給 するなど、より高い給 与が得られる	0		0	
組織内において子ども 家庭福祉に関する業務 への裁量権が得られる	0	0	0	
組織内外の支援者など から専門性が認められ ることで業務を行いや すくなる	0		0	
子ども家庭福祉に関す る専門的な知識・技 術・実践力が得られる	0	0	0	
* 20. 今後仕事をしていわることに関心があり 関心がある どちらかというと呼 どちらかというと呼 既心はない すでに現在その業務!	ますか。 心がある ひはない	庭福祉に関する相談援助(ソ	ーシャルワーク)の業務に携	

黄格取得を奉望しない(または分からない)ためあてはまらない 乳児院	務してみたい事業所や施設種別についてあてはまるものすべて選択してください。
等子生活支援施設 児童南流施設 児童南流施設 児童南流施設 児童の立度施設 児童心空技施設 児童心空技施設 伊春 2人的施設 (設社型・医療施設) 血互提助ホーム 児童相談所 (児童和談所) 児童和談所 児童和談所 児童和談所 児童和談所 児童和談所 児童和談 中年配前 (児童和法主智譚・母子操位主党語・統合主管語) 市民副村 (子とも東談会会支援拠点) 子育で世帯也括支援センター 福祉事務所 (東児児童和送室)	資格取得を希望しない (または分からない) ためあてはまらない
児童自立支援施設 児童自立支援施設 児童心型治療施設 時事実入が治認(記せ型・医療施設) 自立援助ホーム 児童和認所(一時保護所替く) 一時保護所(児童和認所) 児童和認所(児童和認所) 児童の異変をセクター 市店町村(児童和社主宗籍・母子保健主宗語・統合主宗詩) 市店町村(子ども家庭総合支援連合) 子育で世帯包括支援センター 福祉事務所(家夏児童和談室)	乳児院
児童白立支援施設 児童心理治療施設 児童心理治療施設	母子生活支援施設
児童心型治療施設	児童者領施設
跨車児人的成は (設社型・医療施定)	児童自立支援施設
□ 自立援助ホーム □ 児童相談所 (一時保護所修く) □ 一時保護所 (児童相談所) □ 児童深度支援センター □ 市区郵利 (児舎初生主管理・母子保健主管課・統合主管課) □ 市区町利 (デくも深度综合を護護点) □ 子育で原帯信託支援センター □ 福祉事務所 (深度児童相談室)	児童心理治療施設
児童相談所 (一時保護所格 () 一時保護所 (児童相談所) 児童家庭支援センター 市区町村 (児童相独主学課・母子保健主管課・統合主管課) 市区町村 (子とも家庭総合支援拠点) 子育で世帯包括支援センター 福祉事務所 (家庭児童相談室)	算害児入所誠設 (福祉型・医療施設)
□ 一時成該所(児童相談所) □ 児童衆庭支援センター □ 市区町村(児童相社主管課・母子保健主管課・統合主管課) □ 市区町村(子ども廃政総合支援拠点) □ 子育で世帯包括支援センター □ 标札事務所(家庭児童相談室)	自立援助ホーム
□ 児童衆庭支援センター □ 市区町村 (児童福祉主管部・母子保健主管部・統合主管部) □ 市区町村 (子ども廃棄総合支援拠点) □ 子育で世帯包括支援センター □ 标址事務所 (麻庭児童相談室)	児童相談所 (一時保護所餘く)
□ 市区町村 (児童福祉主管課・母子保健主管課・統合主管課) □ 市区町村 (子ども家庭総合支援選高) □ 子育で世帯信託支援センター □ 緑祉事務所 (家庭児童相志堂)	一時保護所 (児童相談所)
□ 市区町村 (子ども家庭総合支援場点) □ 子育で世帯包括支援センター □ 标址事務所 (家庭児童相談室)	児童家庭支援センター
一子育で使参包括支援センター一 (執他事務所 (承庭児童相談童)	市区町村 (児童福祉主管課、母子保健主管課・統合主管課)
福祉事務所 (家庭児童相談室)	市区町村 (子ども家庭総合支援拠点)
	子育て世帯包括支援センター
一その他(具体的に)	福祉事務所 (家庭児童相談室)
	その他(具体的に)



程度関連していま						
	とても関連して いる	まあまあ関連し ている	どちらかという と関連している	どちらかという と関連していな い	ほとんど関連し ていない	まったく関 ていなし
7.フォーマル・イン フォーマルな社会資源 の機能・役割およびそ れらの関係性の把握						
8.フォーマル・イン フォーマルな社会資源 の活用および誤整 (コ ーディネート)	0	0	0	0	0	0
9.多機関・多職種の 連携・協働体制の構築 (ネットワーキング)						
10.自組織のアセスメントと課題把握および改善に向けた取り組み	0	0	0	0	0	0
11 . 社会において弱い 立場にある者の権利権 護 (アドボカシー)	0	0	0	0	0	0
24. 以下の項目に示 はまるもの1つを選	択してくださ	L'o		どちらかという		まったく理
	択してくださ	い。	どちらかという	どちらかという と理解していな	ほとんど理解し	まったく理
はまるもの1つを選 人権や社会正義、多様	択してくださ	い。	どちらかという	どちらかという と理解していな	ほとんど理解し	まったく理
はまるもの1つを選 人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基	択してくださ	い。	どちらかという	どちらかという と理解していな	ほとんど理解し	まったく理
はまるもの1つを選 人権や社会正義、多様 化の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ	択してくださ	い。 まあまあ理解している	どちらかという	どちらかという と理解していな い	ほとんど理解していない	まったく理
はまるもの1つを選 人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の ッーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ る名の最善の利益 ストービジョンの理 解と自ちの実践の批判	択してくださ	まあまあ理解している	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない	ほとんど理解していない	
はまるもの1つを選 人様や社会正義、参称の報席等の確認等の が関係をの関係を が関係の関係を を を を が関係の が の で の に の の の の の の の の の の の の の	択してくださ	まあまみ理解している	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない。	ほとんと理解していない	まったく理でいない
はまるもの1つを選 人権や社会正義。多様 材の尊軍を可能等の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	択してくださ 十分に理解して いる	い。 まあまみ理解している の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	どちらかというと理解している	どちらかというと理解していない。	ほとんと理解していない	まったく理 ていない
はまるもの1つを選 人権や社会正義。多様 材の尊軍を可能等の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	択してくださ 十分に理解して いる に必要な発達化 を選択してく 十分に理解してく	い。 まあまか理解し ている 「関節等に関すったい。 まあまか理解し	どちらかというと理解している	どちらかという と理解していない と どの程度理能 とどの程度理能 とどちらかという	ほとんと理解していない	まったく理でいない



5

社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

1-5 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者調査

1-5-1 調査の対象及び方法

本調査の対象は、本連盟が 2022 年 10 月 3 日から 11 月 3 日の間で実施した「2022 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者 10,704 人を対象に、調査協力依頼並びに倫理的配慮、回答用 web フォームを記載したメールおよびリーフレットを送付し、web フォームへの接続および入力により回答を得た。また、本件の広報についてはソ教連会員校へ協力を呼びかけ、回答の促しや情報の案内を依頼した。

1-5-2 調査内容

調査項目は以下である。

- 性別
- 年齢
- 社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程の在籍・卒業状況
- ・ 有している資格の種類
- ・ 社会人としての就労経験の有無
- 社会人として勤務した経験がある場合、福祉・医療・教育分野の有無と勤務先の種別
- 相談援助実習(社会福祉士の受験資格を得るための実習)を実施した施設・機関
- ・ 相談援助実習(社会福祉士の受験資格を得るための実習)について、児童福祉に関する施設・ 機関での実施の有無、有の場合は実習先の種別
- ・ 精神保健福祉援助実習(精神保健福祉士の受験資格を得るための実習)を実施した施設・機関
- ・ 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち、児童福祉に関する施設・機関での実施の 有無、有の場合は実習先の種別
- スクールソーシャルワーク(SSW)認定資格を取得するための課程履修の有無
- 就職先(就労されている方は現在の勤務先)
- ・ 今後、子ども家庭福祉に関わる仕事に従事することへの関心
- ・ 子ども・障害児・障害者・高齢者・生活困窮者・医療ニーズを有する方・地域福祉等に関わる 業務について、今後の仕事において携わることをどの程度重視するか
- ・ 今後仕事をするうえで何を重視するか(専門性を生かした業務ができるか、福利厚生、雇用形態、研修制度等)
- 認定資格についての認知の有無
- 認定資格の取得の意向
- 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか
- ・ ソーシャルワークの様々な技術について、養成課程において回答者が学修してきた社会福祉 士・精神保健福祉士の専門性にどの程度関連していると思うか
- ・ 養成課程の学びを通じ子どもへの支援に必要な発達段階等に関する知識についてどの程度理 解したか

1-5-3 実施期間及び改修状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間: 2022年10月12日~2023年1月31日

回収数:1,248件(回収率11.6%)

5-4 調査結果

Q1. 回答者の性別 (N=1322)

「男」が 282 (21.3%) 、「女」が 1006 (76.1%) と女性が多かった。

	度数	%	0	200	400	600	800	1000
男	282	21. 3%						
女	1006	76. 1%						
その他	12	0. 9%						
答えたくない	22	1. 7%						
合計	1322							

Q2. 回答者の年齢(N=1322)

「24 歳以下」が 732(55.4%)と最も多く、次いで「40 歳代」(15.6%)、「50 歳以上」(15.5%)の順で多かった。

	度数	%	0	200	400	600	800
24歳以下	732	55. 4%					
25~29歳	57	4. 3%					
30歳代	117	8. 9%					
40歳代	206	15. 6%					
50歳以上	205	15. 5%					
答えたくない	5	0.4%	1				
合計	1322						

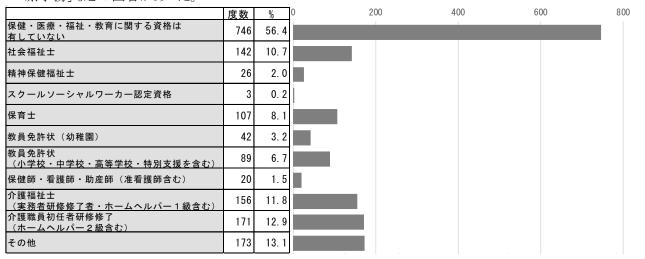
Q3. 回答者の社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の在籍・卒業状況(N=1322)

社会福祉士養成課程では「現在、通学課程に在籍」が 756(60.4%)と最も多く、精神保健福祉士養成課程では「課程に在籍・履修していない」が 510(55.9%)と最も多かった。

	現在 通学課程 に在籍	現在 通信課程 に在籍	すでに 通学課程 を修了 (卒業)	すでに 通信課程 を修了 (卒業)	課程に在 籍・履修し ていない	合計	0% 10	0%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
社会福祉士養成課程	756	148	74	218	55	1251				60.4				1.8 5.	9	17.4	4. 4
精神保健福祉士養成課程	228	126	18	30	510	912		25		13.	8 3.3			55.9			

Q4. 回答者が保有している資格 (N=1322, MA)

「保健・医療・福祉・教育に関する資格は有していない」が746(56.4%)と最も多く、次いで「介護職員初任者研修修了(ホームヘルパー2級含む)」(12.9%)、「介護福祉士(実務者研修修了者・ホームヘルパー1級含む)」(11.8%)の順で多かった。その他の自由記述には、「介護支援専門員」「キャリアコンサルタント」「医療事務」などの回答があった。



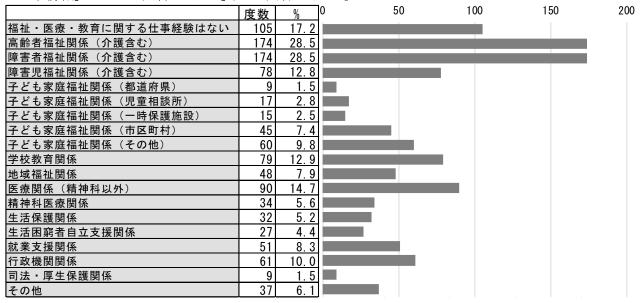
Q5. 回答者の社会人としての就労経験(N=1322)

「社会人として就労した経験がある(現在勤務している方も含む)」が 611(46.2%)、「社会人としての就労 経験はない」が 711(53.8%)であった。

	度数	%	0	200	400	600	800
社会人として就労した経験がある (現在勤務している場合も含む)	611	46. 2%					
社会人としての就労経験はない	711	53. 8%					
合計	1322						

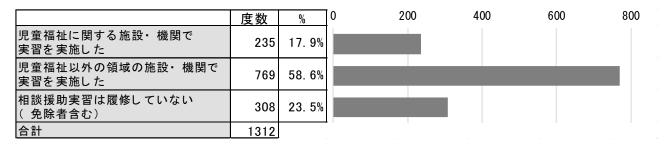
Q6. 社会人としての勤務した経験のある福祉・医療・教育分野の勤務先(N=611. MA)

「高齢者福祉関係(介護含む)」と「障害者福祉関係(介護含む)」が 174(28.5%)と最も多く、次いで「福祉・医療・教育に関する仕事の経験はない」が 105(17.2%)であった。その他の自由記述には、「学習塾」「事務職」「シルバー人材センター」などの回答があった。



Q7. 相談援助実習を実施した施設・機関(N=1312)

「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」が 769(58.6%)と最も多く、「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した」は 235(17.9%)、「相談援助実習は履修していない(免除者含む)」は 308(23.5%)であった。

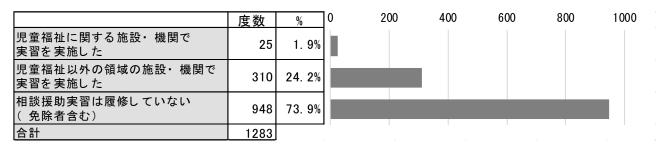


Q8・9. 相談援助実習を実施した施設・機関の種別

社会福祉士養成課程における相談援助実習を実施した施設・機関の種別については、厚生労働大臣が定める高齢者、障害者、児童、地域、行政など様々な分野や種別で実習がおこなわれていることが分かった。

Q10. 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関(N=1283)

「相談援助実習は履修していない(免除者含む)」が 948(73.9%)と最も多く、「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した」は 25(1.9%)、「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」は 310(24.2%)であった。

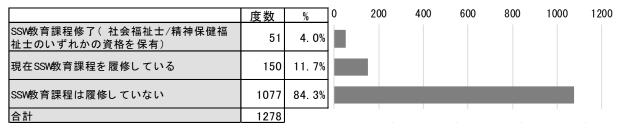


Q11. 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち児童福祉に関連するものの種別

精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち、児童福祉に関連する種別としては、精神科病院、病院(児童・思春期外来・病棟など)、児童発達支援センター、児童養護施設、精神科デイケア、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所などの回答があった。

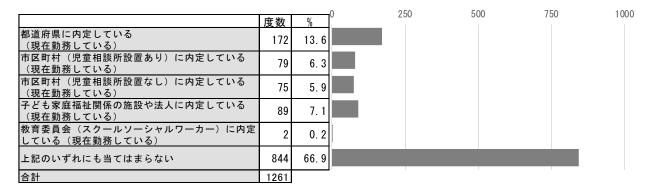
Q12. スクールソーシャルワーク(SSW)認定資格取得のための履修状況(N=1278)

「SSW 教育課程は履修していない」が 1077(84.3%)と最も多く、「SSW 教育課程を修了(社会福祉士もしくは精神保健福祉士のいずれかの資格を保有)」は51(4.0%)、「現在SSW 教育課程を履修している」は150(11.7%)であった。



Q13. 希望する就職先(就労している場合は現在の勤務先)(N=1261)

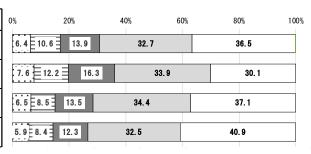
「内定している(現在勤務している)」の回答においては、「都道府県」が 172(13.6%)と最も多く、次いで「子ども家庭福祉関係の施設や法人」が 89(7.1%)であった。



Q14. 今後子ども家庭福祉に関わる仕事に従事することへの関心

いずれの組織・部署においても「関心がある」「どちらかというと関心がある」をあわせると 60%以上の回答があった。

	わからない	関心はない	どちらかと いうと関心 はない	どちらかと いうと関心 がある	関心がある	合計
児童相談所(一時保施設除く)(都道府県・市区町村の設置を問わない)	80	133	175	411	459	1258
一時保護施設(都道府県・市区町村の 設置を問わない)	95	153	204	425	377	1254
都道府県や市区町村における子ども家 庭福祉関係の部署(児童相談所除く)	82	107	169	432	466	1256
子ども家庭福祉に関する各種(児童) 福祉施設	74	106	155	409	514	1258



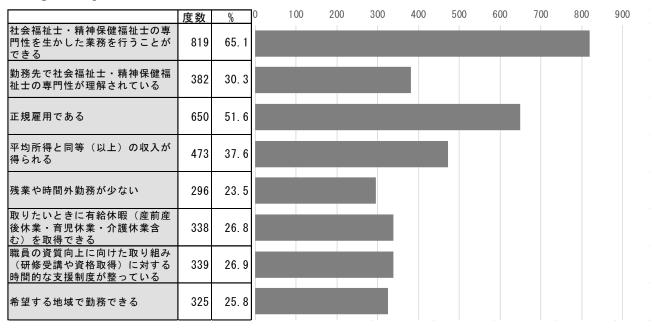
Q15·16. 今後の仕事において各業務に携わることをどの程度重視するか

いずれの項目においても「とても重視する」「まあまあ重視する」「少しは重視する」をあわせると、すべての項目で60%以上が「重視する」と回答した。

	重視しない	あまり 重視 しない		まあまあ 重視する	とても 重視する	合計	0% 20%	40%	60%		80%	100%
子ども家庭への支援に関わる 業務ができる	84	214	236	319	408	1261	6. 7 17	18. 7	25. 3		32. 4	
障害児への支援に関わる 業務ができる	80	199	279	397	303	1258	6. 4 15. 8	22. 2	31.	6	24. 1	
障害者への支援に関わる 業務ができる	80	200	247	411	319	1257	6. 4 15. 9	19. 6	32. 7		25. 4	
高齢者への支援に関わる 業務ができる	158	296	254	314	233	1255	12. 6 . 23. 6		20. 2	25	18. 6	
生活困窮者への支援に関わる 業務ができる	82	203	311	413	252	1261	6.5 16.1	24. 7	3	2. 8	20	
医療ニーズを持つ者への支援に関 わる業務ができる	80	183	306	423	265	1257	6.4 14.6	24. 3	33	. 7	21. 1	
地域福祉の推進に関わる業務がで きる	38	99	213	490	420	1260	7.9 16.9		38. 9		33. 3	
対象を制限せず困っている人を支 爰する業務ができる	35	70	203	462	490	1260	5. 6 16. 1	36	6. 7		38. 9	

Q17. 今後の仕事において重視すること(上位1~3項目を選択)

「社会福祉士・精神保健福祉士の専門性を生かした業務を行うことができる」が 819(65.1%)と最も多く、 次いで「正規雇用である」が 650(51.6%)、「平均所得と同等(以上)の収入が得られる」が 473(37.6%)の順 で多かった。

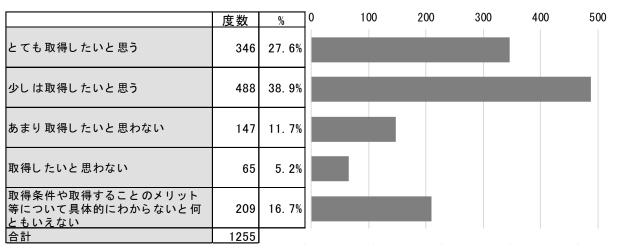


Q18. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー: 仮称) への認知(N=1255) 「まったく知らなかった」が 550(43.8%)と最も多く、「知っていた」は 286(22.8%)、「聞いたことはあった」 は 419(33.4%)であった。

	度数	%	0	150) 30	00	450	600
知っていた	286	22. 8%						
聞いたことはあった	419	33. 4%						
まったく 知らなかった	550	43. 8%						
合計	1255							

Q19. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格を取得することへの意向(N=1255)

「少しは取得したいと思う」が 488(38.9%)と最も多く、「とても取得したいと思う」(27.6%)とあわせると 66.5%が「取得したいと思う」という回答であった。



Q20. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格を取得する動機となる条件

すべての条件において「とても重要」が最も多く、「すこしは重要」とあわせると約 90%が「重要である」との 回答であった。

	重要ではない	すこし は重要	とても 重要	合計	0%	20%	40%	60%	80%	100%
子ども家庭福祉に関する正規雇用の 職が得られる	110	417	724	1251	8.8	33.3		57.	9	
認定資格を有していなければ就くことが できない職務を担当できる	112	495	643	1250	9	39.6		5	1.4	
資格手当が付く・ 昇給するなど、 より高い給与が得られる	77	342	832	1251	6. 2	27.3		66. 5		
組織内において子ども家庭福祉に 関する業務への裁量権が得られる	132	558	559	1249	10. 6	44	. 7		44. 8	
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	68	373	808	1249	5. 4	29.9		64.7		
子ども家庭福祉に関する専門的な 知識・技術・実践力が得られる	46	319	883	1248	3. 7	25. 6		70.8		

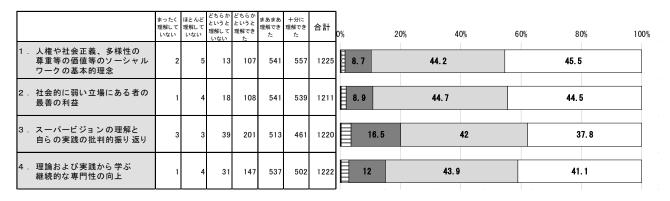
Q21・22. 養成課程において学修してきた社会福祉士・精神保健福祉士の専門性との関連性

いずれの項目においても「とても関連している」が最も多く、「まあまあ関連している」「どちらかというと関連している」とあわせると、すべての項目で90%以上が「関連している」と回答した。

		まったく 関連して いない	ほとんど 関連して いない	どちらか というと 関連して いない	どちらか というと 関連して いる	まあまあ 関連して いる	とても 関連して いる	合計	09)% 10	0%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1 .	支援が必要な人々の 早期発見・早期介入	2	9	22	102	359	732	1226		8.3		29	. 3				59.7			
2 .	支援が必要な人がいる 世帯全体のアセスメント	3	5	18	80	373	740	1219		6.6		30.	6				60.7			
3 .	各世帯員の特性を踏まえた 世帯全体に対する相談援助 (ソーシャルワーク)	4	5	20	112	367	717	1225		9. 1			30				58.	i		
4 .	経済的状況(困窮・貧困)を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	3	6	21	119	382	692	1223		9.7			31.2				56.	6		
5 .	地域の特性や近隣住民との関係性を 踏まえた世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	4	4	25	118	375	698	1224		9.6		3	80. 6				57			
	緊急性を踏まえた支援が必要な 人への相談援助 (ソーシャルワーク)(危機介入含む)	5	10	29	136	406	637	1223		11.	1		33. 2				5	2. 1		
7.	フォーマル・インフォーマルな 社会資源の機能・役割および それらの関係性の把握	2	4	14	99	384	724	1227		8. 1		31.	. 3				59			
8 .	フォーマル・インフォーマルな 社会資源の活用および調整 (コーディネート)	4	7	24	109	368	713	1225		8.9			30				58.	2		
9 .	多機関・多職種の連携・協働 体制の構築(ネットワーキング)	3	2	22	70	320	804	1221		5. 7		26. 2					65.8			
10.	自組織のアセスメント と 課題把握 および改善に向けた取り組み	3	11	40	169	451	551	1225		1:	3.8		;	36.8				45		
11.	社会において弱い立場にある者の 権利擁護(アドボカシー)	3	5	12	112	354	732	1218		9. 2		29	.1				60. 1			

Q23. 養成課程における学びを通した専門職としての価値や姿勢への理解

すべての項目において「十分に理解できる」「まあまあ理解できる」「どちらかというと理解できる」をあわせると90%以上が「理解できる」と回答した。



Q24. 養成課程における学びを通した子どもの支援に必要な発達段階等に関する知識への理解

「子どもの身体的・心理的な発達段階や発達上のニーズに関する知識」では「まあまあ理解できた」が 514 (41.9%)と最も多く、「十分に理解できた」(25.8%)と「どちらかというと理解できた」(24.0%)をあわせると 90%以上が「理解できた」と回答した。

「子どもの発達過程が個人的要因や社会的要因に影響を受け多様であること」については「十分に理解できた」が 486(40.6%)と最も多く、「まあまあ理解できた」(38.0%)と「どちらかというと理解できた」(16.6%)をあわせると90%以上が「理解できた」と回答した。

		まったく 理解して いない	ほとんと		どちらか というと 理解 できた		十分に 理解 できた	合計	0% 1	0% 2	0% 3	0% 4	10%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
1	. 子どもの身体的・心理的な 発達段階や発達上のニーズに 関する知識	5	16	81	294	514	317	1227	6. 6	2	24			41. 9				25. 8	
2	. 子どもの発達過程が個人的 要因や社会的要因に影響を 受け多様であること	5	13	39	199	454	486	1196		16. 6		;	38				40. 6		



厚生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一模試受験者 調査

調査の目的と確認

(製工の仕事力と指摘)
本間は「特生活動者を称4年度子ども・子育て支護推進調査研究事業」による・等成例におけるモデル的なカリキュラム 株割は、「特生活動者を称4年度 子ども、子育で支護推進調査研究事業」による・等成例におけるモデル的なカリキュラム 株割と、子ども家庭指担の頂大な資格における他区間等なった事故の協力の色りがに関する政策研究(実施研修・一般社団 成長、日本サールサークを育存を建設しまった「実施を持ちるらつです。 や和4年の月に定意機能が設定され(傾計期は・今和6年4月1月)、子ども東直衛社の変差もつると、設定資格の販売税大学を結成 しつつ、制度後2年を目指として、子ども家庭和地に関する専門が広場成および状態を必要をすること、設定資格の販売税大学を結成 しつう、制度後2年を目指として、子ども家庭和地に関する専門的な場底および状態を必要をする支援を行うについて特別 を加えることときまました。 また、今回の実際部計技度には違り込まれていませんが、毎末的には、この前たな認定資格の駅利ルートに関する1つの まとして、結果が大ルート(き)が歴史されています。 本期度では、この無たが認定資格を限度した者の実用室のの調度や、上記の権祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得 ることを目的に実施されるからです。なお、本期表の地来は年度末に自成される未測を研究事業報告書(後)にて公会される 予定です。

(※) 例えば、主に社会総社士・精神保健福祉士の各成課程を有する大学において、これらの租家資格の各成課程に加えて、子ども家庭組祉専門科目(500時間程度)を優修することで認定資格を取得すること等が考えられます。

<開業協力への確認> <u>本間まの協力は任意</u>によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていたださます。回答しない 場合にも不相なを見かることはありません。回<u>念は匿</u>をで行われます。回答は釈は境計的に処理され、撰文研究の目的のみに 用いられます (個人が特定されるデータや結果が必要されることはありません)。 これらをお添かいたが、 強力に回返したける「基色には「没へ」を押して回答にお達みください。 (調査への回逐をもって協力に回返したものとさせていただきます)。

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

<回答期日> <u>◆和4年10月25日(火)</u>までにご回答ください。

<本調査に関するお問い合わせ> 専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。 お手数ですか、FRURLがらお問い合わせフォームを開いてください。 https://pro.form-mailer.jp/fms/6832066/265485

\ # / -			フも育ラ R SOCIAL WORI		
厚生労働省		子ども・子育 全国統一模試受		査研究事業 (ソ	教連)
本属性・就労経験	について				
* 1. あなたの性別(こついてあては	まるもの1つを	選択してください	N ₀	はまるものを
	現在通学課程に在 籍している	現在通信課程に在 籍している		すでに通信課程を 修了(卒業)した	課程に在籍・履修 していない (した ことがない)
上会福祉士養成課程	0	0	0	0	0
青神保健福祉士養成課 1	0	0	0	0	0
社会福祉士	ち有している:故育に関する資ャルワーカー認定資財務()	格は有していない	ェックをしてく <i>†</i>	ざさい。	

*5. あなたはこれまで社会人として就労した経験がありますか、あてはまるもの1つを選択してください。 (各勤務経験が社会人としての就労経験に該当するか否かは回答者の判断にお任せします) 社会人として就労した経験がある(現在勘察している方も含みます) 社会人として就労に接続ない	日本ソージャルワーク教育学が JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK E
	厚生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援推進測金配 全国統一機試受験者 調査 基本属性・統労経験について
	* 6. 以下のうち、これまで社会人として勤務した経験のある福祉・医 るものすべて選択してください。
	※単一の仕事であっても複数の項目に該当する場合はあてはまるもの
	福祉・医療・教育に関する仕事の経験はない
	高齢者福祉関係 (介護含む)
	降害者福祉関係 (介護含む)
	降害児福祉関係 (介護含む)
	→ 子ども家庭福祉関係(都道府県)
	→ 子ども家庭福祉関係(児童相談所)
	子ども家庭福祉関係 (一時保護施設)
	→ 子ども家庭福祉関係(市区町村)
	子ども家庭福祉関係 (その他:児童福祉施設、NPOなど)
	学校教育网係
	地域福祉网係
	医療関係 (精神科以外)
	村神科医療関係
	生活保護関係
	生活困窮者自立支援関係
	□ 行政機関関係
	司法·更生保護関係
	一 その他(具体的に)

日本ソーリャルワーク教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL MORK EDUCATION	
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援推進割査研究事業 (ソ教達) 全国統一模試受験者、調査	
基本属性・就労経験について	
* 6. 以下のうち、これまで社会人として勤務した経験のある福祉・医療・教育分野についてあてはまるものすべて選択してください。	
※単一の仕事であっても複数の項目に該当する場合はあてはまるものすべてを選択してください。	
福祉・医療・教育に関する仕事の経験はない	
□ 高齢者福祉関係 (介護含む) □	
子ども家庭福祉関係(都芝麻県)	
→ 子ども家庭福祉関係 (児童相談所)	
□ 子ども家庭福祉関係 (一特保護施設)	
□ 子ども家庭福祉関係 (市区町村)	
□ 子ども家庭福祉関係 (その他:児童福祉施設、NPOなど)	
学校教育院係	
地域福祉関係	
医療関係 (精神科以外)	
特神科医療関係	
生活保護関係	
生活困窮者自立支援関係	
就業支援民 係	
一 行政機関队係	
司法・更生保護関係	



原生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一模試受験者 調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

- * 7. 相談援助実習(社会福祉士の受験資格を得るための実習)を実施した施設・機関ついて、あてはまるもの1つを選択してください。
- ※児童福祉に関連する施設・機関の例
- ⇒児童者護施設、母子生活支援施設、児童相談所 (一時保護所含む)、障害児通所支援事業所など
- 児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した
- 児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した
- ─ 相談援助実習は履修していない (免除者含む)

(V)	日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟
	JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一模試受験者 調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

8. 相談援助実習を実施した施設・機関の種別を記入してください。

**2か所以上で実習を実施した場合は「、」や「・」で区切りながら全て記述するようお願いしま

す。

	~	
/		1
/	14 11	١
1	-//	
/		Τ

) 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一機試受験者 調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

9. 相談援助実習を実施した施設・機関の種別を記入してください。

**2か所以上で実習を実施した場合は「、」や「・」で区切りながら全て記述するようお願いしませ

y

日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一模試受験者 調査

社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

- *10. 精神保健福祉援助実習 (精神保健福祉士の受験資格を得るための実習) を実施した施設・機関について、あてはまるもの1つを選択してください。
- ※児童福祉に関連する施設・機関の例
- ⇒児童看護施設、母子生活支援施設、児童相談所 (一時保護所含む) 、障害児通所支援事業所など
- 児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した
- 児童福祉に関する施設・機関では実習を実施していない
- 精神保健福祉援助実習は懸修していない(免除者含む)



厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一模試受験者 調査

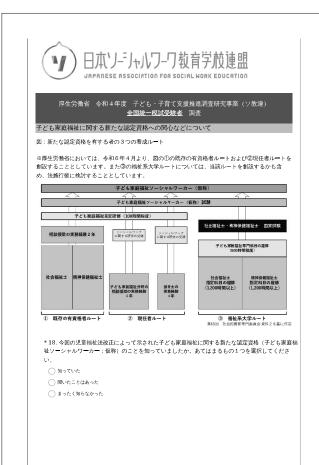
社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について

11. 精神保健福祉援助実習を実施した施設・機関のうち、児童福祉に関連するものの種別を記入してください。

日本ソーナルワーワ教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL HORK EDUCATION
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育で支援推進調査研究事業 (ソ教連) 全国統一模試受験者 調査
社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における学びの状況について
*12. スクールソーシャルワーク (SSW) 認定資格を取得するための課程を履修していますか。あて
はまるもの1つを選択してください。 (S S W 教育課程を修了 (社会福祉士もしくは精神保護福祉士のいずれかの資格を保有している)
□ 現在SSW教育課程を歴修している
○ SSW教育課程は履修していない
Ŭ



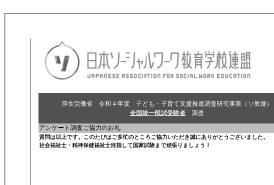
およの変態に関わ	1つを選択してく;		まあまあ重視する	少しは重視する	あまり重視しない	重視しない
	子ども家庭への支援に 到わる業務ができる		0			0
る業勢ができる		0	0	0	0	0
16. 【妹き】今後の仕事において、以下の業務に携わることをどの程度重視しますか、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。 とても重視する まあまる重視する 少しは重視する あまり重視しない 重視しない 生活開幹を小の支煙に 関わる業務ができる 「原発・アを持つ者へ 「		0	0	0	0	0
ままるもの1つを選択してください。 とても重視する まあまめ重視する 少しは重視する あまり重視しない 重視しない 生活間前幹への支援に 関わる薬剤ができる		0	0	0	0	0
とても重視する まあまお重視する 少しは重視する あまり重視しない 重視しない 生活開発体への支援に 開わる業務ができる	-			わることをどの	程度重視しますか。	それぞれあて
生活開発・小文選に	まるもの1つを選					T-10.
関わる業務ができる 国際ニーズを持つ者へ の変質に関わる影像が できる ・ 地域に対象の変質に関わる影像が できる 対象を制度はず得って いる人を変更する業務 かできる ・ 17. 今後仕事をするうえで、以下の項目について重視するもの上位1~3つを選択してください。 ・ 17. 今後仕事をするうえできる ・ 18. の質点の上に向けた取り組み(俳優会選件の資格数件)に対する時間的・総括的な変数制度が整っている	+活用窮者への支援(^					
の変質に関わる業務が できる 地域福祉の推進に関わ る業務ができる 別象を制限化す場って いる人を支援する業務 ・17. 今後仕事をするうえで、以下の項目について重視するもの上位1~3つを選択してください。 ・18. 中の後仕事をするうえで、以下の項目について重視するもの上位1~3つを選択してください。 ・19. 特殊性単・精神保護福祉士の専門性・生かした業務を行うことができる ・動態左で社会福祉士・精神保護福祉士の専門性・理解されている 正規集和である 平均病律と同等(以上)の収入が得られる 数率や部が外勤能が少ない 取りたいときに有給体程(多能産債体集・育児体業・介液体薬金む)を取得できる ・ 間側の質質申上に向けた数り組み(術種受渉や資格取得)に対する時間的・経済的な支援制度が整っている	関わる業務ができる	0	0	0	0	0
る業務ができる 対象を制限せず用って いる人を支援する業務 かできる * 17. 今後仕事をするうえで、以下の項目について重視するもの上位1~3つを選択してください。	の支援に関わる業務が	0	0	0	0	0
いる人を支護する業務			0			
* 17. 今後仕事をするうえで、以下の項目について重視するもの上位1~3つを選択してください。	いる人を支援する業務	0	0	0	0	0
	□ HAEN± #	神保健福祉士の専F	9性を生かした業務を			



)えで、研修 (100時間	しくは精神保健福祉士の国家 程度) を受講し、試験に合格	
<u>↑ 万分別がしてれていま</u> ○ とても取得したいと			
○ 少しは取得したいと			
○ あまり取得したいと			
○ 取得したいと思わな			
_		具体的に分からないと何ともいえな	U
	につながれば資格を取	(子ども家庭福祉ソーシャル (得したいと思いますか。以下	に示す各項目の重要度を
ども家庭福祉に関す	とても重要	すこしは重要	重要ではない
こも永盛和他に両り 正規雇用の職が得ら いる	0	0	0
定資格を有していな れば続くことができ :い職務を担当できる	0	0	0
7格手当が付く・昇給 *るなど、より高い給 が得られる	0		
職内において子ども 変雑祉に関する業務 の裁量権が得られる	0	0	0
職内外の支援者など トら専門性が認められ ことで業務を行いや 「くなる	0		
ども家庭福祉に関す 専門的な知識・技 j・実践力を習得でき	0	0	0

			フ-ワ 教育									
厚生労働省	令和4年	度 子ども 全国統一	・子育で支援推 ・子育で支援推 機試受験者 調	進調査研		重)						
* 21. 以下の項目は、	会福祉士・精神保健福祉士の専門性について 1. 以下の項目は、看成課程においてあなたが学権してきた社会福祉士・精神保健福祉士の専門性に 取程度関連していると思いますか、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。 とちらかという											
ž	とても関連して いる	まあまあ関連し ている	. どちらかという と と関連している			まったく関連 ていない						
1 · 支援が必要な人々 の早期発見・早期介入					0							
2 . 支援が必要な人が いる世帯全体のアセス メント	0	0	0	0	0	0						
3 . 各世帯員の特性を 踏まえた世帯全体に対 する相談援助 (ソーシャルワーク)												
4 . 経済的状況 (圏 窮・貧困) を踏まえた 世帯全体への相談援助 (ソーシャルワーク)	0	0	0	0	0	0						
5.地域の特性や近隣 住民との関係性を踏ま えた世帯全体への相談 援助 (ソーシャルワー ク)												
6.緊急性を請求えた 支援が必要な人への相 誘援助 (ソーシャルワ ーク) (危機介入含 む)	0	0	0	0	0	0						

22. 【続き】以下の 門性にどの程度関						
	とても関連して いる		どちらかという . と関連している	どちらかという と関連していな い	ほとんど関連し ていない	まったく関連し ていない
7 フォ ー マル・イン フォーマルな社会資源 の機能・役割およびそ れらの関係性の把握	0	0	0	0	0	0
8 . フォーマル・イン フォーマルな社会資源 の活用および調整(コ ーディネート)	0	0	0	0	0	0
9 . 多機関・多職種の 連携・協働体制の構築 (ネットワーキング)						0
 自組織のアセスメントと課題把握および 改善に向けた取り組み 	0	0	0	0	0	0
 社会において弱い 立場にある者の権利権 護 (アドボカシー) 	0	0		0		0
3. 養成課程の学び				の価値や姿勢	についてどの	程度理解でき
3. 養成課程の学び			してください。		についてどの	程度理解でき
 養成課程の学び したか。それぞれ 人権や社会正義、多様 	あてはまるもの	の1つを選択し	してください。	どちらかという		
3. 養成課程の学び こしたか。それぞれ 人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基	あてはまるもの 十分に理解でき	の1つを選択し まあまあ理解で	してください。 どちらかという	どちらかという と理解できてい	ほとんど理解で	まったく理解で
3. 養成課程の学び したか。それぞれ 人権や社会正義、多様 性の尊重等の価値等の ソーシャルワークの基 本的理念 社会的に弱い立場にあ	あてはまるもの 十分に理解でき	の1つを選択 l まあまあ理解で きた	してください。 どちらかという と理解できた	どちらかという と理解できてい	ほとんど理解で	まったく理解で
3. 養成課程の学び、 としたか、それぞれ 人権や社会正義、多様 性の身重等の価値等の リーシャルワークの基本的側急 社会的に別い立場にあ る者の最適の料値 エーバービジョンの理 齢と自らの変数の批判	あてはまるもの 十分に理解でき た	の1つを選択 I まあまあ理解で きた	してください。 どちらかという と理解できた	どちらかという と理解できてい ない	ほとんど理解で きていない	まったく理解できていない
3. 着成課料の学び もしたか。それぞれ 人様や社会正法。多様 他の要単等の価値等の ハー・レルワークの基 本合例に弱い立場にあ をもの定義の批判 の様にりまして 新と自らの実数の批判 の様に対して がはなる。 では なるがの様でが は なるがであります。 では なるがであります。 は なるがであります。 は なるがであります。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 は ないまする。 ないまななななななななななななななななななななななななななななななななななな	カではまるもの 十分に理解でき た	の1つを選択! まめまか理解できた	てください。 どちらかという と理解できた	どちらかというと理解できていない	ほとんど理解できていない	まったく理解できていない
3. 着成課程の学び したか。それぞれ 人性や社会正法、多様 性の重要等の情報等の 本格明生 るるの最善の相談 の一次でジョンの理 制と自らの実践の批判 更別を自らの実践の批判 理論経法が実践か生め 理論経法が実践か生め	あてはまるもの 十分に思解できた。	の1つを選択にまめまめ理解できた。	と思ください。 どちらかという と理解できた	どちらかというと呼解できていない	ほとんど理解できていない	まったく理解できていない
3. 着成課程の学び はしたか。それぞれ 人権や社会正義、多様 なの身重等の前様等の を何のを 本を何必 なるるの最常の料値の が、で現にある る者の最常の料値の が、で現にある。 スーパービジョンの理 が係り返り では、 が、 のでは、 の	あてはまるもい 十分に判験できた。	の1つを選択にまめまか理解できた。	でください。 どちらかという と理解できた	どちらかという と理解できていない	ほとんど理解できていない	まったく理解できていない。
3. 着成課程の学び はしたか。それぞれ 人権や社会正義、多様 なの身重等の前様等の を何のを 本を何必 なるるの最常の料値の が、で現にある る者の最常の料値の が、で現にある。 スーパービジョンの理 が係り返り では、 が、 のでは、 の	あてはまるもい 十分に理解できた。	の1つを選択に まあまあ理解で さた (*もへの支援に もの1つを選手 まあまみ理解で	でください。 どちらかという と理解できた	どちらかという と理解できていない ない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ほとんと理解できていない 知識について ほとんと理解できていない	まったく理解できていない。



2022年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者への

進路意向等アンケート調査結果 (現役学生5,700人の進路意向)



事務局

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

◆ アンケート調査の概要・趣旨・対象・倫理的配慮等 ◆

【アンケートの目的およびアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在校者及び既卒者の進路意向及び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソーシャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として、令和4年度事業計画に基づき実施するものである。なお、本調査で得たデータは、統計的処理をしたうえで報告書等で公表することとし、個人が特定できる形式での公表はしない。

【アンケートの対象と倫理的配慮】

本アンケートの対象は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2022 年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答する。回答はすべて統計的に処理し、個別の氏名、学校名、受験番号、各自の模擬試験の得点、問題の解答番号等は公表しない。また、上記目的以外の使用はしない。

また、本アンケートへの回答は任意とし、回答の有無あるいは内容によって、回答者に不利益が生じない。 本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得たものとする。

→ 日本ソー・ノャルフーク教育学校連盟

2

◆ 同収率・方法等 ◆

【方法】

○ 2022年10月第4週から11月第1週の間で本連盟が実施した「2022年度 社会福祉士・精神 保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者9.305人を対象に、模擬試験終了後、各会場に おいてアンケートを記入する時間を確保し、試験問題冊子の巻末に掲載したアンケート 項目についてマークシートにより回答。

【回収率、集計対象等】

- ○受験者9,305人のうち、進路意向等アンケート質問項目にすべて無回答だった999人を除 外し、8,306人の回答を有効回答とした(有効回答率89,3%)。
- 〇本レポートは、有効回答8,306人のうち、本連盟会員校が設置した会場で受験した現役の 大学生5.706人(全有効回答の68.7%)の回答を対象に集計・分析した。
- 注)現役大学生以外の受験者2.600名の回答は大半が既卒者であることから、在学する現役 学生の就職等進路意向に関するトレンドを把握する観点から、現役大学生以外の受験者 を集計から除外している。

(🛂) 日本ソー・ルフーク教育学校連盟

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

【アンケート項目】(巻末資料参照)

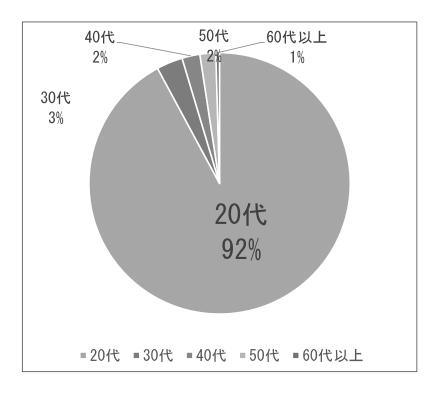
- Q1 あなたの年齢(年代)を選んでください。
- Q2 あなたの性別を選んでください。
- Q3 あなたがこれから受験する予定の国家試験について、当てはまるものをすべて選んでください。 (MA)
- Q4 上記Q3 で1「社会福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉士国家試験の受験資格を取得する(取得した)養成校種別を1つ選んで ください。
- 05 上記Q3 で2「精神保健福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが精神保健福祉士国家試験の受験資格を取得する(取得した)養成校種別を1 つ選んでください。
- Q6 あなたが現在すでに取得済み(保有している)の国家資格について、当てはまるものをすべて選んでください。
- Q7 あなたが社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程(大学や養成施設等)で行った実習の分野をすべて選んでください。
- 08 上記07 で14 以外を選んだ方(実習を行った方)にお伺いします。あなたが就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在の勤務先)を選択するにあ たり、実習先で最も影響を受けた人について、当てはまるものを1つ選んでください。
- 09 上記08 で1~4 (5 以外) を選んだ方にお伺いします。あなたの就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在勤務先) を選択する際にうけた影響に ついて、当てはまるもの1つ選んでください。
- Q10 上記Q7 で14 以外を選んだ方(実習を行った方)にお伺いします。実習前と実習実施後で、あなたの就職に関する意識の変化について、当てはまるもの 1つ選んでください。
- 011 上記07 で14 以外を選んだ方(実習を行った方)にお伺いします。実習を行った結果、実習に行った施設・法人に就職したいと思いましたか。当てはま るもの1つ選んでください。
- Q12 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等(養成校)で学ぶことを目指した(意識した)年代を1つ選んでください。
- Q13 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等(養成校)で学ぶことを目指した理由をすべて選んでください。(MA)
- Q14 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等 (養成校) を目指した際、進学について反対した人はいましたか。当てはまる人をすべて選んでください。 (MA)
- Q15 あなたが社会福祉分野への就労を目指した(意識した)年代を1 つ選んでください。
- Q16 あなたが就職・就労するにあたり、希望する採用形態を1 つ選んでください。
- Q17 あなたの現在の就職活動または就労の状況を1つ選んでください。
- Q18 上記Q17 で1「内定ずみ」又は3 「すでに就労ずみ」を選んだ方にお伺いします。 採用形態を1つ選んでください。
- Q19 あなたが現在関心をもっている分野について、あてはまるものをすべて選んでください。 (MA)
- Q20 あなたが社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んでみたいことについて、当てはまるものをすべて選んでください。 (MA)
- 021 あなたの就職予定先 · 就職活動先 (就労されている方は現在勤務先) の運営主体を1 つ選んでください。 022 あなたの就職予定先 · 就職活動先 (就労されている方は現在勤務先) の分野を選んでください。(MA)

- 023 上記021 で1~7 (8 · 9 以外) を選択した方にお伺いします。あなたが社会福祉分野での就労を目指した理由をすべて選んでください。 (MA) 024 上記021 で1~7 (8 · 9 以外) を選択した方にお伺いします。あなたが社会福祉分野に就職することについて、あなたの周りに反対した人はいました か。当てはまる人をすべて選んでください。 (MA)
- Q25 あなたが就職予定先・就職活動先 (就労されている方は現在勤務先) を選ぶにあたって、影響のあった学校 (養成校) の在学中の体験等のうち、当ては まるものをすべて選んでください。 (MA)
- 026 あなたが就職予定先 ・ 就職活動先 (就労されている方は現在勤務先) を選ぶ上で重視することについて、当てはまるものをすべて選んでください。
- Q27 就職 (就労されている方は転職) に関する情報をどこから得ていますか。当てはまるものをすべて選んでください。 (MA)

■回答者の年代

1. 年齢は、20代が92%と最も多い。

		度数	%
	20代	4904	92. 1
30代 40代	171	3. 2	
	40ft	119	2. 2
有効	50代	104	2. 0
	60代以上	24	0. 5
	合計	5322	100.0
欠損値	無回答	384	
合計		5706	

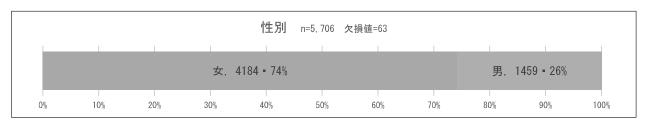


(🋂) 日本ソー・ト・ハフ・ワ教育学校連盟

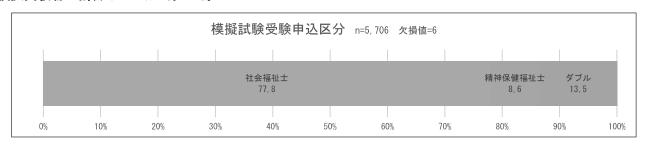
2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

■回答者の性別と模試受験区分(模試の種類)

2. 性別は、女性が74%、男性が26%、無回答が1.1%であった。

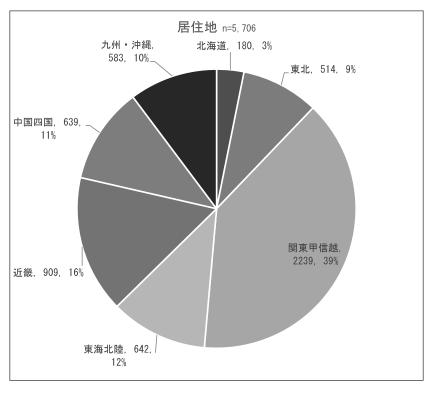


3. 受験申込区分は、社会福祉士のみが77.8%、精神保健福祉士のみが8.6%、社会福祉士と精神保健福祉士 のダブルが13.5%で、集計対象の5,706人のうち、社会福祉士模試受験者の割合は91.3%、精神保健福祉士 模試受験者の割合は22.1%であった。



■回答者の居住地(ブロック)

4. 回答者の居住地



▶ 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

■模擬試験受験者が行った実習の分野

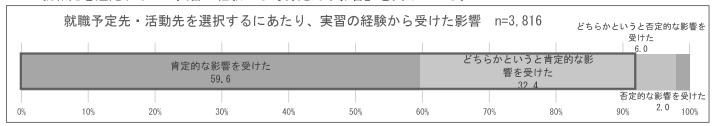
Q7. 実習を行った分野では、障害者福祉分野が38.4%、高齢者福祉分野が36.7%と多く、次いで地域福祉分野29.2%、 児童・母子福祉分野23.9%、精神保健福祉分野20.1%であった。

分野(n=5083)	該当	非該当	合計	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40
障害者福祉分野	1952	3131	5083					20.4				
件 日 旧 佃 77 到	38. 4	61.6	100.0					38. 4				
高齢者福祉分野	1863	3220	5083					36.7				
	36. 7	63.3	100.0				,	30. /				
地域福祉分野	1483	3600	5083				29.2					
	29. 2	70.8	100.0				29. 2					
児童・母子福祉分野	1216	3867	5083			23.	0					
九里 中,隔临为五	23. 9	76. 1	100.0			23.	9					
精神保健福祉分野	1022	4061	5083			20, 1						
情が下れ進作が立ってまり 	20. 1	79.9	100.0			20. 1						
医療分野	610	4473	5083		12.0							
正原月五	12. 0	88.0	100.0		12.0							
就業支援分野	571	4512	5083		11. 2							
が	11. 2	88.8	100.0		11, 4							
生活保護分野	422	4661	5083	Ω	3							
工石 体设力 到	8. 3	91.7	100.0	0,	. 0							
生活困窮者自立支援分野	371	4712	5083	7.	2							
工石田新日日立又汲刀到	7. 3	92.7	100.0	/ .	J							
行政分野	293	4790	5083	5.8								
11 以刀引	5. 8	94. 2	100.0	5.0								
学校教育分野	172	4911	5083	3.4								
デスか 月刀却	3. 4	96.6	100.0	0.4								
司法分野	85	4998	5083	1 7								
니,厶 /J ±ľ	1. 7	98.3	100.0	1. /								

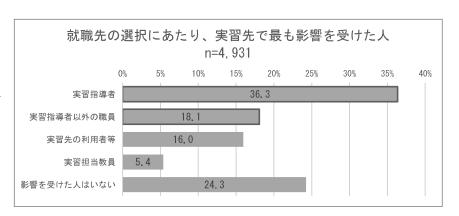
8

■就職予定先・就職活動先を選択するにあたって、実習の経験から受けた影響

Q9. 就職予定先・就職活動先の選択にあたり、実習の経験から肯定的または否定的な影響を受けたか聞いたところ、 肯定的な影響を受けた者は59.6%と最も多く、どちらかというと肯定的が32.4%となっており、回答者の92%が、 就職先を選定する上で実習の経験から『肯定的な影響』を受けている。



Q8. 就職先の選択にあたり、「実習先で最も影響を受けた人」では、『実習指導者』が36.3%と最も多く、次いで『実習指導者以外の職員』が18.1%となっており、5割以上が『実習先の職員(実習指導者含む)』に就職先選択における影響を受けている。



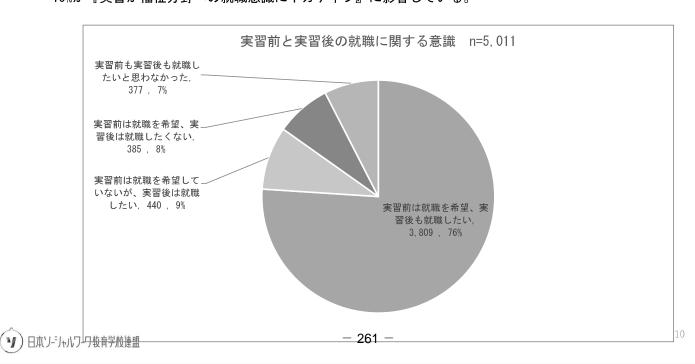
→ 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

9

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

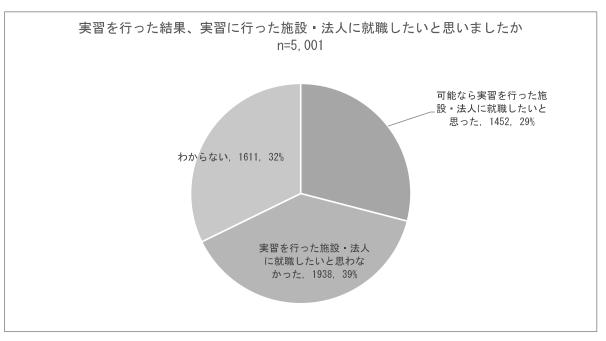
■実習前と実習後の、福祉分野への就職に関する意識

Q10. 実習を行う前と行った後での、就職に関する意識の変化では、『実習前は福祉分野への就職を希望しており、 実習後も福祉分野に就職したい』が76%と最も多い。また、『実習前は福祉分野への就職を希望していないが実 習後は福祉分野に就職したい』と意識が変化した学生は9%で、85%の学生は『実習が福祉分野への就職意識にポ ジティブに影響している』と言える。一方、『実習前は福祉分野への就職を希望していたが、実習後は福祉分 野に就職したくない』と意識が変化した学生は8%、『実習前も実習後も福祉分野に就職したくない』が7%おり、 15%が『実習が福祉分野への就職意識にネガティブ』に影響している。



■実習を行った結果、実習を行った施設・法人に就職したいか

Q11.実習を行った結果、その実習を行った施設・法人に就職したいかを聞いたところ、『できることなら実習に 行った施設・法人に就職したい』と、約3割が実際に実習を行った実習先を就職先に希望している。一方、 『実習を行った施設・法人に就職したいと思わない』が約4割となっており、Q9及びQ10で『実習による 福祉分野への就職意識』がポジティブ(85%)に関連しているものの、実際に実習を行った実習施設への就職に は必ずしも結びついてはいない。

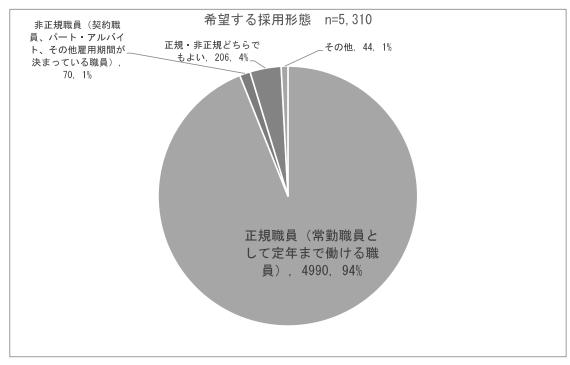


(🛂) 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

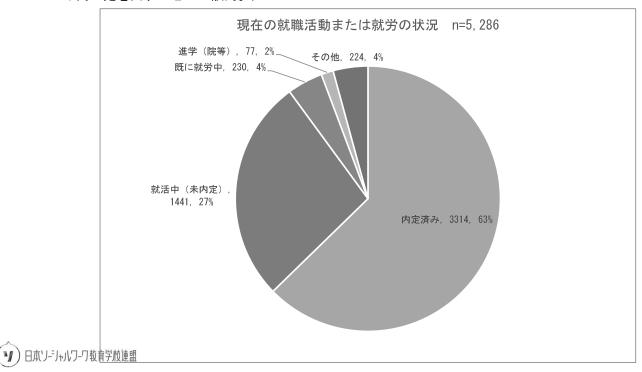
■就職・就労するにあたり、希望する採用形態

Q16.就職・就労するにあたり、希望する採用形態について聞いたところ、常勤職員として定年まで働ける『正規 職員』を希望する者が94%であり、ほとんどの学生が、常勤として定年まで働ける『正規職員』による就職・採 用を希望している。



■現在の就職活動の状況(2022年11月第1週現在)

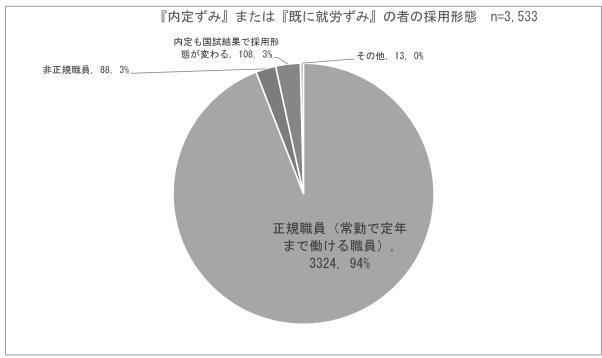
Q17. 模擬試験を実施した2022年11月第1週現在の就職活動又は就労の状況について聞いたところ、『既に内定済 み』が63%と最も多い一方、『就活中(まだ内定していない)』者が約3割であり、卒業年度(4年次)の11月 上旬の時点で就職先が内定していない(11月以降も就職活動をする)状況は、他の一般企業等の就活市場に比 べ、極めて遅いことが伺える。(一般的な就活市場では、大学3年時にインターン、大学4年時の前半(夏前) には内々定を出すことが一般的。)



2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

■『内定ずみ』または『既に就労ずみ』の者の採用形態

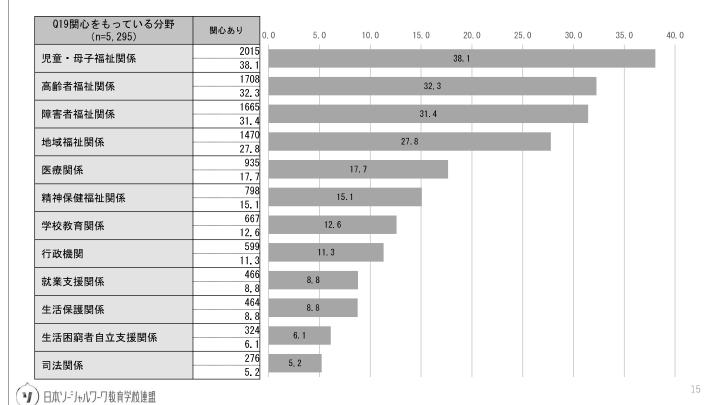
Q18. Q17で『内定済み』または『既に就労済み」と回答した者の採用形態を聞いたところ、常勤職員として定年 まで働ける『正規職員』と回答した者が94%であり、Q16の「希望する採用形態」と同じ割合である。実際の 就職内定が「希望する採用形態」と同じ結果となっている。



13

■関心を持っている福祉分野

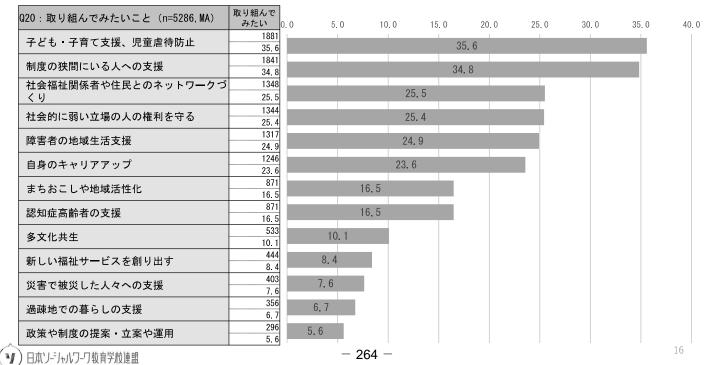
Q 1 9. 現在関心を持っている分野について聞いたところ、『児童・母子福祉』が38%と最も多く、次いで『高齢者福祉』32.3%、『障害者福祉』31.4%、『地域福祉』27.8%、『医療関係』17.7%となっている。



2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

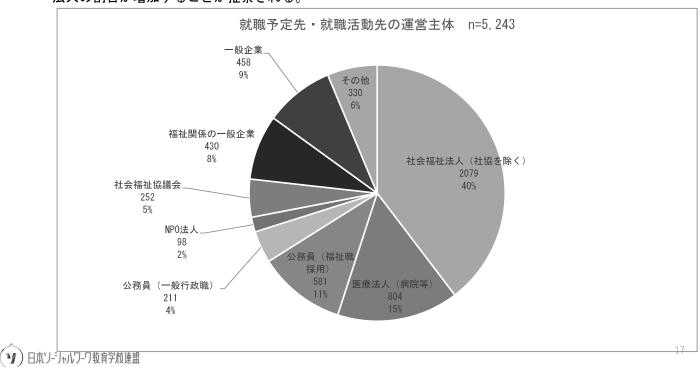
■社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んで見たいこと

Q20. 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んで見たいことでは、Q19の「関心のある分野」と同様、『子ども・子育て支援、児童虐待防止』が最も多く35.6%、次いで『制度の狭間にいる人への支援』34.8%、『ネットワークづくり』25.5%、『社会的弱者の権利を守る』25.4%、『障害者の地域生活支援』24.9%の順となっている。また、福祉支援とともに、『まちおこしや地域活性化』16.5%、『過疎地での暮らしの支援』6.7%など、地方創生や地方活性化に関心があるとの回答も一定数ある。



■就職予定先・就職活動先の運営主体

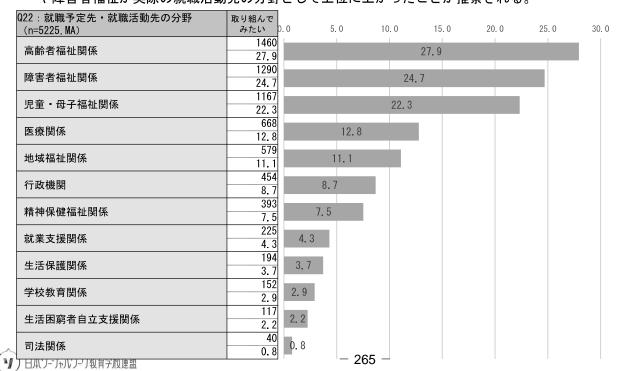
Q21. 就職予定先・就職活動先の運営主体では、『社会福祉法人(社協を除く)』が40%と最も多く、次いで『医療法人(病院等)』15%、『公務員(福祉職+一般)』15%、『一般企業』9%、『福祉系一般企業』8%、『社会福祉協議会』5%の順である。ただし、調査実施時点における就職活動の状況(Q17)では、約3割が「未だ内定していない」と回答していることを踏まえると、2022年度末時点では、採用活動が遅い社会福祉法人や医療法人の割合が増加することが推察される。



2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

■就職予定先 - 就職活動先の分野

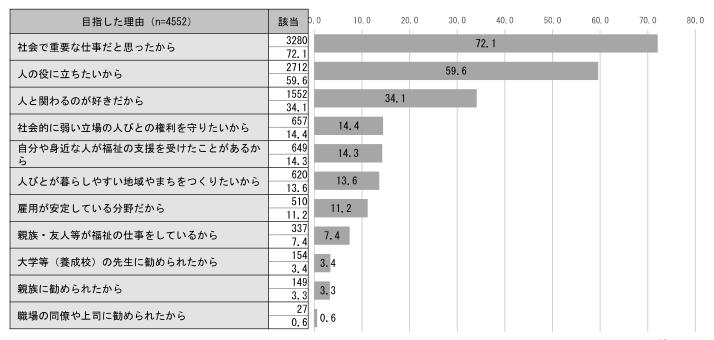
Q22. 就職予定先・就職活動先の分野では、『高齢者福祉』が27.9%と最も多く、次いで『障害者福祉』24.7%、『児童・母子福祉』22.3%、『医療』12.8%、『地域福祉』11.1%、『行政』8.7%、『精神保健福祉』7.5%の順となっている。Q19の「関心のある分野」では『児童・母子福祉』の関心が最も高かったが、一方でQ18では『正規職員』を9割以上が希望しており、実際の就職活動において「正規職員の採用が多い」高齢者福祉や障害者福祉が実際の就職活動先の分野として上位に上がったことが推察される。



18

■福祉分野での就労をめざした理由

Q23. 福祉分野での就労をめざした理由では、『社会で重要な仕事だと思ったから』が7割超と最も多く、次いで『人の役に立ちたい』が6割となっており、福祉分野の仕事が「社会にとって必要不可欠な業務」であり、「その業務に就いて人びとの支援にあたる」ことを指向しているといえる。また、就労をめざした理由の中で『他者からの勧め』(他者からの動機付け)では割合が1割未満と低く、学生は主体的かつ純粋に福祉分野の仕事の重要性と、自身の福祉分野の仕事への適性を考えつつ就労をめざしていると言える。



▶ 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

 (\mathbf{y})

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

■社会福祉分野の大学等をめざした際、進学について反対した人

Q14. 社会福祉分野の大学や養成施設等(養成校)を目指した際、進学について反対した人について聞いたところ、9割が『反対した人はいない』と回答しており、とりわけ介護人材確保にかかる議論で言われる『親が反対する』は6.3%、『高校の先生が反対』も1.4%と極めて低く、社会福祉士・精神保健福祉士養成においては、一般的に介護人材確保難の理由として言われる論点とは一致していない。

Q14: 社会福祉分野への就職に反対した人(n=4,551)	該当	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
6. 反対した人はいない	4783 90. 2											
1. 親(養育者)	335 6.3											
2. 高校の先生	75 1.4	1.4										
3. 友人・同級生・同僚	60 1.1	1.1										
4. 配偶者(同居のパートナー含む)・恋人	15 0.3	0.3										
5. 上記1~4以外の人	73 1.4	1. 4										

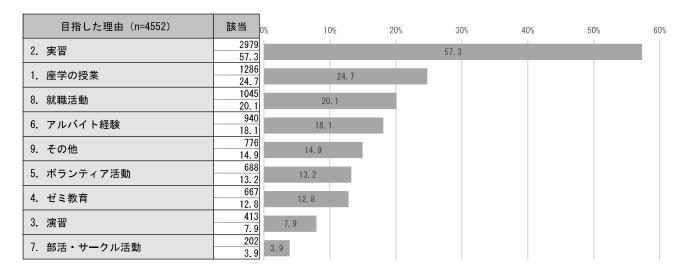
■社会福祉分野への就労について反対した人

Q24. 同様に、社会福祉分野への就労について反対した人についても9割が『反対した人はいない』と回答しており、社会福祉士や精神保健福祉士の人材確保については、正規雇用の採用が確保されれば、将来的にも安定した人材確保が可能であると言える。

	した人物推体が可能であると言える。	0%	20%	40%	60%	80%	100%
	024:社会福祉分野への就職に反対した人(n=4,551)	該当	2070	1070	0070	0070	10070
	6. 反対した人はいない	4143 91. 0		91.0			
	1. 親 (養育者)	268 5. 9					
	4. 親 (養育者) 以外の親族	64 1.4					
	3. 友人・同級生・同僚	31 0.7					
	2. 配偶者(同居のパートナー含む)・恋人	36 0.8					
) 日	5. 上記1~4以外の人	1.1 1.1 26	6 –				20

■就職予定先・就職活動先を選ぶ上で影響のあった在学中の体験

Q25. 就職予定先・就職活動先を選ぶ上で影響のあった在学中の体験では、『実習』が57.3%と最も多く、実習が 就職に強く影響している。

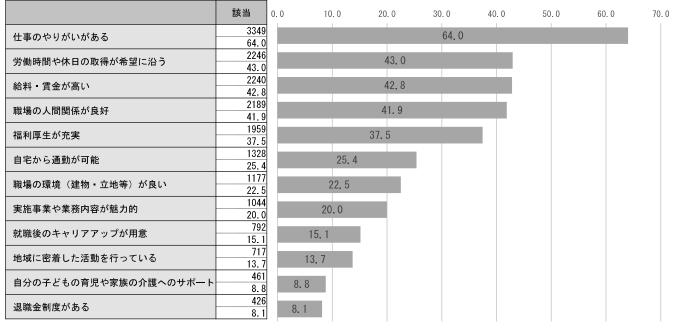


🋂) 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟

2022年度 社会福祉士・精神保健福祉士 全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果

■就職先選定で重視すること

Q26. 就職先の選定において重視することでは、『仕事のやりがいがある』が64.0%と最も多く、次いで『労働時 間や休日の取得』が43.0%、『給料』42.8%、『人間関係が良好』41.9%、『福利厚生』37.5%の順となっており、 Q23の結果同様、業務の重要性とやりがいを重視している傾向がわかる。



これ以降はアンケートの質問紙です。

試験中は開かないでください。

試験終了後、試験官の指示に従って回答してください。

実施するアンケート〉

A. 模擬試験苦手意識アンケート

あなたが受験した科目に関して、それぞれあなたの印象に最も近い評価の数字をマークシートに従って塗りつ ぶしてください。なお、受験していない科目は、空欄で構いません。 本アンケートの回答内容は、12月上旬に郵送するあなたの成績表に記載されます。本アンケートに回答いただ くことで、科目毎にあなたが解いたときの難易度の印象と、あなたの成績結果を比較することができます。問題 の難易度の感触と得点の実態を把握して、国家試験に向けた試験対策にお役立てください。

B. 進路意向 (就労状況) 等に関するアンケート

【アンケートの目的及びアンケート実施主体】

本アンケートは、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が、養成校在校者及び既卒者の進路意向及 シャルワーク教育の充実のための参考資料とすることを目的として実施するものです。なお、本調査で得たデー び就労の状況を把握し、今後の福祉人材確保対策推進及び社会福祉分野への進学推進の参考資料、今後のソー タは、統計的処理をした上で、報告書等で公表します。個人が特定できる形式での公表はいたしません。

【アンケート対象】

アンケート対象は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が実施する「2022年度社会福祉士・精神 保健福祉士全国統一模擬試験」の受験者とし、マークシート形式のアンケート用紙に回答いただくものです。回 答はすべて統計的に処理しますので、個別の氏名、学校名、受験番号、個人の模擬試験の得点、問題の解答番号 拿が明らかになることは─切ありません。また、上記目的以外に使用することも─切ありません。 なお、本アンケートへの回答は任意です。回答の有無あるいは内容によって、あなたに不利益が生じることは ありません。本アンケートへの回答をもって、趣旨への同意を得られたものとさせていただきます。

(注)上記アンケートA及びBの回答マークシートは1枚にまとまっています。 続けて回答してください。

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

TEL: 03-5495-7242 FAX: 03-5495-7219 E-mail: jimukyoku@jaswe.jp 〒108-0075 東京都港区港南4丁目7番8号 都漁連水産会館5階 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局

A. 模擬試験苦手意識アンケート

268

あなたが受験した以下の[1]~[25]の科目に関して、それぞれあなたの印象(苦手か、得意か)に最も近い数字を 塗りつぶしてください。(模擬試験で受験していない科目は塗りつぶさないでください)

- [1・共] 人体の構造と機能及び疾病
 - [2・共] 心理学理論と心理的支援
 - [3・共] 社会理論と社会システム

[17・社] 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

[18・社] 就労支援サービス

更生保護制度

[19・社]

[16・社] 高齢者に対する支援と介護保険制度

[15・社] 福祉サービスの組織と経営

[13・社] 和談核助の基盤と専門職

[12・社] 社会調査の基礎

[14・社] 和談援助の理論と方法

- 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 [4・共] 現代社会と福祉 [5・共] 地域福祉の理論と方法 [6・共] 福祉行財政と福祉計画 [7・共] 社会保障 [8・共] 障害者に対する支援と際:
 - 低所得者に対する支援と生活保護制度 保健医療サービス [6 · ∰]
- [11・共] 権利擁護と成年後見制度
- [20・精] 精神疾患とその治療[21・精] 精神保健の課題と支援[22・精] 精神保健福祉相談援助の基盤
- [23・精] 精神保健補祉の理論と相談援助の展開 [24・精] 精神保健福祉に関する制度とサービス
 - [25・精] 精神障害者の生活支援システム

B. 進路意向(就労状況)等に関するアンケート

(年代) を選んでください。 Q1 あなたの年齢

5.60代以上 4.50ft 3.40代 2.30Æ 1.20代

Q2 あなたの性別を選んでください。

2. 男性 3. 回答しない 1. 女性

Q3 あなたがこれから受験する予定の国家試験について、当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答

2. 精神保健福祉士国家試験 1. 社会福祉士国家試験

5. 看護師国家試験

7. 当てはまるものはない 4. 介護福祉士国家試験

6. 歯科衛生士国家試験 3. 保育土国家試験

Q4 上記Q3で1「社会福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉士国家試験の受験資 格を取得する(取得した)養成校種別を1つ選んでください。

4. 福祉系短大・専門学校を卒業した(既卒) 2. 福祉系 4 年制大学を卒業した (既卒) 3. 福祉系短大・専門学校に在学している 1. 福祉系 4 年制大学に在学している

6. 養成施設 (一般・短期)を卒業した (既卒) 5. 養成施設 (一般・短期) に在学している

Q5 上記Q3で2 「精神保健福祉士国家試験」を選んだ方にお伺いします。あなたが精神保健福祉士国家試験 の受験資格を取得する(取得した)養成校種別を1つ選んでください。

4. 福祉系短大・専門学校を卒業した(既率) 2. 福祉系 4 年制大学を卒業した (既卒) 3. 福祉系短大・専門学校に在学している 1. 福祉系 4 年制大学に在学している

6. 養成施設 (一般・短期)を卒業した (既卒) 5. 養成施設 (一般・短期) に在学している

57

Q6 あなたが現在すでに取得ずみ(保有している)の国家資格について、当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)

1.社会福祉士 2.精神保健福祉士 3.保育士 4.介護福祉士 5.看護師 6.保健師 7.弁護士 8.司法書士 9.当てはまるものはない

Q.7 あなたが社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程(大学や養成施設等)で行った実習の分野をすべて選んでください。(複数回答可)

1. 高齢者福祉分野 2. 障害者福祉分野 3. 児童・母子福祉分野 4. 生活保護分野 5. 地域福祉分野 6. 生活困窮者自立支援分野 7. 医療分野(精神科以外) 8. 学校教育分野 9. 就業支援分野 10. 司法分野 11. 行政分野 12. 精神保健福祉分野(精神科医療機関を含む) 13. その他

14. 実習を行っていない (実習免除など)

Q8 上記Q7で14以外を選んだ方(実習を行った方)にお伺いします。あなたが就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在の勤務先)を選択するにあたり、実習先で<u>最も影響を受けた人</u>について、当てはまるものを1つ選んでください。

1. 宾習先の実習指導者 2. 実習先の職員(実習指導者以外) 3. 養成課程の実習担当教員 4. 実習先の利用者等 5. 影響を受けた人はいない

Q9 上記Q8で1~4(5以外)を選んだ方にお伺いします。あなたの就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在の勤務先)を選択する際に受けた影響について、当てはまるものを1つ選んでください。

ハル現在の勤務力) を基がする際に受けた影響について、当てはまるものを「ご強んでく」: 肯定的な影響を受けた2. どちらかというと音定的な影響を受けた4. 否定的な影響を受けた

関する意識の変化について、当てはまるものを1つ選んでください。 1. 災滑前は福祉分野への就職を希望しており、実習後も福祉分野に就職したいと思った

3. 実習前は福祉分野への就職を希望していなかったが、実習後は福祉分野に就職したいと思った

2. 実習前は福祉分野への就職を希望していたが、実習後は福祉分野に就職したくないと思った

4. 実習前も実習後も、福祉分野に就職したいと思わなかった

Q11 上記Q 7 で14以外を選んだ方(実習を行った方)にお伺いします。実習を行った結果、実習に行った施設・法人に就職したいと思いましたか?当てはまるものを 1 つ選んでください。

1. できることなら実習に行った施設・法人に就職したいと思った

2. 実習に行った施設・法人に就職したいと思わなかった

3. かからない

[学校 (養成校)、進路選択に関する質問]

Q12 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等(養成校)で学ぶことを目指した(意識した)年代を1つ選んでください。

1. 中学生以下 2. 高校生 3. 高校卒業後

Q13 あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等(養成校)で学ぶことを目指した理由をすべて選んでください。 (複数回答可)

1. 人の役に立ちたいから 2. 人と関わるのが好きだから 3. 社会で重要な仕事だと思ったから 4. 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから 5. 親族・友人等が福祉の仕事をしているから 6. 雇用が安定している分野だから 7. 親族に勧められたから 8. 蝦場の同僚や上司に勧められたから

9. 高校の先生に勧められたから 10. 国家資格を取得したいから 11. 大学等のオープンキャンパスで進学したいと思ったから 12. 当てはまるものはない

| Q14 | あなたが社会福祉分野の大学や養成施設等(養成校)を目指した際、進学について反対した人はいました | か?当てはまる人をすべて選んでください。(複数回答可)

| 1.親(養育者) 2.高校の先生 3.友人・同級生・同僚 4.配偶者(同居のバートナーを含む) | 5.上記1∼4以外の人 6.反対した人はいない

【就職、就職活動に関する質問】

Q15 あなたが社会福祉分野への就労を目指した (意識した) 年代を1つ選んでください。

1. 中学生以下 2. 高校生 3. 大学・短大・専門学校等 4. 学校卒業後5. 社会福祉分野への練労を目指していない

Q16 あなたが就職・就労するにあたり、希望する採用形態を<u>1つ</u>選んでください。

1. 正規職員(結勤職員として定年まで働ける職員)
2. 非正規職員(契約職員、パート・アルバイト、その他雇用期間が決まっている職員)

3. 非正処職員(契約職員、ハード・ノルバイト、たび関権相対同が決する。正規・非正規どちらでもよい 4. その他

Q17 あなたの現在の就職活動又は就労の状況を<u>1つ</u>選んでください。

1. 内定ずみ 2. 就職活動中(まだ内定していない) 3. すでに就労ずみ 4. 進学(大学院等) 5. その他

Q18 上記Q17で1「内定ずみ」又は3「すでに就労ずみ」を選んだ方にお伺いします。採用形態を<u>1つ</u>選んでく

۶۲۰°

1. 正規職員(常勤職員として定年まで働ける職員)

2. 非正規職員(契約職員、パート・アルバイト、その他雇用期間が決まっている職員)

3. 内定ずみだが国家試験合否結果で採用形態が変わる 4. その他

Q19 あなたが現在関心をもっている分野について、当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)

1. 高齡者福祉関係 2. 障害者福祉関係 3. 児童・母子福祉関係 4. 生活保護関係 5. 地域福祉関係 6. 生活困窮者自立支援関係 7. 医療関係 (精神科以外) 8. 学校教育関係 9. 就業支援関係

10. 司法関係 11. 行政機関 12. 精神保健福祉関係(精神科医療機関を含む) 13. その他

-57

Q20 あなたが社会福祉士や精神保健福祉士の資格を活かして取り組んでみたいことについて、当てはまるもの をすべて選んでください。(複数回答可

6. 災害で被災した人びとへの支援 2. 多文化共生 3. 過疎地での暮らしの支援 5. 子ども・子育て支援、児童虐待防止 1. 制度の狭間にいる人への支援 4. 障害者の地域生活支援

7. 政策や制度の提案・立案や運用 8. 社会福祉関係者や住民とのネットワークづくり

11. 社会的に弱い立場の人の権利を守る 10. 認知指言齢者の支援 9. まちおこしや地域活性化

14. 当てはまるものはない 13. 新しい福祉サービスを創り出す 12. 自身のキャリアアップ

Q21 あなたの就職予定先・就職活動先 (就労されている方は現在の勤務先) の運営主体を1つ選んでください。

3. 公務員(福祉職) 1. 社会福祉法人(社会福祉協議会を除く) 2. 医療法人(病院等)

6. 社会福祉協議会 4. 公務員 (一般行政職) 5. 特定非営利活動法人 (NPO法人)

9. 40色 7. 福祉に関係する一般企業 8. 一般企業

Q22 あなたの就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在の勤務先)の分野を選んでください。(<u>複数回</u>

5. 地域福祉関係 7. 医療関係 (精神科以外) 8. 学校教育関係 9. 就業支援関係 13. その他 3. 児童·母子福祉関係 4. 生活保護関係 12. 精神保健福祉関係 (精神科医療機関を含む) 2. 障害者福祉関係 6. 生活困窮者自立支援関係 11. 行政機関 1. 高齡者福祉関係 10. 司法関係

Q23 上記Q21で1~7(8・9以外)を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉分野での就労を目指した理 由をすべて選んでください。(複数回答可)

4. 自分や身近な人が福祉の支援を受けたことがあるから 5. 親族・友人等が福祉の仕事をしているから 8. 職場の同僚や上司に勧められたから 2. 人と関わるのが好きだから 3. 社会で重要な仕事だと思ったから 7. 親族に勧められたから 6. 雇用が安定している分野だから 1. 人の役に立ちたいから 270

9. 大学等 (逢成校) の先生に勧められたから 10. 人びとが暮らしやすい地域やまちをつくりたいから 12. 型不尽な世の中を変えたいから 11. 社会的に弱い立場の人びとの権利を守りたいから

13. 当てはまるものはない

Q24 上記Q21で1~7 (8・9以外)を選んだ方にお伺いします。あなたが社会福祉分野に就職することについ て、あなたの周りに反対した人はいましたか?当てはまる人をすべて選んでください。(複数回答可

2. 配偶者 (同居のパートナーを含む)・恋人 1. 親 (養育者)

4.親 (養育者) 以外の親族 3. 友人・同級生・同僚

6. 反対した人はいない 5. 上記 1~4以外の人 Q25 あなたが就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在の勤務先)を選ぶにあたって、影響のあった

学校(養成校)の在学中の体験等のうち、当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)

4. ゼミ教育

3. 演習

2. 実習

1. 座学の授業

5. ボランティア活動 6. アルバイト経験

9. その他 8. 就職活動 7. 部活・サークル活動

Q26 あなたが就職予定先・就職活動先(就労されている方は現在の勤務先)を選ぶ上で重視することについて、 当てはまるものをすべて選んでください。(複数回答可)

5. 職場の環境 (建物・立地等) が良い 6. 自宅から通勤が可能 3. 労働時間や休日の取得が希望に沿う 1. 仕事のやりがいがある 2. 給料・賃金が高い 4. 任期なしの常勤採用 (安定雇用)

7. 福利厚生が充実 8. 就職後のキャリアアップが用意されている

11. 退職金制度がある 14. 当てはまるものはない 10. 職場の人間関係が良好 13. 地域に密着した活動を行っている 9. 自分の子どもの育児や家族の介護へのサポート 12. 実施事業や業務内容が魅力的

Q27 就職 (就労されている方は転職) に関する情報をどこから得ていますか?当てはまるものをすべて選んで

ください。(複数回答可)

1. 学校(養成校)の求人情報 2. 求人情報会社のウェブサイトやSNS

3. 就職予定先・就職活動先の法人等のウェブサイトやSNS 4. 都道府県別の福祉人材センター

5. 全社協の福祉のお仕事 6. ハローワーク 7. インターンシップ 8. 専門職団体のウェブサイト

12. その他 10. 教員 11. 先輩や卒業生 9. 就職説明会 (合同を含む)

-26

現役学生(社会福祉士・精神保健福祉士養成課程)調査

1-6 現役学生(社会福祉士·精神保健福祉士養成課程)調査

1-6-1 調査の対象及び方法

(1)調査対象

ソ教連会員校に所属し、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に在籍している学生を対象とした。 調査協力校(全12校)は会員校のうちから、地域、規模、通信課程の有無などを鑑み選出した。

(2)調査方法

Web (ウェブ) 調査にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- ・ ソ教連会員校のうち、本調査への協力を承諾された学校を通じ、調査対象者へ調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載したメールまたは文書を周知する。
- ・ 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答を入力する。

1-6-2 調査内容

調査項目は以下である。

- 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得を目指しているか。
- 性別
- 学年
- ・ 現時点で取得を目指している資格(既に取得済みの資格も含む・在籍校で取得可能な資格に限 定)
- ・ 子ども家庭福祉や障害児支援に関するアルバイト経験
- 子ども家庭福祉や障害児支援に関するボランティア経験
- ・ 行政機関(国・都道府県・市区町村)の児童福祉・子ども家庭関連部署でインターンシップに 参加した経験
- ・ 社会福祉士の国家試験受験資格を得るための実習(相談援助実習・ソーシャルワーク実習)の 履修状況
- ・ 相談援助実習・ソーシャルワーク実習(社会福祉士)を実施した施設・機関について、あては まるもの
- 実習を実施した施設・機関の種類
- 回答時点における養成校卒業後の就職希望先
- ・ 子ども家庭福祉(児童福祉)に関する学習や仕事などに対する関心の度合い
- ・ 将来就職先を検討する上で重視する事項
- 認定資格のことを知っているか
- 今後、認定資格を取得したいか
- ・ 認定資格を取得することでどのようなことにつながれば資格を取得したいと思うか

1-6-3 調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間: 2022年10月11日~10月31日

回収数:722 件(回答用 web ページの情報を周知した人数が不明であるため、回答率は記載しない)

1-6-4 調査結果

Q1. 社会福祉士もしくは精神保健福祉士国家試験受験資格の取得意向 (N=672)

「目指している」が618(92.0%)、「検討中」が54(8.0%)であった。

	度数	%	0	100	200	300	400	500	600	700
目指している	618	92. 0								
目指す・目指さないについて検討中	54	8. 0								
合計	672		_							

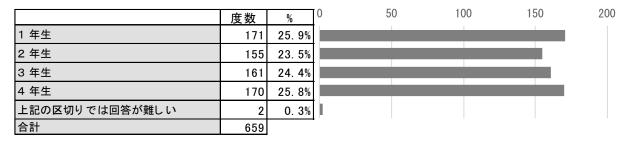
Q2. 回答者の性別(N=659)

「男」が196(29.7%)、「女」が450(68.3%)と女性が多かった。

	度数	%	0	100	200	300	400	500
男	196	29. 7%						
女	450	68. 3%						
その他	7	1. 1%	1					
答えたくない	6	0. 9%	1					
合計	659							

Q3. 回答者の学年(N=659)

「1 年生」が 25.9%、「2 年生」が 23.5%、「3年生」が 24.4%、「4年生」が 25.8%と、回答者の学年に大きなばらつきはみられなかった。



Q4. 現時点で目指している資格 (N=659, MA)

「社会福祉士」が 619(93.9%)と最も多く、次いで「精神保健福祉士」(23.4%)、「スクールソーシャルワーカー認定資格」(9.3%)の順で多かった。

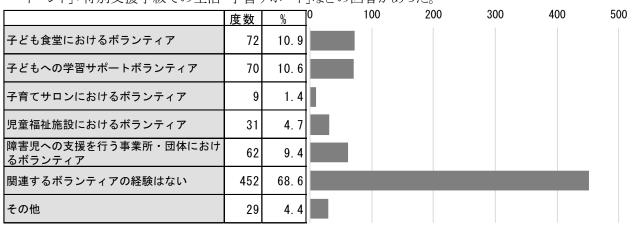
	度数	%	0	100	200	300	400	500	600	700
社会福祉士	619	93. 9								
精神保健福祉士	154	23. 4								
スクールソーシャルワーカー認定資格	61	9. 3								
保育士	34	5. 2								
教員免許状 (幼稚園)	16	2. 4								
教員免許状 (小学校・中学校・高等学校・特別支援を含む)	14	2. 1								

Q5. 子ども家庭福祉や障害児支援に関するアルバイト経験(有償ボランティア除く)(N=659, MA)

「関連するアルバイトをした経験はない」が 540(81.9%)と最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童クラブ・学童保育)」(7.3%)、「放課後等デイサービス」(4.4%)の順で多かった。その他の自由記述には、「学習支援」「障害領域のグループホーム」「保育補助」などの回答があった。

人族」。库古原域(2)// 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	度数	%	70	100	200	300	400	500	600
 児童相談所における 一時保護所でのアルバイト	22	3. 3							
児童福祉施設(児童養護施設等)における アルバイト	15	2. 3							
児童福祉施設 (児童館・児童遊園等) での アルバイト	11	1. 7							
放課後児童クラブ (学童クラブ・学童保育) でのアルバイト	48	7. 3							
放課後等デイサービスでの アルバイト	29	4. 4							
障害児への支援を行う事業所・団体でのアルバイト (放課後等デイサービスは除く)	10	1. 5							
関連するアルバイトをした 経験はない	540	81. 9							
その他	9	1.4							

Q6. 子ども家庭福祉や障害児支援に関するボランティア経験(有償ボランティア含む)(N=659, MA) 「関連するボランティアの経験はない」が 452(68.6%)と最も多く、次いで「子ども食堂」(10.9%)、「子ども への学習サポート」(10.6%)の順で多かった。その他の自由記述には、「コミュニティスクール」「児童館での イベント」「特別支援学級での生活・学習サポート」などの回答があった。



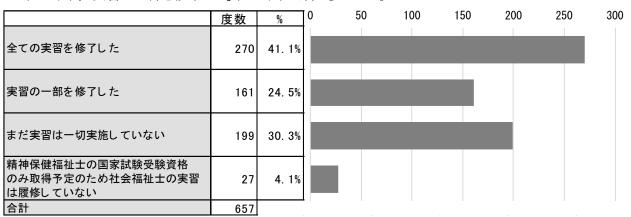
Q7. 行政機関(国・都道府県・市町村)の児童福祉・子ども家庭関連部署でのインターンシップ経験 (N=659, MA)

「行政機関のインターンシップに参加したことはない」が642(97.4%)と最も多かった。

			•	_				-		
	度数	%	0 1	00	200	300	400	500	600	700
国(府省庁)の児童福祉・子ど も家庭関連部署のインターン シップに参加した	1	0. 2								
都道府県の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した	8	1. 2								
市区町村の児童福祉・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した	11	1.7								
行政機関のインターンシップに 参加したことはない	642	97. 4								

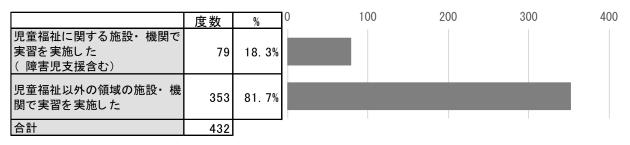
Q8. 社会福祉士の国家試験受験資格を得るための実習の履修状況(N=657)

「すべての実習を修了した」が 270 (41.1%)と最も多く、次いで「まだ実習は一切実施していない」 (30.3%)、「実習の一部を修了した」(24.5%)の順で多かった。



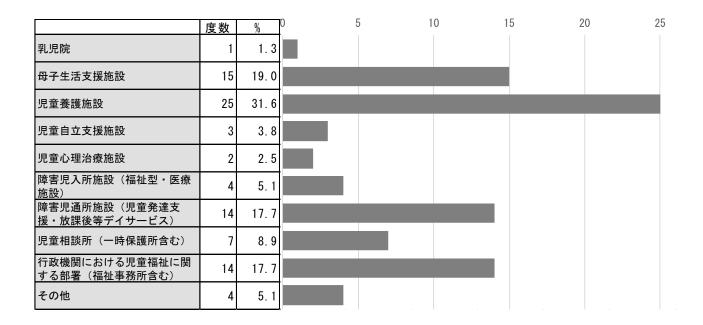
Q9. 相談援助実習・ソーシャルワーク実習(社会福祉士)を実施した施設・機関(N=432)

「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」が 354(81.7%)、「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した(障害児支援含む)」が 79(18.3%)であった。



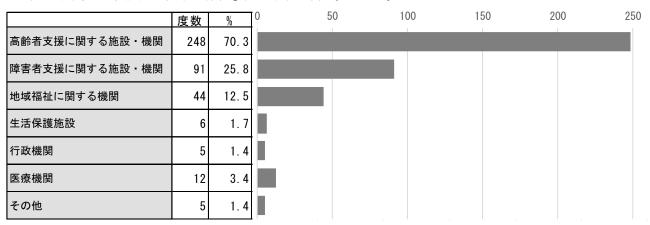
Q10. 「児童福祉に関する施設・機関で実習を実施した」と回答した者が実習を実施した施設・機関 (N=79, MA)

「児童養護施設」が 25(31.6%)と最も多く、次いで「母子生活支援施設」が 15(19.0%)、「障害児通所施設(児童発達支援・放課後等デイサービス)」「行政機関における児童福祉に関する部署(福祉事務所含む)」 (17.7%)の順で多かった。



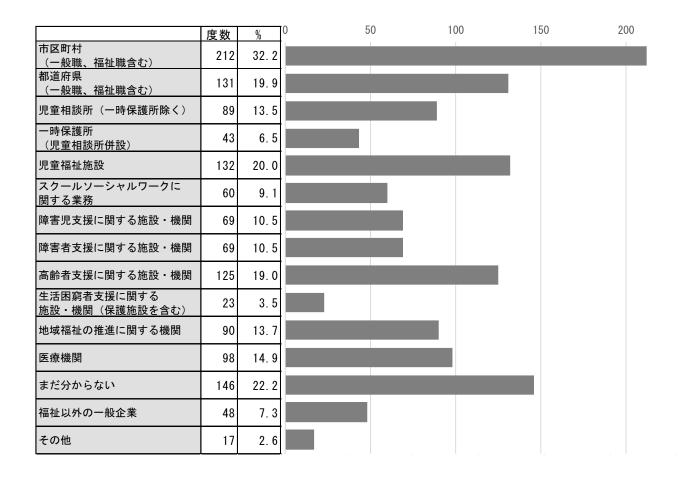
Q11. 「児童福祉以外の領域の施設・機関で実習を実施した」と回答した者が実習を実施した施設・機関 (N=353, MA)

「高齢者支援に関する施設・機関」が 248(70.3%)と最も多く、次いで「障害者支援に関する施設・機関」 (25.8%)、「地域福祉に関する機関」(12.5%)の順で多かった。



Q12. 現時点における大学卒業後の就職希望先(N=659, MA)

「市区町村(一般職、福祉職含む)」が 212(32.2%)と最も多く、次いで「まだ分からない」(22.2%)、「児童福祉施設」(20.0%)の順で多かった。



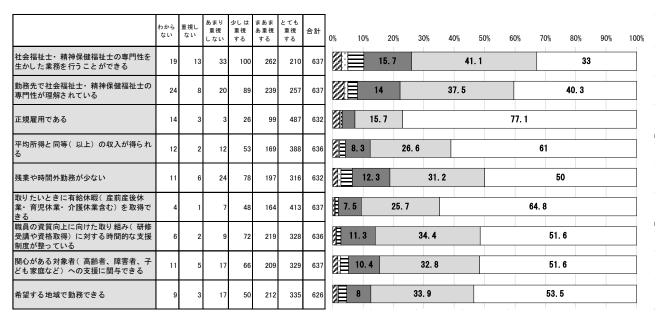
Q13. 子ども家庭福祉(児童福祉)に関する学習や仕事などに対する関心

「子ども家庭福祉に関する学習をする」「子ども家庭福祉に関する仕事に就く(将来)」において「とても関心がある」が最も多かった。

			少しは 関心が ある			合計	09	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
子ども家庭福祉に関する学習をする	22	55	137	201	222	637	7	8.6	21. 5			31. 6			34. 9		
子ども家庭福祉に関するボランティアや アルバイトをする	44	75	140	190	187	636	6 E	6. 9 = 11. 8		22		29	9. 9		29	. 4	
子ども家庭福祉に関する仕事に就く (将来)	62	117	130	157	170	636	6 .	9. 7	18. 4 =		20. 4		24. 7		2	6. 7	

Q14·15. 将来就職先を検討するうえで重視する事項

「とても重視する」では「正規雇用である」が 487(77.1%)と最も多く、次いで「取りたいときに有給休暇(産前産後休業・育児休業・介護休業含む)を取得できる」(64.8%)、「平均所得と同等(以上)の収入が得られる」(61.0%)の順で多かった。

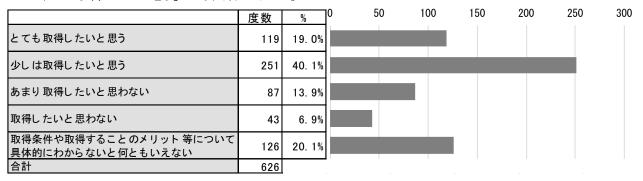


Q16. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー: 仮称)への認知(N=626) 「まったく知らなかった」が 283(45.2%)と最も多く、「知っていた」(17.4%)、「聞いたことはあった」(37.4%) の順で多かった。

	度数	%	0	50	100	150	200	250	300
知っていた	109	17. 4%							
聞いたことはあった	234	37. 4%							
まったく 知らなかった	283	45. 2%							
合計	626		_						

Q17. 子ども家庭福祉に関する新たな認定資格への取得意向(N=626)

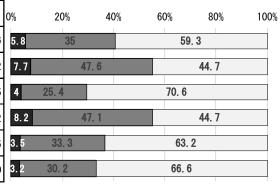
「少しは取得したいと思う」が 251(40.1%)と最も多く、「とても取得したいと思う」(19.0%)とあわせると約 60%が「取得したいと思う」という回答であった。



Q18. 新たな認定資格を取得する動機となる条件

「子ども家庭福祉に関する正規雇用の職が得られる」「資格手当が付く・昇給するなど、より高い給与が得られる」「組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる」「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術・実践力が得られる」において「とても重要」が最も多かった。すべての項目において「とても重要」と「すこしは重要」をあわせると90%以上が「重要である」との回答であった。

	重要ではない	すこし は重要	とても 重要	合計	0%
子ども家庭福祉に関する正規雇用の 職が得られる	36	219	371	626	5.
認定資格を有していなければ就くこと ができない職務を担当できる	48	296	278	622	7
資格手当が付く・ 昇給するなど、 より高い給与が得られる	25	159	441	625	4
組織内において子ども家庭福祉に 関する業務への裁量権が得られる	51	293	278	622	8
組織内外の支援者などから専門性が認められることで業務を行いやすくなる	22	208	395	625	3.
子ども家庭福祉に関する専門的な 知識・技術・実践力が得られる	20	187	413	620	3.





厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) <u>現役学生</u> 調査

調査の目的と確認

<調査の位置づけと目的> 本別或は「浄生売告者 各月4年度 子ども・子育て支頭性塩品支荷分享等。による「奈成校におけるモデル省なカリキュテム 株計と、子ども家屋指揮の新たた資格における指定物等への者起校の協力の在り方に関する調査研究(実施団体:一般社団 法人 日本ノーシャルワーク教育学校連盟)」として実施されるものです。

(※) 例えば、主に社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程を有する大学において、これらの国家資格の養成課程に加えて、子ども家庭福祉専門科目(500時間程度)を履修することで設定資格を取得すること等が考えられます。

<適変協力への確認> 未期度への協力は任意によるものであり、回答者による自由意思に基づいて協力の可否を決めていただきます。回答しない 環合にも今間を受けることはありません。回答は据名で行われます。同答結果は緩計的に処理され、消費研究の目的のみに 用いられます(個人が特定されるデータや結果が公表されることはありません)。

これらなお読みいただき、協力に同意いただける場合には「次へ」を押して回答に対象みください。 (清澄への回答をもって協力に開催したものとさせていただきます)

凋査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

<本調査に関するお問い合わせ> 専用のお問い合わせ用フォームをお使いくださいますようお願い申し上げます。 お手数ですが、下記VRLがらお問い合わせフォームを開いてください。 https://or.form-mailer.ip/fms/6832/06/265485

Ŵ	日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟
	JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現役学生 調査

アンケート対象者としての確認 本調査では、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す学生を対象としています。

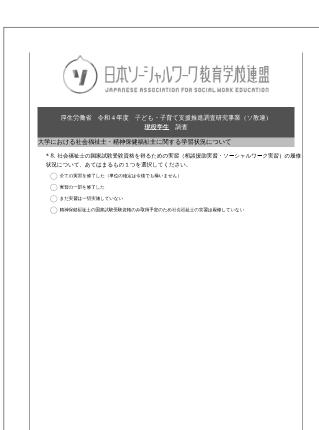
※現在検討中の学生も対象者に含みます。

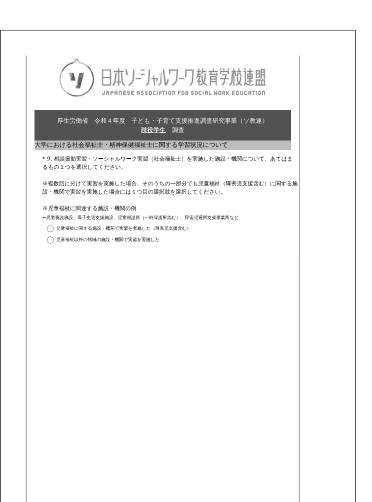
- 1. あなたは社会補祉士もしくは精神保健補祉士の国家試験受験資格の取得を目指していますか。あてはまるもの1つを選択してください。
- 目指している
- 目指す・目指さないについて検討中
- 目指していない

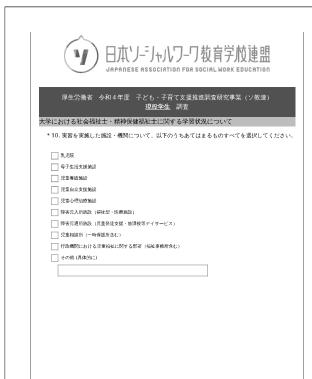
日本ソージャルフーワ教育学校連盟 JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL HORK EDUCATION
厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ン教連) 現役学生 調査 あなた自身のことについて
* 2. あなたの性別についてあてはまるもの1つを選択してください。

○ ★の他
○ 答えたくない
O #222.131
*3. あなたの学年について、あてはまるもの1つを選択してください。
○ 1年生
○ 2年生
○ 3年生
○ 4年生
○ 上記の区切りでは回答が難しい
*4. 現時点で取得を目指している資格について、あてはまるもの全てを選択してください。
※ すでに取得済みの資格がある場合はそれも選択してください。
※ 現在在籍している大学において取得可能な資格に限定して回答してください。
社会福祉士
精神保健福祉士
□ スクールソーシャルワーカー認定資格
保育士
数 員免許状 (幼稚園)
教員免許状 (小学校・中学校・高等学校・特別支援を含む)

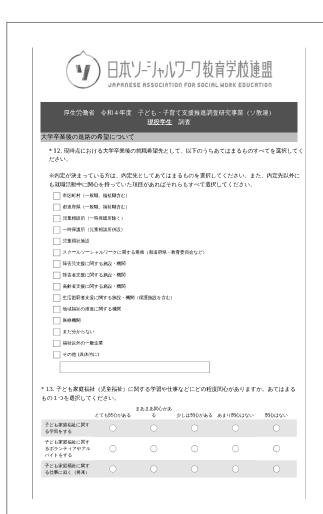
※有償ボランティアは	
□ 児童相談所における-	一時保護所でのアルバイト
□ 児童福祉施設 (児童者	養護施設など) におけるアルバイト
□ 児童厚生施設(児童動	館・児童遊園等) でのアルバイト
□ 放課後児童クラブ(含	学童クラブ・学童保育) でのアルバイト
□ 放課後等デイサービ	スでのアルバイト
□ 障害児への支援を行っ	う事業所・団体でのアルバイト (放課後等デイサービスは除く)
□ 関連するアルバイト	をした経験はない
□ その他(具体的に)	
 子ども家庭福祉や でべてを選択してくだ 有償ボランティアを 	
※何1員小フンティアを 一子ども食堂における	
□ すどもへの学習サボ・	
□ 子育でサロンにおける	
□ 児童福祉施設における	
_	○ホフノディア う事業所・団体におけるボランティア
□ 関連するボランティ:	Louiskitato.
その他(具体的に)	
」た経験がありますか □ 国 (府省庁) の児童科	3道府県・市区町村)の児童福祉・子ども家庭関連部署でインターンシップに参加 、あてはまるものすべてを選択してください。 根心・子とも家庭関連部署のインターンシップに参加した ・子とも家庭関連録署のインターンシップに参加した。
	・子ども家庭関連部署のインターンシップに参加した
_	
□ 市区町村の児童福祉	ンシップに参加したことはない



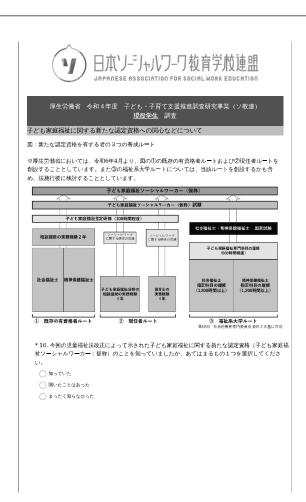




\ m /	リーフャルワーク教育学校連盟 SE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION	
	子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現役学生 調査	
	と健福祉士に関する学習状況についてこついて、以下のうちあてはまるものすべてを選択してください。	
高齢者支援に関する施設・機関 跨害者支援に関する施設・機関		
地域福祉に関する機関		
生活保護施設		
□ 行政機関 □ 医療機関		
□ 医療機関 その他(具体的に)		



※すでに内定を得て	ください。	活動におい	で重視した程度に	▶ [. て回答]	てください	
., (10, 3,2 21)		まあまあ重視す		まり重視しな い	重視しない	分からない
社会福祉士・精神保健 福祉士の専門性を生か した業務を行うことが できる	0	0	0	0	0	0
勤務先で社会福祉士・ 精神保健福祉士の専門 性が理解されている	0	0	0	0	0	0
正規雇用である	0	0	0	0	0	0
平均所得と同等 (以 上) の収入が得られる	0	0	0	0	0	0
残業や時間外勤務が少 ない	0	0		0		0
※すでに内定を得て		まあまあ重視す		として回答し sまり重視しな い	てください。	分からない
取りたいときに有給休 眠 (産前産後休業・育 児休業・介護休業含 む)を取得できる		0	少しは重視する	0	単視しない	an.est.
環員の資質向上に向け た取り組み(研修受講 や資格取得)に対する 時間的・経済的な支援 制度が整っている	0	0	0	0	0	0
17,000.7						
関心がある対象者(高 齢者、障害者、子ども 家庭など)への支援に 関与できる 希望する地域で勤務で	0	0	0	0	0	0



		、大学を卒業後、社会福祉 (1. 研修 (100時間程度)	
格が得られることが核		L, Wris (IOUN-IDM-)	Z'XaHIX. APATILIDAS 9 O
○ とても取得したいと	思う		
○ 少しは取得したいと	思う		
○ あまり取得したいと	思わない		
○ 取得したいと思わな	U.		
○ 取得条件や取得する	ことのメリット等について!	具体的に分からないと何ともいえ	ない
		(子ども家庭福祉ソ ー シャル 得したいと思いますか。以	
	とても重要	少しは重要	重要ではない
子ども家庭福祉に関す る正規雇用の職が得ら れる	0	0	0
認定資格を有していな ければ続くことができ ない職務を担当できる	0	0	0
資格手当が付く・昇給 するなど、より高い給 与が得られる	0		
組織内において子ども 家庭福祉に関する業務 への裁量権が得られる	0	0	0
組織内外の支援者など から専門性が認められ ることで業務を行いや すくなる	0		
子ども家庭福祉に関す る専門的な知識・技 術・実践力を習得でき る	0	0	0



厚生労働省 令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 (ソ教連) 現役学生 調査

アンケート調査に協力のお礼 アンケート調査は以上です。 このたびは貴重な時間を使ってご協力いただきありがとうございました。

今後も社会福祉士・精神保健福祉士を目指して学習頑張ってください!



社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査

1-7 社会福祉士・精神保健福祉士養成校調査

1-7-1 調査の対象及び方法

(1)調査対象

本連盟会員校(社会福祉士・精神保健福祉士養成校)265校を対象とした。

なお、回答者については『社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体に責任を有している教員(学部長・学科長・実習委員長・実習コーディネーター教員等)』と指定した。回答は1校につき1回とした。

(2)調査方法

Web (ウェブ) 調査にて実施した。具体的な手続きは以下である。

- ・ 調査対象者であるソ教連会員校へ調査票 web サイトの URL 及び二次元コードを記載したメールを送付した。
- ・ 回答者は、上記 URL または二次元コードから開いた web サイトに表示されている各設問に回答 を入力する。

1-7-2 調査内容

調査内容は以下である。

- ・ 回答者の役職・肩書
- 養成校の所在都道府県
- ・ 養成校の種別
- ・ 設置している養成課程の種類
- ・ 指定科目以外の子ども家庭福祉に関する科目(講義・演習・実習)の設置状況
- 社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の厚生局届け出の定員数
- ・ 社会福祉士養成の実習指導および精神保健福祉士養成の実習指導の科目を担当する専任教員 の人数
- 各養成課程を設置している学科やコースでの定員充足状況(直近3年程度の平均的な傾向)
- ・ 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、回答者の所属する養成校で設置することへの意 向
- ・ 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することへの動機
- ・ 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、貴養成校にその課程を設置することにどの程度 必要性を感じるか
- ・ 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することの必要性を感じる理由
- ・ 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することにどの程度難しさを感じるか
- ・ 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することを想定した場合、時間数 や講師確保などの困難さの程度
- ・ 福祉系大学ルート養成課程を回答者の所属する養成校に設置することを積極的に検討するた

めに必要な条件

- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、回答者の所属する養成校に 福祉系大学ルート養成課程を設置できる可能性が高まると考えるか
- ・ 回答者の所属する養成校が現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」 となることへの意向
- ・ 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」になることを積極的に検討 するために必要な条件
- ・ 現任者向け指定研修(100時間程度)の「研修実施機関」となる場合、どのような形で実施期間 を担うことが可能か(単独、複数団体協働実施、一部科目講師担当等)
- ・ が現任者向け指定研修の「講師養成研修(時間数未定)実施機関」となる場合、どのような形で実施期間を担うことが可能か(単独、複数団体協働実施、一部科目講師担当等)
- ・ 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場を提供の可否と提供 可能な範囲
- ・ 現任者向け指定研修の講師を担当することを想定した際に、在籍する専任教員のうち、子ども 家庭福祉を専門的に教授できる教員の人数、並びに子ども家庭福祉に専門的ではないがそれに 関連して科目を教授できる教員の人数

1-7-3 調査期間・回収状況

本調査の実施状況は以下である。

調査期間: 2023年1月16日~2023年2月3日

回収数:162件(回収率61.1%)

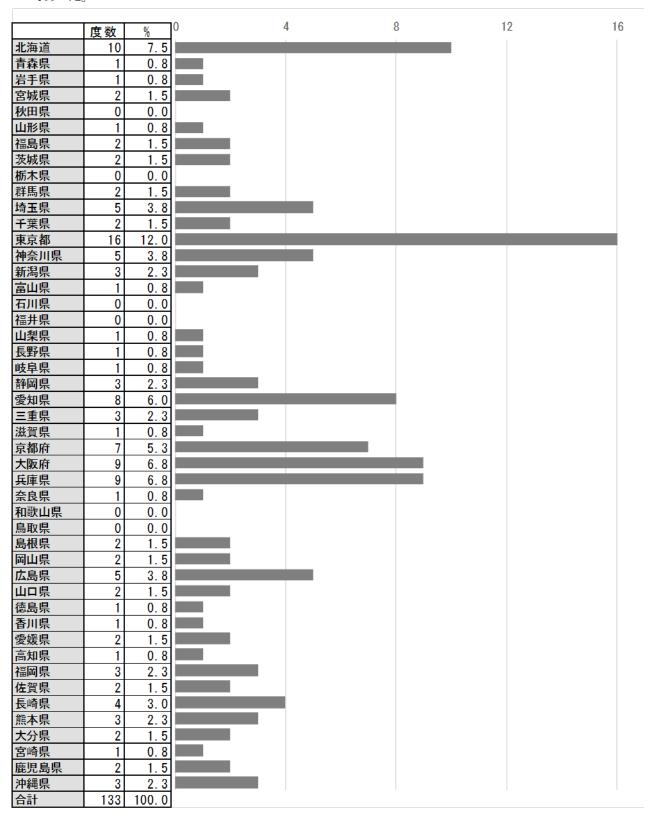
1-7-4 調査結果

Q1. 回答者の役職・肩書

回答者は、社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程に携わる大学、専修学校等の教職員が多かった。

Q2. 養成校が所在する都道府県(N=133)

最も多いのが「東京都」で16(12.0%)、次に「北海道」の10(7.5%)、そして「大阪府」「兵庫県」の9(6.8%) であった。



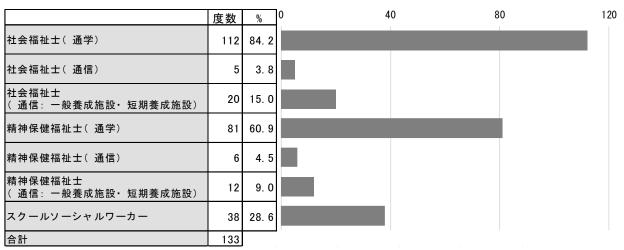
Q3. 養成校の種別(N=133)

「大学」が 105(78.9%)と最も多く、「短期大学」が 3(2.3%)、「専修学校(専門課程)」が 13(9.8%)であった。

			. ()	20	40	60	80	100	120
	度数	%		1	1	1	1		
大学	105	78. 9%							
短期大学	3	2. 3%							
専修学校(専門課程)	13	9. 8%							
その他	12	9. 0%							
合計	133			I	1	1			

Q4. 養成校に設置している養成課程(N=133,MA)

「社会福祉士(通学)」が 112(84.2%)と最も多く、次いで「精神保健福祉士(通学)」(60.9%)、「スクールソーシャルワーカー」(28.6%)の順で多かった。



Q5. 指定科目※以外の子ども家庭福祉に関する科目(講義・演習・実習)の設置状況(N=133)

※指定科目とは、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を取得するために必要な省令で定められている科目、またはスクールソーシャルワーカー認定資格を取得するために必要な日本ソーシャルワーク教育学校連盟によって定められている科目を指す。

「設置している」と回答したうち、「講義科目」は55(43.7%)、「演習科目」は17(14.7%)、「実習科目」は15(13.0%)であった。

	設置して いる	設置して いない	合計	0%	2	5%	50%	75	5%	100%
講義科目	55	71	126							
演習科目	17	99	116							
実習科目	15	100	115							

Q6. 養成校における社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の厚生局届け出の定員数社会福祉士課程(通学)の定員数では「51 人~100 人」が 36(34.6%)と最も多く、精神保健福祉士課程(通学)の定員数では「1 人~20 人」が 35(47.9%)と最も多かった。

Q6-1. 社会福祉士課程(通学)定員数(N=104)

	度数	%	0	10	20	30	40
1 人~20人	17	16. 3%					
21人~50人	34	32. 7%					
51人~100人	36	34. 6%					
101人~150人	7	6. 7%					
150人~	10	9.6%					
合計	104						

Q6-2. 社会福祉士課程(通信)定員数(N=22)

	度数	%	0	2	4	6	8	10
1 人~50人	2	9. 1%						
51人~100人	6	27. 3%						
101人~200人	8	36. 4%						
201人	6	27. 3%						
201人 合計	22							

Q6-3. 精神保健福祉士課程(通学)定員数(N=73)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35
1 人~20人	35	47. 9%								
21人~50人	29	39. 7%								
51人~100人	7	9. 6%								
101人~	2	2. 7%								
101人~	73		-							

Q6-4. 精神保健福祉士課程(通信)定員数(N=12)

	度数	%	0	2	2	4	6
1 人~50人	3	13. 6%					
51人~100人	6	27. 3%					
101人~	3	13. 6%					
101人~ 合計	12		<u>-</u> '				

- Q7. 養成校において社会福祉士養成の実習指導及び精神保健福祉士養成の実習指導の科目を担当する専 任教員の人数
 - ※年度によって教員数に変動がある場合には「3~4名」など幅を持たせて記入
 - ※社会福祉士と精神保健福祉士や、通学と通信の教員に重複がある場合はそれぞれでカウント

社会福祉士養成課程(通学)の実習教員数では「1人~5人」が56(52.8%)と最も多く、精神保健福祉士養成課程(通学)の実習教員数では「2人」が32(42.7%)と最も多かった。

Q7-1. 社会福祉士課程(通学) 実習教員数(N=106)

	度数	%	0	15	30	45	60
1 人~5 人	56	52. 8%					
6 人~9 人	32	30. 2%					
10人~20人	16	15. 1%					
21人~	2	1. 9%					
合計	106		=				

Q7-2. 社会福祉士課程(通信) 実習教員数(N=28)

	度数	%	0	3	6	9	12
0 人	3	10. 7%					
1 人~2人	11	39. 3%					
3 人~9 人	11	39. 3%					
10人~	3	10. 7%					
10人~	28		-				

Q7-3. 精神保健福祉士課程(通学) 実習教員数(N=75)

	度数	%	0	5	10	15	20	25	30	35
1 人	18	24. 0%								
2 人	32	42. 7%								
3 人~9 人	22	29. 3%								
10人~	3	4. 0%								
10人~	75		-							

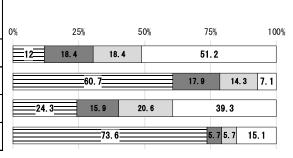
Q7-4. 精神保健福祉士課程(通信) 実習教員数(N=17)

	度数	%	0	2	4	6
0人	2	11. 8%				
1 人~2 人	6	35. 3%				
3 人~9 人	7	41. 2%				
10人~	2	11. 8%				
10人~	17					

Q8.各養成課程を設置している学科やコースでの定員充足状況(直近3年程度の平均的な傾向))(MA)

社会福祉士養成課程(通学)ならびに精神保健福祉士養成課程(通学)では「定員を充足している」が最も多く、社会福祉士養成課程(通信)ならびに精神保健福祉士養成課程(通信)においては「養成課程を設置していない」が最も多かった。

E0 (3 () () () ()												
	課程を 設置して いない	定大 充でいをく足 てい	定 少充 でい る を し足 てい	定 充 て い し し たった り し し かった む い き む (を き む)	合計							
社会福祉士養成課程(通学)を 設置している学科・コース	15	23	23	64	125							
社会福祉士養成(通信)の学科・ コース	34	10	8	4	56							
精神保健福祉士養成課程(通学)を 設置している学科・コース	26	17	22	42	107							
精神保健福祉士養成(通信)の 学科・コース	39	3	3	8	53							



Q9. 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、養成校(自校)に設置することへの意向(N=133)

※設置できるかどうかは勘案せず、意向を回答

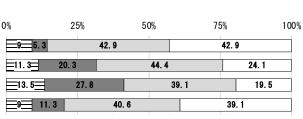
「とても設置したい」が 37(27.8%)と最も多く、「まあまあ設置したい」(24.1%)とあわせると、51.9%が「設置したい」と回答した。

	度数	%]0	10	20	30	40	50
とても設置したい	37	27. 8						
まあまあ設置したい	32	24. 1						
あまり設置したいと思わない	15	11. 3						
設置したいと思わない	16	12. 0						
分からない	33	24. 8						
合計	133							

Q10. 福祉系大学ルート養成課程を養成校(自校)に設置することへの動機(N=133)

「子ども家庭福祉に関心の高い学生の学習ニーズに対応できる」では「とてもそう思う」(42.9%)、「まあまあそう思う」(42.9%)であわせると85.8%の回答であった。

	そう思わ ない	あまり そう思わ ない	まあまあ そう 思う	とてもそ う思う
子ども家庭福祉に関心の高い学 生の学修ニーズに対応できる	12	7	57	57
入学生の確保につながる	15	27	59	32
就職先の拡大につながる	18	37	52	26
児童虐待防止など社会のニーズ に応えることができる	12	15	54	52



Q11. 福祉系大学ルート養成課程が創設された場合、養成校(自校)で設置することへの必要性(N=133)

※設置できるかどうかや意向ではなく、必要性を回答

「とても必要性を感じる」が 44(33.1%)と最も多く、次いで「まあまあ必要性を感じる」が 41(30.8%)であった。

	度数	%]0	10	20	30	40	50
とても必要性を感じる	44	33. 1						
まあまあ必要性を感じる	41	30. 8						
あまり必要性は感じない	15	11. 3						
必要性は感じない	17	12. 8						
分からない	16	12. 0						
合 計	133							

Q12. 福祉系大学ルート養成課程を養成校(自校)に設置することへの必要性の理由(N=133)

いずれの項目においても「とてもあてはまる」「まあまああてはまる」をあわせると約70%が「あてはまる」と回答した。

	あてはま らない		まあまあ あてはま る	とてもあ てはまる						
専門性の高い人材を地域に輩出 する	15	16	56	46	0%	25%	50%	75%		00%
高校生や在学生の学修ニーズに 応える	16	17	64	36	=11.3=	12. 8	42. 1 48. 1		27. 1	
養成教育の質向上	14	27	60	32	=10.5=	20. 3	45. 1		24. 1	
その他	5									

Q13. 福祉系大学ルート養成課程を養成校(自校)に設置することの難しさ(N=133)

「かなり難しさを感じる」が 53(39.8%)と最も多く、「少し難しさを感じる」(24.1%)とあわせると 60%以上が「難しさを感じる」と回答した。

	度数	%	0 1	10	20	30	40	50	60
難しさは感じない	10	7. 5							
少し 難しさを 感じる	32	24. 1							
かなり難しさを感じる	53	39. 8							
難しくて設置できそうにない	30	22. 6							
分からない	8	6. 0							
승 計	133								

Q14. 福祉系大学ルート養成課程を養成校(自校)に設置することの難しさの要因(N=133)

「500時間程度の科目の実施」と「新設科目を加えた際の時間割調整」において90%以上が「困難である」と回答した。

	困難ではない	あまり 困難では ない	まあまあ 困難で ある	とても 困難で ある					
500時間程度の科目の実施	2	2	47	82	0%	25%	50%	75%	100%
新設科目を担当する講師の確保	4	14	46	69		35. 3		61. 7	
新設科目を加えた際の時間割調 整	1	7	41	84	10. 5. 3	30. 8		51. 9 63. 2	
履修学生の期待に応える授業づ くり	6	27	63	37	9.3	20. 3	47. 4	27. 8	
履修する学生の確保	8	37	54	34		27. 8	40. 6	25. 6	
実習先の確保	4	10	42	77	7.5	31. 6		57. 9	

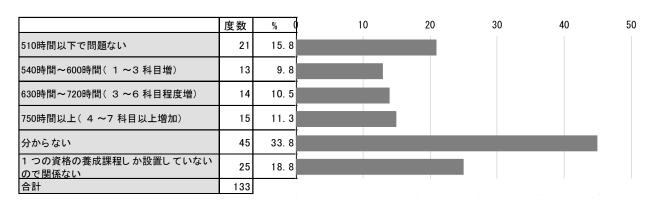
Q15·16. 福祉系大学ルート養成課程の設置を積極的に検討するための必要条件(N=133)

「既存科目による新設科目の読み替え」「児童相談所や市町村等とのつながり強化」「認定資格の認知度向上」で60%以上が「とても重要である」と回答した。

	分から ない	必要ではない	あまり 必要では ない	まあまあ 必要で ある	必要で	0%	109	6 2	20%	30%	40%	50%	60	0%	70%	80%	90%	100%
既存科目による新設科目の読み替え	7	3	6	28	89	5. 3	4. 5		21.1					66	. 9			
新設科目の講師要件の平易化	9	8	8	47	61	6.8	B = 6	6			35.3				4	5.9		
社会福祉士・精神保健福祉士の共通 科目の増加	17	6	9	38	63		2.8	4. 5	6.8		28.6				4	7.4		
現任者等の科目履修による収入確保	28	8	18	43	36		21.	1:33	6	13	3.5		32.3			2	27. 1	
児童相談所や市町村等とのつながり 強化	9	1	3	28	92	6.	3:	2	21.1					69.	2			
履修学生の子ども家庭領域(公務員 含む)への就職率上昇	10	1	12	49	61	7.	5	9			36.8				4	5. 9		
認定資格の認知度向上	7	3	9	31	83	5. 3	= 6.	8	23	3.3				6	62. 4			
認定資格を必須要件とする就職先の 拡大	11	4	8	37	73	8.	3 🗏	6		27.	В				54.9			

Q17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、養成校(自校)に福祉系大学ルート養成課程を設置できる可能性が高まるか(N=133)

「分からない」が 45(33.8%)と最も多かった。「510 時間以下で問題ない」との回答が 21(15.8%)であった。



Q18. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」・「講師養成研修実施機関」になる意向(N=131)

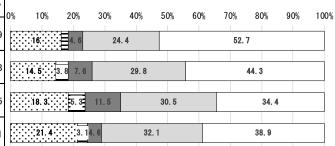
「養成校単独で実施機関になること」については「消極的である」が 112(84.2%)と最も多かった。「複数団体と共同で実施機関になること」と「一部科目の講師を担当すること(講師派遣のみ)」では「分からない」が最も多かった。

	分から ない		どちらか というと 消極的で ある	というと	積極的で	0%	1	0%	20%	30%	40%	50%	60%	709	% 80)% 9	0% 10	0%
養成校単独で実施機関になること	39	40	28	16	8			29.	8		30). 5		21.	. 4	12.	2 6. 1	
複数団体と共同で実施機関になること	40	35	28	22	6			:∷30.	5		26.	7==		21.4		16.8	4. 6	
一部科目の講師を担当すること (講師派遣のみ)	36	29	23	29	14			27. 5			22. 1		17. 6		22.	1	10. 7	

Q19. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」・「講師養成研修実施機関」になる必要条件(N=131) いずれの項目においても「とても必要である」と「まあまあ必要である」をあわせると 60%以上が「必要であ

る」と回答した。

91CH H 0/00					
	分から ない	必要では ない	あまり必 要ではな い	まあまあ 必要であ る	とても必 要である
社会福祉士等養成教育における子ども家庭福祉領域の実習 先拡大	21	3	6	32	69
養成校としての社会的認知の 向上(学生確保)	19	5	10	39	58
高い収益性	24	7	15	40	45
研修科目への所属養成校学生 の履修許可(養成課程の科目 一部読み替え)	28	4	6	42	51



Q20. 現任者向け指定研修(100 時間程度)の「研修実施機関」になることの可能性(N=131, MA)

「一部の科目の講師を担当することが可能」が 45(34.4%)と最も多く、次いで「分からない」が 44(33.6%)、「複数団体の共同で実施機関になることが可能」と「どれもできない」が 24(18.3%)の順で多かった。

	- 5. 5.	/ /	111070 60 40	7.4 -1.1	.0.0/0/:>///	() // // //)
	度数	%]0 10	20	30	40	50
養成校単独で実施機関になることが可能	18	13. 7					
複数団体の共同で実施機関になることが 可能	24	18. 3					
一部の科目の講師を担当することが可能	45	34. 4					
どれもできない	24	18. 3					
わからない	44	33. 6					
合計	131						

Q21. 現任者向け指定研修の「講師養成研修実施機関」になることの可能性(N=131, MA)

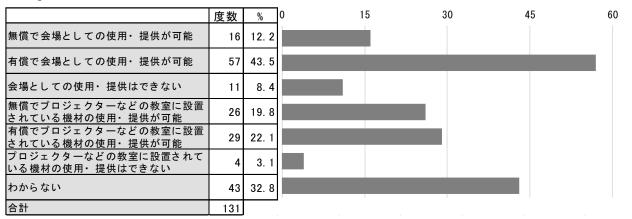
「一部の科目の講師を担当することが可能」が 43(32.8%)と最も多く、次いで「わからない」が 40(30.5%)、

「どれもできない」が29(22.1%)の順で多かった。

	. , , , ,		_	_				
	度数	%]0 1	0	20	30	40	50
養成校単独で実施機関になることが可能	13	9. 9						
複数団体の共同で実施機関になることが 可能	24	18. 3						
一部の科目の講師を担当することが可能	43	32. 8						
どれもできない	29	22. 1				ı		
わからない	40	30. 5				-		
合計	131							

Q22. 現任者向け指定研修の「研修実施機関」「講師養成研修実施機関」の会場提供(N=131, MA)

「有償で会場としての使用・提供が可能」が 57(43.5%)と最も多く、次いで「わからない」が 43(32.8%)、「有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能」が 29(22.1%)の順で多かった。



Q23. 現任者向け指定研修の講師を担当することを想定した際、養成校に在籍する専任教員のうち、①子ども家庭福祉が専門領域で研修科目を教授できる教員の人数、②子ども家庭福祉が専門領域ではないが自らの専門領域に基づいて教授できる研修科目がありそうな教員の人数

Q23-1.子ども家庭福祉が専門領域で研修科目を教授できる教員の人数(N=123)

「0人」が35(28.5%)と最も多く、次いで「1人」が37(30.1%)、「2人」が23(18.7%)の順で多かった。

	度数	%	0	10	20	30 40
0人	35	28. 5				
1人	37	30. 1				
2人	23	18. 7				
3人	4	3. 3				
4 人	4	3. 3				
5人	1	0.8				
6人以上	1	0.8				
わからない	16	13.0				
その他	2	1.6				
合計	123	100.0				

Q23-2.子ども家庭福祉が専門領域ではないが自らの専門領域に基づいて教授できる研修科目がありそうな教員の人数(N=121)

「0 人」が 29(24.0%)と最も多く、次いで「わからない」が 24(19.8%)、「1 人」が 23(19.0%)の順で多かった。

			_				
	度数	%	0	10	20	30	40
0人	29	24. 0					
1人	23	19.0					
2人	17	14.0					
3人	14	11.6					
4 人	5	4. 1					
5人	1	0.8					
6人以上	7	5.8					
わからない	24	19.8					
その他	1	0.8					
合計	121	100.0					



厚生労働省 令和 4 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業(ソ教連) 養成校 調査

調査の目的と確認

<調査の位置づけと目的> 来均度は「厚生労働者を移44度 子ども・子育で支援性急回な研究事業」による「衰退処におけるモデル的なカリキュラム 検討と、子ども原料組の話れた資格における地定所係等への看象板の協力の在り方に関する調査研究(実施団体 : 一般社団 法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟)」として実施されるものです。

令和4年6月に児童福祉法が改正され(議行期日:令和6年4月1日)、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上が掲げらました。これに向けて、子ども家庭福祉の主発経験者向けの無たが設定皆姓を集入することなどの必要な措置を講すること

とされました。 また、今回の児童福祉法改正には盛り込まれていませんが、将来的には、この新たな認定資格の取得ルートに関する1つの 楽として、福祉系大学ルート(※)が忠定されています。

本調査では上記の福祉系大学ルートの検討に向けた基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。なお、本調査の結果は年度末に作成される本調査研究事業報告書(仮)にて公表される予定です。

本調査の回答は貴校において社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程全体に責任を有し ている教員 (学部長・学科長・実習委員長・実習コーディネーター教員等) にお願いいたし

<u>本別者への窓力は任意</u>によるものであり、同答者による自由京原に基づいて協力の可否を決めていただきます。同答しない 場合にも不相極を受けることはありません。<u>国際工程名で</u>行われます。同等結果は統計的に実現され、両輩研究の目的のみに 用いられます(現み等級投が得受よるデータや電外が必要されることはありません)、 これらをお流みいただき、<mark>被力に回返いたける</mark>場合には「次へ」を押して回答に対**達み**ください。

(調査への回答<u>をもって協力に同意</u>したものとさせていただきます)

調査回答に要する時間はおよそ10分程度です。

< 回答期日 > 令和5年1月31日 (火) までにご回答ください。

本期費に関するお問い合わせ> 本件調査に関するお問い合わせは、以下のいずれかの方法でお願いいたします。 並できましたら、メールをよば専用のフォームでのお問い合わせをお願いいたします。 (1) メールでのお問い合わせた。 chosa 2022@jass welp (2) 電影での方問い合わせた。 0 3 - 5 4 9 5 - 7 2 4 2 (3) 関本専用の対別い合わせアーA URL https://pro.form-mailer.jp/fms/6832f06/265485

図1:子ども家庭福祉に関する新たな認定資格の取得ルート (原案) 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称) 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)試験 子ども家庭福祉指定研修 (100時間程度) 社会福祉士 指定科目の履修 (1200時間以上) 精神保螺福祉士 指定科目の履修 (1,200時間以上) ③ 福祉系大学ルート第40回 社会的養育専門委員会資料2を基に作成

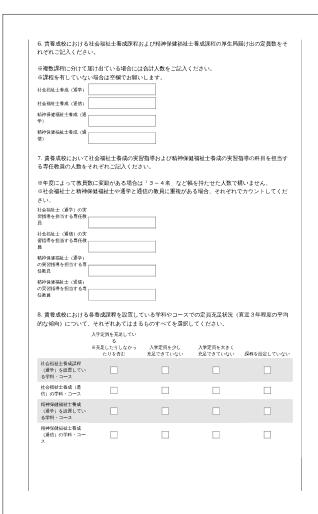


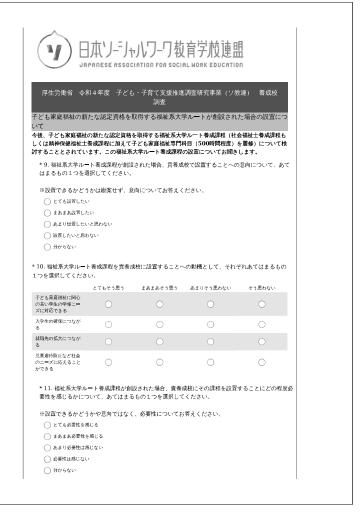
調査対象者 (回答者) の確認

本調査は、責校において社会福祉士・精神保健福祉士の署成課程全体に責任を有している教員 (学部 長・学科長・実習委員長・実習コーディネーター教員等) にお願いしております。

1. 本調査に回答いただく上でのあなたの役職・肩書についてご記入ください。

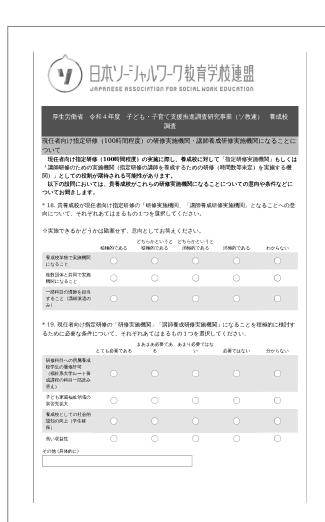
4 日本ソー・ノャルワーク教育学校連盟 貴校の基本属性と養成課程の設置状況等につい *2. 貴養成校が所在する都道府県を選択してください。 # *3. 貴養成校の種別についてあてはまるもの1つを選択してください。 ○ 大学 ○ 短期大学 ○ 高等専修学校 その他 *4. 貴養成校にて設置している養成課程について、あてはまるものすべて選択してください。 社会福祉士 (通学) 社会福祉士 (通信:大学) 社会福祉士(通信:一般養成施設・短期養成施設) 精神保健福祉士 (通学) 精神保健福祉士(通信:大学) ■ 精神保健福祉士 (通信:一般養成施設・短期養成施設) □ スクールソーシャルワーカー 5. 貴養成校における指定科目 $^{\pm}$ 以外の子ども家庭福祉に関する科目 (講義・演習・実習) の設置状況に ついて、それぞれあてはまるもの1つを選択してください。 ※指定科目とは、社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格を取得するために必要な省令にて定められている科目、またはスクールソーシャルワーカー認定資格を取得するために必要な日本ソーシャルワーク教育学校連盟によって定められている科目を指します。 指定科目以外に子ども家庭福祉を専門に学ぶ科目 指定科目以外に子ども家庭福祉を専門に学ぶ科目 の設置あり はない 满義科目 演習科目 実習科目





	とてもあてはまる	まあまああてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
専門性の高い人材を地 域に輩出する		0		0
高校生や在学生の学修 ニーズに応える	0	0	0	0
養成教育の質向上		0		0
その他(具体的に)				_
	レート養成課程を責 を選択してください		こにどの程度難しさを	感じるかについ
○ 難しきは感じな	· tr			
○ 少し難しさを懸	じる			
少し難しさを感かなり難しさを				
_	感じる			
かなり難しさを難しくて設置で分からない* 14. 福祉系大学ルー	感じる きそうにない ・ト巻成課程を貴巻月		想定した場合の困難さ	ゞ として、それ [、]
かなり難しさを難しくて設置で分からない* 14. 福祉系大学ルーあてはまるもの1つり	感じる きそうにない ・ト養成課程を貴養原 を選択してください	'a	想定した場合の困難と	
かなり難しさを 難しくて設置で 分からない * 14. 福祉系大学ルー あてはまるもの1つ; ※福祉系大学ルートキ	感じる きそうにない ・ト養成課程を貴養原 を選択してください	'a		
かなり難しさを 難しくて設置で 分からない * 14. 福祉系大学ルー あてはまるもの1つ; ※福祉系大学ルートキ	感じる きそうにない ・ト養成課程を貴養店 を選択してください 奪成課程 (500時間和	腥度) では、子ども家	変に かいま にない なま とうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない こ	も位置付けられ
かなり難しさを 難しくて設置で 分からない。 * 14. 福祉系大学ルー あてはまるもの1つ・ ※福祉系大学ルート名 能性があります。 500時間程度の料目の	感じる さそうにない ト 巻成課程を資養を 選択してください 養成課程 (500時間) とても困難である	理度) では、子ども穿まあまる困難である	度分野における実習:	も位置付けられ・ 困難ではない
かなり難しさを 難しくて設置で 分からない *14.福祉系大学ルー あてはまるもの1つコ ※福祉系大学ルートネ ・福祉系大学ルートネ ・高の時時程度の料目の 素数科目を担当する時	感じる きそうにない ・ト養成課程を責養が を選択してください 幸成課程 (500時間 とても用難である	理度) では、子ども穿まあまる困難である	度分野における実習:	も位置付けられる 困難ではない
かなり難しさを	感じる きそうにない ・ト 養成課程を責養が を選択してください ・	理度) では、子ども穿まあまる困難である	度分野における実習:	も位置付けられ 困難ではない
かなり難しさを ・ 放しくて設置で ・ 発しくて設置で ・ 分からない ・ 14、福祉系大学ルート ・ かんではまるもの1つが ・ おんではまるもの1つが ・ おんではまるもの ・ おんではまるもの ・ おんではまるもの ・ おんではまるもの ・ おんではまる ・ おんでは	感じる **さそうにない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	型度) では、子ども第 まあまめ困難である	あまり用難ではない	も位置付けられ 困難ではない
かなり難しさを ・ 強しくて設置で ・ 強しくて設置で ・ 分からない ・ 14、福祉系大学ルート ・ かんはまるもの1つ ・ 終福祉系大学ルート ・ 表記が目を担当する時かの連復	感じる さそうにない ・ト権成課程を資養和 を選択してください を成課程 (500時間) とても困難である	まあまめ用様である	度分野における実習: あまり用等ではない	も位置付けられ 困難ではない

加減時間である。	版字科目による動放料 自の流力解析 自の流力解析	存料目による新設料 の認め考え あまり数料目の前時要件の 易化 る磁性・乾神保健 推進の共通時目の贈 信者等の科目展像に る収入確保 6.【前間焼き】福祉系大学ルート著成課程を貫著成校に設置することを積極的に検討するが 含条件 まあまあ必要であ。あまり必要ではな とても必要である。 ・ 変更はない、分か のつながり場体 ゆ字生の子とも素質 様、役割負体といっ。 成職を上昇 定政権を必返費件と る収集化を表質 を表現時代といったが、 はない、分か のなが現ます。 ・ ではない、分か のなが現ます。 ・ ではない、分か のなが現ます。 ・ ではない、分か のなが現ます。 ・ ではない、分か のなが現ませた。 ・ ではない、分か のなが現まれている。 ・ ではない。 ・ ではないい。 ・ ではないい。 ・ ではないい。 ・ ではないい。 ・ ではないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	
1000の時代 1000回間 (1 - 3 科目以上地加) 1000回回 (1 - 3 科目以上地加) 1000回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回	# 2003年代	の認めませる。 最終目の清除要件の 最化 会話性土・乾神保健 性土の共通科目の増 信え者の科目展像に る収入速保 6.【前間焼き】福祉系大学ルート著成課程を賞著成校に設置することを積極的に検討するが な条件 まあまあ必要であ あまり必要ではな 必要ではない、分か のつながり強化 物学生の子とも素質 領、役割負金といる。 流域等上弁 定義権の影響性と は流験を必須要件と まの現場の方式 の現底の近大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C
・ の他と	# 2012	会総と・利神保健 社主の共通科目の増 (在者等の科目環境に 会収入研媒 (5.【前門焼き】 福祉系大学ルート著成課程を貴着成校に設置することを積極的に検討するか な条件 まあまあ必要であ あまり必要ではな を生態がや市町村金 修学生の子とも寒電 域 (必要自会な)である。 (は、(必要自会な)である。 (は、(必要自会な)でする。 は環境を必須要件と は環境を必須要件と は環境を必須要件と ・ 「「、社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴養成校に福祉系 各成課程を設置である可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの11つを選択し)) ::Ø(:Ø 6\$\tau
総社の共通科目の増 8在 4 等の科目原始に 16. 【前間焼き】 総批系大学ルート業成課程を貴養成校に設置することを積極的に検討するためによ な条件 まあまあ必要であ。あまり必要ではな とても必要である。	福祉士の共通料目の増加 現在者等の料目展彰による収入機能 16. 【前間焼き】福祉系大学ルート養成課程を貴養成校に設置することを積極的に検討するために必 をな条件 まあまあ必要であ あまり必要ではな とても必要である もい 必要ではない 分からない 近急権心原外や加可権等 とのつながり場他 房修学生の子ども家室 何似(に発育性に)へ の成様年上昇 ま設現後の必須用他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議士の共通利目の増 (在着等の料目原修に も成以情報 (名、「精門鉄き】 福祉系大学ルート著成課程を貴養成校に設置することを積極的に検討するが な条件 まあまあ必要であ あまり必要ではな とても必要である (本年記録かや市町村等 のつながり強化 (学生の子とも寒草 域 (必要損者とい) 域域率上昇 (変換格の影響性 (成現場の近大 ・ 17、社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴養成校に福祉系 春成課程を設置である可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択し	6 4 0
16. 【前門焼き】福祉系大学ルート著成課程を資素成校に設置することを模様的に検討するためにな な条件	16.	る収入者保 6.【前門焼き】福祉系大学ルート著成課程を貨箸成校に設置することを積極的に検討するf な条件 まあまあ必要であ あまり必要ではな 必要ではない、分か のつながり強化 物学生の子とも素度 領、役割債を記つへ 減減率上昇 定資格の必須要件と お取扱の必求 * 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通料目がどの程度に増加すれば、貨箸成校に福祉系 春成課程を設置である可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの11つを選択し	6 4 0
を作ります。 まあまあを実であ あまり必要ではな 必要ではない 分からない 必要ではない 分からない の表ではない 分からない の表ではない 分からない 必要ではない 分からない を検学生の子とも寒霊 [[[(本) (報) (報) (報) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	をても必要である 8 あまり必要ではな 必要ではない 分からない とても必要である 8 あまり必要ではな い 必要ではない 分からない 必要ではない 分からない の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	な条件 をでも必要である あまり必要ではな 必要ではない、 分か のでがり 強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4 0
まあまめ必要であ あまり必要ではな 必要ではない 分からない 企産組送所や市町村等 (のつなが) 場後 (動物学での) (第4 (動物学での) (第4 (動物学での) (第4 (動物学での) (第4 (動物学での) (第4 (動物学での) (第4 (動物学での) (第5 (動物の) (第5 (動物学での) (第5 (動物の) (第5 (助物の) (第5 (助物) (第5	まあまめ必要であ あまり必要ではな 必要ではない 分からない はいます。	まあまめが寒でか、あまり必要ではな。 変相込無やも町村等 のつながり強化 物学生の子とも家室 域(公暦両年む)へ 成成地上昇 定資格の必須要件と るの現代の少大 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	
世報組織所や市別科等	とても必要である る い 必要ではない 分からない 歴史学生のプセクリ連体	とても必要である る い 必要ではない 分か 連組延原や市町村等	
(20つなが)場を 様性学生の子とも東国 関係 (公務資本と)	とのつなかり選化 原母生もの子とも素質 「帰婦した月月れた」へ の成地生土年 鑑定資格を必該専門と する範囲をしている。 * 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴春成故に福祉系大学ルー 着成課程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択してくた い、 ※現在、社会福祉士養成課程及び保健福祉士春成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目) 共通科目として設定されています。 510時間以下で問題ない ら40時間・720時間(1 - 3科目地) 630時間・720時間(3 - 6科目程度頃) 750時間以上(4 ~ 7科目以上増加) 分からない	のつながり発化	0
除機 (治展) () () () () () () () () () (側域 (公共再会に) への規模上7 (版 (必務資金に) (域 (総務資金に) (域 (総務資金に) (域 (総務金を) (金利金に) (金利金に) (金利金の)))
定資格を必須要件と - 6 お知境先の庶太 * 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、資養成校に福祉系大学ル 養成課程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択してくがい。 ※現在、社会福祉士券成課程及び保健福祉士養成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目) 共通科目として設定されています。 510時間にで間違ない 546時間 - 600時間(1 ~ 3科目問) 630時間 - 720時間(3 ~ 6科目程息間) 750時間以上(4 ~ 7科目以上増加) 分からない	議定資格を必須費件と する超現先の派太 * 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、資養成校に福祉系大学ルー 養成課程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択してくたい。 ※現在、社会福祉士等成課程及び保健福祉士養成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目) 共通科目として設定されています。	定演権を必須要件と る初現先の地大 * 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴養成故に福祉系 春成集程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択し	\supset
* 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共適科目がどの程度に増加すれば、貴春成校に福祉系大学ル 著成課程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択してくかい。 * 現在、社会福祉士春成課程及び保健福祉士養成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目: 共通科目として設定されています。	* 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴権成材に福祉系大学ル 者成課程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択してくたい。 ※現在、社会福祉士養成課程及び保健福祉士養成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目) 共通科目として設定されています。	る超現先の技大 * 17. 社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目がどの程度に増加すれば、貴養成故に福祉系 春成集程を設置できる可能性が高まると考えるのかについて、あてはまるもの1つを選択し	
 ※現在、社会福祉士客成課程及び保健福祉士客成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目)共通科目として設定されています。 ⑤ 510時間以下で間違ない ⑥ 540時間 - 600時間(1~3科目児) ⑥ 630時間 - 720時間(3~6科目程度物) ⑦ 750時間以上(4~7科目以上増加) 分からない 	 ※現在、社会福祉士客成課程及び保健福祉士客成課程(各1200時間)のうち、510時間(13科目) 共通科目として設定されています。 ⑤ 510時間以下で間はない ⑥ 540時間 - 600時間(1~3科目児) ⑥ 630時間 - 720時間(3~6科目程度情) ⑦ 730時間以上(4~7科目以上電額) 分からない 		大学ルート
○ 750時間以上 (4~7科目以上増加) ○ 分からない	○ 750時例以上 (4~7科目以上増加) ○ 分からない	共通科目として設定されています。 () 510時間以下で問題ない	3科目) カ
○分からない	○ 分からない	630時間~720時間 (3~6科目程度增)	
<u> </u>	<u> </u>	○ 750時間以上(4~7科目以上増加)	
○ 1つの資格の基成談程しか設置していないので関係をい	○ まつの資格の券處連種しか設置していないので関係をい	9	
		○ 1つの資格の養成課程しか設置していないので関係ない	



*20. 貴養成校が現任者向け指定研修(100時問程度)の「研修実施機関」となることについて ぞれ可能であるものすべてを選択してください。	、それ
※意向ではなく、可能性についてお答えください。	
養成校単独で実施機関になることが可能	
複数団体の共同で実施機関になることが可能	
一部の科目の講師を担当することが可能	
□ どれもできない	
□ わからない	
*21. 貴養成校が現任者向け指定研修の「講師養成研修(時間数未定)実施機関」となることにて、それぞれ可能であるものすべてを選択してください。	つい
※意向ではなく、可能性についてお答えください。	
養成校単独で実施機関になることが可能	
複数団体の共同で実施機関になることが可能	
- 一部の科目講師を担当することが可能	
□ どれもできない	
□ わからない	
※日程による変動は勘案せず、一般的状況としてお答えください。 無償で会場としての使用・提供が可能	
有償で会場としての使用・提供が可能	
会場としての使用・提供はできない	
無償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能	
■ 有償でプロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供が可能	
プロジェクターなどの教室に設置されている機材の使用・提供はできない	
分からない	
23. 現任者向け指定研修の期待を担当することを想定した際に、貴奢成校に在稿する専任教員のう D子ども家庭福祉を専門的に教授できる教員の人数、②子ども家庭福祉に専門的ではないがそれに して科目を教授できる教員の人数についてそれぞれご記入ください。	
※いない場合は「0人」をご記入ください	
※分からない場合は「分からない」とご記入ください。	
D専門的に子ども家庭福 吐を教授できる教員	
②子ども家庭福祉の専門	
ではないが一部科目を教 受できる教員 (①除く)	

厚生労働省 令和	4年度 子ども・子	育て支援推進調査研 調査	究事業 (ソ教連)	養成校
	1のお礼			
質問は以上です。				
このたびはご多忙のところご	協力いただき誠にありがと	うございました。		



アンケート調査結果に基づく現任者ルート資格取得見込み者数の推計

1-8 アンケート調査結果に基づく現任者ルート資格取得見込み者数の推計

1-8-1 現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)における資格取得見込み者数の推計

(1)使用データ

現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)調査の調査結果を用いた。

(2)推計方法

A) 母集団(分母)の設定

社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの登録者数のうち、2年以上の実務経験のある者の合計とした。 令和2年度社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(公益財団法人社会福祉振興・試験センター実施) を基に社会福祉士のみ所持者、社会福祉士・精神保健福祉士所持者、精神保健福祉士のみ所持者の割 合を設定し、そこから社会福祉士のみ所持している者を 169,124 人、社会福祉士・精神保健福祉士を所持 している者を 46,787 人、精神保健福祉士のみ所持している者を 30,829 人と設定した(いずれも 2 年以上の 実務経験ありとして設定)。なお、令和 3 年時点での社会福祉士登録者数は 266,557 人、精神保健福祉士 登録者数は 97,339 人である。

B) 推計方法

まず、Q1-Q3 を基に、回答データを「満 2 年以上の子ども家庭に対する相談援助の業務経験がない者」 「満 2 年以上の子ども家庭も支援の対象に含めた相談援助の業務経験がある者」「満 2 年以上の子ども家庭への相談援助の業務経験がある者」の 3 つに分類した。そのうえで、新たな認定資格の取得意向(Q18)のうち、「とても取得したい」と「少しは取得したい」と回答した者、またその内所持資格(Q7)について「社会福祉士のみ所持」「社会福祉士・精神保健福祉士両方所持」「精神保健福祉士のみ所持」の割合を算出し、それぞれ上記で設定した母集団にその割合を乗じた人数を推計人数として算出した。

C)回答者の偏りの確認

上記(1)の社会福祉士就労状況調査では回答時点で児童母子福祉関係に就労している者は全体の8.2%、精神保健福祉士就労状況調査では回答時点で児童母子福祉関係に就労している者は全体の5.8%となっている。それに対して、本調査結果において満2年以上の子ども家庭への相談援助の経験がある者の割合(33.1%)と大きく乖離があり、本事業の調査結果では回答者に偏りが生じていることが想定される。

そのため、本調査結果における割合からの推計人数(※上記(2))だけでなく、回答者の偏りを踏まえた推計人数も算出することとした。

回答の偏りを踏まえた推計人数では、社会福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果の児童母子福祉 関係に就労している者の割合(社会福祉士のみ 8.2%、社会福祉士・精神保健福祉士 7.0%、精神保健福祉 士のみ 5.8%)を参考に、「満 2 年以上の子ども家庭への相談援助の業務経験がある者」の母数をそれぞれ 13,868 人(社会福祉士のみ)、3,275 人(社会福祉士・精神保健福祉士)、1,788 人(精神)と設定。これに割 合(資格別/経験事)を乗じて推計値を算出した。また、「満 2 年以上の子ども家庭に対する相談援助の業務 経験がない者」と「満 2 年以上の子ども家庭も支援の対象に含めた相談援助の業務経験がある者」について は、ソ教連調査の回答者割合(35.6%、31.2%)を基に概ね同数程度と想定し、A)で設定した母集団から上 記人数を引き、2 で除した人数を母集団として設定した。

1-8-2 社会福祉士・精神保健福祉士における資格取得見込み者の推計結果

相談援助業務の経験	新資格取得意向	所持資格	割合(資格内)	推計人数	割合 (資格別/経験ごと)	回答者の偏りを 踏まえた推計人数
	7	社会福祉士のみ	4.1%		7.9%	
満2年以上の	ある。	社会・精神	6.2%	11,502人	20.8%	13,335人
子ども家庭に対する	がして	精神保健福祉士のみ	5.62%		18.5%	
相談援助の業務経験なし	7	社会福祉士のみ	17.8%		34.6%	
35.6%	ダーでおります。	社会・精神	11.3%	39, 423 人	37.8%	41,409人
	文書ので、	精神保健福祉士のみ	13.3%		43.7%	
9 二 12 日 0 世	7 }	社会福祉士のみ	2.1%		14.9%	
高2年文上の一一 によか いかい	ここで おは おは かん	社会・精神	8.0%	10,411人	21.9%	20,054人
一十つも外知ら上路で対象に対象で対象に	· ^ / / 小 本 本	精神保健福祉士のみ	10.0%		25.9%	
大阪シグダに占めた出数路中の地域の	7	社会福祉士のみ	5.0%		35.1%	
作政(友列(7) 未免(性) (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	ダーのお野猫	社会・精神	16.3%	21,513人	44.8%	43, 571 人
0/6:16	· ^ 一/ 小 下 本	精神保健福祉士のみ	17.5%		45.1%	
	7	社会福祉士のみ	16.8%		19.7%	
満2年以上の	と いも 野倒 1 を 1 、	社会・精神	11.4%	20,613人	34.0%	4,562人
子ども家庭への	· ^ 一/ 小 下 本	精神保健福祉士のみ	12.5%		40.3%	
相談援助の業務経験あり	7	社会福祉士のみ	14.9%		43.3%	
33.1%	ダーである。	社会・精神	12.7%	33,970人	37.7%	7,779人
	1X14 (-1, v)	精神保健福祉士のみ	9. 4%		30.5%	

推計の結果、上記のような人数が算出された。「推計人数」と「回答者の偏りを踏まえた推計人数」を算出したが、いずれかの方がより正確な推計値という想定ではなく、 おそらくこの両推計の範囲程度であろうと考える。しかし、あくまでも現任者ルートの詳細や、新たな認定資格の位置づけについて不明瞭な時点で実施したアンケート調 査に基づいた結果である。そのため、実際に現任者(社会福祉士・精神保健福祉士)のうち、どの程度の人数がこの新たな認定資格を取得するかは、現任者ルートや資 格の条件等によって異なってくると考えられる。(※本分析はデータクリーニングを実施する前に行ったため、報告書データと数値が異なる)

1-8-3 現任者(保育士)における資格取得見込み者数の推計

(1) 使用データ

現任者(保育士)調査の調査結果を用いた。

(2) 推計方法

A) 母集団 (分母) の設定

母集団は、現任の保育士のうち、保育所および児童福祉施設に勤務している者とした。令和2年社会福祉施設調査の概況(厚生労働省)による職種別常勤換算従事者数から(保育士:403,632人(含む:保育所等保育士:382,375人、児童福祉施設保育士:19,248人)をもとに、母集団(分母)に403,632人を設定した。

B) 推計方法

まず、Q4 を基に、回答データを「保育所における勤務経験のみある者」「保育所及び保育所以外の施設・機関で保育士として勤務した経験がある者」「保育所以外の施設・機関における勤務経験のみある者」の3つに分類した。そのうえで、新たな認定資格の取得意向(Q18)のうち、「とても取得したい」と「少しは取得したい」と回答した者の割合を算出し、それぞれ上記で設定した母集団にその割合を乗じた人数を推計人数として算出した。

C) 回答者の偏りの確認

社会福祉施設調査の概況では保育所保育士に対して児童福祉施設保育士は5%程度であるが、ソ教連調査では保育所以外の施設・機関における実務経験がある者が回答者の4割程度もおり、標本抽出法による回答者回答者の偏りが存在していることが想定される。

そのため、保育士の推計においても、本調査結果の割合を基にした推計人数(※上記 B))だけでなく、回答者の偏りを踏まえた推計人数も算出することとした。

回答の偏りを踏まえた推計人数では「保育所における勤務経験のみある者」「保育所及び保育所以外の施設・機関で保育士として勤務した経験がある者」を保育所勤務経験者として、これらを分母に「とても取得したい」「少しは取得したい」という回答者の割合(対象内)を算出し、それらの割合を令和2年社会福祉施設調査の概況における保育所保育士人数382,375人に乗じて推計人数を算出した。また、「保育所以外の施設・機関における勤務経験のみある者」も同じく、その中での「とても取得したい」「少しは取得したい」と回答した者の割合(対象内)を算出し、それを児童福祉施設保育士19,248人に乗じて回答者の偏りを踏まえた推計人数を算出した。

D) 保育所における役職経験を踏まえた資格取得見込み者数の推計

上記に加えて、保育所では役職経験によって保護者への相談絵・助言・指導や関係者との連絡・調整等の業務を担った経験に相違があることを仮説として設定し、保育所における役職経験を踏まえた資格取得 見込み者数の推計も行った。

この推計では、回答者の偏りを踏まえた推計人数のみ算出することとした。まず、保育所における役職経験に基づいた推計となるため、保育所勤務経験者の回答のみ用いた。保育所勤務経験者を分母に「とても取得したい」「少しは取得したい」という回答者の割合を算出し、それらを保育所保育士 382,375 人に乗じて推計人数を算出した。

1-8-4 保育士のうち資格取得見込み者数の推計結果(1)保育士における資格取得見込み者の推計結果

保育士経験 (保育士実務経験 4年以上)	資格取得意向	割合(全体)	推計人数	割合(対象内)	回答者の偏りを略まえた推計人数
日大二群及公野の7.	とても取得したい	8.6%	34,712人	10.51%	40, 188 人
本目が制物性機のみ	少しは取得したい	25.2%	101,715人	30.87%	118,039 人
保育所および保育所以外の	とても取得したい	2. 6%	10, 494 人	3.13%	11, 968 人
施設・機関での勤務経験	少しは取得したい	9.3%	37, 538 人	11.41%	43,629 人
保育所以外の施設・機関で	とても取得したい	2. 2%	子 088 '8	11.88%	2,287人

推計の結果、上記のような人数が算出された。保育士における新たな認定資格の取得見込み者数推計においても、「推計人数」と「回答者の偏りを踏まえた推計人数、 を算出したが、いずれかの方がより正確な推計値という想定ではなく、おそらくこの両推計の範囲程度であろうと考える。しかし、社会福祉士・精神保健福祉士の推計と 同じく、あくまでも現任者ルートの詳細や、新たな認定資格の位置づけについて不明瞭な時点で実施したアンケート調査に基づいた結果である。そのため、実際に現任 者(保育士)のうち、どの程度の人数がこの新たな認定資格を取得するかは、現任者ルートや資格の条件等によって異なってくると考えられる。(※本分析はデータクリー ニングを実施する前に行ったため、報告書データと数値が異なる)

10,101人

52.48%

39,152人

9.7%

少しは取得したい

の勤務経験のみ

(2)保育所における役職経験を踏まえた資格取得見込み者数の推計結果

保育士 (保育士実務経験4年以上)	資格取得意向	割合 (保育所勤務経験者内)	回答者の偏りを 踏まえた推計人数
保育所における	とても取得したい	3.1%	11,854 人
園長•副園長経験者	少しは取得したい	4.7%	17,972 人
保育所における	とても取得したい	4.5%	17,207 人
主任·副主任経験者	少しは取得したい	14.5%	55,444 人
保育所における 園長・副園長・主任・副主任	とても取得したい	6.3%	24,090 人
経験者	少しは取得したい	17.4%	66,533 人

推計の結果、上記のような人数が算出された。「園長・副園長経験者」と「主任・副主任経験者」は一部重複するため、それらの合計よりも「園長・副園長・主任・副主任経験者」の割合は低くなっている。結果として推計人数も「園長・副園長経験者」「主任・副主任経験者」の合計より「園長・副園長・主任・副主任経験者」は少ない値となる。

第2部 第2章

ヒアリング調査

1

養成校ヒアリング調査

2-1-1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

本連盟会員校のうち、既に先駆的に児童・子どもに関する教育を実施、展開している学校や、所在地域からの子ども支援に係るニーズが多い大学を選出を選出した(10 校)。なお、選出にあたっては、大学の規模、立地、運営主体の種別を鑑み、過度に偏りが出ないよう留意した。

(2) 調査方法

事前にヒアリングシートを配布・回収した後、グループヒアリングを実施した。 具体的な手続きは以下である。

- I. 調査対象者であるソ教連会員校へ、ヒアリングシートを送付
- II. 回答者は、ヒアリングシートに回答の上、ヒアリング実施前に調査実施者に返送
- III. ヒアリング実施担当委員が事前に目を通した上、グループヒアリングを実施

2-1-2 調査内容

調査内容は以下である。なお、本ヒアリングについては、厚生労働省より提供協力を得て、令和4年 12 月 27日に開催された第8回 WG の資料を基に質問項目と添付資料の検討及び作成を行った。本調査で得られた回答は、令和4年12月末時点の検討状況に対するものである。

- ・ 回答する養成校の規模(学生数等)
- ・ 社会福祉士・精神保健福祉士、保健師、スクールソーシャルワーク教育課程養成課程の設置状況
- ・ 子ども家庭福祉分野の専門性向上のために時間数を増やしている科目、または子ども家庭 福祉ソーシャルワークの実践力向上に資するために独自に設置している科目の有無
- ・ 令和4年度の実習の実施状況
- ・ すでに養成校にて設置している科目において、実際に教育している内容と、現任者研修の 指定研修18科目の到達目標(下記)とを照らし合わせたとき、各目標に対して実際に教授 が行われているか
- ・ 今後、福祉系大学ルートとして養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)認定資格(受験資格)取得のための教育課程(以下、教育課程)を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教育内容を整備することが望ましいと考えるか。
- ・ 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、どのようなことが課題になると考えるか
- ・ 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの 学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件 が整うとよりよいか、また養成校ができる工夫としてどのようなものが考えられるか
- ・ 今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入 れの検討の意向
- ・ スクールソーシャルワーク教育課程を設置している学校における、新たな資格に係る教育 第2部 第2章第1節

課程とスクールソーシャルワーク教育課程の整合性について

- ・ 指定研修の実施に際し「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」となることについての意向
- ・ 今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった場合、課題となると思われること
- ・ 指定研修あるいは講師研修を他団体(職能団体等)が実施する場合、協力ができる可能性 がある事項
- ・ 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー (仮称) の教育課程を設置することの意義・ 利点
- ・ 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー (仮称) の研修実施機関となることや、研修 実施に協力することの意義や利点

2-1-3 調査期間・ヒアリング状況

本調査の実施状況は以下である。なお、1校についてはヒアリングの日程調整が困難となったため、紙面での回答にて対応することとした。

調査期間:2023年1月30日~2月9日のうち4日間・4回

実施日時		実施校
2023年1月30日(月)	18:00~20:30	D、G、H、J(4校)
2023年1月31日(火)	13:00~14:30	C、F(2 校)
2023年2月1日(水)	17:00~18:00	A(1校)
2023年2月9日(木)	19:00~20:00	I(1校)

2-1-4 結果

Q1 ①これまでにご回答いただいた課程に設置される科目のうち、子ども家庭福祉分野の専門性向上のために時間数を増やしている科目、あるいは、②子ども家庭福祉ソーシャルワークの実践力向上に資するために独自に設置している科目がありますか(子ども家庭福祉に関係する特別な教育課程を設置している場合には、具体的な課程の名称についてもご回答ください)。

①も②もある 【3校】 D校、H校、I校

D校(児童ソーシャルワーク課程にまつわる科目群:多数)

H 校 (①子どもの権利 等/②地域子ども支援論 等 ※子ども福祉のコース、スクールソーシャルワークのコースがあり、その中に複数存在します)

Ⅰ校(①子ども家庭福祉論 B/②不登校・ひきこもり援助論、子供学習支援論)

②のみある 【2校】 B校、F校

B校(リエゾンゼミⅡ(福祉実践演習))

F 校(保育士養成、スクールソーシャルワーク養成、社会教育主事養成、コラボレーション 論、コラボレーション演習による連携できる人材)

①、②どちらもない 【4校】 C校、E校、G校、J校

Q4 今後、福祉系大学ルートとして養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)認定資格(受験 資格)取得のための教育課程(以下、教育課程)を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教 育内容を整備することが望ましいと考えますか。

- ○「ソーシャルワーカー」の認定資格となった場合、ソーシャルワーカーとしての演習が大事。どう考えるかだけではなく、具体的にどうしていくかというところを実際の生々しい事例を用いて行う。考えっ放しにさせず、実際にその後どのようなパターンがあるかまで説明する。行き詰まる可能性があるような失敗に結び付くようなお見合いをしてしまったり、アウトリーチしなくてどうなるかというネガティブな結果もセットで、いっぱい考えてよかっただけで済まさないような演習をしっかりやっていくことが重要。【A校ヒアリング発言より】
- 演習はリアリティが重要。所属組織や学校から「これはダメ」と言われたような場合を分岐でいくつも準備するなど、作り込んだ事例を共通教材として用意することが必要。実際に生じる壁とそれを乗り越えるための方法を示していく。スクールソーシャルワークの現場からは、子どもの分野ではどこか(教育委員会、学校)が「組織の保身」に走ると穴ができやすいと聞く。一歩引かれたらそれ以上は踏み込めないではなく、そこを追いかけていくような思考を作っておかないと(当たり前のこととして教育の中で学んでいないと)、それが実践に出てしまいかねない。追いかけ続けるというアイデンティティ形成、そういうソーシャルワーカー養成をするための演習が大事。【A校ヒアリング発言より】
- 事例自体がしつかり作り込まれていることが前提。各養成校で事例を準備するのではなく、共通教材としてかなり作り込まれた事例を用いる。演習の中で事例の最初の段階からどのようにやるべきか学生が考え、答え合わせ的に「こう動いたらここはできない」、「ここもフォローしないといけない」等フィードバックしていく。これをちゃんとやったら次のフェーズとしてこういう段階になると示し、学生たちに「これをやりたい。あれをやったらいいんじゃないか」と考えさせる。さらに、教育委員会や学校にアプローチしたが拒否されるという分岐(次の課題)も用意し、そこ(拒否)にどうアプローチしていくかということを次のフェーズとして考えさせる演習を設定する。これまでの相談援助(ソーシャルワーク)演習では、時系列で派生していく事例を追いかけながら、その中で関連組織から予想外の非協力的反応が出てきたときの次の展開まではそれほどやっていないように思う。教育委員会、学校に対し、スクールソーシャルワーカーは安定的な立場になく、保健福祉課からあまり言っていけないという諸状況の中で、子どもや親がそれ以上の支援が受けられない環境があると聞く。時系列で追いかけ続けながら最後まで検討していく演習。ここでこれをしなかったらこういう結果に結びつくという、分岐の中でネガティブな結果、最悪の結果に結びつく想定までも演習の中で学ぶことが必要。【A 校ヒアリング発言より】
- 事例を追いかけ続ける演習と、その中で集積された体制的な課題をどこにどうアクションとして訴えていくかということも演習の中で学ばないといけない。スクールソーシャルワーカー派遣事業において各地区にスーパーバイザーが設置されているが(心理職の場合と福祉職の場合と両方ある)、現場で起きている課題をスクールソーシャルワーカー(全員非常勤)が上げていっても、行政と本気で対話してその仕組みの改善に向けて動くスーパーバイザーがあまりいないと聞く。養成教育の中で「発信者になる」ところからスタートし、それを受け止めるスーパーバイザーの立場の場合は、どこにどのようにまとめて言っていくかを学ぶ。発信しただけでは改善しないので、何をどうまとめて提案していくかをソーシャルワーク演習でももっとやっていくべき。児童のほうでは、関連機関の相互の壁が高いので、よりそこをフォーカスして、個別支援と地域への働きかけ、アクションとしての演習と、二重展開で入れていくとよい。【A校ヒアリング発言より】
- 共通の教材を用いて教える時のポイントをまとめた教員用の資料も要。【A 校ヒアリング発言より】
- (ソーシャルワーク演習の事例検討が「多角的に考える」ところに止まりがちな理由として考えられること)
- ○以下の2点が考えられる。
- ①全体論:教科書にそこまで作りこまれた課題が提示されていないということが要因。時系列で展開していく事例がない。全国的に時系列で追いかけていく演習ができていない。
- ②養成校側の課題:複数クラス展開で演習を行う際、教員のこだわりでやりたいことを入れ込んでしまい、ミニマムスタンダードが担保されないような展開をされているところがある。本学もかつては一つの事例を用いていたが、途中から各担当教員にある程度任せようということになり、結果バラバラになった。本学では、演習は2年生後期から2コマ連続で行うが、1コマ目は映像教材を見せて感想を述べさせて終わりというところもある。これらは、本学の課題でもあるが、教科書に良い事例の提示がないこと、教員が(時系列で追いかけながら検討する)演習のやり方を具体的に学んでいない、教員の資質形成に向けた仕組みの問題の両方が重なって、ソーシャルワーク演習ができていないことにつながっていると思う。できている養成校もあると思うが、かなり事例を作り込んでいるのか、1クラスのみだからできるのか、複数でも力あるコーディネーターがいるからできているのかなど不明。【A校ヒアリング発言より】

- 心身の発達に関する教育内容【B 校ヒアリングシートより】
- 学校教育(幼児教育を含む)に関する教育内容【B 校ヒアリングシートより】
- 地方公共団体に関する教育内容【B 校ヒアリングシートより】
- 心身の発達に関する教育内容について、保育士課程では乳幼児・児童の発達理論を学ぶが、社会福祉士養成課程の指定科目や学科の教育カリキュラムの中に発達を学ぶ科目が少ない現状がある。子どもを理解するうえで心身の成長を学ぶこと大事であり、社会福祉士課程および新課程において子どもの発達について理解する科目の強化が必要。【B 校ヒアリング発言より】
- 学校教育について学ぶ機会が少ない。選択科目で学ぶこともできるが、福祉の科目が中心のため、多くの学生が学校教育に関する知識を得たり理解する機会が非常に少ない現状がある。【B 校ヒアリング発言より】
- 新資格に関しては、児童相談所での業務、あるいは令和6年度から設置される子ども家庭センターというのも 視野に入っていると思うので、地方公共団体に関する幅広い知識を多く盛り込む必要があると考える。【B 校ヒ アリング発言より】
- 社会福祉士養成課程で児童養護施設に実習にいく学生の場合、保育士課程で子どもの発達や幼稚園・保育所と小学校の連携を学んできた学生に比べると、子どもという対象者理解が十分でないまま、学生自身もそこの知識が足りていないということに気づかないまま、実習に臨んでいる場合がある。児童養護施設で実習する学生には、愛着障害など勉強していったほうがよいと話す。虐待や発達障害には目が行くが、一般的な子どもの成長や子どもの姿はどういうものかということの理解がないまま、特別な子を支援するという意識で実習に臨んでいる場合がある。そのため、心身の発達に関する教育内容を盛り込むことはとても大事と思う。【B 校ヒアリング発言より】
- 児童福祉施設の実習で学生が直接関われるのが主に子どもであるが、子どもを支援していく際には、子どもとだけ関わればよいわけではなく、背景にある子どもの家庭や保護者への支援が必要であったり、子どもと家族全体を支援の対象として捉える必要があるが、 学生はどうしても子どもだけに注目し、視野が狭くなりがち。子どもを支援する際に、子どもだけではなく、家庭全体を支援するというように視野を広げられるような科目を勉強していけるとよい。【B 校ヒアリング発言より】

(心身の発達に関する学習のイメージ)

○ 心のほうは発達心理学などの科目があるが、体の発達に関しては医学概論で学ぶが、どこまで学ぶか把握しきれていない。子どもの成長・発達に関する知識が必要。実習で児童養護施設に行くとき、発達理論を学んでいない状態で自立支援計画を立てることになる。定型発達を学んでいない状態で、発達障害や障害児の発達に関する知識も必要とされる児童発達支援センターで実習する学生もいる。社会福祉士養成課程の教育は、高齢者・障害者中心になりがちで、残存機能の活用という考えが大きく、人生を発達の視点で捉えるということが少ないように感じている。ソーシャルワーカー養成において、子どもに限らず、成長、発達の視点で人を捉えることは大事。【B 校ヒアリング発言より】

(地方公共団体に関する教育の内容)

○ 児童福祉行政、児童家庭福祉に関する国や地方公共団体の役割を学ぶが、さらに児童家庭福祉の行財政だけでなく、行政そのもの、地方自治に関する学びが必要と考える。たとえば、児童相談所の児童福祉司が数年で異動する中でこの資格をどう捉えるか難しいところがあるが、(学生を見ていると)市町村や都道府県の行政の仕組みや法律、施策について理解することが必要と感じている。【B 校ヒアリング発言より】

(子どもだけではなく背景にある家庭全体を捉えるために学んでおくべきこと)

○ 本学では、社会福祉士課程の学生も「子ども家庭支援論」を履修できるが、履修生の9割が保育士課程の学生で、1割が心理の学生(資格に関係なく受講)。家族との関係性について学部の頃から目を向けることができるとよいと思っている。学生の時間割を見るとたくさん詰まっていて、余裕がなかったり、資格の指定科目になっていないと取らないというところもある。しかし、大事な部分である。

実習に行く前に実習先の希望調査用紙を書かせたり、面談で実習を希望する分野を尋ねると、「子どもがかわいそうだから子どもを助ける仕事に行きたい」という視点で話す学生がいる。そのような学生は、「そういう環境で育っている子どもがかわいそう」、「なんでそういう人が子ども生むんだ」など、親に対する見方も厳しい。親の状況や環境を捉えないまま、「子どもがかわいそう」という視点で支援者を目指そうとしている学生も散見される。「保護者もそうしたくて虐待やそういう状況に陥っているだけじゃない」ということをもう少し丁寧に教えていければよいと思っている。しかし、社会福祉士養成課程(新カリキュラム)の科目「子ども・家庭福祉」の半期15コマだけでは伝えることが難しく、一人親家庭や、子どもの貧困、虐待について取り上げると、学生から「なぜそんな人が子どもを産むのか」とか、「私もそうなったら怖いから子どもを産むのをやめようか」などの感想が聞かれ、浅い情報だけでネガティブに捉えてしまったりというところがあるので、もう少し丁寧に伝えられる科目が学部のうちにあるとよい。【B校ヒアリング発言より】

- ファミリーソーシャルワーク論(家族支援論)【C校ヒアリングシートより】
- ファミリーソーシャルワーク支援論(実践論)【C 校ヒアリングシートより】
- ファミリーソーシャルワークの必要性を提起した。指定研修の科目のラインアップを見るとジェネリックな養成 ではあるが、新資格はスペシャリストのはずなので、社会福祉士課程の中でボリュームが小さい子ども家庭福 祉領域を補完する科目になっていて、あくまでもジェネリックベースなのかという印象を受けた。資格がめさす のが諸問題に介入する力を持つスペシャリストであれば、子どもに起きることは家族や家庭に要因があること が多く、子どもに対応して子どもの問題を解決しても、問題が起きている環境そのままだと同じことが繰り返さ れる。従来の保育、社会福祉士、SSW も、家族や家庭に働きかける方法論や実習プログラム・実践プログラム が弱かったように思っている。せっかくスペシャリストを養成するのであれば、スペシフィックをどうカリキュラムと して担保するかを議論すべき。そのときには、メゾレベルで何をするかを考える必要がある。家族領域は、ファ ミリーソーシャルワークではなく家族療法中心できた部分があるので、カリキュラムを見てもプラクティスの部分 が面接中心。ここに止まっている限り、ソーシャルワークとしての展開は進まない。ソーシャルワーク、社会福 祉全体が、よりメゾ・マクロに展開する必要があると言われているが、社会福祉士養成課程の単位数の課題も あり、ミクロからなかなか出られない。演習でメゾ・マクロをやっても、実習ではミクロに止まるところがある。家 族・家庭に働きかけることのできるスペシャリストであれば、コラボレーション、連携、他の領域との協働を作ると ころまで展開してくことを考えると、社会福祉士ベースでもプラスα、社会福祉士養成カリキュラムにないもの をもう一度展開するとなると、コラボレーション等を含み込んだファミリーソーシャルワーク、集団に働きかける 力、集団が家族や地域として相互作用しているところに働きかける力をつけていかなければ、新資格が実践 面で効力を持つことは難しいと考え、提案した。事例等を使って実際のソーシャルワークの方法やプロセスを 家族支援に当てはめたとき、どういう視点で何をアセスメントしなければいけないのかを理論と関連付けて見る ことができる、気づくことができる。講義、演習、実習と連続していくと考える。家族療法の場に家族に来てもら うまでの働きかけが必要。実際にはそこまでの導入をどうしていくか、アウトリーチして相手にその気になっても らってという必要性を理論として分かり、実践する力を養成することが必要。【C 校ヒアリング発言より】
- 現行の児童ソーシャルワーク課程の実績とつながりを下敷きにより、児童相談に寄った内容に動かしていきます。現行のカリキュラムにおける、心理的な知識や背景も担保しながら、児童相談の重みを大きくしていきたいと思います。【D 校ヒアリングシートより】
- 子どもの権利、社会構造の問題、里親、ジェンダー問題、連携・協働の実際が理解できるようにすること など 【E 校ヒアリングシートより】
- 本学には、子ども家庭福祉の専修コースがあり、学生に人気がある。本コースには、社会福祉士資格取得のほかに、保育士のコース、スクールソーシャルワークのコース、児童相談所・行政の子ども家庭福祉部門をめざす学生のためのコースがある。子ども分野を希望する学生には、親と子の関係性については話せるが、地域に目が向かないところがある。虐待通告されても一時保護されず、そのまま地域の中で生きている子どもたちのほうが多い状況がある中、その子どもたちの支援や居場所づくりに最初はまったく目が開かない学生が多い。子ども分野をめざす学生には、社会構造やジェンダーの問題など社会学的なところにピンとこない場合が多いように感じる。大事なことであるが、専修コースでもできていない。今後は、子どもの問題がますます分かりにくくなっていくことが予想される中、社会の構造がどうなっているかなど、全体像をしっかり教えていく必要があるように思っている。そのためには、まったく時間が足りない。【E校ヒアリング発言より】
- 多職種連携の必要性が言われている中、実習計画書を書かせると皆が多職種連携と書くが、多職種連携の 実際を学ぶ機会がない。これをどう伝えていくかが肝になる。【E 校ヒアリング発言より】
- 本学では、専修制をとりつつ、社会福祉の基盤のところは全専修が一緒に受ける。スクールソーシャルワーク 領域を選択した学生には「福祉教育論」を必修としており、子どもの福祉的課題を教育に結び付けられるソー シャルワーカーの養成をめざし、地域での子どもたちのエンパワメントアプローチなどを学ぶ。【E 校ヒアリング 発言より】
- 本県には外国籍の子どもが多いので、多文化共生、多文化ソーシャルワークを推奨しており、スクールソーシャルワークや保育士のコースを選択した学生には、自由選択科目であるが履修を促している。【E 校ピアリング発言より】
- 本学の「ソーシャルワークIV」は、コミュニティソーシャルワークに特化した科目としており、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーの連携や、重層の中で子ども支援をどのように展開していくかを、社協や行政の地域福祉課の職員を招いて教えている。【E校ヒアリング発言より】
- 子ども家庭福祉の専修コースの最後の総仕上げの科目(4年生科目)として、「子ども家庭ソーシャルワーク論」を設けている。演習もまじえて実際の連携、実践について学ぶ。【E校ヒアリング発言より】

○ 本学では、全体として、地域に出ていく科目が多い。2 年生でサービスラーニングを行う。子ども家庭福祉の 専修コースであれば、児童系の NPO 法人の放課後デイサービスや地域子育て支援センターに行く。繰り返し現場に出ていき、4 年間を通して地域連携教育を行う。4年生の専門実習では、児童相談所や家庭児童相談室に 実習に行く。看護学部の学生と一緒に多職種連携教育(IPE)をしたり、実習系の科目を増やして体験させるという ことを主にしている。

サービスラーニングでは、子ども家庭福祉の専修コースの学生であれば、高齢者や障害者等の他分野でのサービスラーニングを促すが、広がりにくい。子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を開設し、子どもの支援をしたい学生が集まったときに、子どものことだけではない視点をどのように広げられるかが課題であると思う。【E 校ヒアリング発言より】

- コラボ演習【F 校ヒアリングシートより】
- 同様に社会教育主事も見える化して、選択できると地域を拠点としたソーシャルワーカーの力になる。【F 校ヒアリングシートより】
- 教育と福祉の関係は、なかなか難しく、うまくいっていないことも多い。大学 GP を取ったことをきっかけに、本学はコラボレーションを軸に置いて組織改編を行った。2年生でコラボレーション論を教え、4年生でコラボレーション演習をとり入れている。多い時で 20 人くらいがコラボレーション演習を履修している。社会福祉士の学生、保育の学生、教職の学生、心理の学生(自由選択科目のため他学科の学生も選択可能)、この4つの専門性で何が違うのか、それぞれの専門性は何で共通点と違いは何なのか、学ぶ。さらに重要な葛藤マネジメントとして、どうやって葛藤を超えるかを演習で行う。コラボレーション論では、一般的なコラボレーション論を学ぶ。その成果は、卒業生が先輩アドバイスセミナーなどで体験を話すときに、皆、相手を意識して話すというような成果が出ている。「児童相談所はこう思っているから自分はこう思う」など、意識せずに自然といつも相手の立場を考慮して話す。現場に出た時に身にならない葛藤になるよりは、お互いのできないことを把握、理解したうえで何をどうしていったらよいのかという視点に立てるのがコラボレーション教育。こういった限界を意識して一緒に仕事をすることが今求められている。ソーシャルワークの共通項としての「連携」「ネットワーク」を大事にするのであれば、新課程設置に際して各養成校でコラボレーションの科目・授業を採り入れていくとよいように思い提案した。【F 校ヒアリング発言より】
- 本学では、教職課程の中で社会教育主事資格を出している。社会教育主事は、コミュニティ・ソーシャルワークに近く、地域をどう巻き込んで活性化させていくかを地域ベースで教える。こうしたことを絡めることで力になると思われ、教職課程がある大学では、社会教育主事資格とのリンクを意識してもよいと考える。【F 校ヒアリング発言より】
- 本年度までは、医療系の学生も一緒にコラボレーションの事例検討しており、その様子を見ていると、社会福祉の学生、保育の学生、看護やリハの学生とそれぞれの観点が全然違い、それを互いに出し合うことで学生の視野が広がり、また、見え方の違いを実体験として得ていることは大きい。保育の学生は、自身を保育の専門家と思いにくいところがあるが、コラボレーション事例検討の中で専門家としての意見を求められると、専門家としての意識をもって学んでくれているように思う。【F校ヒアリング発言より】
- 実習はミクロ中心。論と演習をあわせてメゾレベルとマクロをどう入れるかを見直せればよいと感じた。ハワイ大学ではマクロレベルの実習もしているらしく、どうソーシャルアクションしていくかという実習もしている。そこまで展開していけるとよい。【F校ヒアリング発言より】
- ●児童虐待、子どもの貧困や DV など、事例等も含めて集中的に深く学べる科目【G 校ヒアリングシートより】
- ●社会福祉士養成課程の上乗せとして位置づける必要がある。【G 校ヒアリングシートより】
- ●その場合、精神保健福祉士養成課程の位置づけとの関係があり、検討が必要。すなわち、社会福祉士+子ども家庭ソーシャルワーカーとするのか、精神保健福祉士+子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、社会福祉士+精神保健福祉士+子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、等。【G 校ヒアリングシートより】
- ●ジェネラリストソーシャルワーク(ジェネリックソーシャルワーク)やソーシャルワーカーの共通性をどのように考えるのかも影響する。【G 校ヒアリングシートより】
- ●子ども家庭ソーシャルワーカーという考えは、ソーシャルワーカーと同義語と考えられるので、それぞれの到達点をどう考えるかとも関係する。【G 校ヒアリングシートより】
- ●ソーシャルワーカーの資格としては、大学院修士レベルの資格とすることも検討すべきである。【G 校ヒアリングシートより】
- ●社会福祉士は学部レベルの資格とし、修士レベルの資格として、実務レベルの実習時間(800 時間唐 1200 時間程度)を課した資格として、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカーを置く必要があると考える。【G 校ヒアリングシートより】
- 児童虐待、子どもの貧困や DV など、事例等も含めて集中的に深く学べる科目【G 校ヒアリングシートより】

- 社会福祉士養成課程の上乗せとして位置づける必要がある。【G 校ヒアリングシートより】
- その場合、精神保健福祉士養成課程の位置づけとの関係があり、検討が必要。すなわち、社会福祉士+子ども家庭ソーシャルワーカーとするのか、精神保健福祉士+子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、社会福祉士+精神保健福祉士+子ども家庭ソーシャルワーカーなのか、等。【G 校ヒアリングシートより】
- ジェネラリストソーシャルワーク(ジェネリックソーシャルワーク)やソーシャルワーカーの共通性をどのように考えるのかも影響する。【G 校ヒアリングシートより】
- 子ども家庭ソーシャルワーカーという考えは、ソーシャルワーカーと同義語と考えられるので、それぞれの到達点をどう考えるかとも関係する。【G校ヒアリングシートより】
- ソーシャルワーカーの資格としては、大学院修士レベルの資格とすることも検討すべきである。【G 校ヒアリングシートより】
- 社会福祉士は学部レベルの資格とし、修士レベルの資格として、実務レベルの実習時間(800 時間唐 1200 時間程度)を課した資格として、精神保健福祉士、子ども家庭ソーシャルワーカーを置く必要があると考える。【G 校ピアリングシートより】
- 精神保健福祉との関係では、親のメンタルヘルスと子のメンタルヘルスについて関連付けて学ぶことについて考える必要がある。【G 校ヒアリング発言より】
- 学科(社会福祉士・精神保健福祉士養成課程)における子ども家庭に特化した科目は「児童・家庭福祉」のみであり、同科目 15 コマでは時間が足りず、「関心を持ってもらうこと」を重視して行っている(※)。虐待、貧困、DV、ジェンダーなどについて丁寧に触れていく時間がない。それを補足するかたちで実習でいろいろと見てもらっている状況。子ども関係の実習は人気があり、1学年 80 名の学生のうち 30 名くらいが希望する。しかし、受入先が少ないため、実際に行けるのはその半数。

※保育士と精神保健福祉士の課程を持つ学科が他にあるが、その学科の科目を選択することはできない。

そのような状況の中で工夫していることとしては、実習指導の中で現場を見てもらったり、話を聞いたりすることを重視している。また、私が卒業生と一緒に現場を持っているので、そこに入ってもらい、いろいろな状況にある子どもたちに実際に接して、振り返りを行いながら、科目と併せて指導し、事例を積み重ねている。ゼミとも関連させて、NPOなど地域の活動に入り、児童相談所や市町村との連携について学んだり、社会福祉法人と連携して事例検討(実際の連携の場面)に入らせてもらうなど、いろいろなかたちで勉強する工夫としている。スクールソーシャルワークを希望する学生も増えてきているので、そちらのほうで貧困や虐待、親のメンタルヘルスについて学べるようにし、補っている状況。「地域子ども支援論」などを追加することは現状では難しい。【G校ヒアリング発言より】

- 子どもの権利について現行の科目の中で教える時間が十分にないので、きちんと教えられるようにしていくべきと思う。【G 校ヒアリング発言より】
- 実際に現場に出て行く、連携に実際に参加することが可能となる科目を増やすことが必要。児童相談所での 実習は行ける人数が限られているため、そこだけで担保することは難しいので、工夫が必要。【G 校ピアリング発 言より】
- 子どもの権利、子ども・家族に対するソーシャルワークなどの専門知識も必要だが、子どもや家族に対するソーシャルワークを行う際の相談支援の技術を演習する科目が必要だと考える。【H 校ヒアリングシートより】
- 本学には、スクールソーシャルワークのコースと子ども福祉のコースが別々にあり、子どもの権利だけに関する授業(半期)がある。社会福祉士養成課程の科目とは別に、子ども家庭の専門知識に関する科目はかなりあるので、そこで対応できるように思う。ただし、子ども家庭に特化した演習はないため、これからその部分は必要。演習をもとに実習をどのようにしていくかは考えないといけない。

「包括教育支援論」、「子ども支援と学校」、「学校マネジメント論」、「地域子ども支援論」など、スクールソーシャルワークのコースの独自科目は様々あり、子ども福祉コースを含めると独自科目はさらに多い。子ども家庭福祉に関する専任教員は、上記の2つのコースに各1名。

「地域子ども支援論」(座学)は、もともと「地域療育支援論」であったが、幅を広げ、基礎科目ではなく応用科目として(児童福祉や子どもの権利をある程度知った上で)、療育と子ども食堂など地域の子ども支援に関する実践を詳しく学ぶ科目。【H校ヒアリング発言より】

- 子ども家庭に関する科目を担当する教員は、周辺領域も含めるとの教員はかなり多い(非常勤の教員を含む)。【H 校ヒアリング発言より】
- マイノリティーの子どもをどのように考えればよいか。貧困、生活苦、子どもの権利については触れられるが、マイノリティーの問題についてはあまり触れられない。マイノリティーについて触れることは忘れてはならない。【H校ヒアリング発言より】

○ マイノリティーの子どもをどのように考えればよいか。貧困、生活苦、子どもの権利については触れられるが、マイノリティーの問題についてはあまり触れられない。マイノリティーについて触れることは忘れてはならない。【H校ヒアリング発言より】

- ソーシャルワーク方法論が実践力に繋がっていない。一番は実習プログラムが大きな課題だと捉えている。 養成校で学んだことを実習で試す機会が乏しい。【I 校ヒアリングシートより】
- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカーは、主に児童相談所等の行政機関のソーシャルワーカー養成のためのものと思われるが、現状では、社会福祉士の養成においても実習指導者が確保できない等の理由により、児童相談所からは積極的な協力を得られていない。実習の受け入れがあっても講義がほとんどであったり、一時保護所に行ってもきちんと指導してくれる人がいない。公務員希望の学生が多いが、社会福祉士の実習に行って心折れる学生が多い。実践力のある子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを養成していくのであれば、養成校と行政機関がタイアップして実習プログラムを考えていくことが必要。

県内の児童相談所の中でも、協力してくれるところとそうでないところの差が大きい。協力してくれる児童相談所には、大学としても惜しみなく協力したいという思いはある。各児童相談所の担当者により対応の差があるため、養成校と行政機関の間で組織として協定を結ぶことを考えることも必要。大学の養成課程で学ぶ専門的な知識・技術を実習で生かす場がないという状況もあるため、実習プログラムは大事になってくると考えている。【I 校ヒアリング発言より】

(大学で学ぶ専門知識・技術を実習で生かす場がないということに関連し、実習として必要な内容、指導体制)

○ 個人情報を密に取り扱うこともあり、記録を見せてもらうことができない。実際のケースとして、一時保護所で 実習する学生に対し、自傷他害傾向のある子どもの情報が共有されなかった例があった。社会福祉士の実習の メインは利用者とのコミュニケーションを図ることであり、学生が保護されている児童と関わろうとしたところ、事前 情報がないためにけがを負わされてしまった。事前に情報が共有されていれば、学生としても距離のとり方を考 えることもできたし、誰にとってもメリットのないことが起こらないで済んだ。児童相談所に限らず、児童福祉施設で も、個人情報に関する認識、捉え方にずれがある。学生は、事前学習のなかで個人情報の取り扱いや守秘義務 について学んでいるのに、実習先では個人情報に触れることができないと、「学んできたことと違う」となってしま う。

実習先の施設によっては、面接、アセスメント、プランニングについてフォローがない。学生はそれぞれについて専門的な裏付けをもってできているのかどうかフィードバックが得られず、不安を感じることもある。児童相談所は緊急対応もあり、学生への対応が難しいこともあるが、実習指導者が少ないためにフォローができない状況にある。その一方で、実習指導者が複数になったことで実習への対応を手厚くしてくれる児童相談所もあり、良いモデルとして発信していければと思っている。児童相談所も人材確保が難しくなっているためか、少し歩み寄ってきてくれている。どのように折り合いをつけていくかも大事。

社会福祉士課程の新カリキュラムで2か所の実習をすることとなるが、児童相談所は 1 ヵ月間の実習を受けてくれないため、メインの実習先になりにくい。新カリキュラムの実習としては、児童相談所は1週間程度の実習しか受け入れてもらえないので、今までよりも短くなり(15 日→7~8日)、ますます濃度が薄まっていく。しっかりと基盤がない中で現場に行き、さらに資格を取るということになると、ソーシャルワーカー養成の中できちんとした専門職としての実践力がつくのか疑問。【I 校ヒアリング発言より】

○ 本県は、児童家庭支援センターの数が少なく、現在、単体で実習を受け入れているところはない。来年度から1ヶ所で受け入れが始まる。数年間交渉を続けてきた中で、指導者を確保できないことが一番のネックになっていた。やっと引き受けてもらえたが、実習できる学生は1名であり、また、受入期間は短い。児童養護施設は、社会福祉士が少なく、指導者資格保有者となるとさらに少ない。実習先は厳選しているが、児童養護施設での実習が保育士実習のようになることがある。実習指導者はいるが、ふだんは実習先のユニットの保育士がみてくれる状況で、社会福祉士の専門性が何か分からないまま実習を終える学生もいる。「現場では一緒だ、違いはない」と言われて心折れてしまう学生もいる。児童自立支援施設や児童心理治療施設での実習の受け入れは、現時点ではない。受け入れてもらえるように交渉するが、実習指導者資格の保有者がいないため、そこからの交渉となる。【I 校ヒアリング発言より】

- 15 コマでは、国家試験受験対策的なテキスト網羅優先の授業になりがちで、実践力につながらないものも多い。本学では、指定科目に当たる子ども家庭福祉論に加え、それを補完するものとして別に選択科目を設けている。1学年50名の学生のうち、約40名が選択しており、ニーズが高い。学生は、「子ども」「児童」に関心を持って受講するが、選択科目では子育て支援にウェイトを置いた授業や、子ども家庭福祉を取り巻く諸課題にソーシャルワーカーとしてどのように向き合うかという価値や倫理、家族システムズアプローチなど実践場面で用いる援助方法等、学生のニーズに合わせて柔軟に設定している。本学では、不登校・引きこもり児童をサポートする事業を行っており、学内でフリースクールを運営したり、家庭や学校の支援を行っている。その取り組みを使って学生の援助力養成プログラムを設け、日頃から子どもや関係機関、専門職と関わる場を作り、実習だけではできないことをしている。不登校・引きこもり児童のサポート事業や援助力養成プログラムは、福祉の学生に限らず、かなりの数の学生が履修しており、また、1年生から授業を取れるようになっている。早い時期から現場と関われることは、学生にとってメリットになっていると感じている。【I 校ヒアリング発言より】
- 子どもの権利に関する理解(アドボカシー含む)【J 校ヒアリングシートより】
- 地域包括支援体制における子ども家庭福祉(児童相談所と市町村の連携)【J 校ヒアリングシートより】
- 社会福祉士養成課程では、「児童・家庭福祉」を半期で 15 コマ実施しているが、まったく時間が足りない。児童・家庭福祉のテキストの半分も触れられない。教育内容で整備したい一つは、子どもの権利、アドボカシーの理解についてであり、授業の中でもう少し時間を取りたい。「子どもの権利条約」の導入の背景・経緯、同条約の本質、日本における現状について強調して教育することが必要。もう一つは、都道府県の児童相談所と市町村の家庭福祉部門との連携の必要性、実態およびあり方(進むべき方向性)について、より強調して学生に伝えていく必要がある。【J校ヒアリング発言より】

Q5 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、どのようなことが課題になると考えますか。

○ 本学では、時間数と時間割作成が非常に厳しい。社会福祉士・精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカーの課程があり、これに加えて学科としての必修を入れている。科目数としてはいっぱい。前期あたり90分15コマが2単位、2単位分の授業を担当した時に教員が0.5コマ負担しているというカウントになっている。基本は、5コマ持つことになっている。ゼミと卒論指導(それぞれ通年)を持ったら2コマなので、それ以外で担当できるのは3コマとなり、実習指導 I~Ⅲで1.5コマ、その他に指定科目を持つと5コマに達する。それ以上担当する場合、本学では基準を超えるので仕組みとしてはよくない。できれば5コマ以内に収めることが必要。大学院の科目も担当し、さらに科目を担当するとなると、教員も大変だし、時間割編成も大変。社会福祉士・精神保健福祉士・スクールソーシャルワーカーの教育課程があり、さらに子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの教育課程を置くこととなると、学科として資格に紐づいた科目しか置けなくなるのではないか。資格以外の福祉の学び、大学としての独自性がほとんど出てこないのではないか。資格科目としてやるのではなく、本学としてどのような教育を行うかを考えた時に資格科目もカバーできるように各教員が意識しようと言っているが、国が示すシラバスを網羅するとなるといっぱいになる。

1回でも落としたら4年間でどれかの資格を取れるという保証ができないという時間割編成になっていくのではないか。そこが一番のネック。本学には福祉の学科が2学科あり、両学科合わせると教員15~6名いるため(非常勤の教員を雇う科目も出てくるが)、皆で分散して科目を担当できると思う。科目の設置の問題より、新課程の科目を設置した時の学科としてのカリキュラムに特色が出せない、時間割が作れないという点がハードルが高い

学生募集の点で考えると、いろいろな福祉の資格が取れるということにしかなってこない。【A 校ヒアリング発言より】

○ CAPとの関係については、1年生から4年生までCAPギリギリで履修していくことになるだろう。集中講義など一部CAPから除外する科目を作っているが、そういうかたちでCAPから逃すという措置は養成校の工夫としてできると思うが、集中講義ばかり入れるのは厳しい。資格科目だけになると、大学としての教育は何かというのが見えづらくなるように思う。

対策としては、共通科目を増やしてもらうしかない。社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の実習を子ども 家庭福祉関係の団体・施設等で行った場合、一部免除可能といった措置は、規定的にはやりやすいと思うが、 本学の場合、その規定は使わないと思われる。実習時間の一部免除のほうがやりすいかもしれないが、共通科 目を増やし、全体で圧縮される方がありがたいと思う。新課程ができたときに、スクールソーシャルワーク教育課 程との取捨選択を行う可能性もある。【A 校ヒアリング発言より】

- 担当教員の確保【B 校ヒアリングシートより】
- 実習施設の確保【B 校ヒアリングシートより】
- 学生が社会福祉士や保育士、SSW 等とのダブル資格取得を希望した際の履修モデルの確立【B 校ヒアリングシートより】
- 担当教員の確保について。本学でも児童家庭福祉担当の教員は4人。各教員の担当コマ数が多く、さらに 担当を増やすのは大変な状況。担当教員をどう確保するかは非常に大きい。教員数を増やす必要があり、悩 ましい。人事や大学全体に関わる問題でもあり、悩ましい。実習施設の確保は、新課程の実習先が児童相談 所や発達支援相談センターなど公的な相談機関に限られることとなると確保が大変。【B校ヒアリング発言より】
- 本学の場合、社会福祉学科の学生が社会福祉士以外で資格を希望するとなった場合、保育士かスクールソーシャルワーカーの資格とのダブル資格を目指す学生がいるが、ダブル資格を取ろうとすると、時間割がめいっぱいになったり、新カリキュラムでは実習の学年次が重なったりもする。その場合、どのような履修モデルを組んだら実現が可能か。このあたりが解決できそうであれば、新課程の設置に前進できるように思う。【B 校ヒアリング発言より】

(教員の要件、教員の確保の可能性)

○ 非常勤で賄うということであればハードルが下がる。新課程の教授内容が具体的に分かるとさらによいが、科目名を見ると学内の教員だけで賄うのは難しい。非常勤の教員を補完しながらやれるか検討が必要。【B校ヒアリング発言より】

(子ども家庭福祉分野の実習先の確保の状況)

○ 新課程を設置した場合、子ども家庭福祉分野での実習の希望者に対して実習先は少なくなる。毎年、社会福祉士養成課程の児童相談所での実習は2名。他に児童養護施設、児童発達支援センター、障害児入所施設での実習受け入れもある。毎年、220名の学生が実習を行うが、児童福祉分野で実習している学生は10人未満。確保は厳しい。【B校ヒアリング発言より】

- 新カリキュラム対応のために新しい実習先を探した結果、児童分野の実習先を新規開拓することはできた。新規開拓先では、実習先の受け入れが初めてであり、どんなことができるか、何人くらい受け入れられるかなど、実際やってみないと分からないという話もあった。社会福祉士養成課程の新カリキュラムで動き始めたばかりで現場も躊躇しているところがある中で、さらに新資格の実習をお願いしようとしても、現場の理解、協力がないと難しい。保育士実習は受け入れてくれているが、社会福祉士実習は断られるところがあった。施設数としてはそれなりにあるが、実習の期間や内容に対応できる職員がいないなどの理由で断られるケースがあった。社会福祉士実習でも門戸が開けばよいと思っており、現場のほうでも実習の受け入れを検討いただきたいという声かけがあれば、もう少し開けていくのではないか。【B校ヒアリング発言より】
- 大学事務局、他学科教職員の資格に対しての理解と協力【C 校ヒアリングシートより】
- 実習プログラムの開発【C 校ヒアリングシートより】
- ①本学は、1年間で履修登録できる単位数は 36 単位。4年間で 144 単位しか履修できないという前提があるため、新資格の上乗せがどのくらいになるかが微妙。社会福祉士と精神保健福祉士のダブル資格をめざす学生は、ゼミが履修できない状態。履修単位数を限定している大学は、上乗せ単位数が多いと困る。②実習先。3年次に 160 人が実習。児童領域は 20 人弱。これをどうするかが課題。新たな実習先の確保が必要。現実的には、社会福祉士の3年次実習では児童領域の実習先は選択対象外とし、新資格の実習先に当てることも考えないと実習先が確保できない。③他学科の科目や、他学科の先生に科目を受け持ってもらうときに、規定以上の持ちコマ数になってしまい依頼が難しい。④実習プログラムの開発が課題。【C 校ヒアリング発言より】
- コラボレーションしないといけないパートナーは、保育士養成課程。保育が養成校であって、授業が閉じている状況のため、連携が取りにくい部分がある。文科省・厚労省レベルで、人数制限等何らかの措置を講じるなどして、この資格に関しては保育士養成課程と有機的な連携ができるようになると、この問題は軽減されると思われる。本学では保育の科目を他学科履修することができないため、科目・授業を増やさないといけなくなる。正規の履修ではなく聴講でも認める(ただし、授業を履修し、試験を受ける)など、CAP 制を遵守している大学でも新課程設置に踏み込むことができるような大所高所での配慮が必要。社会福祉士と精神保健福祉士のダブル、または SSW とのダブルで取得しようとする、他のことができずに4年間終わっていく状況。たとえば実習・演習を正科から外すことを奨励して CAP に余裕を持たせるなど、CAP 制との折り合いをつけるような大所高所からの対策がないと、学内だけでの対応には限界がある。ソ教連として、各大学での新課程設置を可能たらしめるサポートにつながる取り組みが必要。【C 校ヒアリング発言より】
- 実習指導者の養成は必須。社会福祉士養成課程でも児童領域の実習指導者の半数以上はベースが保育で、本音でコミュニケーションをとると、「実はソーシャルワークのことよく分からないんだけど」という前置きがつき、仕事だからとか経験でやっているとおっしゃる。本学で行った実習指導者講習では、「経験すれば分かるは禁句」、「何をどう見て体験するのか、それをどう自分の中に言葉として落とし込むことに付き合っていただきたい」ということをお願いした。経験したものを言語化し、内在化させていくときにソーシャルワークの用語を使っていかないとソーシャルワークの専門性として蓄積していかない。子ども家庭福祉のスペシャリストとしては、体験をどう言語化し、自分の中に内在化させていくのかというところに寄り添うノウハウの持って下さった方が実習指導者になることが必要。「経験すれば分かる」「学校で勉強していることは机上論、実践は違う」と言われてしまうと、この資格を作る意味がなくなってしまう。「子どものことは子育てすれば分かる、自分も子どもだったから分かる」というような思い込みの中で展開されているので施設内虐待が減らない要因でもあると思うので、指導者養成は必須。【C校ヒアリング発言より】
- いくつかの自治体で行政職員研修をしているが、まったく違うところにいた、大学等で児童福祉のことをまったくやってきていないということで、本来、児童虐待対応のスペシフィックな内容をやりたくても児童福祉法のこともわからないので、いろはからもう一度研修しなければならない。日本社会事業大学のプログラムをやりたくても、一歩手前から始めなければならない。窓口に子ども家庭福祉の研修を受けた人や資格を持つ人を配置しなければ、実行力のある子ども家庭福祉、危機対応できない。行政権限は危機対応に必須と思うため、行政窓口にこそこうした人がいて対応してくれなければ、次につながっていかない。施策が基礎自治体に下りているときに、基礎自治体にスペシャリストがいなければ、政策はうまく展開しないと思う。そこへの働きかけも必要。【C校ヒアリング発言より】
- Q4 と同様です(Q4 回答:現行の児童ソーシャルワーク課程の実績とつながりを下敷きにより、児童相談に寄った内容に動かしていきます。現行のカリキュラムにおける、心理的な知識や背景も担保しながら、児童相談の重みを大きくしていきたいと思います)。【D 校ヒアリングシートより】
- 適用年度に応じてカリキュラム改正の作業等が必要となるため、いずれの入学生から適用するかについて検討が必要であると考えます。【E 校ヒアリングシートより】
- 在学生への対応については、相当に困難が生じるため、内容によっては在学生への適用は見送らざるを得ない(教育課程設置後に入学した学生からの適用)可能性が高いと考えます。【E 校ヒアリングシートより】

- 本県は、県・市町村とも福祉職雇用が多く恵まれている。児童相談所の方も大学で一緒に授業をしてくれる点も恵まれていると感じている。今年は、40 人の児童福祉司の募集に対し、約 150 人が応募しており、倍率が高い。大学に非常勤や特任の教員として児童相談所の職員に来てもらい、児童相談所とのコミットを深めてきた経緯があるので、その効果出てきたと考えている。教員が現場に行って協力を求めたり、スクールソーシャルワーカーとなった卒業生を必死にバックアップしてやっとここまできた。これから新たな課程を設置して子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを養成していこうとする場合、どれだけ自分たちが必死に現場をかぶってやれるか。新資格の養成教育に関する学生のニーズはあり、大学としてやらなければいけないと思っている。【E校ヒアリング発言より】
- どの入学年度からになるのかというのがはっきりしないと、カリキュラムの全体構造が作れない。単位数も多いので、付け焼刃では絶対できない課程であると思う。準備段階を見越した導入スケジュールを教えてもらいたい。入学してくる学生(新入生)からでないと対応が難しい。カリキュラムがいくつも走るため、大混乱にならないように早めにスケジュールが分からないと設置の準備が難しい。【E 校ヒアリング発言より】

(必要な教員数の確保等)

- 子ども家庭福祉の専修コースには、学生数が多いこともあり、専任教員が 10 人いるが、人数が多いことでの難しさもあり、混乱する可能性もある。スクールソーシャルワーク教育課程創設時にはなんとか開拓に取り組んできたが、新課程設置時にも同じようなことが起こるとしたら、学部の誰にやってもらうのかということもある。【E校ヒアリング発言より】
- 学生にとって選択肢が減り、資格だけ取得するので一杯一杯になる。【F 校ヒアリングシートより】
- 社会福祉士と認定資格なら取れるという形ならいい。その理由は、ソーシャルワークと名乗るのであれば、社会福祉士ベースに追加で複数とると子ども家庭 SW の資格となるならいいと思うが、保育士養成に科目を追加して、子ども家庭SWとなるのはおかしい。【F校ヒアリングシートより】
- もしも保育士資格と合体していくと保育士をとる人は減る可能性がある。保育士不足に問題が生じ、社会問題になる。子ども家庭は、現在学生のなかでも、自分たちが通ってきた道でわかりやすく、社会問題化していることもあり、非常に人気である。科目の受講者は増える。科目の取り方、カリキュラムの工夫(配当学年など)が必要になる。【F校ヒアリングシートより】
- 本学では、保育士だけの養成というかたちは取っていないので、他の学科の学生が一つの科目を取りにくるということは比較的柔軟にできる体制になっている。ただし、演習・実習科目は保育士資格を取る学生だけという規定はしているので、そのあたりをどうしていくかというところ。他学の様子を見ると、他のコースの学生が保育士の科目を取りに来ることをよしとしない文化はあるように思う。本学は、保育士資格とる学生が少ないということもある。文科省に課程認定してもらうために必修にする科目が増えたため、今までなら CAP 内で複数資格をとれていたが、(GPA によって優秀であると CAP に少しゆとりが出てくるため、それを外していけば取っていけるというかたちではあるが、)これから複数資格を取りにくい現状が一層出てくるように思う。【F 校ヒアリング発言より】
- 保育士資格養成をしている立場として、新資格が本学で取れるようになると、保育士資格を取らない学生が増えることを危惧。今は、子ども家庭福祉分野の就職先を考えている学生は、社会福祉士と保育士資格をダブルで取って、保育や社会的養護系に勤める学生が多いので、新資格ができると保育士を取らなくてもよいのではということで、とくに保育士は実習も多いので、保育士を避けて新資格を取る学生が増えるのではと危惧している。【F校ピアリング発言より】
- 保育士が足りない状況がある中で、新資格ができた時に全国的に保育士希望者が減って人材の取り合いになるのではないか。【F校ヒアリング発言より】
- ○新資格の養成課程をうまく進めるためには、国へのアプローチとともに高校生へのアプローチが必要。【F 校ヒアリング発言より】
- ○本学の総合リハビリテーション科で追加資格をプラスしたときに CAP もカウントしない、そこから外れて資格を 出しているものがあるようだ。厚労省管轄事項と思われるため、たとえば社会福祉士演習の 20 人枠の緩和な どを国に求める時に、ソ教連として調べてみてはどうか。【F 校ヒアリング発言より】
- ○(保育士と幼稚園教諭の資格を併せて取らないと就職できないため、他の資格をとる余裕がないという実態はあるかとの質問に対し)そのとおり。保育園は、認定こども園化しているので保育教諭でないと就職先がないということはかなり大きい。本学は、幼稚園教諭の課程を作れないことが課題で、それもあって保育士資格取得者が増えていかないところがあるが、だからこそ、本学は保育士と社会福祉士のセットというところを推しているため、新資格ができるとその本学の強みがかなり厳しくなるというところがある。他学で、保育士と幼稚園教育に社会福祉士を乗せているところがあるが、実習が多くカリキュラムが詰まっている状況。【F校ヒアリング発言より】

- 就業年数、実習時間、実習内容、演習時間、演習内容【G 校ヒアリングシートより】
- 上記の内容を担当する教員の確保(Q4 回答:児童虐待、子どもの貧困や DV など、事例等も含めて集中的に深く学べる科目)【G 校ヒアリングシートより】
- 県の受け入れ先の状況は、かなり厳しい。スクールソーシャルワーク実習担当時は、なかなかできない状況があった。学校で実習させてもらうかたちになっているかと思うが、子ども家庭福祉の実習というよりも、子ども家庭福祉領域でのソーシャルワークの実習をどのように保証するのか、人材と時間との関係、受け入れ先の状況を考えると、交渉、すり合わせが難しいと考える。【G校ヒアリング発言より】
- 市内複数の家庭児童相談室のどこにも資格者がおらず、正規職員が少なく、多くが非正規職員。そのため、 実習の受け入れの交渉をできる状況になく、行政には実習の受入先がない。本県では、「学校内ではスクー ルソーシャルワークの指導はできない、特別に大学に来てもらって指導するかたちをとるように」といわれ、なん とか教育委員会を説得し、学校の教員の理解を得て、大学に来てもらえるようになってきた状況。教育委員会 に副学長とともに何度も挨拶に行くなど、交渉だけでとても時間がかかった。【G校ヒアリング発言より】
- 専任教員で必要な教員数を揃えているところが少ない中でどのように新課程を設置するのか、学内では保育 士養成課程との連携の取り方をどうするかが大変かもしれない。【G 校ヒアリング発言より】
- 実習では子ども家庭領域は人気だが、就職になると避けられ傾向がある。児童福祉施設での実習を経験した 学生が子ども家庭領域への就職を避けることもあるため、実習のあり方は今後の大きな課題。良い実習指導 者がいるところを選ぶようにしている。今後は、NPO など地域で活発に動いているワーカーを見てもらうことが 大事であるように思う。もちろん、児童養護施設は実習先から外したくないが、地方で人材を見つけるのは大 変であり、良い人ほどやめてしまう傾向もあり難しい。【G 校ヒアリング発言より】

(教員の不足や実習指導者不足の解決策についての考え)

- 自ら切り開くしかないと考えて動いており、その積み重ねの中で、やっと年に1人くらい児童相談所に入職する学生が出てきた。現場と一緒に皆で変えていくということしかない。【G 校ヒアリング発言より】
- 講義・演習を担当する人員不足【H 校ヒアリングシートより】
- 大学によりかなりカリキュラムの設置のしかた、学生をどう現場に送り出すかというのが異なる。本学では、教員は今持っている科目で手いっぱいで、これ以上の科目の設置となると「誰が持つのか」という話になる。講義や演習を担当する人員が不足する。それに加えて実習先の確保と、実習先がどこまで指導できるかが課題。【H校ヒアリング発言より】
- 子どもの生活の中に入って学ぶのが大事だが、個人情報の問題等があるということで公的機関があまり積極的に受け入れようとしない状況がある。学校に送るといっても、義務教育の場合は週30時間で毎日6時間程度あるが、高校の場合は週1回4時間、年間130時間。公的機関に送り込みたいが受け入れが芳しくない。スクールソーシャルワークは、幼小中高と児童期、学童期、思春期、青年期と行かせたいが、行っても見てくれる指導者がいるとは限らない。実習に出そうとしても、現場でどれだけ時間を過ごせるか、どれだけ指導してくれる人がいるかは心配。2008年に制度ができて14年ほど経つが、現場でワーカーが育っていると思えない。福祉のサービスや制度を紹介することが専門性だと思っている現場のワーカーもいるが、専門性はソーシャルワークをどれだけできるかが重要。現状としては、現場のワーカーが弱い。弱い要因は2つあると考えており、一つは、労働条件が不安定なために、ソーシャルワークにアイデンティティがない学校の先生の経験者が就いている場合が多いこと。もう一つは、福祉アイデンティティを持っている人も、スクールソーシャルワーク専門でやりたくてやっているというより、福祉の領域にいたからやろうということで、本当にソーシャルワークの実践ができるか心配。そういう点を改善していくことも必要。【H校ヒアリング発言より】
- スクールソーシャルワーカーとして現場に入り、大学で授業をし、子育てをしていたら、体調を崩した。教員だけが頑張ってしまうと倒れてしまう。皆のウェルビーイングを大切に。【H 校ヒアリング発言より】
- 教育と職能団体の結びつきについて。現場のワーカーが力を持つには大学がバックにあること、大学が良い教育をしようと思うと職能団体がバックにあること、双方が大きな役割を担っており、影響しあうべき。大学の教育の中で職能団体をどう連動させるかということがヒントになる。現場に入るときにスクールソーシャルワーカーの職能団体を現場の一つと考え、連動を高めていくことが大事であるように思う。職能団体の状況は県によって異なるが、職能団体の組織が強化されると違ってくることがあるように思う。【H校ヒアリング発言より】
- 本学では SSW 教育課程に力を入れているため、これと教育課程をどう整理していくのかが大きな課題である。【I 校ヒアリングシートより】

○ 本学では、学科のすべての教員が実習教育に関わっている。私は、社会福祉士とスクールソーシャルワークの両課程の実習を担当している。その理由は、それぞれの連関性を高めていきたいと考えたため。3年次に社会福祉士養成で児童養護施設や児童相談所の実習に行った学生が4年次にスクールソーシャルワークの実習に行くと、実習の質に驚く。「ソーシャルワークの実習はこんなことまで学べるんだ」、「自分でこういうふうにやっていけるんだ」ということを手厚くやっている。双方の差を詰めようと思って、両課程の実習を担当している。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの課程ができた場合、同じような構造になると思う。スクールソーシャルワーク課程の科目の一部が重なる可能性がある中で、実習の質が違うとなった場合、(授業もそれを意識してやるので)どちらかの水準に合わせるとすると、どちらかの質が上がるか下がるかしてしまう。仮に子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程が4年次に配当された場合、スクールソーシャルワーク課程の実習の両方を兼務することは物理的に不可能であり、専任教員を一人当てなくてならない。教員数の確保が限られる中、それが叶うのか、大学全体の課題。

現在も児童分野を希望する学生は非常に多いが、実習の受け皿が少なく、教員の人数が限られており、対応に限界がある。職域の拡大に伴い実習先との打ち合わせをしたいが、十分な時間が取れない。教員の業務(時間)にまつわる課題に関しては、学内で人を増やすことを検討している。それとともに、実習の中身や、学生の学年次が上がるごとに着実に階段を上がれるかなど、総合的に見ていく必要があると考えている。【I 校ヒアリング発言上り】

(スクールソーシャルワークの実習の前に行く社会福祉士の実習先は、子ども領域と決まっているか)

○ 決まっていない。半数以上は、子ども家庭福祉分野の実習先に行くことが多い。スクールソーシャルワーク課程を希望する学生から相談を受けた場合は、ソーシャルワークについて学べる、より実践的な実習ができる分野(医療や障害福祉等)での実習を勧めている。

スクールソーシャルワークの実習時間数は、進路や実習先により異なるが、少なくても 180 時間、任意の実習を組み込むと 200 時間を超える学生もいる。スクールソーシャルワークの実習は、巡回指導や事前事後の調整を含め1名で担当している。子ども家庭福祉ソーシャルワークの実習が追加される場合は、担当教員の配置(増員)が必要。【I 校ヒアリング発言より】

(子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程を設置することとなり、専任教員を採用することとなった場合の教員要件)

- 現場の実情をよく把握していること。児童相談所や児童養護施設での実務経験があり、研究者としての実績 も網羅していることが求められるように思う。どの施設にどの学生を実習に行かせるかということに非常に神経を 使う。学生のことに加え、実習先の施設の状況や実習指導者をしっかり知っている者が実習先について検討す ることが必要。【I 校ヒアリング発言より】
- 研修を担当する人材の確保【」校ピアリングシートより】
- 本学の児童・家庭福祉の担当教員は1名のみ。指定研修のカリキュラムを見ると、科目の数がすごく増えるが、それぞれに課された教員要件を満たす人を探すのが大変だろう。新たに人を探す必要があるが、それで求められるような専門職養成ができるのか。社会福祉士養成課程の新カリキュラムで2年生から実習に行くこととなるが、実習先の新規開拓が難しい。市町村の家庭児童相談室で実習先を増やしたいがかなり難しい(専門職配置が少なく、実習の受け入れが難しい状況)。現状では、福祉事務所として実習先になっていることはあるが、子ども家庭福祉に特化した実習先となると、家庭児童相談室の職員を実習指導者にすることとなると思うが、連携の部分と重なるが、そこが弱い。乳児院は、感染症予防の観点から実習を受け入れられないという状況が続いている。児童養護施設は、半分くらいが実習指導者がいない等の理由で配置していない。【J 校ヒアリング発言より】
- 本県では、児童相談所での実習には 60 時間しか入れない。児童相談所には、積極的に実習を受け入れてほしい。実習をしたことで、その現場で将来働きたいと思うようになる学生がいる。児童相談所が人が足りなくて忙しいのは分かっているが、実習時間が少なく表面的なところに止まってしまうと、その実習によって学生は児童相談所に就きたいと思えるのか。

また、実習指導者講習会は、いろいろなルートから働きかけて受けてもらい、指導者が少しずつ増えてきている。新課程設置を設置する際、児童相談所に限らず、「方向性は分かるが、実習の受け入れはできない」と言われた場合、実習の受け入れ先がないというところが出てくる。われわれは現場が積極的に受け入れることを期待したい。実習という形で現場との連携もできることで、「質のいい学生」の入職という良い循環ができていくのではないか。ソ教連や国からの働きかけがないと厳しいように思う。【J 校ヒアリング発言より】

Q6 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件が整うとよりよいと考えますか。また、そのために養成校が工夫できることとして、どのようなことが考えられますか。

○ 出口(就職)の問題。スクールソーシャルワーク教育課程を取らない学生は、就職先が少ないこと、非常勤雇用であることを気にする。児童相談所に公務員として就職できることにつながることがよいことと思う一方、児童相談所への就職を嫌う学生が増えている中で、児童相談所と結びついた就職先どうかというのはある。都道府県の児童相談所への就職のしやすさだけでは厳しい。児童養護施設は、新資格がなくても就職しやすい状況にある。安定した新しい就職先として、スクールソーシャルワーカーや学校関連、公務員系でも児童相談所に限らず市町村の子ども福祉課への就職につながるというのが見えやすくなってくるとよい。つぶしが効くというところで取得しておこうと学生が考えるのではないか。

子ども家庭領域は、実習先としては学生に人気があるが、就職先としては人気がない。雇用形態や給与の問題もあると思われるため、待遇面の底上げをしないと働きたいという学生は増えない。課程自体への魅力よりも、課程を履修した結果に魅力がないと、履修してみようということにならないように思う。【A 校ピアリング発言より】

○ 本学に限られるかもしれないが、上乗せにするとあまり履修しないかもしれない。社会福祉士養成課程のソーシャルワーク実習を終えた後に4年で上乗せ科目を履修するよりは、1~3年生のうちに社会福祉士養成課程と並行して履修し、一緒に終えられるほうがよいのではないか。

授業がおもしろいこと。担当している科目の先生の授業がおもしろくないと続けられない。教員の質・力量だけでなく、なるほどと思えるような学びが積み重なる教材が必要。

新課程を上乗せで行う場合、ソーシャルワーク実習で子ども家庭福祉分野に実習に行き、さらに新課程の実習に行きたいと思えるような実習ができているかは課題。【A 校ヒアリング発言より】 (実習先の量的確保に関する課題の有無。ソーシャルワーク実習の質の問題点)

○ 本学の相談援助実習の本年度の履修者数は、約 80 名。うち実習先がタイプAに該当する学生は 26 名。児童相談所 4 名、母子生活支援施設 2 名、児童養護施設 9 名、児童心理治療施設 1 名、児童自立支援施設 1 名、障害児通所支援事業 9 名。障害児通所支援事業の実習は通年で行っており、毎週決まった曜日・時間に通い、一人の児童と 1 年間関わり続ける。児童の変化を知ることができるなどおもしろさはあるが、これに続けて新課程の実習があるとかなり負担感があるように思う。

障害児通所支援事業所は、新課程の実習先として協力は得られやすいと思うが、療育が中心でソーシャルワークの視点が弱く、行政や学校との連携についてはあまり学べないと思われる。児童相談所は学生が記録を見ることができない、一時保護所は入所施設的に子どもと遊ぶであったり、児童養護施設では保育士実習のプログラムとあまり変わらないということがあったり…。児童分野の現場はその子どもとどう関わるかというミクロの実践に重きを置きすぎていて、そもそもアプローチできないような虐待等の事案への対応力が弱いように思う。そのため、新資格の実習でその対応のことを学べないと、実習の時間数は多いが、子どもの命・生活を守るというソーシャルワークの動きがあまり見えないまま資格を取得することになりかねない。

実習で直面した厳しい実態を学びに変えていく教員のスーパービジョンが必要。教員が実習先の指導者と連携し、実習期間が終わった後の経過を含めて学生とともに振り返るなどして、学生がこの分野で働いていけないと思わないような、こういう動きが大事だと思えるようなカリキュラム構成にしていくことが必要であり課題。【A 校ヒアリング発言より】

- 社会福祉士や保育士、SSW 等とのダブル資格が取得できたとしても、現実的には、実習やアルバイト、部活、 就職試験(公務員試験)、国家試験(社会福祉士等)との兼ね合いで、いずれか一つの資格に絞らざるを得ない 学生もいる。履修するだけでなく、それを将来にいかせるようにするためには、科目・実習の読み替えや履修モデ ルの組み方等の条件が整うことが望まれる。【B 校ヒアリングシートより】
- この資格を取得した方が優先的に採用、配置されるのであれば学生にとっては目標にはなり得るものと思います。【B 校ヒアリングシートより】
- 学生は、資格取得のための実習や勉強だけではなく、生活費や学費を稼ぐためのアルバイトに費やす時間が必要。公務員試験や社会福祉士の国家試験を受けるとなると、2年生から3年生、3年生から4年年生になる段階でどれか一つの資格を絞るなど、優先順位を付けざるを得ない状況がある。科目や実習の読み替え等で履修のしやすさが整うと学生も「がんばってみよう」という気持ちになれると思う。求人の応募条件に、「この資格を持っていると優先的に採用される」とか、「こういう部署に配属される」というのがあると、学生にとっては分かりやすい目標となる。

社会福祉士でも「病院のワーカーの内定をもらったけど国家試験に落ちたら取り消されるから」と、資格取得が試験勉強のモチベーションや危機感につながり、勉強に取り組んでいるのと同じように、新資格の取得になにか利点があると、前述の時間的な難しさなどがあっても、「将来につながりそうだから」と学生がチャレンジしようという気持ちにつながるのではないか。【B校ヒアリング発言より】

- 就職先の待遇改善【C校ヒアリングシートより】
- 就職先の改善が必要。本県の政令市の児童相談所の児童福祉司は、100%社会福祉士。県の児童相談所は、ここ5年間で300人増員しようとしているが、学生が児童相談所の大変さをまわりから聞くと、公務員試験をなかなか受けない(県は児童相談所採用)。児童相談所については、良い仕事だということが伝わらないと難しいと思われる。【C校ヒアリング発言より】
- 待遇改善が必要。資格があることでの給与、権限面での評価が必要。専門性は評価される、社会的に承認されるものということが実感できることが必要。県内保育士の大卒初任給 14 万。県に問題提起しても、手当によりそこそこの金額になるから…。保育士の給与が基準になって子ども家庭福祉領域の給与が下がっているところがある。公務員はまだ恵まれた環境にある。感情労働をしている保育士の待遇の悪さ…、待遇が悪くても子どものために働く人こそ必要というロジックが働かないよう、待遇を変えていくコンセンサスを目指し、専門職だから当然待遇は良いものであるべきだという論に立つことが必要。【C校ヒアリング発言より】
- 現時点では十分検討しておりませんが、現時点でも十分子ども家庭福祉領域を志望する学生がおり、現行の対応を強化するものになると思います。【D校ヒアリングシートより】
- 基礎となる資格等(社会福祉士、保育士等)の取得に必要となる科目が相当数あるため、過負荷とならないような条件が整うとよいと考えます。【E校ヒアリングシートより】
- カリキュラム編成で最大限学生への負担を軽減できるよう、検討を行いたいと思います。【E 校ヒアリングシートより】
- 福祉の仕事に対するネガティブキャンペーンがはられたことがあった。そこからどうしたらよいかを考え、福祉の仕事のやりがいや、仕事の大切さ、「AI 時代に福祉の仕事は絶対残る」ということを高校生に伝え続けている。子どものことには誰しも心を動かされることに加え、どのようにすれば学生生活のすべてを養成課程に捧げなくても新資格を取れるかというイメージが学生に伝わることが大事。ハードルが高いと思われると入口に立ってももらえない。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の養成課程の科目との重なりがあって、それにプラスして取れる重要な資格であることをあまり負担感のないように伝える必要があるが、だいぶ負担があるように思う。「これが4年間で取れるのか」という学生の不安感の払拭の方法を知りたい。それを皆で作っていけるとよい。【E校ヒアリング発言より】
- 子ども家庭領域に学生が来るパターンとして、自身が経験者という学生が多い。被虐待児やきょうだい児、ヤングケアラーのバックボーンがある学生が多い。子どもの気持ちが分かる反面、客観的な支援に結びつかない、そこに埋没する例を見てきた。新課程ができるとそのようなケースが増えるように思う。そのことついて養成校側として見越しておくことが必要。そういう学生が支援者になっていけるような教育課程にすることが必要。【E校ヒアリング発言より】
- 現状でも大変ニーズは高い。【F校ヒアリングシートより】
- 保育士の待遇の悪さや市町村子ども家庭福祉担当が非常勤などの待遇改善は必須。それがない限り、子ども業界は変わっていかないと思う。本学では、子ども家庭福祉関連に興味のある学生は多く、児童相談所等で児童虐待対応をしたいと入学してくる学生も多い。新課程は学生ニーズに適うと思うが、実習の中で厳しい状況を知ると進路についての考えにも影響してくると思うので、待遇はもちろん、働いてメンタルを壊さないようにスーパーバイザーをつけるということも必要。【F校ヒアリング発言より】
- 現場のソーシャルワークが高まるように、大学が児童相談所職員と一緒に新科目を作っていくことができたらよい。自治体間の交流が少なく、自治体間の資格のクオリティや待遇の格差が大きい。国として標準をアップする、最も下位に置かれている保育士の給料から始めて、国が指導するかたちが望まれる。保育士の待遇は、施策により良くなっているはずだが、実際の現場がまだ追いついていない。子ども領域に力を入れている大学は、実習のことなど問題はあるが、それほど無理なく新課程の科目開設はできると思われるが、問題は、児童領域に就職した卒業生が辞めていくこと。児童養護施設や児童相談所に就職した卒業生は、辞める人が多い。他の領域との比較はしていないが児童領域の退職者は多いと思われる。いずれソ教連として統計が必要。出口が気になる。子ども家庭領域は、非常勤雇用が多い。社会福祉士として働く職員の常勤化の取り組みが必要。【F校ヒアリング発言より】

- 出口の問題。この認定資格を得ることでどのような就職先が可能となるのか。児童相談所だけでは人数が非常に限定される。よりこの認定資格を持った人たちの働き場所などの拡大。【G 校ヒアリングシートより】
- 求められる学生の条件【G 校ヒアリングシートより】
- 目標に到達するための、教育プログラムの内容と提供方法【G 校ヒアリングシートより】
- 質を保障するための、教育スタッフと教育プログラム、実習先の確保【G 校ヒアリングシートより】
- プログラムの内容、演習のしかた、科目の配置等について、養成校の先生方が日常的な形で意見を共有したり、互いに切磋琢磨できるようなことをソ教連が用意したり、引っ張っていくことがあるとよい。【G 校ヒアリング発言より】
- 高校生が食いつくのは、地域でやっている子ども支援の活動。それに興味を持って入学する学生が毎年いる。SDGs 等の地域の課題解決をやってきている高校生も多いので、そういうことに結び付けた形での課題の見え方が今後は大事になるのではないか。先進的な取り組みに関わっている姿を見せる。重たい話ばかりしていても来ないことが多い。「ないものを作る」ということに反応する人は、子ども分野に向いているように思う。子どもの権利を守ってもお金にならないから人が少ないと言われたことがある。今後アドボカシーがどう変わるということはあるが、子ども領域の仕事に従事するワーカーが少なく、経験あるワーカーが少ない中で始めるということを考えることも必要。先進的な NPO が地域づくりにも関わるという話には学生の食いつきがよいと感じており、ネガティブな部分が際立つことが多い状況の中、そういう教育もできると関心を持つ学生が増えるのではないか。【G 校ヒアリング発言より】
- 教員の増員【H 校ヒアリングシートより】
- 地域で子ども家庭福祉ソーシャルワークを実践している方から学ぶ機会が増えること【H 校ヒアリングシートより】
- 児童相談所や福祉事務所などの公的機関の実習先の確保【H 校ヒアリングシートより】
- ソーシャルワークを教える事の出来る実習指導者の準備【H 校ヒアリングシートより】
- 工夫としては、子ども家庭福祉ソーシャルワークを実践している方に授業のゲストとして参加してもらう等。【H校ヒアリングシートより】
- スクールソーシャルワーカーも、家庭児童相談室も、非正規雇用がとても多く、正規雇用がほとんどない。せっかく資格を取っても正規雇用されないなら、別の領域で正規雇用されたいという人が出てくる。正規雇用についての働きかけは必要。安定した環境の中で育てることを見据えられないと難しい。【H 校ヒアリング発言より】
- 学生はフィールドに高い関心、好奇心を示すことを考えると、学生にとって魅力ある課程にするには、実習時間を増やしたらよいのではないか。仕事の面白みを感じるのは現場や子どもに触れてから。スクールソーシャルワーク課程の実習時間(ミニマム 80 時間)は少ない。社会福祉士・精神保健福祉士と同程度の実習時間が必要。実習を長さ、充実の度合い、フィールドで学べることが魅力につながるように思う。【H 校ヒアリング発言より】
- 就職につながるかとどうか。それ以前に実習で失望する学生が多いため、そこを改善しなければ養成校としても学生に対して積極的に勧めることはできない。【I 校ヒアリングシートより】
- 本学では、福祉の現場に就職する学生が多い(90%以上)。国家試験の受験率もほぼ 100%で、意識の高い学生が多い。経済的な課題を抱えている学生も少なくなく、多くの学生が就職をかなりシビアに捉えている。そのため、入口だけではなく、出口を確保しているのかということを示すことが必要。課程を履修したが就職の枠がないということでは学生のデメリットが大きい。「就職してみたら思っていたことと違った」ということにならないよう、卒業生にリアルな話をしてもらうなどの協力をしてもらってはいるが、リアルな話を聞くと心折れる学生もおり、難しさを感じている。新課程を作って学生に履修を勧める場合、就職のこと、どのような実習ができるかということをきちんと用意しておくことが必要。

本学は、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワークのいずれの課程も定員は設けておらず、希望する学生は全員履修できる。新課程を設置した場合、それに倣って希望する学生は全員履修できるようになると思うが、その先を見据えて、学生に道筋を立ててあげられるか、慎重に教員間で話し合いをし、場合によっては現役学生からも意見を聞いて対応していくことが必要。【I 校ヒアリング発言より】

(就職先(現場)での「リアルな話」の内容)

○ 公務員への就職を例にとると、本県の福祉採用は、児童福祉だけであるため、就職後の異動先が児童相談所しかない。女性の学生が多いこともあり、就職先での結婚・子育てに関する状況ついて関心を持つ学生が多い。卒業生が結婚、妊娠、出産、子育てについてリアルな観点からの話をしてくれるので、学生はそれらを聞いていろいろ考える。学生は、親から「公務員は安定している」と勧められるが、「なぜそこで働くのか」という動機づけをもう少し学生自身がしてほしいと考え、卒業生に実際の職場での話をしてもらっている。【I 校ピアリング発言より】

(子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を設置した場合の履修生数の見込み)

○ 5~10 名程度はいると思う。スクールソーシャルワーク課程が毎年 10~15 名、精神保健福祉士は 15~20 名の間で推移しており、児童分野を3年次に履修している学生が 15 名くらい。そのうちの三分の一くらいは履修するとみている。【I 校ピアリング発言より】

- 出口(就職口)の確保→現場との連携、リカレント教育【J 校ヒアリングシートより】
- 大学における卒業後を見据えたキャリア教育【」校ヒアリングシートより】
- 児童領域を目指して入学する学生が多いが、最終的に児童養護領域に就職する学生は少ない。就職先の確保のための現場との連携も重要。学生の入学時の希望が叶うようにする。社会福祉を広く学び、ジェネリックなものがベースにある上で、他の分野を見て児童家庭のソーシャルワーカーになるのは強みになるので、そこを含めて指導したい。出口(就職先の確保)の部分で現場と連携し、児童家庭領域への就職が見えると、学生は履修したいと思うのではないか。それを見据えてキャリア教育や実習教育についてもっと力を入れてやっていくことが重要。スクールソーシャルワーク教育課程でも意識しているが、大学が後ろに立って学生たちを送り出し一人前にしていくことを何年かかけてやっている。大学(課程)を出たら児童のスペシャリストにより近づく、それはカリキュラムあってのこと。在学中のキャリア教育を卒後も見据えてやっていくことが必要である。【J 校ヒアリング発言より】

Q7 今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入れは検討されますか。

編入学生として受け入れる 【2校】D校、G校

科目等履修生として受け入れる

【4校】B校、C校、E校、F校

C 校(当面は「講習会」形式化か)

F校(大学として卒業生に絞ってきた。資格のために絞ってきている。)

編入学生・科目等履修生として受け入れる 【2校】 H校、J校

その他の方法で受け入れる

【2校】D校、F校

D 校(現時点では議論していないが、その他、新たに検討するものはある可能性がある) F 校(以下のとおり)

- ・社会教育主事講習や10年教員免許講習は、大変そうであるが、事務がすべて担ってくれる。こういった ことがあれば可能性はあるかもだが。。。また 1 つの大学で準備するだけでなく受講生が各所の養成校 から科目を選択して受講できるような仕組み(10 年教員免許講習はそうだった)も一方法ではないか。
- ・科目履修の可能性は、受け入れ人数限界があるため、厚労省として、社会福祉士演習20人の枠を外すなど一定実行しやすいようにしなければ教員体制が組めないので不可能。趣旨は分かるが。。。
- ・総合リハビりテーションのコースの枠、研究科の修了書出す(副専攻のような形)であれば可能かもしれない。正規ではない対応?

受入は検討しない 【1校】 I校(現時点では検討していない)

Q8 スクールソーシャルワーク課程を設置している学校におうかがいします。とくにこの教育課程とスクールソーシャルワーク課程との整合性について、お考えをお聞かせください。

○ ベン図を描くと分かりやすい。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの出口(仕事)としての円があり、同じくスクールソーシャルワーカーの円があったときに、前者の円のほうが大きい。それぞれの円は重なるが、後者の円は前者の円にすべて内包されるわけではない。一部はみ出してくる部分がある。重なっている部分は、本来的には科目としても重なっているべきだが、科目としての重なりは少ない(スクールソーシャルワークの科目数が少ない)。スクールソーシャルワーク教育課程は、設置のしやすさ、履修のしやすさを考え、一部教職課程の科目を入れ込み、科目数を少なくしている。フリースクールや教育委員会の実習では、実習指導者によってはソーシャルワークというより、学校における福祉を学ぶ程度に止まる。

スクールソーシャルワーク教育課程と新課程の併設を本気で考えるならば、取りやすい課程という認識になりかねないと思われる。【A校ヒアリング発言より】

(新課程とスクールソーシャルワーク教育課程の設置のあり方)

○ 子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程を本気で設定するのであれば、スクールソーシャルワーク教育課程はなくしてもよいと思う。スクールソーシャルワーク教育課程を廃止したことで不足する科目は、新課程のほうに作る。その場合、実習先を2か所にし、学校の立場から経験する実習と、学校以外の立場から経験する実習を行ない、両方の視点から見ていく実習が必要かもしれない。

スクールソーシャルワーク教育課程の修了者の就職先は、基本的に学校のみが想定される。本来的には、社会福祉士養成課程でしっかりソーシャルワークを学ぶことができれば、学校でもスクールソーシャルワークができるはずであり、分野別のソーシャルワーカー養成課程は不要と考える(医療機関や刑務所で働くソーシャルワーカー養成のための課程がないように)。スクールソーシャルワーク教育課程では、ソーシャルワークの視点で学校や教育委員会において実習することができるが、新課程において学校についてしっかり学べるのであれば、スクールソーシャルワーク教育課程を別に置く必要はないように思う。

指定研修科目では、学校に関する学びが少ないように感じる。学校独特ごとの管理運営論があり、かつ教育委員会との関係で縛られることがあり、さらに行政機関であるが首長部局ではない教育委員会の独自性があることなど、学校をめぐる関係性・構造を学ぶことができ、かつ子ども家庭福祉分野で実習ができれば、スクールソーシャルワーク教育課程は不要になるように思う。子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程に学校関係の科目をしっかり入れていくことで、スクールソーシャルワーク教育課程の内容も学べる状況を作ることで整合がとれる。【A校ヒアリング発言より】

- 「14. 教育」を一部、補完できる科目があり、部分的に整合性がみられる。【B 校ヒアリングシートより】
- 本学ではスクールソーシャルワーク教育課程の希望者は少なく、履修生は1学年あたり十数人。スクールソーシャルワーカーになりたいと強く希望している学生もいるが、新卒のスクールソーシャルワーカー採用はなく、履修のモチベーションを高めにくい。科目構成としては、概論、演習、実習指導、実習の4科目。これらの中で補完できる内容がある、部分的に整合をとることはできると考える。なお、スクールソーシャルワーク教育課程の指定科目なので、それ以外の課程の学生も履修できるようにしていく工夫が必要になる。【B校ヒアリング発言より】
- 実習先として教育機関は重複するが、学ぶ専門科目に違いがあるので、SSW課程とのダブル設置が考えられる。【C校ヒアリングシートより】
- ただし、現在でもSSW課程希望の学生が少ないので、SSW課程をやめることも予想できる。【C 校ヒアリングシートより】
- 新資格とスクールソーシャルワークの教育課程は、別々に設けるほうがよい。今、子ども家庭福祉ソーシャルワークは問題が深刻であり、スクールソーシャルワーカーとコラボレーションする専門職と捉えている。教育の場にいるスクールソーシャルワーカーに対し、家庭に地域に働きかける子どもの専門職を養成する。高齢領域では施設や関係機関、地域包括支援センター等に多くのソーシャルワーカーがおり、連携して支援できる体制を作っている。児童領域でも高齢領域の包括支援体制に類する体制を作るのであれば、新資格はスクールソーシャルワーカーとは別仕立てとし、スクールソーシャルワーカーが実習をしない、従来の社会福祉士実習を行っていなかったところ、子ども家庭支援センター、児童家庭支援センター、保育園で実習を行うことも必要ではないか。実態としてキャリアのある保育士がソーシャルワーカーを担っていることを考えると、とくに虐待対応を早期に行うことを考えれば、保育園等で実習を行うことが現実的と思われる。【C校ヒアリング発言より】
- 本学の社会福祉士養成課程は1学年で 160~170 名。そのうちスクールソーシャルワークの課程を取る学生は5名程度。仮に新課程の子ども家庭福祉士を 20 名程度が取るとすると、5名のためにスクールソーシャルワーク教育課程を継続できるかという問題が生じる。スクールソーシャルワーク教育課程のほうを廃止する判断もあり得る。新課程を設置し、スクールソーシャルワーク教育課程を閉じる学校があるのではないかと心配している。【C校ヒアリング発言より】

- 大学の性格の違いがあると感じる。本学のスクールソーシャルワーク教育課程の履修者は5名であるが、1年生のときはもっといる。先生になりたかったけど社会福祉学科に来た学生は、学校のソーシャルワーカーになりたい(スクールソーシャルワークを志向)。ソーシャルワーカーを戦略的に増やしたいので、ジェネラリストなら一つの課程だが、スペシャリストであればある程度専門化していくことも必要と考える。根幹の問題として、新課程では子ども家庭福祉領域のスペシャリストとジェネラリストのどちらを養成したいのか、どちらのコンセプトで考えるかにより、今後の進め方が変わってくるように思う。どちらにするのかを考え、養成校のコンセンサスを取り、それに沿って進めていくことが必要。【C校ヒアリング発言より】
- 方向性も違うものもあり、共通化できる部分もあるが、共通化できないものも残るものと思います。ただ、現行でも SSW 課程と児童ソーシャルワーク課程で協力しながら細かく整理されており、現行の体制を調整する形で検討したい。【D 校ヒアリングシートより】
- SSW 教育課程を設置しているので、本教育課程には十分に対応できると考えています。 本教育課程の内容には SSW 教育課程のカリキュラムに指定されている内容の多くが含まれています。

本学では、資格取得は2つまでと規定しているため、現在例えば SSW 教育課程と精神保健福祉士は併修できません。しかしながら、この教育課程と SSW 教育課程はほとんどが内容が重なっているため、併修可能になると考えます。

上記のようなことから、SSW 教育課程の実習時間を、この教育課程で必要とされる実習時間に加味することができるよう設計していただきたいと思っています。【E 校ヒアリングシートより】

- スクールソーシャルワーク課程の教育内容との重複がかなり多い。両方取れる、学校でのこともやるが手を広げれば子ども家庭ソーシャルワークのこともできるというかたち。本学は担当教員も多いので、やっていけそう。負担感はそれほどない。【E 校ヒアリング発言より】
- 本学では、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーの同時取得、社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカーの同時取得は、認めていない。これは、CAP 制を遵守しているため。CAP 制を外しても3~4の資格を同時取得できるようにする、そこまで学生に頑張らせても大丈夫とは、ソ教連中心に旗を振ってくれないと、養成校としては言いにくい。頑張ろうという学生はいるが、規定上やらせていないという現状があるので、これをどうしていくのか。学生が学びを広げていくことはよいが、CAP 制との整合が課題。【E 校ヒアリング発言より】
- 内容が重なる部分はもちろん多いので、すでにSSW養成校は実施しやすい。社会福祉士をベースにして、2 階建てで子ども家庭SWに行く学生、SSWに行く学生というイメージかもしれないが、ほぼ重なる可能性がある。総合してまとめて見せるのも方法かもしれない。【F 校ヒアリングシートより】
- 両課程を一つにしていく方向で考えている。子ども家庭に行きたい学生は SSW も希望するので重なる。現場の中身もジェネラリストというか、階段にならざるをえないが、学校 SSW はすべての子どもと接するので、全然動かない学校を押し上げて虐待通告し、「ノー」という家庭に乗り込むというマクロからやる。児童相談所はマクロソーシャルワークはやりにくいが、学校ソーシャルワークは1つの学校単体で一つの組織が立っているので、マクロソーシャルワーク実践 一 たとえば学校の中に子ども食堂を作ることもできるし、地域開発も可能。知的障害のある母親のための料理教室を作ったりしている。児童相談所も、「ノー」という保護者にいろいろなアプローチをするのが児童相談領域なので、発想としては地域起こしもできないといけない(実際には他のワーカーが行うにしても)。その意味ではジェネラリストで、ベースとしては皆に必要ではないか。心理領域において、コミュニティ心理士や学校心理士など分断していくことでうまくいかなかった実態があるので、子ども家庭領域で同じように分断してしまうのはよくない。別立ての必要性も理解できるが、どう考えていくか課題。【F校ヒアリング発言より】
- 保育士も含め、子どもに関わる人がいろいろな資格をバラバラにとることの課題のほうが大きいと考える。学生たちも分断されてしまう。いろいろな学びをしている学生が同じ科目を一緒に受けることでコラボレーションの発想や、ゼミナールも複数取ることでいろいろな学生たちとの会話が生まれる部分がある。資格が複数乗ってくることでそのような科目が取れなくなり、自分の学びのところしか見えなくなっていくのではないかと思う。もう少し重ねていけないのかと思う。保育士と幼稚園教諭をセットで取らせる保育士養成校が増えているので、保育が幼児教育に飲み込まれている部分あり、家庭支援を理解せずに現場に出ていく人も増えていることを危惧している。細分化していくより、同じ課程の中でできる道がないか。教務的に資格の課程が増えると事務作業が増えていくので、これ以上増やすことに大学側の理解が得られるかが大きな問題。【F校ヒアリング発言より】
- ○新課程をジェネラリストとスペシャリストのどちらで養成するのかソ教連で整理が必要。ソ教連でのスクールソーシャルワーク教育課程認定の立ち上げからの経緯では、スペシャリストではなく(より専門性が高いとい意味ではなく)、スクールに特化するソーシャルワーカーという立て方としたと記憶している。同様に、新資格は、「子ども家庭福祉ソーシャルワーク」の大きな括りの中で「子ども家庭領域」に特化するものとなるのではないか。ヒアリングの結果等を踏まえて検討、整理が必要と考える。【F校ヒアリング発言より】

- SSW を学ぶ学生にとって、虐待等を深く履修することは意義のあることと考えている。【G 校ヒアリングシートより】
- 教育内容はかなり重複しているので、別課程とするのであれば理由を示す必要がある。職業のことなのか、子ども家庭福祉分野のワーカーのことなのか。子どものソーシャルワークであるならば、現場の違いだけなのか(かぶっているが)。子ども家庭福祉の課程だけでいうと、実習時間を増やしたりすることは可能だが、他の課程、別のカリキュラムまで入ってくるとなると、本学では実習時間の確保が非常に困難。社会福祉士養成課程の実習時間が増えた時点でかなりカリキュラムが圧迫されており、たぶんこれ以上入らないと思われる。今後、4年生にスクールソーシャルワーク課程の実習とは別にアドバンスト実習(子ども分野に限らない発展的な実習カリキュラム)を設けるので、そこに位置づけることが考えらえる。【G校ヒアリング発言より】
- (資格・科目を)取ろうとする学生は果てしなく取ろうとするので、どこかでセーブすることは必要。本学では、 規定上は、社会福祉士、精神保健福祉士、スクールソーシャルワーカーのすべてを取れることになっているが、 時間割はめいっぱい。大学の持っているカリキュラムの見直しが必要となると学科的には大変。【G 校ヒアリング発 言より】
- 子ども家庭福祉ソーシャルワークとスクールソーシャルワークは重複しているので、実習時間を増やして合体させるのは一つの案としてあり得る。児童福祉施設、地域の子ども支援の現場、学校のうち 2 か所で実習させる。精神保健福祉士も医療機関と障害者福祉の事業所の 2 か所で実習することとなっているため、検討の余地はあると思われる。【G 校ヒアリング発言より】
- 本学には子ども福祉のコースとスクールソーシャルワークのコースが設置されている。子ども福祉のコースは主に保育士や幼稚園教員を目指す学生が在籍し、スクールソーシャルワークのコースは主に児童福祉職やスクールソーシャルワーカーを目指す学生が在籍する。子ども家庭福祉ソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格コースに加えて、この二つのコースを横断して認定資格を取得するイメージを抱いている。整合性はお互いの強みを活かし協働する中でとれると考える。【H校ヒアリングシートより】
- 全学部、どの学生もすべてのコースの科目を取れる。スクールソーシャルワークのコースと子ども福祉のコースに加え、学校教育コース(教員を目指すコース)もある。コース横断的に単位取得することにより、認定資格を取得するというイメージを考えていた。大学の各コース担当で話し合い、それぞれの強みを生かせるようにすれば、整合性はとれそう。演習や実習についてはどうするかというのは未知数。社会福祉士の実習時間を増やして対応するようなことができるのであれば、新しく担当教員を探す必要はないかもしれないが、負担は増えそう。演習も実習指導内で工夫するとか・・・、負担が増えるとなるとどこの大学も設置が難しくなるのではないか。いかに今ある資源を活用していけるかが重要。そのモデルを見せてもらえるとよい。【H校ヒアリング発言より】
- 重複しているところが多い。公務員のための資格になっていないか。子どものためのソーシャルワークになるのか。【H 校ヒアリング発言より】
- この二つを同一のものとして捉えることはできないため、少なくとも当方が教育課程の担当はできない。そのため新たな教員の確保が絶対条件となる。一方、学生の立場で考えると、両課程の履修を希望した場合には実習等のスケジュール調整の難しさと学生の負担が過多になることが問題となる。【I 校ヒアリングシートより】
- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー認定資格は、児童相談所や行政機関に特化した資格ではなく、児童福祉施設も含め多岐に渡るものと考えると、その養成のために行われる専門的なカリキュラム、プログラムは、上乗せであればなおさら質が求められると考える。中身が大事。スクールソーシャルワーク課程についても、スクールソーシャルワーカーを養成することにこだわってやっている。行政機関のケースワーカーと学校現場のソーシャルワーカーでは、動きも役割も違う。共有する部分はあっても、同じものとして捉えることはできないと考えている。両者を同じものとして捉えるのは、自治体職員が異動によりスクールソーシャルワーカーとなったり、窓口担当職員になったりしてもよいという考えと同じ。スクールソーシャルワーカーはスクールソーシャルワーカーとして、行政機関のソーシャルワーカーは行政機関のソーシャルワーカーとして、それぞれしっかりと養成される必要があると考える。本来は、ジェネラリストとして基盤は一緒であるが、日本の土壌がそうなっていないので、そこに対応するために分けたほうがよいと考えている。本来は一緒にやりたいが、出た先が違うので、今すぐに一緒にするのは難しいように思う。【I 校ヒアリング発言より】

○ 学生の履修の実態を考えると、4年次にスクールソーシャルワーク課程を取っている学生の意識は高いが、卒論もあるので学生の負担がかなり大きい。本学では、4年次にスクールソーシャルワーク課程と精神保健福祉士課程の両方を履修することは認めていない。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程を設置した場合、既存課程とバッティングする部分が出てくると思われる。公務員試験が6月から始まり、スクールソーシャルワーカーは会計年度職員のため年明けに募集があることも多く、動いているスケジュール感が違うため、これをフィットさせていくことが難しい。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程の実習を行なう場合、既存課程で行っている児童相談所や児童福祉施設の実習よりも質が上がるのかというと、そこは懐疑的である。そのため、既存課程の実習を削ってまで行かせるかというと、スクールソーシャルワークの養成をやっていて、これでも足りないと思っているので、一緒にできるところがあるとよいと思うが、何をするのかしっかり考えないといけない。

実習先を絞り込んで質を考えてプログラムを考える必要がある。相乗りしながらやっていくことを考えると、学生がもつか心配。スクールソーシャルワーク実習は、2 月中旬が発表会だが、国家試験が終わってもまだやっている状況。【I 校ヒアリング発言より】

● 既に SSW 課程は存在する。とはいえ、子ども家庭福祉の資格を複数持つことは望ましくない。新しい資格に、現存の SSW 課程を組み込むことがベターではないか。

上記のように考えた場合「研修」の中に組み込まれている「14 教育」領域の時間が短いと感じる。講義3・演習1.5となっている。この時間数増を検討してはどうか➡講義4.5・演習4.5【J校ヒアリングシートより】

- 子どもの課程や資格が複数あるのは望ましくない。子ども家庭福祉ソーシャルワーク課程にスクールソーシャルワーク課程の内容を組み込んでいく。社会福祉士・精神保健福祉士でも学校現場での実習していく流れになると思うが、その中で必ずしも学校現場に行くとは限らない。その場合 SSW 課程を履修したとは言い難い。スクールソーシャルワークの学びをどう保証するか。演習とか実習とか教育の分野のところがあったが、それだけでは時間が足りないので、講義科目も演習もスクールソーシャルワークの現場の方も含めて指導を組み込んでいくことでカバーしていくかたちにする。トータルで子ども家庭福祉ソーシャルワーカーということになっていくと思うので、別建てはあまり望ましくない。現場も混乱するであろうし、大学もそれをどう組み立てるのかというところではイメージがしにくいということもあるので、最初から組み込むかたちで、スクールソーシャルワークの学びをどう保証するかということも考えていくことが必要。【J校ヒアリング発言より】
- Q9 指定研修の実施に際し、養成校に対して「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。貴学がこれら研修等の実施機関となることについてどのような意向をお持ちですか。

指定実施機関、講師研修実施機関のいずれも検討したい 【2校】 E 校、G 校

指定実施機関だけであれば検討したい 【2校】 C 校、J 校

C 校(大学事務局に希望することができると思う)

講師研修実施機関だけであれば検討したい【O校】

現時点では、いずれも検討をするつもりはない 【4校】B校、F校、H校、I校

- B 校(検討するつもりがないということではありませんが、現段階での判断ができません。もっと具体的な要件が示されるようになって検討が始まると考えられます。)
- F 校(現状だけでも専門教員が少なく、1 人の持ちコマ数が多いため難しい。 取り仕切っている機関があるとらくではないか。 科目を担当するのみは可能だが・・・)
- H校(現在の本校本学部教員数では大学での教育活動外に時間をとることが難しいため)
- I校(実習において相応の協力を得ていないため)

上記に回答できない。

【1校】 D 校(検討するだけは検討したいが、法人と大学、及び担当者のレベルで調整がとれることが前提となる)

第2部 第2章第1節

* ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。 現時点では、具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそうなことを想定しながらご回答ください。

Q10 今後、「指定研修実施機関」あるいは「講師研修実施機関」となることを具体的に検討することとなった場合、課題となると思われることについて、お教えください。

費用・経費の確保 【5校】D校、E校、F校、G校、H校

研修会を開催できる場所の確保 【2校】D校、F校

(オンライン開催の場合)研修会を開催できる設備の確保 【3校】 C 校、D 校、F 校

C 校(同時配信の設備の確保)

講師の確保 【8校】B校、C校、D校、F校、G校、H校、I校、J校

C 校(半分近くの科目は他学科の教員に依頼する必要がありそう)

その他 【2校】D校、F校

D校(法人、大学全体の理解、及び事務局体制)

F校(大学が窓口からするのではなく、外部委託機関がすべて段取りを行うなど)

Q11 指定研修あるいは講師研修を他団体(職能団体等)が実施する場合、養成校に対して協力が求められる可能性があります。以下のうち、貴学がこれら研修等に関して協力できる可能性がある項目すべてにチェックを入れてください。

会場の提供(有償) 【7校】B校、D校、E校、F校、H校、I校、J校

会場の提供(無償) 【4校】 C 校、D 校、G 校、I 校

研修運営スタッフの提供 【2校】 D 校、G 校

科目担当講師の派遣 【8校】B校、C校、D校、E校、F校、G校、I校、J校

一部科目の開講 【5校】C校、D校、F校、G校、J校

実習のコーディネート 【1校】G校

卒業生への広報活動 【6校】 C 校、D 校、F 校、G 校、I 校、J 校

その他 【0校】

- Q12 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程を設置することの意義・利点について、 お考えをお聞かせください。
 - 新課程を設置することで学生募集の PR にもなる。養成団体業界においてプレゼンスを示すことにもなる。社会的ニーズに応えていくことにもなる。しかし、新課程の設置に対し社会的な意義や利点の評価が得られるかと考えるとかなり苦しいと思われる。【A 校ヒアリング発言より】
 - ●社会福祉士課程では、ジェネラリストの養成の視点から指導していることもあり、児童系施設に実習に行く学生に対しても、広く浅い指導にとどまざるを得ない部分があった。その点において、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程設置により、スペシフィックな部分もカバーした人材育成に寄与できる可能性が考えられる。【B 校ヒアリングシートより】
 - 新カリキュラムでは、社会福祉士養成課程の「子ども・家庭福祉」の科目が 30 コマから 15 コマになり、広く浅い指導に止まらざるを得なくなったことが残念。学生がこの内容で十分だと誤解して実習に行くことが心配。実習先の分野ごとに事前学習をできればよいのだが、ゼミ単位でそういうこともできないまま実習に送り出している場合もある。子ども家庭福祉ソーシャルワーカー教育課程が設置されると、児童分野に実習に行く学生や、将来、児童分野での活躍を希望する学生にとっては、専門的な学びをしたうえで実習に行くことができる。そういう意味では、子ども家庭福祉ソーシャルワーク教育課程が設置されるとよい。【B校ヒアリング発言より】

(ソーシャルワーク演習における子ども家庭支援)

- 演習は、共通のシラバスで複数の教員が担当している。実情としては、演習担当の各教員により専門分野が 異なるため、テーマの取り上げ方、指導の掘り下げ方は一様ではない部分がある。【B 校ヒアリング発言より】
- シラバスは共通なので、やるべきことは決まっているが、教員の専門性が異なることもあり、演習の中で児童・家庭福祉について学ばせているか把握しきれていない部分がある。30 コマから 15 コマ(4単位から2単位)になった「児童・家庭福祉」を1年次で履修し、その後、3 年生の終わりくらいから国家試験対策の勉強を始めるまでの間、(所属ゼミにもよるが)児童・家庭福祉について学んでいない学生もいる。子どもに関する科目が多くない中で、演習でどこまで学んでいるか、どこまで子どもの福祉について学んでいるか把握しきれていない。【B 校ヒアリング発言より】
- 子ども家庭分野の実習希望、ゼミ希望、就職希望の学生が多いので意義は大いにある。【C 校ヒアリングシートより】
- 学生の獲得にプラスになる。大学のパンフレットに子ども家庭福祉ソーシャルワークと書いてあるだけで違うと思う。本学の社会福祉士の実習における児童領域の実習先の倍率は3倍。出口の問題はあるが、学生の確保まではいかなくともアピールには十分になる。【C 校ヒアリング発言より】
- 1年生では子ども家庭福祉に関心があるが、2年生で就職が視野が入ってくると、3年生での実習先に高齢や障害領域を選ぶようになる。入学時点での集約効果はあると思うが、就職につながるのは高齢や障害領域という実態がある中では、学生獲得に関する実効性には限りがあるものと思われる。【C 校ヒアリング発言より】
- ソーシャルワーカーという名称にしてほしい。児童領域では、「相談」、「ソーシャルワーク」と言いながらスーパーバイザーが心理職であったり、ミクロから出られない呪縛があるように思えるところがある。実際に支援を展開したときにミクロでは問題解決していかない。社会的には虐待対応になったところで心理職のスーパービジョンを受けることとされているが、一歩間違うとソーシャルワーカーのスーパービジョンを心理職に委ねているところがある。子どもたちのための心理職が職員同士のカウンセラーとして活用されている状況がある。その結果、ソーシャルワーカーが育たず、ソーシャルワーク実践が現場に広がっていかないところがある。名実ともにこれを実現していくためにはソーシャルワークにこだわり、ソーシャルワーカーとは社会福祉士等をベースにするソーシャルワークを専門性とする職種ということを顕示して社会的承認を得ていく必要がある。【C校ヒアリング発言より】
- 厚生労働省から指導的ソーシャルワーカーの要請を委託されている大学であり、各領域の指導的ソーシャルワーカーを担当したい。【D 校ヒアリングシートより】
- 本学では、社会福祉士、保育士、スクールソーシャルワーカー等、これまで多くの子ども福祉にかかわる人材を養成し輩出してきました。本学の社会福祉学部は 70 年の歴史があり、中でも行政において活躍する卒業生が多くいます。そのため本学では、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程を設置することに前向きに取り組みたいと考えています。この教育課程を設置することは、最も弱い立場に置かれた人々に寄り添うという本学の建学の精神を具現化する意義があると考えています。【E 校ヒアリングシートより】
- 福祉への逆風は強いですが、子ども支援への興味関心は高いと思われます。日本の未来のためにも、福祉の仕事に就きたいと考える高校生が増えて欲しいと願っているので、この教育課程を設置することで福祉のやりがいや社会的意義を高校生や保護者、高校教員に向けて伝えやすくなるという利点があると考えています。【E 校ヒアリングシートより】
- 子どもの未来に続く不利を支援しなければ明るい未来は到来しません。日本の福祉を牽引するという意気込みの本学にとって、この教育課程が新たに設置されるなら、いち早く取り組みたいと考えています。【E 校ヒアリングシートより】
- スクールソーシャルワーカーは、子ども分野の中で唯一ソーシャルワークを子どもに届けられる仕事と言い続けている。子ども家庭ソーシャルワークが出てきた時には、ソーシャルワークを理解してもらえるようなキャンペーンが必要。その仕事を曲げずにやっていける人たちを育てていくしかない。福祉への逆風は強い。児童福祉に行く人は一時少なかったが、県や市とタイアップして養成を続けてきた中で、最近は増えてきている。そのような中で、きらりと光るソーシャルワークという仕事を理解してもらうには良い資格かと思う。

(養成校における教育課程の設置の意義・利点は)子どものことを学びたい学生は多いが、子どもの分野のソーシャルワークは、子どもの権利のところに立ち返ると、子どもの権利はあるが守ってあげる大人がいないと権利は守られないので、特殊な存在の子どもにソーシャルワークを届けるというところ。家庭福祉が入っているので、子どもを守るには家庭の支援も必要で、日本の虐待支援が難しいことの一つが、子どもの権利がありつつも、子どもを育てる一番の大人は保護者というのが明確にあり、制度的に難しい中で駆け引きしながらやっていくソーシャルワーカーしか支援できないということをもっと打ち出すためには、あってほしい資格。【E校ヒアリング発言より】

- 高校生に人気があるので、福祉系大学の学生獲得にいいかも。【F校ヒアリングシートより】
- 上記にも書いたが、社会的には保育士不足も大きな問題であるなかで、高校生で子ども系に興味を持つ学生の取り合いになる。結局子どものことに関わる必要なスタッフは全体として増えずに不足する可能性がある。【F校ヒアリングシートより】
- 福祉系大学の学生獲得にプラスになる。子ども家庭は、学生の人気が高い。高校生の獲得に貢献すると思われる。【F校ヒアリング発言より】
- 本学では、保育士との取り合いが想定されるため、苦しい状況。福祉に強い保育士が減り、幼児教育系の保育士ばかりが増えることを心配している。【F校ヒアリング発言より】
- 市民(社会全体)に「ソーシャルワーク」が広まる可能性がある。新資格の名称には「ソーシャルワーカー」とつけてほしい。社会(市民)に対するインパクトになると思われる。【F 校ヒアリング発言より】
- 学生が確保できる【G 校ヒアリングシートより】
- ソーシャルワーカー養成教育全体の質が向上する【G 校ヒアリングシートより】
- 子どものソーシャルワークで考えると、それを明確に打ち出すということであると思うが、どのように描くか。学科として子ども家庭に特化したワーカーをというのを見せるのはそうだが、ソーシャルワーカーはソーシャルワーカーなので、混乱しないように。【G 校ヒアリング発言より】

(学科として子ども家庭に特化したところを見せることの利点)

当事者の子も多いし、毎年、私のところにも一人親家庭やいろいろな経験をしている子が来るので、その子たちがやりたいというところでは明確になる部分があると思うので、わかりやすくなるというところはある(ソーシャルワークで子どものことを学べるということが分かりやすくなる)。【G 校ヒアリング発言より】

○ 社会福祉士の教育課程は、ソーシャルワークを志向する形で科目名を変更してきた。子ども家庭福祉の教育課程は、ソーシャルワーカーを前面に出している印象を受ける。ソーシャルワーカーの養成課程だというのが「子どもの権利」などの科目として出てきている。「では高齢者の権利は?、障害者の権利は?」というところが議論になるのではないか、社会福祉教育、精神保健福祉教育にソーシャルワークの色合いを付けよう、明確にしないといけないという議論にいってほしい。ソーシャルワーカー養成課程全体に対する貢献に持っていければよいと考えている。今の社会福祉士はソーシャルワーカーをどれだけ志向しているのかというと、制度を紹介して終わりということになりかねないような危うさも持っており、その辺に関する議論と貢献が期待できないかと思っている。【G校ヒアリング発言より】

(新資格の名称)

- 福祉士ではアイデンティティが薄らぐ感じがする。「ソーシャルワーカー」は残してほしい。【G校ヒアリング発言より】
- 子ども家庭福祉ソーシャルワークに関して、認定資格を取ることを目標にして学生が学べる。【H 校ヒアリングシートより】
- ソ教連(養成校)が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー教育課程を作る意味は、対人援助、ソーシャルワークができること。現場で子どもや家庭と関わったとしても、その関りがどうだったか、人に寄り添うというソーシャルワークでやってきたのか。資格名と仕事が一緒でもやっていることが全部一緒ではない。ソ教連(養成校)がやるということは、ソーシャルワーク、対人援助ということをきちっと踏まえたうえで関わることができるということが利点。それはなかなか周囲には理解してもらえないのではないか。

人の生き方や生活には、私たち(ソーシャルワーカー)も医師も民生委員も教師も関わる。でも中身を見たら違う。これはなかなか分かってもらえない。他との違い、(養成校が教育することの)意義であり利点は、そこ(ソーシャルワーク、対人援助)ができる。利用してくれた人には伝わる。言い換えると自己満足にならないようにということ。伝わりにくいことだが、そこを強調したカリキュラムにしておかないと、誰にでもできることと軽く見られる、社会的認知度が高まらない。【H校ヒアリング発言より】

(新資格の名称)

- ケースワーカーとソーシャルワーカーは違う。ソーシャルワーカーは、人の生きざまに関われる、実践する人であると考えると、「ソーシャルワーカー」という言葉を使うべき。【H校ヒアリング発言より】
- 学生の学びの選択肢が増える。子ども家庭分野に特化した授業が増える。【I 校ヒアリングシートより】
- 公務員試験を受ける学生の場合、スクールソーシャルワーク課程や精神保健福祉課程を取る学生は少なく、社会福祉士課程の実習が最後の実習となる学生が多い。そこから卒業まで1年半ほど期間がある。スクールソーシャルワーク課程を担当している中で、社会に出るまでのこの1年半の間の学生の伸びはとても大きいと感じる。現場がより実践力のある子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを求めるのであれば、この時期に学生がさらにレベルアップできるような学びの機会を提供できることは、学生にとって魅力になる。しかし、卒論等もあり、また、学生生活は勉強だけをしていればよいというものでもなく、あまり負担をかけすぎないようにもしたい。【I校ヒアリング発言より】

- 現時点における子ども家庭福祉分野の人材不足を補うことができる。【J 校ヒアリングシートより】
- 子ども家庭福祉分野の人材不足の中でこの案が出てきた。児童家庭分野の社会福祉士は少ない(マイナーな分野)。H 先生の指摘にもあったように非正規雇用のソーシャルワーカーが多い。実際に新課程が設置されることにより、課程を出た方が現場に行き結果を残すことを含め、相乗効果として非正規雇用を正規雇用につなげていく流れ、中長期で見て国への働きかけの起点になるとよい。【J 校ヒアリング発言より】 (新資格の名称)
- 「子供」という表記になることはないか?(「子供」という漢字表記には違和感がある)。「子ども」または「こども」 とするのがよい。【J 校ヒアリング発言より】
- Q13 最後に、養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の研修実施機関となることや、研修実施に協力することの意義や利点について、お考えをお聞かせください。
 - 分野的にソーシャルワークがあまり進んでいないところに養成校の教員が直接教えられる機会を手にすることの意義は大きい。業界の発展に向けて養成校がつかみとっていくべき部分。ふだんから社会福祉士・精神保健福祉士を養成している教員がソーシャルワークとは何かを説明する機会が得られること自体が意義。

地方において、大学と行政機関との結びつきを作り切れていないところは多いと思われる。養成校が研修実施機関となり、都道府県や市町村に認知され、実施について協定を結びながら、より積極的に関われる機会を持てる。研究にも結び付けられる。学生たちの出口(就職先確保)にもつながる。指定研修で関わる方がたに養成課程の教育の1コマを持ってもらうこともできる。

教員が現場より知ることができ、学生への教育に反映することもできる。教員のやり方によっては、現場の困り感を伝えたり、現場の好事例を学生の教育に生かすことができる。研修機関の研修に学生が参加することができれば、直接的に一緒に学びを深めることができる。【A 校ヒアリング発言より】

(講師の要件、要件を満たす者の確保の可能性)

- 一つの養成校で全科目の教員を確保することは、かなりハードルが高い。コンソーシアム形式でいくつかで連合で受けるしかないように思う。要件については、現場経験はあればなおよいという場面はあるかもしれないが、必須ではないように思う。制度についてだけ話すのは困る。ソーシャルワークにひきつけて話せることが必要。コンソーシアム形式で受け、かつ教員向け講習を行うことが必要。【A 校ヒアリング発言より】
- 現場と協働して授業を実施できるかもしれません。【B 校ヒアリングシートより】
- 教員の資質向上につながるかもしれません。【B 校ヒアリングシートより】
- 現場や他の大学の教員の協力もいただき、学内で協力しながら実施できるように思う。教員の資質向上への期待もある。教員が教えてもらう状況もあると思う。本学だけで実施できる状況ではないが、いろいろなところと協力してできるかもしれないという状況。【B 校ヒアリング発言より】
- 現任者研修を通じて、教員が現任者と関わる機会を持てる、資質向上・ブラッシュアップにつながれるので、 大変であると思うが、受ける意義はあるように感じている。【B 校ヒアリング発言より】
- この資格の職域拡大のために養成校が協力することは当然の責務である。【C 校ヒアリングシートより】
- 養成校が協力することは当然のこと。新資格の拡大のため、学生を育てるため、当たり前のこととして各養成校が取り組むべきもの。【C校ヒアリング発言より】
- ●厚生労働省から指導的ソーシャルワーカーの要請を委託されている大学であり、研修実施機関となること、あるいはそれがかなわなくても研修実施に協力することには、社会的責務がある。【D 校ヒアリングシートより】
- 福祉への逆風は強いですが、子ども支援への興味関心は高いと思われます。日本の未来のためにも、福祉の仕事に就きたいと考える高校生が増えて欲しいと願っているので、この教育課程を設置することで福祉のやりがいや社会的意義を高校生や保護者、高校教員に向けて伝えやすくなる。【E校ヒアリングシートより】
- 子どもの未来に続く不利を支援しなければ明るい未来は到来しません。そのことを社会に問う役割も担っている養成校の使命の一つでもあると思います。【E 校ヒアリングシートより】

- 児童支援は、建学時から行ってきた。行政含め卒業生が活躍できる場にしていくということがミッションとしてあった。そのため、児童相談所の方に教育に参画してもらい、実習を受け入れてもらいながら、実習について意見交換する中で意識を高めて頂くことをしてきた。その循環がよかった。新資格ができたら一緒にやっていこうという話も児童相談所とできている。養成校が学生を現場に送り出していくうえで、大学が現場にコミットする重要性がある。指定研修を実施していくことは、さらにソーシャルワークを伝えていく上でとても重要。社会福祉士で公務員として入ると「ケースワーカー」になるということを感じる。スーパービジョンでの学びを促しても学ぼうとしないが、研修参加の機会があるので、そこでさらにソーシャルワークを学んで頂く、より一層現場を一緒に作っていけるという利点がある(教育を担うということでソーシャルワークを伝えていくことに意味がある)。【E校ヒアリング発言より】
- 大学院進学に繋がる。【F 校ヒアリングシートより】
- 地域貢献になる。【F 校ヒアリングシートより】
- 社会的課題への貢献になる。【F 校ヒアリングシートより】
- 大学院進学につながるのではないか。地域貢献になる。社会的課題にも貢献できる。【F 校ヒアリング発言より】
- 現任者ルートの指定研修の受講方法として、教員実習の10年教職実習のように、どの大学でもよいので開講している科目を受講していって必要時間を満たすという方法であれば大学はやりやすい。一つの大学で全科目を揃えるのは難しいし、特定の大学同士が組むことも難しい。公開している情報(各大学が開講している科目)から資格取得希望者が選択して取得する方法がよいと思う。【F校ヒアリング発言より】
- 学部生の科目に科目等履修生として現場の人が履修すると、現場の状況を聞きながら学生たちが学べるというメリットがある。【F校ヒアリング発言より】
- ソーシャルワーカー養成教育に貢献できる【G 校ヒアリングシートより】
- 大学が研修実施機関になることで注目される。地域にいかに貢献するのか、ソーシャルワークについて研修を通じて伝えていくことが一番大きいと考える。【G 校ヒアリング発言より】
- 教員免許の講習で子どもの貧困や虐待を話してきたが、先生たちの学び直しをやることは大事で、そこから始まる連携もあるので、現場を変える力になると考える。ソーシャルワークについて学び直してもらうのは重要。行政職員の参加も多いと思うので、子ども家庭福祉の現場をよくしていくためには自身の立場(予算が取れる)だからできることや連携について学んでもらえると良い循環が生み出せるのではないか。研修の部分でミクロ~マクロの循環を学んでもらい、そこで自身ができることを学ぶ機会にしてもらえると大学としても意味がある。そこに学生も関われると、良い学びになる(学生の教育の面でも良い)。この研修がおもしろい一つのきっかけになるのではないかと思う。いろいろな立場の人が関わってくるようになると、いろいろな声が集まり課題が見えてくる。(課題解決のために)これが必要ということが行政の上の人が分かってくると、いろいろと早い。予算請求につながる機会になり、現場がやりやすくなるきっかけになるとよい。【G校ヒアリング発言より】
- 大学と地域社会福祉実践現場とが協働することで、大学には現場実践で培われた知識・技術が入り、現場には大学での教育内容や学生や教員との対話の機会を通しての学びが入り、お互い WINWIN の関係が築ける。 【H校ヒアリングシートより】
- 良い循環を作るきっかけになるとよい。現場の人が大学に学び直しに来て、その人たちが学生に指導するなど関わる機会が生み出され、お互いが win-win の関係が築けるようになるとよいのではないか。【H 校ヒアリング発言より】
- 本学の独自事業として、学校の先生や現場のスクールソーシャルワーカーを対象に、スクールソーシャルワーカー活用講習を数年間実施していたが、参加者が少なかった。一つの大学でやってもなかなか参加がない。バックがきっちりしていて、資格を取るにはこれを受けなければいけないとなると、参加してくれるし、伝えたいことが伝えられることが利点。我流で子どもをみることはやめよう、ソーシャルワークとして、本人の自己実現や自己決定を考えながら取り組もうということを伝えていくこと。【H校ヒアリング発言より】
- 社会的な要請に応えるという点では意義があるのかもしれないが、現状では養成校にとって負担の方が大きい。利点は思い浮かばない。【I 校ヒアリングシートより】

- 子ども家庭福祉に限らず、大学が地域の人材育成等に貢献できる【J 校ヒアリングシートより】
- 大学で資格を出している存在意義として、大学が地域の人材育成に貢献すること。リカレント教育含め、現場の方の教育含め、有意義と思う。アメリカ・ハワイ州では、子ども家庭のワーカーが不足しているため、州が大学院の授業料を補助し、人材育成に当てている(マスターコース修了後に州の児童福祉分野に3年間務めることを条件に補助)。地元で同様のことを行うと考えた時、一つの大学ではできないが、コンソーシアムでそのような仕組みづくりできないかと考えた。そういった部分での大学の貢献ができるのではないか。【J 校ヒアリング発言より】

その他、全体に関わること

○ 新資格に対する現場の理解が必要。とくに子どもの領域では施設内虐待が社会的に不信を煽っている中で、専門性を高めて襟を正していくことが現場にとってのメリットでもあるいうことを現場の方々に理解していただき、協力いただける体制を作ることが必要。実習指導者講習を受けていただくには、現場の管理的立場の方々に職員が新資格を取得することについてのメリット(職場のクオリティコントロールにつながる)と社会的責務を理解していただき、職員を研修に出していただいたり、養成校の実習を受け入れる体制を一緒に作っていただくことが必要。【C校ヒアリング発言より】

(厚生労働省 令和4年度子ども・子育で支援推進調査研究事業) 養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭組祉の新たな資格における指定研修等への 参成校の協力のなり方に関する調査研究

《ヒアリング調査》

養成校グループヒアリング ヒアリングシート

2023年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

<本調査の目的>

本連盟は、本年度、厚生労働省補助事業(令和四年度子ども・子育で支援推進調査研究事業)として、 「養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等へ の養成校の協力の在り方に関する調査研究」事業を実施しております。

本調査は、同事業の一環として、子ども家庭福祉の新たな資格(以下、認定資格)取得者養成に対する 養成校の協力の可能性(意向)および協力する場合の課題等を明らかにすることを目的に実施いたしま オ

[認定資格の創設の経緯・検討状況]

すでにご案内の通り、令和4年6月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しかなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通して的確な支援を実施できる十分なか識及び技術を有する者として内閣府やでめるもの」が追加されました。この「新たに内閣府やで定めるもの」につきましては、令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(令和4年2月10日公表)において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、機が行われております。このたび、当該検討会ワーキンググループによる現任者向けの研修課程の概要案が厚生労働省より公表されました。

これを受け、社会福祉士・精神保健福祉士の養成校が研修実施機関として積極的に参画・協力し得る環境や条件等を検討することを目的とし、子ども支援に関する先駆的な教育課程等が設置されている、または所在地域において子ども支援に関するニーズに積極的に応えている養成校を対象として、ヒアリング調査することといたしました。また、今回のヒアリングにあたっては、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の認定資格を福祉系大学等の学生が取得するための新課程設置 (福祉系大学ルート)に向けての検討が開始されることを見通して、研修实施機関の設置に係る環境や条件等のご意見に加え、当該新課程の設置に関する意向等も併せて聴取させていただきます。

なお、本調査とは別に、本連盟のすべての会員校を対象とした質問紙調査を実施することとしており、養成校 (会員校)全体の意向につきましては、同調査において把握したいと考えております。 我が国のソーシャルワーカー養成において非常に大きな転換期ともなりうる事項として、本連盟としては養成校の意見等を丁寧に聴取しながら、新しい研修・教育課程の在り方について提言等を行いたいと考えております。年度末に向けて公務ご多忙な中、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深、感謝申し上げます。

・ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、具体的な要件については接示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそうなことを受しながらご回答ください。

<回答の取り扱いについて>

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

ヒアリング当日は、本調査への回答をもとにお伺いします。わからない・回答できない設問については 空欄のままご提出いただいて支障ありません。

<本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い>

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査研究事業のデータとしてのみ使 用します。調査の報告書等、結果の公表において所属機関名・個人名を公開することは一切ありません。 また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が募重されます。同意いただける場合のみご協力 くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものと いたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないこと を保険いたします。

> た問い合わせ・ご提出先〉 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 TEL:03-5495-7242 FAX:03-5495-7219 Eメール:kodomo2022@jaswe.jp 担当:佐藤・石井

> > 2

≪新しい研修・教育課程の概要について≫ *pp.i~※照 ※ 現任者向け研修課程(以下、研修課程)は、「子ども家庭福祉指定研修」(以下、指定研修)の はか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の3 つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を中心 にご変見をおうかがいいたします。

- ※ 指定研修は、科目ごとに講義と演習を一体的に展開することとされていますが、演習に該当する 部分をまとめて教授する等、養成機関において柔軟な実施を可能とすることとされています。また、講義は遠隔(オンデマンド型も可)で行うことができますが、演習については対面で行うことが求められる見通してす。
- ※ 認定資格(受験資格)を福祉系大学等の学生が取得するための新課程(以下、教育課程)については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数(実習時間含む)により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください(社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設選书目との読替については未検討です)。
- ※ これらカリキュラムにつきましては、ヒアリング当日にも簡単にご説明申し上げるようにいたしますが、その前にご不明な点がございましたら、〈お問い合わせ・ご提出先〉までご連絡ください。

【事務局記入	欄】								
ご協力校名									
実施日時:	年	月	日()	時	分~	時	分	

【フェイスシート】

※通信制を設置している場合、お手数ですが、通信制につきましてもご回答をお願いします。

学校名		
主たる回答者		
(所属・役職・氏名・連絡先)		
全学の学部数		
	(うち通信制)
全学の学生数		
	(うち通信制)
社会福祉士養成課程を設置している		
学部・学科名	(うち通信制)

上記課程に所属する学生数(|学年平均) (うち通信制 うち課程修了時に社会福祉士国家試験受 験を予定する学生の割合 (概数) (うち通信制 精神保健福祉+養成課程を設置している 学部・学科名 (うち诵信制 上記課程に所属する学生数(|学年平均) (うち通信制 うち課程修了時に精神保健福祉士国家試 験受験を予定する学生の割合(概数) (うち通信制 スクール (学校) ソーシャルワーカー教育 課程を設置している学部・学科 (うち通信制 上記課程に所属する学生数(|学年平均) (うち通信制 うち課程を修了する学生数 (うち通信制 社会福祉士または精神保健福祉士養成課程 に在籍している学生が履修できる教職課程 の有無 (うち通信制 社会福祉士/精神保健福祉士+教職課程履 修者・修了者(昨年度)の状況 (うち通信制 社会福祉士または精神保健福祉士養成課程 に在籍している学生が履修できる保育士養 成課程の有無 (うち通信制 社会福祉士/精神保健福祉士+保育士養成 課程履修者・修了者(昨年度)の状況 (うち通信制

質問は次の頁からはじまります

Q I ①これまでにご回答いただいた課程に設置される科目のうち、子ども家庭福祉分野の専門性向上 のために時間数を増やしている科目、あるいは、②子ども家庭福祉ソーシャルワークの実践力向上に資 するために独自に設置している科目がありますが(子ども家庭福祉に関係する特別な教育課程を設置し ている場合には、具体的な課程の名称についてもご回答ください)。

□ ①も②もある(具体的に ① /②)□ ①または②のみある (該当する方に丸をつけ、具体的に記載下さい:①・②)□ ①、②どちらもない

【相談援助実習(ソーシャルワーク実習)について】

Q2 実習実施状況についてお聞きします。今年度(令和4年度)の実習の実施状況について教えてください。該当しない箇所への回答は不要です。黄学に置いて科目を分けて(例:相談援助実習 I/I 等)実施されている場合は、貴学内での科目の区別なく実習全体についてご回答ください。

	通学制(社会福祉士)	通学制(精神保健福祉士)
実習を実施する学年	年~ 年	年~ 年
実習施設の総数(①と②の合計)	箇所	箇所
①うち、タイプA゜	箇所	箇所
②タイプ A 以外の施設	箇所	箇所
相談援助実習(ソーシャルワーク実	人	人
習) 履修者数		
うちタイプA配属の履修者数	人	人

	通信制(社会福祉士)	通信制(精神保健福祉士)
実習を実施する学年	年~ 年	年~ 年
実習施設の総数 (①と②の合計)	箇所	箇所
①うち、タイプA*	箇所	箇所
②タイプ A 以外の施設	箇所	箇所
相談援助実習(ソーシャルワーク実	人	
習) 履修者数		
うちタイプA配属の履修者数	人	,

[・]タイプAとは、以下の実習施設を指します;児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児 人所施設、児童発達支援センター、児童・理治療施設、児童自立支援施設、障害児過所支援事業を行う 施設、障害児組制設投事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立支援物業を行うている施設、 子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代 包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署・

Q3 すでに貴校が設置している科目において実際に教育している内容と、指定研修 18 科目の到達目標 (下記) とを照らし合わせたとき、各目標に対して実際に教授が行われているか、お教えください。 該当する科目名については、貴学での設置科目名ではなく、指定科目にて回答ください。回答の際は、 別紙「指定科目のコード表」をご参照頂き、コード番号にて記入してください。

指定研修の	おかてはなっている ロ 4番	授業での取り扱い	該当する科目名
科目名	指定研修の到達目標	の有無(該当に図)	(MA)
1.子どもの権利擁	子どもの権利の考え方について理解する	□ 教えている	
護		□ 教えていない	
	子どもの権利に関する経緯について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	子どもの権利条約や国内法について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	子どもの権利擁護のための意見表明支援とア	□ 教えている	
	ドボカシーについて理解する	□ 教えていない	
2.子ども家庭福祉	子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの倫	□ 教えている	
分野のソーシャルワ	理や価値を踏まえた、専門職の役割を理解す	□ 教えていない	
ークの専門職の役	る。		
割			
	子ども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけ	□ 教えている	
	るスーパービジョンの意義と方法を理解する。	□ 教えていない	
	子どもに対する支援における関係機関と専門	□ 教えている	
	職の役割について理解する。	□ 教えていない	
3.子ども家庭福祉	子ども・家族・家庭の定義と権利について理解	□ 教えている	
-1	する	□ 教えていない	
(子ども家庭をとり	子どもの養育環境や社会環境が子どもに及ぼ	□ 教えている	
まく環境と支援)	す影響を理解する	□ 教えていない	
	子どもが置かれている多様な状況とニーズを	□ 教えている	
	理解する	□ 教えていない	
4 児童虐待の理解	児童虐待の定義とその背景を理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	虐待等による子どもへの影響を理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	虐待等を受けた子どもの回復に向けて必要な	□ 教えている	
	支援を理解する	□ 教えていない	
	児童虐待等と関連する諸課題について理解す	□ 教えている	
	8	□ 教えていない	
次の頁にも本表の続	きがあります		

6

5.子ども家庭福祉	保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社		教えている	
-2(保護者や家族	会環境について理解する		教えていない	
の理解)	家族に対する支援について理解する		教えている	
			教えていない	
	家族システムの理解について理解する		教えている	
			教えていない	
	子ども・家庭に対する支援における関係機関と		教えている	
	専門職の役割について理解する		教えていない	
	ひとり親家庭が置かれた状況や課題について		教えている	
	理解する		教えていない	
6.子ども家庭福祉	現代の精神保健行政の動向と基本的考え方		教えている	
-3(精神保健の課	について理解する		教えていない	
題と支援)	ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健		教えている	
	上の課題を理解する		教えていない	
	家族に関連する精神保健の課題と支援、精神		教えている	
	保健に関する発生予防と対策について理解す		教えていない	
	8			
	専門職等の役割について理解する		教えている	
			教えていない	
7.子ども家庭福祉	子ども・家庭に関する制度の発展過程につい		教えている	
-4(行政の役割と	て理解する		教えていない	
法制度)	子ども・家庭に対する法制度について理解する		教えている	
			教えていない	
	子ども・家庭に関する行政機関の役割を理解		教えている	
	する		教えていない	
8.子どもの身体的	子どもの身体的な成長発達を理解する		教えている	
発達等、母子保健と			教えていない	
小児医療の基礎	障害理解と発達支援について理解する。		教えている	
			教えていない	
	ライフステージにおける心身の変化と健康課題		教えている	
	について理解する		教えていない	
	健康及び疾病の捉え方について理解する		教えている	
			教えていない	
	身体構造と心身機能について理解する		教えている	
			教えていない	
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程について		教えている	
	理解する		教えていない	
	周産期、母子保健、保健医療対策について理		教えている	
	解する	П	教えていない	

9. 子どもの心理的	人の心の基本的な仕組みと機能について理解	□ 教えている	
発達と心理的支援	する		
光速と心理的又接		□ 教えていない	
	人の心の発達過程について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	不適切な行動やその背景について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援	□ 教えている	
	の基本について理解する	□ 教えていない	
10.社会的養護と	社会的養育の理念について理解する	□ 教えている	
自立支援		□ 教えていない	
	社会的養護における多様な支援のあり方につ	□ 教えている	
	いて理解する	□ 教えていない	
	児童養護施設等における自立支援について理	□ 教えている	
	解する	□ 教えていない	
	社会的養護に係る児童等への切れ目のない	□ 教えている	
	自 立支援を理解する	□ 教えていない	
	社会的養護や自立支援に関わる専門職等の	□ 教えている	
	役	□ 教えていない	
	割について理解する		
11.少年非行	少年非行の現状と背景について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	専門職等の役割について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
	児童福祉法と少年法との関係について理解す	□ 教えている	
	3	□ 教えていない	
2.貧困に対する	貧困の概念について理解する	□ 教えている	
支援		□ 教えていない	
	貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻	□ 教えている	
	く社会環境について理解する(貧困が子ども	□ 教えていない	
	に及ぼす心理社会的影響の理解を含む)		
	貧困に対する法制度について理解する	□ 教えている	
		□ 教えていない	
1	貧困に対する支援における関係機関と専門職	□ 教えている	
	の役割について理解する(子どもの貧困対策	□ 教えていない	
	における学校の役割理解を含む)		
13.保育	養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や	□ 教えている	
1	保育士に求められる役割、専門性について	□ 教えていない	
	理解する		
	子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連	□ 教えている	
	性について理解する	□ 教えていない	
	and the country of	- yare	

7

4.教育	今日の学校教育現場が抱える課題とその実態	_	教えている	
	について理解する		教えていない	
	スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モ		教えている	
	デル・支援方法について理解する		教えていない	
	公教育の目的と意義について理解する		教えている	
			教えていない	
	教育の場としての学校の理解について理解す		教えている	
	8		教えていない	
	教員の職務の全体像について理解する		教えている	
			教えていない	
	チーム学校運営について理解する	_	教えている	
		_	教えていない	
15. 子どもの安全	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に		教えている	
確保を目的とした	関するケースマネジメントについて理解する	ш	教えていない	
支援	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に		教えている	
	関する行政権限の理解と行使について理解す		教えていない	
	3			
	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に		教えている	
	関する子どもや保護者に対する面接等の技術		教えていない	
	について理解する			
	子どもの安全確保を目的とした緊急的対応に		教えている	
	関する家族への支援について理解する		教えていない	
	重大事例を通して、支援に必要な視点や態度		教えている	
	を理解する		教えていない	
6.子ども家庭福	子どもの安全の維持と ウェルビーイングを目		教えている	
祉とソーシャル ワー	的とした子ども・家庭 に対する相談支援等に		教えていない	
ク−Ⅰ(虐待予防 の	ついて理解する			
ための支 援等を始	子どもの安全の維持とウェルビーイングを目		教えている	
めとした、多様なニ	的とした子どもや保護者に対する面接等の技		教えていない	
ーズ をもつ子ども や家庭への相談支	術について理解する			
援 等やその技術)	虐待予防に資する支援を始めとする多様な二		教えている	
	ーズを持つ子どもや家庭への支援のアプロー			
	チを理解する			
	,	<u> </u>		

U.
W.
(V)
(v)
(V)
()
(V
(A)

10

【新しい教育課程を設置することについて】

Q4 今後、福祉系大学ルートとして養成校における子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)認定資格(受験資格)取得のための教育課程(以下、教育課程)を設置することとなった場合、どのような科目やその科目の教育内容を整備することが望ましいと考えますか。

(ヒアリング当日、詳しくおうかがいします。ここでは主要なポイントについてご回答ください)

Q5 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、どのようなことが 課題になると考えますか。

(ヒアリング当日、詳しくおうかがいします。ここでは主要なポイントについてご回答ください)

Q6 今後、養成校において教育課程の設置を具体的に検討することとなった場合、より多くの学生が「新しい教育課程を履修してみたい」と思えるようになるために、どのような条件が整うとよりよいと考えますか。また、そのために養成校が工夫できることとして、どのようなことが考えられますか。

(ヒアリング当日、詳しくおうかがいします。ここでは主要なポイントについてご回答ください)

- Q7 今後、教育課程の設置をした場合、子ども家庭福祉の資格の取得を目指す現任者の受け入れは検討されますか。
- □ 編入学生として受け入れる
- □ 科目等履修生として受け入れる
- □ 編入学生・科目等履修生として受け入れる
- □ その他の方法で受け入れる(具体的に □ 受入は検討しない(理由)
- Q8 SSW 課程を設置している学校におうかがいします。とくにこの教育課程とSSW課程との整合性

について、お考えをお聞かせください。 (具体的に)

【指定研修ないし講師研修のための実施機関 となることについて】

Q9 指定研修の実施に際し、養成校に対して「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。責学がこれら研修等の実施機関となることについて どのような意向をお持ちですか。

- □ 指定実施機関、講師研修実施機関のいずれも検討したい
- □ 指定実施機関だけであれば検討したい
- □ 講師研修実施機関だけであれば検討したい
- □ 現時点では、いずれも検討をするつもりはない(理由

1

[。]ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な 要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、 具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそう なことを想定しながらご回答ください。

(3) Q10 今後、「指定研修実施機関」あるいは「護師研修実施機関」となることを具体的に検討することと (計100.5h) なった場合、課題となると思われることについて、お教えください。 □ 費用・経費の確保 □ 研修会を開催できる場所の確保 67.5 □ (オンライン開催の場合)研修会を開催できる設備の確保 0.9 1.5 3.0 3.0 1.5 1.5 4.5 1.5 1.5 1.5 7.5 7.5 7.5 □ 講師の確保 33.0 □ その他(具体的に) 研修科目一覧(イメージ) Ver. 20221271 第 8 回 12/2718 海林からフロット <子ども家庭福祉指定研修>※像實内等の例示率の器制は【20221227m 資料・子どを定議福社に係る研修の研修課則について(第)】 職職 兩國(h) 3.0 1.5 3.0 5 5 1.5 1.5 1.5 1.5 3.0 3.0 1.5 1.5 Q | 1 指定研修あるいは講師研修を他団体 (職能団体等) が実施する場合、養成校に対して協力が求め られる可能性があります。以下のうち、貴学がこれら研修等に関して協力できる可能性がある項目すべ てにチェックを入れてください。 - 1 (虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子 (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築) □ 会場の提供(有償) □ 会場の提供 (無償) □ 研修運営スタッフの提供 □ 科目担当講師の派遣 □ 一部科目の開講 □ 実習のコーディネート □ 卒業生への広報活動 □ その他(具体的に 【子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)を養成する意義・利点について】 (組織の運営管理) Q12 養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー (仮称) の教育課程を設置することの意義・利点に ついて、お考えをお聞かせください。 -1 (子ども家庭をとりまく環境と支援) 科目名 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎 子ども家庭福祉 一3 (精神保健の課題と支援) -2 (保護者や家族の理解) -4 (行政の役割と法制度) 12 15. 子どもの安全確保を目的とした支援 16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク -どもや家庭への相談支援等やその技術) 17. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク -Q13 最後に、養成校が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の研修実施機関となることや、研 9. 子どもの心理的発達と心理的支援 修実施に協力することの意義や利点について、お考えをお聞かせください。 10. 社会的養護と自立支援 少年非行
 12. 貧困に対する支援
 13. 保育 1. 子どもの権利権護 子ども家庭福祉 子ども家庭福祉 子ども家庭福祉 児童虐待の理解 ~学期末のお忙しい中、ヒアリング調査にご協力賜りまことにありがとうございました~ 14. 教育

<養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの)>					(b)
華 日名		講義 時間(h)	演習 (h) 時間(h)		
・本課程については、過去の厚土労働省の設置する委員会の中で、液習・実習含め 500 時間程とする案が出されているが、社会指址士・誘発機構施士教育課程で設置する利目との診替配面含か、詳細に未終計・参点数における教育課程は、「研修課程」の実践状況を踏まえ、今和9年度より検討される予定・・本題者は、その検討に先立ち、業成状の意向等を詳細に認取するものである。	- する業が仕 - ・	10		(#H 500h)	
					②
イソーシャルワーク研修(子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者/子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士 無期(h)	こかかる相談	談援助実務組	g務経験がある 時間(h)	保育士>)
科田名	/演習/見 华実習	子ども家庭実務者	保育士		
1. ソーシャルワークの基盤と専門職	請義	0	19.5		
2. ソーシャルワークの理論と方法	雑業	39.0	39.0		
	講義	19.5	19.5		
	lim il	0	39.0		
5. ソーンャルワーク演習Ⅱ 6. 自受全要	月学実習	39.0	39.0		
		97.5	165.0		
	社分野の実	務経験が一万	主以下の者	/ // / / / / / / / / / / / / / / / / /	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計	時間(h)	(「児童・家庭福祉」 該当科目の履修者)	家庭福祉」 の履修者)	
中山寺	整點	演習 見学実習	機能	演習 見学実習	
1 子どもの権利擁護と倫理	1.0	-	_	-	

職 計 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		艦	査	時間(h)	_
講義 0 19.5 19.5	科目名	/演習/見・ 学実習	子ども家庭 実務者	保育士	
講義 39.0 39.0 39.0 39.0 39.0 39.0 39.0 39.0	-シャルワークの基盤と専門職	講義	0	19.5	
演習 19.5	シャルワークの理論と方法	郷	39.0	39.0	
演電		辮	19.5	19.5	
200 39.0	シャルワーク演習 [瀬昭	0	39.0	
19年本 165.0 165	シャルワーク演習エ	腳無	39.0	39.0	
165.0 16	丝実習	見学実習	0	9.0	
指着への追加研修 (有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が1-定以下の者が (児童・			97.5	165.0	
10 10 10 10 10 10 10 10		止分野の実	務経験が一	定以下の者	(
#	1 E 2	輩	(4) 8	(「児童・ 該当科目	家庭福祉」 の履修者)
1.0	4日名	響	演習見学実習	櫾	演習見学実習
1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 3.0 1.0 3.0 1.0 1.0 1.0 1.0 6.0 1.0 6.0 1.0 6.0 1.0 6.0 1.0 6.0 1.0 6.0 1.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6	子どもの権利擁護と倫理	1.0	ı	ı	1
1 1 1 1 1 1 1	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	1	1	1
1.0 3.0 - 1.0 3.0 - 1.0 1.0 - 1.0 - 1.0 - 1.0 - 1.0 - 1.0 - 1.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 6.0 - 1.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6	重相談所の役割と連携	1.0	1	1	ı
1.0	ビも家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	1	3.0
1.0	会的養護と市町村の役割	1.0	ı	1	ı
2.0	ビもの成長・発達と生育環境	1.0	,	1	1
9.0 6.0 —	ビも虐待対応	1.0	6.0	1	0.9
- 0.9 0.6	P保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0		ı	ı
	芦夷習	9.0	0.9	ı	0.9
9.0 15.0 0.0 15.0		9.0	15.0	0.0	15.0

-334-

2

有識者ヒアリング調査

2-2 有識者ヒアリング調査

2-2-1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

本連盟会員校に所属する教員のうち、以下の条件に該当する教員に協力を依頼した。なお、社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における科目の担当経験の有無は問わず選出した。

【心理】発達心理学や子どもへの支援等に関する教育経験や臨床経験を有する教員

【母子保健】母子保健、周産期医療等に関する教育経験や臨床経験を有する教員

(2) 調査方法

ヒアリングシートを配布・回収する紙面でのヒアリングを実施した。具体的な手続きは以下である。

- IV. 調査対象者である職能団体へ、趣旨説明の上ピアリングシートを送付
- V. 回答者は、ヒアリングシートに回答の上、調査実施者に返送

なお、回答者 M、N については、より円滑に回答ができるよう、社会福祉士養成に長く携わる教員により作成された本事業並びに本調査に関する説明文書を付するとともに、質問内容がわかりやすいよう文言を調整したヒアリングシート(タイプ A)を使用した。各回答者の専門、並びに使用したシートタイプについては以下である。

各回答者の専門に合わせ、【心理】【母子保健】と2種に分け、さらに【心理】についてはタイプ A,タイプ B を用い回答を得たが、調査内容に種類・タイプによる大きな異なりはない。

回答者	専門	ヒアリング項目タイプ
M	心理	タイプ A
N	心理	タイプ A
О	心理	タイプ B
Р	心理	タイプ B
Q	心理	タイプ B
K	母子保健	_
L	母子保健	_

2-2-2 調査内容

調査内容は以下である。なお、本ヒアリングについては、厚生労働省より提供協力を得て、令和4年 12 月 27 日に開催された第8回 WG の資料を基に質問項目と添付資料の検討及び作成を行った。本調査で得られた回答は、令和4年12月末時点の検討状況に対するものである。

- 回答者の実務経験・教育経験
- ・ 今後、養成校において認定資格(受験資格)取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される科目において、①どのようなことを目標に、②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の質的向上が図られると考えるか
- 新たに設置される科目で教授することとなった場合に生じることが考えられる課題
- ・ 教授する際に望まれる条件や環境(授業時間数、教員要件等)

2-2-3 調査期間・回答状況

2023年2月上旬に配布、中旬に回収した。

2-2-4 調査結果【心理】

回答者は M、N、O、P、Q の5名である。

【ヒアリング項目タイプ A】の回答中の番号、資料名等について【ヒアリング項目 タイプ A (回答者 M・N)】

○ 回答中の「資料2」は、以下の資料を指す。

厚生労働省「第8回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」令和4年12月27日開催)資料2「子ども家庭福祉に係る研修の研修過程について(案)」

○ 回答中の「①」、「②」、「③」は、以下の①~③に対応している。

上記「資料2」において示された「子ども家庭福祉に係る研修」(いわゆる現任者ルートの「指定研修」)の科目「9.子どもの心理的発達と心理的支援」の「想定される研修内容の例示」

- ①子どもの心の発達の基盤と発達過程(認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ (LGBTQ 等の多様なあり方を含む)等)(行動上の問題等)
- ②不適切な行動(不適切な性的行動等(性被害と性加害を含む))
- ③心理アセスメントと心理的支援

Q1 これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。

回答者 M

実務経験:親子(乳幼児対象)支援施設における子育て支援。この施設では保護者対象の勉強会や懇談会の 運営および保育を実施した(勤務期間:10 年間)。

教育経験:福祉系大学における教育。主な担当科目:発達心理学、児童心理学、発達臨床心理学、子ども家庭支援の心理学

回答者 N

実務経験:障害幼児の発達相談・療育支援関係の実務を16年

教育経験:大学にて13年

回答者 〇

実務経験:障害児入所施設職員(9年)

A 県 社会福祉職(3年)

児童養護施設非常勤心理療法担当職員(4年)

B県 児童虐待対応専門アドバイザー

重度知的障害者施設 コンサルタント(3年)

教育経験:A大学短期大学部(1年)

担当科目: 臨床心理学、発達心理学、精神保健、社会福祉、相談援助、保育相談の基礎、社会的養護内容等

B 大学(6年)

担当科目:臨床心理学、行動療法、家族心理学、心理学応用実習Ⅱ(カウンセリング)、心理実習Ⅰ、子どもの発達と障害、福祉分野に関する理論と支援の展開(大学院)

C 大学(4 年)

担当科目:心理学と心理的支援、発達心理学、臨床心理学、保育の心理学、子ども家庭支援の 心理学、障害児心理学、教育と発達の心理学、障害児保育演習

非常勤講師

社会的養護內容(1年)、犯罪心理学(3年)、福祉心理学(2年)

回答者 P

実務経験:障害児心理・臨床、発達臨床からはじまり、療育現場、子育て支援、保育、学校教育現場において、 乳児から青年期に関わる子どもの発達支援、及び保護者支援の研究などに取り組んでいる。また、 保護者支援については、NPO 法人代表として子育て家庭や発達の気になる子どもを持つ保護者に 対する支援等に取り組む経験を持つ。地域では、自治体より委託事業(2地域)を受け、保育現場、学 校などの先生方の助言指導をはじめ、母子保健における子どもの発達支援、保護者に対する支援 体制作りやペアレントプログラム等の実施など子ども家庭の支援に取り組んでいる。

教育経験:○児童福祉学科のある専門学校専任教員(4.5 年)、社会福祉学部の大学教員(20 年)として、合わせて約 25 年の教育歴。

○この間、社会福祉士養成と保育士養成に携わってきた。

回答者Q

実務経験:A 療育センター(社会福祉法人)にて 13年

B市立C学園(児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業)にて 12年 主に発達障害の幼児期から児童期、青年期の療育と家族の相談に従事。

教育経験:D 大学および大学院にて教員として勤務。 今年が 10 年目になる。

現在担当している主な学部の心理関係の授業としては、

Q2 今後、養成校において認定資格(受験資格)取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに 設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」が仮に授業時間2単位(授業15回)の科目となった場合、現任 者研修の教育内容を全て教授することは可能でしょうか。自由にご意見をお書きください。

(回答者 M)

○ 1年~3 年の間に「発達心理学」を履修済である場合には、「子どもの心理的発達と心理的支援」を2単位(授業 15 回)で現任者研修の教育内容を全て教授することは、①については復習と位置づけ授業3回分程度とすることで可能。

一方、1年~3年の間に「発達心理学」を未履修で、「心理学概論」のみの履修である場合には、「子どもの心理的発達と心理的支援」を2単位(授業 15回)で現任者研修の教育内容を全て教授することは困難。①の内容のみで授業 15回分は必要であり、心理アセスメントや心理的支援は実践的な学びが求められるため合計 4単位は必要。

(回答者 N)

- 資料2を見る限り、15回の中で全て網羅することは難しいと思います。法制度などは、他科目との重複も考えられますが、15回で全ては難しいと思います。
- Q2-1 Q2にて「教授することは可能」と回答いただいた方以外にお伺いします。

もし授業時間2単位(授業 15 回)で教授する場合、「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)の科目では、 どのような事柄を優先し教育することが必要でしょうか。自由にお答えください。

(回答者 M)

○ 現任者研修カリキュラムの②については、他科目(例えば「6. 子ども家庭福祉」)で扱い、①および③を優先させる。特に①については、子どもの心理的発達の各領域(認知・感情・対人関係・自己感)が関連し合っていることや、子どもの発達は周囲の環境(保護者・きょうだい・友人・保育者・教師など)との相互作用の中で進むことに重点を置いて教授する。また、現在保育や幼児教育領域で重視されている「非認知能力」の土台にアタッチメントがあることを教授することにより、不適切な養育環境で育つ子どもたちの心理的な困難さを理解できる。

(回答者 N)

- 資料2の一覧の中で
 - 2. 子ども家庭福祉の専門職の役割(1回程度)
 - 3. にある「子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する」を(6回程度)
 - 15. 16. 17. 18. に含まれているアセスメントやアプローチに関連する内容を(8回程度)
 - 計 15 回と想定してみました。
 - 3. にある「子どもが置かれている多様な状況とニーズを理解する」では、特に養育環境・社会環境の変化に関する内容、児童虐待、出産・育児をめぐる精神保健上の課題、発達障害等の障害関係と法制度、社会的養護、貧困、学校教育現場が抱える課題等が優先的な内容かと考えます。アセスメントやアプローチについては、項目 15~17 の内容を中心にそれぞれ授業回としては 2 回に分けるイメージで考えます。
- Q3 養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の養成教育において、「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのようなものがあると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えください。

(現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください)

(回答者 M)

○ 子育てを困難にする要因の一つとして子どもの特性があるため、気質や障害の理解が必要。さらにこれら子ども側の特性は、保護者も含めた環境によって変化しうるという視点や、システムとしての家族という家族心理学的な視点が重要と考える。

現任者研修カリキュラムの②については、心身症など子どもの日常生活で生じやすい精神的問題も含めるべきではないか。「不適切な行動」「不適切な性的行動」を特化して扱うことに違和感がある。 上記については概念的な教授のみでは伝わりにくいため、事例を提示することでより具体的に理解できるのではないか。

(回答者 N)

○ Q2の回答で、必須と考える内容を挙げましたが、養育者のメンタルヘルス問題が生じる複合的な背景、予防的観点からの虐待問題の考察 等も重要であるように思います。

【ヒアリング項目 タイプ B (回答者 O・P・Q)】

Q2 今後、養成校において認定資格(受験資格)取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で、①どのようなことを目標に、②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の質的向上が図られると考えますか。

(回答者 O)

- はじめに重複があるなど科目間で扱う内容の整理が必要であると思われる。
 - ・「4. 児童虐待の理解」に心理的発達や心理的支援の内容が含まれているため、「9. こどもの心理的発達と心理的支援」と重複が生じる。また、学習の流れとしては、こどもの心理的発達(通常の発達)の理解(「9. こどもの心理的発達と心理的支援」)をした上で、虐待によって心身の発達に与える影響を理解(「4. 児童虐待の理解」)し、さらに、被虐待経験への心理的支援(「9. こどもの心理的発達と心理的支援」)を学ぶことが、影響と理解を考える上でスムーズであるため、両科目の整理が必要である。
 - ・「8. こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」と「9. こどもの心理的発達と心理的支援」は、心身の発達を切り離すこと難しく、また適当でもないため、重複が生じる。また、障害については、虐待のリスクが高まることや、虐待による影響が異なること、二次障害が障害のあるこどもへの支援として重要であることから、「4. 児童虐待の理解」や「9. こどもの心理的発達と心理的支援」との整理が必要である。

なお、「8. こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」においては、内容に産後うつを含めることが必要である。

上記のような、科目間の重複等が生じている中での「9.こどもの心理的発達と心理的支援」に関する教育目標、内容、方法に関する意見である。

教育目標

- ① 人の心の基本的な仕組みと機能について理解する
- ② 人の心の発達過程 について理解する
- ③ 不適切な行動やその背景について理解する
- ④(追加)精神病理について理解する
- ④→⑤ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する

教育目標については、③の不適切な行動を行う対象者は明示されていないが、こどもだけではなく、支援者も含むべきである。支援者が不適切な行動を行う、適切な行動を行えないことは少なからずあり、こども支援者の相互作用の中で生じるメカニズムや、支援者の自己理解・自己覚知が重要である。これは支援者による虐待ということだけを指すのではなく、支援者関係にひずみが生じる等も含んでおり、支援者や組織に及ぼすトラウマの影響を理解しておかなければ適切な支援はできないため必要な内容である。

また、⑤の前に、④精神病理(心理的問題)について理解する、を加えることが必要である。

さらに、虐待加害親の心理的背景の理解と支援、世代間伝達のメカニズム、や DV 加害者、被害者についての理解も必要であるが、この内容は「5. こども家庭福祉-2」でもよい。

内容

目標①および③に対応する内容として、心の構造や機能、認知、学習、記憶、心的外傷が重要である。

認知や学習は虐待によって生じる非機能的認知、スキーマ、誤学習の理解、非機能的認知の修正や再学習の基礎となる。また、例えば、③の支援者に不適切な行動が生じる背景を理解するために、心の構造や機能では、虐待を受けたこどもと支援者の関係性に生じる現象を、意識と無意識、投影、転移といった基本的知識を用いて説明できることが必要になる。また、こども虐待と密接なかかわりのあるDVについても認知や関係性の視点からメカニズムを説明できる必要がある。(これらの理解がなければ逆境体験をしてきたこどもや、親子関係、家族関係への適切な理解が阻害されるのみならず、誤った対応に至ることもある。)

目標②に対応する内容として、特に、被虐待経験のあるこども(外傷的育ち)を理解し、支援するために、バウンダリー(自我境界、自他境界)の発達・分離個体化理論、アタッチメント、遊び、性に関する発達や思春期の発達、生涯発達が重要である。

遊びについては、被虐待経験のあるこどもは遊べない状態になることが多く、遊べる状態へと支援すること

が重要である。また、こどもの将来・自立支援を考えるときに生涯発達や職業アイデンティティの視点は不可欠である。

バウンダリー、アタッチメントの発達は、虐待等によって適切な発達が阻害・剥奪された場合の影響を知る基本となる。

目標④に対する内容として、特にこども虐待との関連があるPTSD、CPTSD、アタッチメント障害、適応障害、気分障害、境界性パーソナリティ障害、自己愛性パーソナリティ障害、摂食障害等の特徴について理解する。

目標⑤に対応する内容として、ソーシャルワーカーとして実践できなければならない心理学的支援に関する事項と心理職・医師等が行う心理的支援や治療に関する事項がある。前者は、演習を通じて心理臨床面接の基本的な技法を修得することが必要である。例えば、心理臨床面接の治療構造の機能やそれを活用するための面接技法、トラウマインフォームドケア等である。後者は、被虐待の影響へのケアと関連する精神力動アプローチ(MBA、ワークディスカッション等)、認知行動療法(スキーマ療法、ACT等)、行動療法(ペアレントトレーニング等)、トラウマへの治療(EMDR、PE、PCT、STAIR-NT等)、家族・加害親支援(マイツリー等)の概要を知り、医療、心理との連携した支援について理解する。

方法

上記の下線部の通り、心理臨床面接の基本的な技法の習得は、演習として実施する。

(回答者 P)

- ①目標 履修した者が、下記目標に到達できるように講義内容を組み立てるべきではないかと考える。具体的には、下記のように示す。
 - ・乳幼児から青年期におけるライフステージの発達課題の全体像を理解する。
- ・子どものライフステージに見る発達問題について説明することができる。
- ・チャイルド・マルトリートメントの背景問題(社会、地域、家庭の視点)を議論することができる。
- ・子どものアタッチメントの形成と情緒的発達のプロセスを説明することができる。
- ・親子関係における子どもの養育環境と心理的問題との関連性について考察することができる。
- ・子どもの心理的支援における福祉、教育、医療など含む多職者間の連携及び地域の社会資源を照らし合わせて支援課題について論じることができる

②どのような内容を含めるか?

- ・子ども虐待のみならず親の養育対応で生じるマルトリートメント状態を軽減するために、子どもにとっての保護者の養育態度や親自身の生育歴を考慮したうえで、子ども及び家庭(保護者)に対して支援を行う必要がある。例えば、①親にとって育てにくい子どもを持っていると自覚する保護者、②そもそも子どもを育てることに苦手意識を持つ保護者に対して、子育て対応や考え方を教えることを含む支援方法の考え方や対応方法などを含める必要がある。
- ・支援を組み立てていくためには、子ども家庭福祉の専門職者がめざす、子どもの成長した姿(子ども像)を具体的にイメージできることが不可欠であるため、受講生が「心理的支援」や「子どもの像」を議論することを通じて、支援者間の価値観のバラツキを小さくすることが重要である。
- ・途切れない支援を展開していくためには、子どもが生活する場にいる支援者(大人)が、子どもの成長した姿(子ども像)について共有化する必要がある。この共有化に向け、関連する支援先で子どもに携わる支援者が、支援の取り組みと子どもの変化を定期的にモニタして、関係する他領域の支援者と支援状況を共有するためのミーティングの持ち方(対面方式、オンライン方式)などに触れる必要がある。

③どのような教授方法を取り入れるか。

- ・大学等の教育課程では、人数を20名程度とする演習方式での授業形態が必要。
- ・資格制度の位置づけを考えると子ども達が持つ「子どもの権利」と「子ども達の生活実態」のアンバランスを整えることが支援者に求められるため、社会における子どもの立場と子ども個人が持つ多様性を保障するために、受講生には、単に知識の獲得ではなく、問いとなる「支援の課題」と答えとなる「支援の展開」を設定できるようにすることが不可欠であると考える。この点は、障害福祉制度にある計画相談のような、結果的に支援内容を支援メニューの枠組みや支援パターンに当てはめるような支援計画の作成や展開されるようなことがないようにする必要がある。知識を活用する形で支援展開を考えられなければならないため、プレゼンテーションと討議のあるような教授方法が不可欠である。
- ・支援の展開の理解については、当該地域性を考慮して、例えば、関係する専門職者にゲストスピーカーとして 講義で話題提供をしてもらい、それを元に討議などを通じて問題点について理解を深めていくなどの方法の有 効であると考える。特に、地域実態による子育て家庭の置かれる状況が異なるため、地域性の問題を講義の中 でどのように反映していくかは、工夫が必要であると考えられる。

・また、講義外の学修としては、講義課題に対する予習課題及び復習課題はシラバスなど必ず明記するなどを定める必要があり、単に知識の修得にならない工夫が教授段階では必要になると考える。

(回答者 Q)

- 「児童虐待」について専門的に的確な支援を実施できる者、という視点からすれば、少しでも具体的で実践的な学びにつながる内容を取り入れるべきではないか、と考える。子どもの心理的発達と心理的支援からすれば、特に支援の部分について、具体的な内容を一つは取り入れるべきではないか。
- また、子どもだけを中心にするのではなく、子どもの問題だからこそ、家族を扱う視点も一部取り入れるべきではないか、そのためには「親」「家族」について理解することも講義の中に取り入れるのはどうか。(他の科目の中にあれば、家族の部分は割愛。ただし、心理的な側面からも子どもにとって家族の影響は大きいことは理解できるようにしておく)

具体的な支援方法に関する教育内容の例示

- ①具体的な支援の概要について理解する
- ②内容としては CARETM プログラム、PCIT(親子相互交流療法)など。トラウマ治療についても重要になってくるのではないか。
- ③概要を学んだあとで、支援の実際をしている支援者からの体験を聞く、ロールプレイ等を組み合わせた体験型学習をする等。こうした支援は、児童相談所等で学んでいる心理の人たちもいると聞いているので、講師は現場から要請してみるのはどうか。

親・家族の理解に関する教育内容の例示

- ①家族の多様性、その文化について理解する
- ②内容としては、家族について、それに伴う家族療法の考え方を含める。
- ③概要の講義と演習。上記と同様。
- Q3 Q2でご回答いただいた目標・内容を踏まえて、新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で 教授することとなった場合、どのような課題があると思いますか。また、条件や環境があるとよいと思いますか (授業時間数、教員要件のほか、ご自由にご回答ください)。

(回答者 O)

○ 社会福祉士養成課程においては、心理学に関する科目は「心理学と心理的支援」(現任者においては「心理学理論と心理的支援」)の 1 科目であり、2021 年度以前のカリキュラムでは「心理学理論と心理的支援」は選択であったために受講していない可能性もある。そのため、心理学をはじめ、個人を理解し、働きかける知識やスキルの向上は現任者において重要性が高いものであると考える。

そして、Q2 にあげた各項目(例えば、認知、学習、アタッチメント、生涯発達)ごとに、支援実践において活用できる知識となるには、少なくとも 1 時間程度が必要である。そのため、これら膨大な内容で講義 1.5、演習 1.5 というのはかなり少ない。そして、中途半端な知識はかえって不十分な理解のままでの支援につながり、こどもの利益を損ないかねない危惧がある。

○ 演習については、教員1名あたりの受講者数を限定しなければ、修得が難しい内容である。かなり短い時間での実施であれば、教員1名につき概ね10人以下が適当と考える。

(回答者 P)

- 授業時間数としては、大学設置基準で言うと2単位になるのかと思います。
- 教員要件としては、大学等で教育歴があり、できれば地域で子どもの福祉、母子保健等で、実務者と業務遂 行をしたことがあるなどの条件があればより理想であるが、ハードルを上げると教員を確保することができないと も考えられる。
- 単純に心理的な問題をだけを教えるだけに留まらないため、子どもや家庭に関わる福祉に関わるような業務に 従事していたりするような経歴などの要件があると理想だと思います。
- また大学等では、保育士養成経験者が在職している養成校では、この資格と保育士資格との関連性もないわ

けでもないので、類似する科目を担当経歴ある方を教員要件として加えたらどうでしょうか。新しい資格制度を作ると必ず教員要件が問題になり、養成する側からすれば、講義担当者を集められるかが、大きな問題です。各大学等では、社会福祉士、保育士養成などをしている養成校ならば、教員を新しく集めてくる際の課題が、少しでも緩和できるのではないでしょうか。子どもの福祉として目指していく所は同じはずなので、この点は考慮されると良いかと思います。

(回答者 Q)

- 支援方法を体得して実践している講師の確保
- 講師が支援方法の概要を講義できる資格保持者がどうか、の確認

2-2-4 調査結果【母子保健】

回答者はK、Lの2名である。

Q1 これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。

回答者K

実務経験:A市立医療センター 小児科・小児科外来にて4年間

教育経験:B 大学看護学部にて 6 年間:小児看護に関連する講義・演習・実習を担当、博士前期課程の 大学院生の研究指導

C 大学看護学部にて 15 年:小児看護に関連する講義・演習・実習を担当、博士前期課程の大学院生の研究指導、保育士課程の講義「小児保健」・演習「小児保健演習・子どもの健康と安全」を担当

回答者L

実務経験:総合病院で助産師として産婦人科病棟、小児科病棟で3年間の勤務経験があります。

その後、助産院、認知症高齢者グループホームでの勤務経験(パート)があります。

教育経験:母性看護学領域の助手として5年間、小児看護領域での助手、助教、講師経験が15年間あります。

主な担当科目:

(看護師養成課程) 小児看護学概論、小児看護援助論 I・Ⅱ、小児看護学実習、対人関係援助論など

(保育士養成課程)小児保健(講義)・小児保健(実習・演習)、子どもの健康と安全

Q2 今後、養成校において認定資格(受験資格)取得のための教育課程を設置することとなった場合、新たに 設置される「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」が仮に授業時間2単位(授業15回)の科 目となった場合、現任者研修の教育内容を全て教授することは可能でしょうか。自由にご意見をお書きくだ さい。

(回答者 K)

○ 養成校において、既に「社会福祉士の指定科目」である、『1. 医学概論』『15. 児童・家庭福祉』『17. 保健医療と福祉』の講義を受講し、単位取得した学生が「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」を受講すると考え、前述の3つの科目と、現任者研修「8. 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(以下当該科目とします)の項目を比較した結果としての意見を記述させて頂きます。

全般的な意見としては、①から⑧に記述されている施策や法律ではなく、ソーシャルワークの対象者である子どもと親の理解に関する内容は十分ではないと考えます。

例えば「③の小児慢性特定疾患の概要と法制度」については、『17. 保健医療と福祉』の中に含まれているのであれば、養成校の当該科目には含めなくて良いと考えます。同様に、⑤の妊産婦への支援と母子保健、⑥(周産期の保健医療対策)は、『15. 児童・家庭福祉』の中に、⑧医療と保健・福祉の連携は、『17. 保健医療と福祉』に含まれている可能性があります。とはいえ、いくつか教科書の項目を確認したところ、当該科目の教育内容に含まれるような子どもと母親に焦点をあてた具体的表記は少なかったため、確実に教育をするためには、教育内容が重複したとしても、当該科目の内容に含めても良いと考えます。現任者研修の当該科目を15回の授業で可能かという本題については、可能ではないと考えます。

- ①心身の成長:乳児・幼児・学童思春期の"健康な子どもの成長発達と健康課題"について学ぶ場合には、それぞれ2コマずつ、計6回必要です。
- ②健康と疾患:健康については①に含め、アレルギー疾患、心疾患、小児がんなどの慢性疾患と、小児期感染症や胃腸炎などの急性疾患、さらに周期性嘔吐症や摂食障害、チック、起立性調節障害など

- の小児心身症についても学んで欲しいと思うので、3回は必要です。
- ③障害や小慢:障害については、身体障害・知的障害・発達障害の種類と、それぞれの障害をもつ子ども(医療的ケア児も含めることが望ましい)の特徴・成長発達過程における課題、さらに、慢性疾患や障害のある子どもの家族の抱える問題についても学んで欲しいので、2~3回、可能であれば家族から話を聴くことができると良い。
- ④疾病と障害及び支援:②と関連づけて疾病の支援、③と関連付けて障害の支援について学ぶ。可能であれば、それぞれ支援について演習を出来ると良いので、2回ずつで4回
- ⑤の制度については、重複するので削除するか、授業に含めるのであれば妊産婦と母子保健について、 家族の発達段階に沿って必要な支援を整理し、1回
- ⑥周産期の母体・子どもの育ち: 思春期の子どもへの妊娠・避妊の指導、胎児の発達、妊娠中・産褥期の母親の心身の状況と必要な支援について学んで欲しいので、1~2回
- ⑦虐待による身体的外傷の特徴:虐待の早期発見にむけて必要なアセスメントの視点、こどもの発するサイン、虐待の要因など、1回
- ⑧医療と保健・福祉の連携は、病院・クリニック、保健センター・保健所、保育園・幼稚園・育児支援セターという、こどもに関わる専門機関の連携について学ぶ 1回

以上、子ども家庭福祉に関わる専門家に学んで欲しい講義だけを考えても 15 回では難しいではないで しょうか。

※上記回答中の「①」~「⑧」は、厚生労働省「第 8 回子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ」令和 4 年 12 月 27 日開催)資料2「子ども家庭福祉に係る研修の研修過程について(案)」において示された「子ども家庭福祉に係る研修」(いわゆる現任者ルートの「指定研修」)の科目「8 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」の「想定される研修内容の例示」として示されたもの。

(回答者 L)

- 既に「社会福祉士の指定科目」である「1. 医学概論」「15. 児童・家庭福祉」「17保健医療と福祉」を受講しているので、15回の授業時間があれば、これらの内容を網羅して教授することは可能だと思います。1 単位での教授方法も検討してみましたが、社会福祉士の指定科目で行っている講義内容は健康や身体機能、社会福祉制度などの大きな枠組み(概要)で全体を捉えるための講義内容が多い印象を受けたので、対象とする子どもや家族を見る視点としての「子どもの身体発達や小児医療」や「家族(親子)を見るための母子保健や制度」などに関する知識については、15回の時間を用いてしっかりと学んでほしいと感じました。
- Q2-1 Q2 にて「教授することは可能」と回答いただいた方以外にお伺いします。 もし授業時間2単位(授業15回)で教授する場合、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」 (仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教育することが必要でしょうか。自由にお答えください。

(回答者 K)

○ 15 回で教授をする場合には、制度ではなく対象理解に焦点を当てて教育をして頂きたい。子どもは、自分で自分の状況を上手く説明したり、援助を求めることが難しいため、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーには、子どもの心身の特徴を理解し、子どもの抱えている問題や出しているサインに敏感に反応できるアンテナを沢山持っていて欲しいと考える。

以下、15回の内容を列記した。

- ①心身の成長:乳児1・幼児2・学童思春期1、計6回
- ②健康と疾患:慢性疾患、急性疾患、小児心身症について頻度が多いものに絞って2回
- ③障害や小慢:障害をもつ子ども(医療的ケア児も含める)の特徴と成長発達過程における子どもと家族の課題 2回
- ④疾病と障害及び支援:②と関連づけて疾病の支援、③と関連付けて障害の支援について2回
- ⑤妊産婦と母子保健:家族の発達段階に沿って必要な支援を整理し、1回
- ⑥周産期の母体・子どもの育ち:1回
- ⑦虐待による身体的外傷の特徴:1回

Q3 養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の養成教育において、「子どもの身体的発達等、 母子保健と小児医療の基礎」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのようなものが あると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えください。 (現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください)

(回答者 K)

- 繰り返しになりますが、対象理解に焦点を当てて教育をして頂きたいと考えるので、Q2-1 で回答した 15 回の内容は必ず学んでいただきたいです。
- ソーシャルワーカーは、「相談・指導・適格な支援」が役割であると認識していますので、そのために必要な知識と、知識を活用する力をつけて頂きたいです。そのためには、知識の授業の後でその知識を用いて事例分析をするという、ケースメソッドや、対象者の理解を深めるために、障害のある子どもの親、妊婦さん、子育て中の親など、支援の対象者である人々から話を聞くような方法も良いと考えます。さらに、子どもとの関わり方を学ぶ(自分自身の関わり方の特徴を振り返る)ために、ロールプレイと、ロールプレイの録画による振り返りなどの演習も効果的ではないかと考えます。

(回答者 L)

- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカーとしての仕事内容としては、児童相談所などで被虐待児やDV、貧困家庭などの問題を抱えた保護者への対応支援になってくると思います。ですので、これらの対象者に向き合うための基礎知識をもって卒業することが求められると考えるため、
 - ① 子どもの心身の成長発達に関する知識
 - ② 子どもの健康障害(子どもに起こりやすい極一般的な疾患の理解と特に育てにくさにつながる疾患とその支援も含む)と知的・身体・発達障害
 - ③ 妊産婦への支援と母子保健(特定妊婦への支援)周産期医療の概要(低出生体重児・医療的ケア 児などNICU上がりの子どもは虐待につながりやすいため)
 - ④ 虐待による子どもの身体的外傷のみならず、心理的影響、短期的影響と長期的な影響とその支援 (子どもと家族への支援)
 - ⑤ 医療と保健、福祉の連携の実際
 - の内容については基礎知識として必要だと思います。
- また何よりも実際にそれらの知識を現場で応用して使える人材育成を目指したいと考えるため、臨床場面でよくであう汎用性の高い事例を用いて GW なども取り入れながら、対象理解(アセスメント)を行った上でその事例に適した支援方法を検討する。また実際にその支援方法をロールプレイで実演して、自己他者評価を受けるなど、講義で学んだ知識を実際の支援に用いることができるように工夫された演習が必要だと感じます。

(厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への 素能校の位われなりたに関する知音研究

《ヒアリング調査》

有識者ヒアリング ヒアリングシート

2023年 | 月 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 <本調査の目的>

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格(以下、認定資格)に関する教育課程の設置に必要となる科目のうち、とくに「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称)についての知見について収集するものです。

すでにて実内の通り、令和4年6月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、火 童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を 通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加さ れました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和3年社会保障審議会児童部会社会 的養育専門委員会報告書(令和4年2月10日公表)において、「一定の実務経験のある有資格者や現任 者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を 経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために 受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において 設置され、検討を行っているところでございます。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格(受験資格)を 福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新 しい教育課程に設置する科目において教授すべき内容について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにく い部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソ ーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜り ますことにつき深く感謝申し上げます。

<回答の取り扱いについて>

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

ヒアリング当日は、本調査をもとにお伺いします。わからない・回答できない事項については空欄のままご提出いただいて支障ありません。

<本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い>

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表においては所属機関名・個人名は公開致しません(本調査の実施目的上、科目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます)。報告書内容が確定する前に、事

前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が導重されます。同意いただける場合のみ ご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいた ものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがな いことを保障いたします。

> 〈お問い合わせ・ご提出先〉 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 TEL:03-5445-7219 Eメ-ル:kodomo2022@joswe.jp 担当:佐藤・石井

> > ≪新しい研修・教育課程の概要について≫

*pp.i~iii参照

- ※ 現任者向け研修課程(以下、研修課程)は、「子ども家庭福祉指定研修」(以下、指定研修)の ほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の3 つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受け で設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの心理的発 達と心理的支援」(仮称) についておうかがいします。
- ※ 認定資格(受験資格)を福祉系大学等の学生に付与するための新課程(以下、教育課程)については、研修課程で示されている途成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数(実習時間含む)により「指定研修」と同一の違成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください(社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置料目との誘替については未検討です)。

《社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における心理学に関する教育の内容について》 これよりご意見を頂く科目「子どもの心理的発達と心理的支援」については、『心理学と心理的支 援』(資料『Lマアリン質時】社会組士養成課程カリキョウム(心理学と心理的支援』の内容をご参照ください)を学んだ 学生が受講することとなる見通しです。

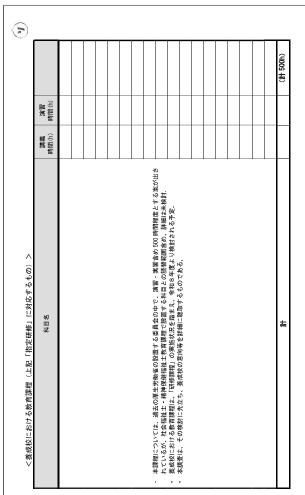
なお、「子どもの心理的発達と心理的支援」の教育内容は、『【ヒアリング用資料】厚生労働省 WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について』に記載されている内容に沿って検討がな される予定です。

【事務局記》	√欄】		
ご協力者様	氏名 (ご所属)	(

.

Q I これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。	
実務経験:	
教育経験:	
37 ET 112 BY .	
Q 2 今後、養成校において認定資格 (受験資格) 取得のための教育課程を設置することとな	とった場合
新たに設置される「子どもの心理的発達と心理的支援」で、①どのようなことを目標に、②と	
容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャルワー:	77 — (1反称)
の質的向上が図られると考えますか。	
Q3 Qでご回答いただいた目標・内容を踏まえて、新たに設置される「子どもの心理的発達	童と心理的3
援」で教授することとなった場合、どのような課題があると思いますか。また、条件や環境が	べあるとよい
と思いますか(授業時間数、教員要件のほか、ご自由にご回答ください)。	

科目名	機態	細無	
	時間(n)	中国(n)	
子どもの権利擁護	1.5	7.5	
子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5	6.0	
子ども家庭福祉 −1 (子ども家庭をとりまく環境と支援)	3.0	1.5	
児童虐待の理解	1.5	1.5	
子ども家庭福祉 一2 (保護者や家族の理解)	1.5	3.0	
子ども家庭福祉 一3 (精神保健の課題と支援)	3.0	3.0	
子ども家庭福祉 4 (行政の役割と法制度)	1.5	1.5	
子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5	1.5	
子どもの心理的発達と心理的支援	1.5	1.5	
社会的養護と自立支援	1.5	4.5	
少年非行	1.5	1.5	
貧困に対する支援	1.5	1.5	
保育	1.5	1.5	
教育	3.0	1.5	
子どもの安全確保を目的とした支援	3.0	7.5	
16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク1 (虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術)	1.5	7.5	
子ども家庭福祉とソーシャルワーク -2 (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築)	1.5	7.5	
子ども家庭福祉とソーシャルワーク -3 (組織の運営管理)	1.5	7.5	
*	0 66	3 L3	(#+ 100 5h)



15.0 くソーシャルワーク研修(子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者/子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士> 3.0 0.9 0.9 165.0 保育士 39.0 19.5 39.0 39.0 0 6 0.0 1 (L) 回生 子ども家庭 実務者 15.0 19.5 97.5 39.0 3.0 0.9 ı 0 0 1 時間 (h) 職務 演習/見 华実習 1.0 機糖 0.1 1.0 1.0 1.0 9.0 整 瓶 0. 2.0 演唱 無 9.0 母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度 科目名 丰 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方 子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ソーシャルワークの理論と方法 子どもの成長・発達と生育環境 社会的養護と市町村の役割 地域福祉と包括的支援体制 子どもの権利擁護と倫理 児童相談所の役割と連携 ソーシャルワーク演習 I ソーシャルワーク演習ロ 見学実習

(7)

(厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への 養成校の協力の在り方に関する調査研究

≪ヒアリング調査≫

有識者ヒアリング ヒアリングシート

2023 年 | 月 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

一般社団法人日本ソーシャル **<本調査の目的>**

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格(以下、認定資格)に関する教育課程の設置に必要となる科目 のうち、とくに「子どもの心理的発達と心理的支援」(原称)について勿知見について収集するものです。 令和4年6月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にか かる要件の見慮しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を適じて的確な支援を 実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新た に内閣府令で定めるもの」である認定資格取得者の養成について、厚生労働省にて研修課程や内容を検 討する検討会及びワーキンググループが設置され、現在も検討が続いております。現在、この検討会にお いて、認定資格を取得するにあたり、一定の実務経験のある有資格者や現任者については国の基準を満 たした機関が認定した研修の受講と試験を経ることとし、現任者が受講する研修課程とその教育内容等 についての検討が進んでおります。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格(受験資格)を 福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新 しい教育課程に設置する科目(「子どもの心理的発達と心理的支援」(仮称))において教授すべき内容等 について頼取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにくい部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

<回答の取り扱いについて>

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

<本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い>

本調査で収集したすべての情報は、本達盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。 調整の報告書等、結果の公表においては所護機関名・個人名は公開致しません (本職者の実施目的上、料目のご担当歴や実務のご経験については報告書の掲載されます)。 報告書内容が確定する前に、事前にヒアリング調査結果の内容に送りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみ ご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいた ものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがな いことを保障いたします。

> 〈お問い合わせ・ご提出先〉 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 TEL:03-5495-7242 FAX:03-5495-7219 メ−ル:kodomo2022@jaswe.jp 担当:佐藤・石井

> > 《新しい研修・教育課程の概要について》 *pp.i~iii参照

- ※ 現任者向け研修課程(以下、研修課程)は、「子ども家庭福祉指定研修」(以下、指定研修)の ほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の3 つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受け て設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの心理的発 達と心理的支援」(仮称) についておうかがいします。
- ※ 認定資格(受験資格)を福祉系大学等の学生に付与するための新課程(以下、教育課程)については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数(実習時間含む)により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください(社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との誘替については未検討です)。

《社会福祉士・精神保候福祉士養成課程における心理学に関する教育の内容について》 これよりご意見を頂く科目「子どもの心理的免達と心理的支援」については、『心理学と心理的支援』(同年『LFアリング資料】社会権社士會成課程カリキュラム。心理学と心理的支援。の内容をご参照ください)を学んだ学生が受講することとなる見通しです。

なお、「子どもの心理的発達と心理的支援」の教育内容は、『【ヒアリング用資料】厚生労働省 WG 資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について』に記載されている内容に沿って検討がな される予定です。

【事務局ご協力者			≃所属) _									()		Q3 養月 達と心理 られます (現任者	的支援 か。も	優」(仮≉ 5 し考え	练)を≟ 上得る	学ぶ 効果	際、	必ず教 教授	放育内 方法:	容に言	きむ <i>&</i> 'ざい	:要がる ました	ある事 ら、1	項には 并せて	まどの。 お答え	ような えくだ	なもの? ごさい。	があると	
Q I これ 実務経験:		の実務	経験、	教育	経験	につい	ハてお	教者	えく;	ださい	۰,								(9012-8	W1 159 7					-						.,,,,					
教育経験:	:																																			
Q 2 今後 新たに設置 った場合、 い。	置される	る「子	どもの	心理	的発	達とハ	3理的	支援	爱」か	《仮に	授業	時間	2 単位	立 (持	業1	5回) (目とな		質問	は以上	ことなり	します	r, £	手度 :	 kのご	**多用	の中	. ল	島力頂	きま	してあ	りかり	とうご	ござい	ました。	•
Q 2 - I																																				
もし授業では、どの)の科目																			
※次の頁に	こも質問	問があ	ります	-																																
※次の頁に	こも質問	問があ	ります	-				3																				4								
※次の頁に	こも質問	問があ	ります	-				3																				4								
※次の頁に	こも質問	問があ	ります	-				3																				4								
※次の頁に	こも質問	問があ	ります	-				3	-									(A)										4								
※次の頁に	ごも質問	問があ	ります					3								# 100 5h		A										4						(#+ 500h)		
※次の頁に (4)置標			9 1 2 1		0.	1.5	6.1		C.4.	6.	1.5	ıs.	7.5	7.5	7.5	7.5 87.5 (#H 100.5h)			知候(C) 証据									4						(#£ 500h)		

	15	# 1	# 1974	
1.5 7.	15	15	(15 7.5 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.7 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6	
(240) (240	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(株の理解) 1.5 (4.0 位 (4.0 d (4.	(佐とり東く環境と支援) 1.5 (6.0 円 1.5 (6.0 円 1.5 (6.0 円 1.5 (6.0 円 1.5 円 1.5 (6.0 円 1.5 (6.0 円 1.5 円 1.5 (6.0 円 1.5 (6	
(株の語名) 2.0 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	(15 日本) 15 日本 15	(株の建株) 2.0 まく 電報と支援) 2.0 1.5 (株の建株) 1.5 3.0 (株の建株) 1.5 3.0 (大の連株) 1.5 3.0 (大の連体) 1.5 3.0 (大の連体	(15 日本で環境と支援) 3.0 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	
(15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	1.5 1.	1.6 1.5 1.	(15 1.5 1.6 1.6 1.6 1.6 1.7 1.7 1.7 1.8 1.8 1.8 1.8 1.8 1.8 1.8 1.8 1.8 1.8	
15 3.0 15 3.0	(4年の報) 15 3.0 (2.15 (2	#4.00種類	() 1 () 1 () 2 () 3 ()	
15 15 15 15 15 15 15 15		#2 (2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2	15 15 15 15 15 15 15 15	
1.5 1.	(15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 1	1.5 1.	(と注制度) 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	
1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	
(1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	(15 (15 (15 (17 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15 (15	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	
1.5 4.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1	1.5 4.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1	1.5 4.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1.5 (1	1.5 (4.5 (4.5 (4.5 (4.5 (4.5 (4.5 (4.5 (4	
1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	(15 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	
1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	(15 115 115 115 115 115 115 115 115 115	
1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6	1.5 1.5 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6	1.5 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6	(1.5 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.5 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6 1.6	
3.0 1.5 (3.0 7.5 (3.0 7.5 (3.0 7.5 (4.100.5h)	2.0 1.5	(4) 15 (1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 1.5 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0 3.0	
(3) 15 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	(18	(2) - 1 (虚待予防のための支援等を始めとした。多様なニーズをもつ子 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	(3) 15 15 17 16 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	
- 7 - 1 (条件予防のための支援等を始めたした、多様なニーズをもつ子 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	- 7 - 1 (条件予切のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	- 7 - 1 (条件予防のための支援等を始めたした、多様なニーズをもつ子 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	- 7 - 1 (億得予防のための支援等を始めとした。多様なニーズをもつ子 1.5 7.5 7.7 - 2 (地域を基壁とした多様様・多機規基側による色指的支援体制の構築) 1.5 7.5 7.7 - 3 (維制の運営管理) 1.5 7.5 7.5 7.1 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1	
ウー2 (地域を整定した参報後・多数財産税による股份交換体制の構築) 1.5 7.5 ウー3 (機関の適宜管理) 1.5 7.5 上記「指定研修」に対応するもの)> 講義 漢語 漢語 漢語 漢語 漢語 (株村100.5h) 解別 の変的等を詳細に聴取するものである。 株日本修訂・金のである。 校の意向等を詳細に聴取するものである。 材目の変態が表え、今和8年度より條計される予定。 株の意味を詳細に聴取するものである。 材別 の変的等を詳細に聴取するものである。 材別 の変的等を詳細に聴取するものである。 材別 の変的等を詳細に聴取するものである。	7 - 2 (地域を施生した金融量・多数型基拠による色能の支援体制の構築) 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	ウー2 (地域を設定とした金融 ・多数型差別による色紙の支送体制の構築) 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	ウー2 (地域を基壁とした多階様・多階度数による包括の支援体制の構築) 1.5 7.5 ウー3 (機関の運営管理) 1.5 7.5 計算 33.0 67.5 自2 (地域を基壁とした多階様 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.6 1.5 7.5 1.7 1.5 7.5 1.8 1.5 7.5 1.9 1.5 7.5 1.9 1.5 7.5 1.9 1.5 7.5 1.9 1.5 7.5 1.0 1.5 7.5 1.0 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.6 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.6 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.5 1.5 7.5 1.6 1.5 7.5 1.6 1.5 7.5	
- 2. (29次を急催とした影響・多数が生物による急級の資産管理) 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	- 2. (地域の運営管理) 1.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7	- 2. (28年28座2 に7.8 64日 ・ 38.0 (47.5 (#1100.5h) 1.5 (7.5 (#1100.5h) 1.5 (#1100.5	- 2. 18年を産産とした新華・季飯屋舎による品的交貨体制の構取) 1.5 7.5 割2.0 67.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
*** 1.9 (2.9 (2.10 f 100.50)	++C b を認由を定てアンテルファー - J (北部)	- F-C b を監告を定ってアンテルプラン - J の 認動の建立音楽的	+でも永远信任とアーンテルソーソ = 3 (路線の産品性)	
1	1	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
(養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの)> 本課程については、過去の厚生労働者の設置する委員会の中で、演習・実習会か 500 時間ങ食とする家が出さ 本課程については、過去の厚生労働者の設置する委員会の中で、演習・実習会か 500 時間ങ食とする家が出さ 本課金は、その検討においる教育課程、「研修課程」の業務状況を認定する。今10 年度とより検討される予定。 本調金は、その検討に共立ち、養成校の豊尚等を詳細に聴取するものである。	(養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの)>	(養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの) > 	(養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの)>	
本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・楽習舎か 500 時間経度とする家が出さ れているが、社会権は上、社会保健者とは対象情報と提びを選え、令和日との監整範囲含め、詳細は未修計 意味がにおける教育課程は、「研修保護者は対象方数まで、令和日との監整範囲含め、詳細は未修計 素成がにおける教育課程は、「研修保護」の実施が完めまえ、令和日との監整範囲含め、詳細は未修計 素質されておりる教育院提供、「研修政策」の実施が定めまえ、令和のである。 本題重は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の原本労働省の設置する委員会の中で、済習・実習含か 500 時間程度とする案が出されているが、社会指は工・新経経機構は、発展のである例との影響を設置する。計算における教育課程は、「研修機構」の実践が必要を認まれ、令和 8年度と 1 検討される予定。本調査は、その検討に先ける教育課程は、可修復期の実践が必要の等を詳細に模倣するものである。	本課程については、過去の原生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出さ れているが、社会指社・工場等機関、の実践がよる行目との影響を開始のよ、詳細は未検討 豪成校における教育課程は、可修復職にの実践が必要を表示表、「可修成」の実践が必要を表示を 本調査は、その検討に先立ち、達成校の意向等を詳細に聴取するものである。 計	本課程については、過去の厘生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする家が出されているが、社会福祉士・精神保護福祉士教育課程で発展する科目との誘路範囲会の、詳細は来検討、養成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を踏まえ、今和8 年度より検討される予定、本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	
本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間経度とする家が出されているが、社会権は上、計解保護権は土幹青難羅で設置する。 豪成校における教育課程は「研修提供」の実施が定めまえ、令和目との認整範囲含め、詳細は未修計・ 本職意は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、満習・実習合か500時間提定とする案が出されているが、社会福祉・精神保護権は土装育課程で設置する利目との誘替時間含め、詳細は表検討・ 養成校における教育課程は、研修機権は土教育課程で設置する利目との誘替時間含め、詳細は表検討・ 本調遣は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の原生労働省の設置する委員会の中で、済習・実習含め 500 時期程度とする案が出されているが、社会福祉主、精神経過程は、特別を開発し対象が関係で設置する利目との影響を開始した。 素成校における教育提出、研修機構は「必要は2000年で、第四・実習ののの時間程度とする案が出さ 本調遣は、その検討に先立ち、達成校の意向等を詳細に聴取するものである。 計		
本課程については、過去の厚生労働者の設置する委員会の中で、演習・実習舎か 500 時間程度とする案が出されているが、社会権は上、指揮を提供は、計算等で設置で設置する委員日との設整範囲含め、詳細は未終計、基施では、その検討における教育課程は、「研修課程の実施が完全認まえ、令和 8年度より体討される予定、本調金は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、済習・実習含か500時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・誘神保護指社主教育課程で設置する科目との誘替が関西含む、詳細は未検討・ 素成校における教育課程は、「研修課題」の実践が設定で設まえ、今和8年度と「検討とれる予定。 本願責は、その検討に先立ち、素成校の意向等を辞細に模形するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、済習・美習含か500時間発度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護権は土政等機関で設置する利目との影響が高面含か、詳細は表検討・ 素成校における教育課程は、「研修課権」は発展で設置する利目との影響が高面含か、詳細は表検討・ 本調達は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。		
本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間経度とする案が出されているが、社会権は工業が無限を設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間経度とする案が出さ素成打における教育課程は、「研修提供の実施状況を変まえ、今和4月日の影整範囲含め、詳細は未終計・基限技行、「研修開展」の実施状況を変まえ、今和4月日の影響範囲含む、詳細は本統計・表類重は、その検討に先立ち、整成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働名の設置する委員会の中で、演習・実習含か 500 時間程度とする案が出されているが、社会指出・非常経験に対策で設置する委員会の中で、演習・実習含か 500 時間程度とする案が出されているが、社会指出・指導を開発しませい。 列展報告 で 10 の実施状態を設まえ、令和 8 年度と リ格討される予定。本調査は、その検討に先立ち、適成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働名の設置する委員会の中で、演習・実習含か 500 時期程度とする案が出されているが、社会指出土・指揮を提稿指土が青野雄で設置する特目との影響・動画含の、詳細は未終計・基準校における教育課程は、「研修課題、「の保護に 20 後討に表立ち、意成校の意向等を詳細に聴取するものである。		
本課程については、過去の厚生労働者の股置する委員会の中で、演習・楽習舎か 500 時間程度とする案が出さ れているが、社会権は上、請等保護権は社会方針目との課金範囲含め、詳細は未終計 発尿がにおける教育課程は、「研修規模の変態状況を設まえ、今和の年度より検討される予定。 本題重は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の原生労働省の設置する委員会の中で、滞置・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会指述土・精神保護社士教育課程で設置する科目との誘磐範囲含め、詳細は表核計・養成校における教育課程は、「研修課程」の実施が況を選まる、今和8年度より検討される予定。本調重は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働者の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間経度とする案が出されているが、社会権は工・計算機を指揮は予算課官を設置する利目との影響範囲含む、詳細は未修計・基準技行を教育課程は、「研修課程、の実施状況を設まえ、令和日の影響範囲含む、詳細は未修計・本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。		
本護程については、過去の原生労働省の設置する委員会の中で、液習・楽習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会指述上・精神保護指述上数角課程で誘揮する科目との誘撃範囲含め、詳細は未移計・登集故における教育課程は、研修課程の実施状況を指表え、令和8年度より統計される予定。本議宣は、その検討に先立ち、憲政状の意向等を詳細に認防するものである。	本題程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、済習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護社士教育課程で設置する科目との誘替範囲含め、詳細は未統計・ 整成校における教育課程は、「研修課程」の実践状況を設まえ、今和 8年度とり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本題程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、済習・楽習舎か 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護権は土教育課程で設置する科目との誘着範囲書か、詳細は未統計・ 素成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を設まえ、令和 8年度とり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。		
本護程については、過去の原生労働省の設置する委員会の中で、演習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会指址上・精神保護権は対象背護軍で装置する科目との誘撃範囲含め、詳細は未終計・養成状における教育課程は、研修課程の変態状況を設まえ、令和8年度より統計される予定。 素成状における教育課程は、研修課程の変態状況を設まえ、令和8年度より統計される予定。 本語言は、その統計に先立ち、憲政状の意向等を詳細に認防するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・楽習舎か 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護権法士教育課程で設置する科目との誘替範囲含め、詳細は未終討・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実践が況を認まえ、今和 8年度まり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・楽習舎か 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護権は主教育課程で設置する科目との誘磐範囲含め、詳細は未検討・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実践が況を認まえ、今和 8年度とり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。		
本課程については、過去の原生労働省の設置する委員会の中で、演習・楽習舎か 500 時間程度とする案が出されているが、社会指述上、精神保護は出土教育課程で設置する科目との誘整物面含か、詳細は未移計・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実施が扱を選まえ、令和8年度とり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意同等を詳細に聴称するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・楽習舎か500時間搭度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護権は主教育課程で設置する科目との誘替範囲含め、詳細は未検討・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実践状況を設まえ、今和8年度とり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。	本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・楽習舎か500時間搭度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護権は主教育課程で設置する科目との誘替範囲含め、詳細は未検討・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実践状況を設まえ、今和8年度とり検討される予定。 本調査は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。		
れているが、社会福祉士・精神保護指法士教育課程で設置する科目との誘性範囲含め、詳細は未移計・ 養成校における教育課程法、「何修課程」の実施が決を指する。今和8年度と「検討される予定。 本調置法、その検討に先立ち、素成状の意同等を詳細に認称するものである。	れているが、社会福祉主・精神保護権法工教育課程で設置する科目との誘替範囲含め、詳細は未後計・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実践が況を認まえ、今和8年度より検討される予定。 本調重は、その検討に先立ち、養成校の豊向等を詳細に聴取するものである。	れているが、社会福祉主・精神保護権法主教育課程で設置する科目との誘替範囲含め、詳細は未後計・ 養成校における教育課程は、「研修課程」の実践が況を認まえ、今和8年度とり検討される予定。 本調重は、その検討に先立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。 計		
条版版における教育課程式・中修課程」・中修課程(2000年)を開発される中に、本題遺伝、その検討に先立ち、歳成校の意向等を詳細に聴取するものである。	条版版における教育課程式・1 中修課程」の実施が次を設まえ、作利8年度とり版記される予定、本題では、その検討に先立ち、歳成校の意向等を詳細に聴取するものである。	条版版における教育課程は、中修課程」の発記が次を設まれ、作利8年度とり取録される予定。 本題では、その検討に先立ち、歳成校の意向等を詳細に聴取するものである。 計		
		:=		
		:=		
		:=		
		:=		
		:=		
		:=		
		:=		
				1 500h)
		:=	-	



	<ソーシャルワーク研修(子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者/子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士>	にかかる相	談援助実務	経験がある	保育士>	
			虚	時間(h)		
	科目名	/ 演出/元/李海	子ども家庭 実務者	保育士		
+	ソーシャルワークの基盤と専門職	禁掘	0	19.5		
2.	ソーシャルワークの理論と方法	将語	39.0	39.0		
9	地域福祉と包括的支援体制	揺	19.5	19.5		
4	ンーシャルワーク減留1	>>>	0	39.0		
5.	ソーシャルワーク演習エ	肥無	39.0	39.0		
6.	見学実習	見学実習	0	9.0		
	~		97.5	165.0		
	く社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修(有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一定以下の者が対象)	社分野の実	務経験が一	定以下の者	人(数 以)	
	\$ 0 pr	盟報	寺間 (h)	(「児童・家庭福祉 該当科目の履修者)	(「児童・家庭福祉」 核当科目の履修者)	
	4日4	郴	演習 見学実習	糇	演習 見学実習	
-	子どもの権利擁護と倫理	1.0	1	-	1	
2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1.0	1	1	1	
ω =/	児童相談所の役割と連携	1.0	ı	1	1	
4	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1.0	3.0	1	3.0	
5 ‡	社会的養護と市町村の役割	1,0	1	-	1	
9	子どもの成長・発達と生育環境	1.0	ı	-	1	
	子ども虐待対応	1.0	0.9	-	0.9	
4 8	母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度	2.0	1	1	1	
6	見学実習	9.0	0.9	1	0.9	
	ila	9.0	15.0	0.0	15.0	

(厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)

養成校の協力の在り方に関する調査研究 《ヒアリング調査》

養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への

有識者ヒアリング ヒアリングシート

2023年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 <本調査の目的>

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格(以下、認定資格)に関する教育課程の設置に必要となる科目 のうち、とくに「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)についての知見について 収集するものです。

すでにご案内の通り、令和4年6月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和3年社会保障審議念児童部会社会的養育専門委員会報告書(令和4年2月10日公表)において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が認定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すでき取得の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、検討を行っているところでございます。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格(受験資格)を 福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新 しい教育課程に設置する科目において教授すべき内容について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにくい部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

<回答の取り扱いについて>

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

ヒアリング当日は、本調査をもとにお伺いします。わからない・回答できない事項については空欄のままご提出いただいて支障ありません。

(本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い>

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等、結果の公表においては所属機関名・個人名は公開致しません(本調査の実施目的

上、科目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます)。報告書内容が確定する前に、事前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみ ご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいた ものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがな いことを保障いたします。

> 〈お問い合わせ・ご提出先〉 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 TEL:03-5495-7242 FAX: 03-5495-7219 Eメ-ル:kodomo2022@jaswe.jp 担当:佐藤・石井

> > 《新しい研修・教育課程の概要について》 *pp.i~iii参照

- ※ 現任者向け研修課程(以下、研修課程)は、「子ども家庭福祉指定研修」(以下、指定研修)の ほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の3 つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受け て設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの身体的発 達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)についておうかがいします。
- ※ 認定資格(受験資格)を福祉系大学等の学生に付与するための新課程(以下、教育課程)については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数(実習時間含む)により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるもの時じてイメージをお持ちください(社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との統替については未検討です)。
- ※ これらカリキュラムにつきましては、ヒアリング当日にも簡単にご説明申し上げるようにいたしますが、その前にご不明な点がございましたら、くお問い合わせ・ご提出先>までご連絡ください。

【事務局記入欄】

ご協力者様 氏名(ご所属)

Q | これまでの実務経験、教育経験についてお教えください。 実務経験:

.....

教育経験:

(3) Q2 今後、養成校において認定資格(受験資格)取得のための教育課程を設置することとなった場合、 (計 100.5h) 新たに設置される「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」で、①どのようなことを目標に、 ②どのような内容を含めて、③どのような教授方法をとると、養成校で行う子ども家庭福祉ソーシャル ワーカー(仮称)の質的向上が図られると考えますか。 67.5 滅曜 時間(h) 1.5 3.0 1.5 4.5 1.5 0.9 1.5 2 1.5 7.5 7.5 7.5 33.0 1.5 1.5 3.0 2. 1.5 - 5 1.5 3.0 1.5 1.5 3.0 3.0 1.5 -2 1.5 -1 (虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子 研修科目一覧(イメージ) Ver.20221227 第8回12.7NB 資料からプロット <子ども家庭福祉指定研修>※電車内職の制示等の解画は【202212.7NB 資料_子どを家職福祉に張る研修の研修課録 一2(地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築) Q3 Qでご回答いただいた目標・内容を踏まえて、新たに設置される「子どもの身体的発達等、母子保 健と小児医療の基礎」で教授することとなった場合、どのような課題があると思いますか。また、条件や 環境があるとよいと思いますか(授業時間数、教員要件のほか、ご自由にご回答ください)。 -3 (組織の運営管理) 3. 子ども家庭福祉 --1 (子ども家庭をとりまく環境と支援) 科目名 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎 6. 子ども家庭福祉 一3 (精神保健の課題と支援) 子ども家庭福祉 一4 (行政の役割と法制度) --2 (保護者や家族の理解) 15. 子どもの安全確保を目的とした支援 16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク どもや家庭への相談支援等やその技術) 17 子ども家庭福祉とソーシャルワーク 18. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク 子どもの心理的発達と心理的支援 10. 社会的養護と自立支援 11. 少年非行
 12. 貧困に対する支援
 13. 保育 子どもの権利擁護 子ども家庭福祉 児童虐待の理解 14. 教育 3

演出 時間(h)		(計 500h)	こかかる相談援助実務経験がある保育士> 講義 時間(り)	保育士	19.5	39.0	19.5	39.0	9.0	165.0	三以下の者が対象)>	(「児童・家庭福祉」 該当科目の履修者)	講義 演習 見学実習	1	1	-	- 3.0		1 ;	0.0	0.9	
事 事 事 (u)	40		談援助実務経験 時間(h)	子ども家庭実務者	0	39.0	19.5	39.0	0				演習 見学実習	ı	ı	1	3.0	ı	1	0.9	- 0.9	
	た 4 本 参報: ・ *		にかかる相関議	/演習/見 学実習	講義	松	州	K WK	見学実習		社分野の実	時間(h)	講義	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.1	0.6	
林田名	本課程については、過去の度生労働省の股雷する委員会の中で、済習・実習含め 500 時間程度とする案が出されているが、社会福祉士・精神保護指祉士教育課程で設置する科目との路勢助国含め、詳細法検討・養成状における教育課程は、「研修課程」の実施状況を踏まえ、令和8 年度。り條討される予定。本調査は、その條討に先立ち、養成校の意向等を詳細に現取するものである。	±	<ソーシャルワーク研修(子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者/子ども家庭	科目名	ン		地域福祉と包括	4. ノーントアノーン 返回 15. ノーン・アフーク 返回 15. ンーン・ケンーク 凝迦 1			く社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修(有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が	英田政		子どもの権利擁護と倫理	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所の役割と連携	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	社会的養護と市町村の役割	子どもの成長・発達と生育環境	子子也有有多数	8 1年十年隆億国で十2もの川陽億國ので封・連携及の十2もと条係の生活に関する法令・制度9 見学集習	

(厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への 参成校の協力のなり方に関する副音研究

《ヒアリング調査》

有識者ヒアリング ヒアリングシート

2023年2月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

<本調査の目的>

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格(以下、認定資格)に関する教育課程の設置に必要となる科目 のうち、とくに「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)についての知見について 収集するものです。

令和4年6月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」である認定資格取得者の養成について、厚生労働省にて研修課程や内容を検討する検討会及びワーキンググループが設置され、現在も検討が続いております。現在、この検討会において、認定資格を取得するにあたり、一定の実務経験のある有資格者や現任者については国の基準を消たした機関が認定した研修の受講と試験を経ることとし、現任者が受講する研修課程とその教育内容等についての検討が進んでおります。

このたびのヒアリングでは、現在検討中の現任者向けの研修課程ができた後、認定資格(受験資格)を 福祉系大学等の学生に付与するための新課程設置に向けての検討が開始されることを見通して、その新 しい教育課程に設置する科目(「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称))において 教授すべき内容等について聴取させていただきます。

まだ具体的に設置が決まっていないものについておうかがいすることから、具体的にイメージしにく い部分もあろうかと思いますが、とくに子ども家庭福祉分野で求められる専門性をいち早く修得したソ ーシャルワーカーを養成すべきとの社会的期待に応えるものとして、本調査へのご理解とご協力を賜り ますことにつき深く感謝申し上げます。

<回答の取り扱いについて>

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびにご所属の学校・機関に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

<本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い>

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。 競量の報告書等、結果の公表においては所護機関名・個人名は公開致しません (本調査の実施目的上、料目のご担当歴や実務のご経験については報告書へ掲載されます)。 報告書内容が確定する前に、事前にヒアリング調査結果の内容に誤りがないか、ご確認をさせていただきます。

なお、本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が轉重されます。同意いただける場合のみ ご協力くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいた ものといたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがな いことを保障いたします。

> 〈お問い合わせ・ご提出先〉 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 TEL:03-5495-7242 FAX:03-5495-7219 Eメ-ル:kodomo2022@jaswe.jp 担当:佐藤・石井

> > 《新しい研修・教育課程の概要について》 *pp.i~iii多

- ※ 現任者向け研修課程(以下、研修課程)は、「子ども家庭福祉指定研修」(以下、指定研修)の ほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の3 つのカリキュラムから成り立っております。今回のヒアリングにおいては、「指定研修」を受け て設置される可能性が高いと思われる福祉系大学生向けの教育課程のうち、「子どもの身体的発 遠等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)についておうかがいします。
- ※ 認定資格(受験資格)を福祉系大学等の学生に付与するための新課程(以下、教育課程)については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数(実習時間含む)により「指定研修」と同一の違成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください(社会福祉士・精神保候福祉士教育課程設置科目との読替については未検討です)。

《社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における関連科目の教育の内容について》 これよりご寛見を頂く科目「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」については、 『医学機論』『児童・家庭福祉』『保健医療と福祉』(資料『[ヒアリン/用資料] 社会福祉意成課程のリキュラ 」。互等概能、児童家庭福祉。保険医療と福祉。の内容をご参照ください)を学んだ学生が受講することとなる見通しで す。

なお、「子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」の教育内容は、『【ヒアリング用資料】厚生労働省WG資料_子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について』に記載されている内容に沿って検討がなされる予定です。

2

【事務局記入欄】		
ご協力者様 氏名 (ご所属)	()_
Q I これまでの実務経験、教育経験についてお教え 実務経験:	えください。	
教育経験:		
Q2 今後、養成校において認定資格(受験資格)取	得のための教育課程を設置する	こととなった場合、
5回) の科目となった場合、現任者研修の教育内容を	全て教授することは可能でしょ	うか。自由にご意見
をお書きください。		
Q2-l Q2にて「教授することは可能」と回答い	・ ただいた方 <u>以外</u> にお伺いします	•
もし授業時間2単位(授業 5回)で教授する場合		子保健と小児医療の
基礎」(仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教		子保健と小児医療の
もし授業時間2単位(授業15回)で教授する場合		子保健と小児医療の
もし授業時間2単位(授業 I 5回)で教授する場合 基礎」(仮称)の科目では、どのような事柄を優先し教		子保健と小児医療の

Q3 後成校(1))丁とも家庭価値ノージャルソーカー(仮称)の後成教育において、丁ともの身件的先
達等、母子保健と小児医療の基礎」(仮称)を学ぶ際、必ず教育内容に含む必要がある事項にはどのような
ものがあると考えられますか。もし考え得る効果的な教授方法等がございましたら、併せてお答えくだ
さい。
(現任者研修カリキュラムの教育内容に含まれている・いないを問わずお答えください)

質問は以上となります。年度末のご多用の中、ご協力頂きましてありがとうございました。

(7) (7) (計 100.5h) (計 500h) 33.0 67.5 瀬昭 時間(h) 3.0 3.0 5 0.9 1.5 .5 - 2 5. 4.5 .5 7.5 7.5 7.5 1.5 3.0 1.5 5 .5 - 2 .5 1.5 1.5 3.0 1.5 1.5 1.5 3.0 3.0 本課程については、過去の厚生労働省の設置する委員会の中で、演習・客習舎か 500 時間程度とする家が出されているが、社会指社工・精神保護指令社会情報でも設置する時間との、詳細は未修訂、業成がにちげる教育課程は、「研修課程」の実施状況を設すえ、今和8年度より検討される予定・本調査は、その検討に元立ち、養成校の意即等を詳細に課題するものである。 -1 (虐待予防のための支援等を始めとした、多様なニーズをもつ子 17. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク -2 (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築) 研修科目一覧(イメージ) ver.2021227 第8回12/27W6資料からプロット <子ども家庭福祉指定研修> -3 (組織の運営管理) 3. 子ども家庭福祉 -1 (子ども家庭をとりまく環境と支援) 科目名 科目名 盂 2. 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割 8 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎 6 子ども家庭福祉 一3 (精神保健の課題と支援) 5. 子ども家庭福祉 --2 (保護者や家族の理解) 子ども家庭福祉 一4 (行政の役割と法制度) 16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク どもや家庭への相談支援等やその技術) 18. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク 15. 子どもの安全確保を目的とした支援 9. 子どもの心理的発達と心理的支援 10. 社会的養護と自立支援 12. 貧困に対する支援 子どもの権利擁護 4. 児童虐待の理解 11. 少年非行 13. 保育 14. 教育

15.0 <ソーシャルワーク研修(子ども家庭福祉分野相談援助実務経験者∕子ども家庭にかかる相談援助実務経験がある保育士> 0.9 3.0 0.9 165.0 保育士 9.0 19.5 39.0 19.5 39.0 39.0 0.0 継 く社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修(有資格者で子ども家庭福祉分野の実務経験が一方 子ども家庭 実務者 15.0 39.0 39.0 19.5 97.5 0.9 0.9 3.0 ı ı 時間(h) 見学実習 9.0 癖 松熊 剛 機器 0. 0 0. 0.1 剛無 0. 0. 0 0.6 2.0 母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度 科目名 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方 子ども家庭相談援助制度及び実施体制 1. ソーシャルワークの基盤と専門職 2. ソーシャルワークの理論と方法 6 子どもの成長 発達と生育環境 社会的養護と市町村の役割 地域福祉と包括的支援体制 子どもの権利擁護と倫理 4. ソーシャルワーク演習 1 ソーシャルワーク漢習I 児童相談所の役割と連携 子ども虐待対応 9 見学実習 6. 見学実習

(7)

<養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの)>

Œ

3

職能団体ヒアリング調査

2-3 職能団体ヒアリング調査

2-3-1 調査の対象及び方法

(1) 調査対象

以下の団体を対象とし、協力を得た。(3団体)

公益社団法人 日本社会福祉士会

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会

(2) 調査方法

ヒアリングシートを配布・回収する紙面でのヒアリングを実施した。具体的な手続きは以下である。

VI. 調査対象者である職能団体へ、趣旨説明の上ピアリングシートを送付

VII. 回答者は、ヒアリングシートに回答の上、調査実施者に返送

2-3-2 調査内容

調査内容は以下である。なお、本ヒアリングについては、厚生労働省より提供協力を得て、令和4年 12 月 27 日に開催された第8回 WG の資料を基に質問項目と添付資料の検討及び作成を行った。本調査で得られた回答は、令和4年12月末時点の検討状況に対するものである。

- 2022年12月末における会員数、組織率
- ・ 『相談援助の実務経験が2年以上、かつ、児童福祉司の指定施設にて子ども又はその家庭 に対し、相談援助業務を行った経験がある(子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を 行った経験があれば、その業務量は問わない)』会員数の規模感
- 全国団体と都道府県毎の職能団体との組織上の関係
- ・ 指定研修の実施に際し「指定研修実施機関」「講師研修のための実施機関」となることに ついての現時点での考え
- ・ 今後の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー (仮称) の指定研修、指定研修の講師研修、養成校での養成等に関して社会福祉士・精神保健福祉士養成校との共同・連携を行うことについて

2-3-3 調査期間・回答状況

2023年2月上旬に配布、中旬に回収した。なお、全ての団体より回答を得た。

2-3-4 結果

2022年12月末日時点での会員数・組織率

	2022 年 12 月末日時点での会員数	2022 年 12 月末日時点での組織率
日本社会福祉士会	44,895 人	16.56%
日本精神保健福祉士協会	12,246 人(構成員)	12.4%

- Q. 今回の認定資格では、有資格者について『相談援助の実務経験が2年以上、かつ、児童福祉司の指定施 設●にて子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験がある(子ども又はその家庭に対して、相談援 助業務を行った経験があれば、その業務量は問わない)』ことを指定研修の受講要件とすることが想定されてい ます。貴団体において、上記の受講要件を満たす会員はどの程度おられますか。
- ●社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設、ないし、精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労 働省令で定める施設です。

児童福祉関係施設に勤務する都道府県社会福祉士会の会員は約 1400 名。その他、行政機関や教育 機関、障害者関係施設等に勤務する会員のうち、対象となる会員が存在すると考えられるが、対象 となる勤務先種別等の詳細は不明。【日本社会福祉士会】

「相談援助の実務経験が2年以上」かつ「児童福祉司の指定施設にて子ども又はその家庭に対し、 相談援助業務を行った経験があること」に該当する構成員数を現在のデータベースから抽出・算出 等(概数、推計を含めて)することができないため、受講要件を満たす会員数の規模の把握が難し い。【日本精神保健福祉士協会】

病院所属の会員数(4.460 名、病院種別は問わず)に対し診療科目別にみた施設数(小児科 34.9%) をかけた推計値で、1,561 名です。ただし、実務経験年数は把握できず加味されておりま せん。【日本医療ソーシャルワーカー協会】

- Q. 貴団体と都道府県毎の組織上のご関係についてお答えください。
 - 47都道府県社会福祉士会による連合体組織【日本社会福祉士会】

各都道府県の団体が独立して組織(全国組織とは別に入会手続きが必要)。本協会の構成員を都道 府県毎に組織した内部機関として都道府県支部を設置【日本精神保健福祉士協会】

独立しているが、全国医療ソーシャルワーカー協会会長会があり、当協会も加盟し、当協会組織運 営部にて事務局機能をもって運営している。【日本医療ソーシャルワーカー協会】

Q1. 指定研修の実施に際し、職能団体へ「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」としての役割が期待される可能性があります。これら研修等の実施機関となることについて、現時点での貴団体のお考えをお答えください。

ソーシャルワーク職能団体、教育団体と協働し、研修等の実施機関として協力する方向で検討中。 【日本社会福祉士会】

本協会の組織・研修実施体制の現状からは、本協会自体が「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」となることは極めて難しい認識している。

【日本精神保健福祉士協会】

ソーシャルワーク職能団体、教育団体と協働し、研修等の実施機関として協力する方向で検討中。

【日本医療ソーシャルワーカー協会】

Q2. 今後の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー (仮称) の指定研修、指定研修の講師研修、養成校での養成等に関して社会福祉士・精神保健福祉士養成校との共同・連携を行うことについて、現時点でのお考えやご意向をお答えください。

ソーシャルワーク職能団体、教育団体とともに、共同・連携の在り方について検討していく予定。 【日本社会福祉士会】

ソーシャルワーク専門職団体や養成教育団体との共同・連携の在り方について、現状を踏まえて検 討していく予定。【日本精神保健福祉士協会】

ソーシャルワーク職能団体、教育団体とともに、共同・連携の在り方について検討していく予定。 【日本医療ソーシャルワーカー協会】

(厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) 養成校におけるモデル的なカリキュラム検討と、子ども家庭福祉の新たな資格における指定研修等への 素殊校の位わのなり方に関する知告研究

《ヒアリング調査》

職能団体ヒアリング ヒアリングシート

2023年2月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

<本調査の目的>

本調査は、子ども家庭福祉の新たな資格(以下、認定資格)に関する研修・教育課程の設置にかかる、 職能団体の意向等を明らかにするものです。

すでにご案内の通り、令和4年6月に国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉司の任用にかかる要件の見直しがなされ、「児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの」が追加されました。この「新たに内閣府令で定めるもの」につきましては、令和3年社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書(令和4年2月10日公表)において、「一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした機関が設定した研修を受講するとともに、当該機関が実施する試験を経て認定される認定資格の取得者とすること」とされているところであり、この認定資格取得のために受講すべき研修の課程等を検討するための検討会及びワーキンググループがすでに厚生労働省において設置され、検討を行っているところでございます。

このたび、当該検討会ワーキンググループより現任者向けの研修課程の概要案が公表されたことを受けまして、社会福祉士・精神保健福祉士の養成校が研修プロバイダーとして福祉系大学等が積極的に参画・協力し得る環境や条件等を検討するため、社会福祉士・精神保健福祉士を擁する職能団体の皆様へ、ヒアリング調査をすることといたしました。

年度末に向けて公務ご多忙な中、本調査へのご理解とご協力を賜りますことにつき深く感謝申し上げます。

<回答の取り扱いについて>

本ヒアリング調査の結果は、標記事業の報告書に記載いたします。本調査にてお預かりしたすべての回答・情報については、ヒアリングご協力者様ならびに貴団体に不利益が生じないよう、細心の注意を払い取り扱います。

<本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い>

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等における結果の公表においては、貴団体名を公開し、ヒアリングご協力者様の氏名は公開致しません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。同意いただける場合のみご協力 くださいますようお願い申し上げます。本調査への回答をもって調査協力への同意をいただいたものと いたします。なお、同意されない場合には回答の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないこと を保障いたします。

> 〈お問い合わせ・ご提出先〉 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 TEL:03-5445-7219 Eメ−ル:kodomo2022@jaswe.jp 担当:佐藤・石井

> > 《新しい研修・教育課程の概要について》 *pp.i~iii参照

- ※ 現任者向け研修課程(以下、研修課程)は、「子ども家庭福祉指定研修」(以下、指定研修)の ほか、「ソーシャルワーク研修」、「社会福祉士・精神保健福祉士有資格者への追加研修」の3 つのカリキュラムから成り立っております。
- ※ 指定研修は、科目ごとに講義と演習を一体的に展開することが必要とされています。また、講義 は遠隔(オンデマンド型も可)で行うことができますが、演習については対面で行うことが求め られる見通しです。
- ※ 認定資格(受験資格)を福祉系大学等の学生に付与するための新課程(以下、教育課程)については、研修課程で示されている達成目標を踏まえて、本調査研究班にて検討を進めます。「教育課程」については、500時間程度の授業時間数(実習時間含む)により「指定研修」と同一の達成目標に到達できるものとしてイメージをお持ちください(社会福祉士・精神保健福祉士教育課程設置科目との誘替については未検討です)。
- ※ これらカリキュラムにつきましては、ヒアリング当日にも簡単にご説明申し上げるようにいたしますが、その前にご不明な点がございましたら、<お問い合わせ・ご提出先>までご連絡ください。

【事務局記入欄	翔]	
ご協力団体名		

2

【フェイスシート】

- → 貴団体の 2022 年 12 月末日時点での会員数をお答えください。(人)
- ♦ 貴団体の 2022 年 12 月末日時点での組織率をお答えください。(%)
- 今回の認定資格では、有資格者について『相談援助の実務経験が2年以上、かつ、児童福祉司の指定施設●にて子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験がある(子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験があれば、その業務費は問わない)』ことを指定所修の受講要件とすることが想定されています。貴団体において、上記の受講要件を満たす会員はどの程度おられますか。

(人) ※概数、推計の回答でも可能です。その際はその旨付記ください。

※受講要件を満たす会員数の規模の把握が難しい場合、その理由をお答えください。

(理由:

- ●社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設、ないし、精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設です。
- ◆ 貴団体と都道府県毎の組織上のご関係についてお答えください。
 - □ 下部組織として組織(全国組織に加入した時点で住所地や勤務地に応じ各都道府県団体に所属)
 - □ 各都道府県の団体が独立して組織(全国組織とは別に入会手続きが必要)
 - □ その他(具体的に

【指定研修ないし講師研修のための実施機関"となることについて】

Q I . 指定研修の実施に際し、戦能団体へ「指定研修実施機関」もしくは「講師研修のための実施機関」 としての役割が期待される可能性があります。これら研修等の実施機関となることについて、現時点で の費団体のお考えをお答えください。

の質団体のお考えをお答	きえくたさい。		

・ここでいう「実施機関」とは、指定研修ないし講師研修実施機関としての指定を受けるために必要な 要件を満たし、研修課程をトータルに実施する能力があると認められることを指します。現時点では、 具体的な要件については提示されていませんので、ある程度、実際に研修実施機関として求められそう なことを想定しながらご回答ください。

3

【養成校との恊働・連携について】

Q 2. 今後の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の指定研修、指定研修の講師研修、養成校での 養成等に関して社会福祉士・精神保健福祉士養成校との共同・連携を行うことについて、現時点でのお考 えやご意向をお答えください。

とやご意向をおる	FA. \ /E & V'0			

~年度末のお忙しい中、ヒアリング調査にご協力賜りまことにありがとうございました~

(3) 3 (計100.5h) (計 500h) 33 0 67 5 別題(4) 問題(4) 3.0 3.0 0.9 1.5 1.5 1.5 -5 5 4.5 1.5 5 2 7.5 7.5 1.5 7.5 1.5 1.5 3.0 1.5 1.5 1.5 1.5 - 5 3.0 1.5 1.5 1.5 3.0 - 2 1.5 3.0 本課程については、過去の厚生労働者の設置する委員会の中で、演習・実習合め 500 時間程度とする案が出されているが、社会指社工・精神保護指令社会計会の各自目との影響的観音的、詳細は未続的、素成校における教育課程は、「研修課程」の実施状況を認まえ、令和8年度より検討される予定・本調査は、その検討に生立ち、養成校の意向等を詳細に聴取するものである。 15. 子どもの安全階級を目的としたケースマネジメント
 16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク - 1 (産待予防のための支援等を始めたした、多様なニーズをもつ子どもや家庭への相談支援等やその技術)
 17. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク - 2 (地域を基定した多職種・多層間違携による包括的支援体制の構築) 研修科目一覧(イメージ) Vor.2021/221 第8回12/27N6の事前レク用資料からプロット <子ども家庭福祉指定研修> <養成校における教育課程(上記「指定研修」に対応するもの)> 18. 子ども家庭福祉とソーシャルワーク -3 (組織の運営管理) 3. 子ども家庭福祉 -1 (子ども家庭をとりまく環境と支援) 科目名 科目名 盂 2. 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割 8 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎 6. 子ども家庭福祉 -3 (精神保健の課題と支援) 5 子ども家庭福祉 ―2 (保護者や家族の理解) 子ども家庭福祉 --4 (行政の役割と法制度) 9. 子どもの心理的発達と心理的支援 10. 社会的養護と自立支援 12. 貧困に対する支援 1. 子どもの権利擁護 4. 子ども虐待の理解 11. 少年非行 13.保育 14. 教育

								7					Γ	T					T	T		
								◇ (本本)	では一)履修者)	記述を記述	1	1	1	00	٥.			0.0	1 4	0.0	15.0
講像 / 演習: 月 字とも家庭 字子も家庭 東京者	19.5	39.0	19.5	39.0	39.0	0.6	165.0	市以下の老1	「「「「「「「」」	該当科目の履修者)	継		1	1	1			ı	1	1 1		0.0
時間 子ども家庭 実務者	0	39.0	19.5	0	39.0	0	07 E	21.0	THE STATE OF	1	三次 市		1	ı	c	· ·		ı	6.0	1	0.9	15.0
講義 /演習/見 学実習	響幅	郷	揺	腳無	腳無	見学実習		事の語や市	EX STECH	(U) 回報	郴	1.0	1.0	1.0		2 .	2 .	0.	0.1	2.0	0.6	9.0
格目各	1. ソーシャルワークの基盤と専門職	2. ソーシャルワークの理論と方法	3. 地域福祉と包括的支援体制	ソーシャルワーク演習 1	5. ソーシャルワーク演習エ	9 見学実習	#	" ついの	人工人国生人,在计不好国生人方式记句,"公益加到多人方式记句人"一人多多点	科目名		子どもの権利擁護と倫理	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2011年1955年、2011年1952年(中国・日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	丁Cで※紹布訳の連貫と位款後期ののソカ	1.1.カウ数酸 C I Jim J 4.0.7 区割 フェンカー	ナともの以長・発達と生育境境	子ども虚体対応 minusesian site of the form the second sec	母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度=ニニニニ	見学実習	表